

会 議 録 目 次

平成28年第4回曾於市議会定例会

会期日程	1
○12月2日（金）	
議事日程第1号	3
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
議会広報等調査特別委員会の調査報告	7
同意案第1号	9
議案第61号～議案第79号	11
散 会	18
○12月6日（火）	
議事日程第2号	19
開 議	21
一般質問	
上村 龍生 議員	21
徳峰 一成 議員	37
海野 隆平 議員	61
久長登良男 議員	76
泊ヶ山正文 議員	96
散 会	109
○12月7日（水）	
議事日程第3号	111
開 議	113
一般質問	
迫 杉雄 議員	113
今鶴 治信 議員	134
伊地知厚仁 議員	154
八木 秋博 議員	172

散 会	187
○12月8日（木）	
議事日程第4号	189
開 議	191
刈合 昌昭 議員	191
宮迫 勝 議員	203
岩水 豊 議員	221
山田 義盛 議員	249
散 会	260
○12月9日（金）	
議事日程第5号	261
開 議	264
議案第61号、議案第62号	264
議案第63号、議案第64号	272
議案第65号	259
議案第66号、議案第67号	295
議案第68号～議案第72号	295
議案第73号	261
議案第74号～議案第76号	327
議案第77号～議案第79号	328
議案第80号、議案第81号	329
議案第82号	333
議案第83号～議案第89号	267
散 会	337
○12月22日（木）	
議事日程第6号	339
開 議	343
議案第61号、議案第62号	343
議案第63号、議案第64号	346
議案第65号	349
議案第66号、議案第67号	362
議案第68号～議案第72号	364
議案第73号	382
議案第74号～議案第76号	388
議案第77号～議案第79号	391

議案第80号、議案第81号	393
議案第82号	398
議案第83号～議案第89号	401
議案第90号	405
発議第5号	408
閉会中の継続審査申出について	409
閉会中の継続調査申出について	409
議員派遣の件	410
閉 会	411

平成28年第4回曾於市議會定例会

会 期 日 程

平成 28 年第 4 回曾於市議會定例会会期日程

会期 21 日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	2	金	本 会 議	○開会 ○會議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	3	土	休 日	
	4	日	休 日	
	5	月	休 会	
	6	火	本 会 議	○一般質問
	7	水	本 会 議	○一般質問
	8	木	本 会 議	○一般質問
	9	金	本 会 議	○議案等の質疑・委員会付託
	1 0	土	休 日	
	1 1	日	休 日	
	1 2	月	休 会	常任委員会
	1 3	火	休 会	常任委員会
	1 4	水	休 会	常任委員会
	1 5	木	休 会	
	1 6	金	休 会	
	1 7	土	休 日	
	1 8	日	休 日	
	1 9	月	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	2 0	火	休 会	
	2 1	水	休 会	
	2 2	木	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成28年第4回曾於市議會定例会

平成28年12月2日

(第1日目)

平成28年第4回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月2日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

第5 議会広報等調査特別委員会の調査報告

（議会広報等調査特別委員長報告）

第6 同意案第1号 教育委員会委員の任命について

（以下19件一括提案）

第7 議案第61号 曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

第8 議案第62号 曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について

第9 議案第63号 曾於市税条例等の一部改正について

第10 議案第64号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

第11 議案第65号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について

第12 議案第66号 字の区域変更について（大路地区）

第13 議案第67号 字の区域変更について（東迫地区）

第14 議案第68号 指定管理者の指定について（財部交流館）

第15 議案第69号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）

第16 議案第70号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

第17 議案第71号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

第18 議案第72号 指定管理者の指定について（曾於市民プール）

第19 議案第73号 平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

第20 議案第74号 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- 第21 議案第75号 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第76号 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第77号 平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第24 議案第78号 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第25 議案第79号 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1 番	岩 水 豊	2 番	渕 合 昌 昭	3 番	泊ヶ山 正 文
4 番	上 村 龍 生	5 番	宮 迫 勝	6 番	今 鶴 治 信
7 番	九 日 克 典	8 番	伊地知 厚 仁	9 番	八 木 秋 博
10番	土 屋 健 一	11番	山 田 義 盛	12番	大川内 富 男
13番	大川原 主 税	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	谷 口 義 則	17番	迫 杉 雄	18番	（ 欠 員 ）
19番	徳 峰 一 成	20番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 持 留 光 一 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	今 村 浩 次
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	永 山 洋 一	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	八 木 秀 久	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	富 岡 浩 一	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
財 政 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 野 実
税 務 課 長	中 山 浩 二	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	久 留 守	水 道 課 長	堀 内 光 秋
保 健 課 長	丸 野 哲 男	会計管理者・会計課長	桂 原 光 一

介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 浜 昭 二
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		

開会 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより平成28年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（原田賢一郎）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、久長登良男議員及び谷口義則議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの21日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告については、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第 5 議会広報等調査特別委員会の調査報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第 5、議会広報等調査特別委員会の調査報告であります。

議会広報等調査特別委員長の報告を求めます。

○議会広報等調査特別委員長（上村龍生）

おはようございます。

議会広報等調査特別委員会調査報告書

議会の承認を得ておりました閉会中の事務調査を実施いたしましたので、報告します。

記、1、調査地及び調査事項

（1）和歌山県紀の川市

調査内容

議会広報等に関する調査及び編集から発行までの手順等。

（2）兵庫県淡路市

議会広報等に関する調査及び編集から発行までの手順等。

2、調査期間

平成28年11月14日月曜日から11月16日水曜日、2泊3日。

3、調査委員

上村龍生、岩水豊、迫杉雄、今鶴治信、宮迫勝、刈合昌昭。

4、調査内容

（1）和歌山県紀の川市

紀の川市は和歌山県の北部に位置しており、面積は228.21km²、人口は6万4,685人で、温暖な気候のもとミカン、柿等果樹の生産が有名であります。

議会だよりの形式は、A4判、16ページを基本とし、6段11文字の34行で、丸ゴシックを使用し、表・裏表紙のみカラー、その他ページは白黒刷りで2万6,000部発行されています。

特徴として、丸ゴシックや余白の活用等、読み手の目に入れやすく、なじみやすい工夫がなされました。

広報委員は、議員定数22名のうち9名で構成され、議会だよりに対する熱意があふれていました。また、市民に親しみを持ってもらうため、「こんにちは議会です」というタイトルを採用し、曾於市でも参考になると感じたところでありました。

いかに議会だよりを読んでもらえるかの決め手は表紙の写真であり、被写体より読者を意識し、人物は大きく動きがあり、季節感ある写真を撮るように心がけ、全

員で持ち寄って一番いい写真を掲載していくことによって、レベルアップが図られていると強調されていたのが印象的でした。

次に、一般質問関連の原稿、掲載写真は、発言者が全て準備することを基本とし、予算や決算の掲載については、全てを掲載するのではなく、市報と重複しないよう特筆する議案や質疑の多かった議案等を重点的に掲載して、文字数がふえないよう心がけているとのことでありました。

紀の川市議会は、近畿市町村広報紙コンクールでグランプリを受賞することを目標にすることにより、意識レベルの向上につながっていると感じました。

（２）兵庫県淡路市

淡路市は、神戸淡路鳴戸自動車道で結ばれた淡路島の北部に位置しており、面積は184.35km²、人口は4万5,556人で、太陽の光に囲まれた温暖な、非常に恵まれた土地であり、タマネギ生産が有名であります。

議会だよりの形式は、A4判、6段11文字で、表・裏表紙はカラー、その他ページは2色刷りで、1万8,500部発行されています。

特徴として、見開きで左右同じパターンにならないように、写真配置や余白の取り方、文字列の縦・横に使い分け等、読み手の目に入れやすく、なじみやすい工夫がなされていました。

広報委員は、議員定数18名のうち7人で構成され、広報委員長に副議長が兼任し、希望者により委員を選出し、6人を超える場合は抽選で選任されるとのことでありました。

市民にわかりやすい市議会だよりを目標に、これまでの紙面づくりを見直し、タイトルを「市議会だより淡路」から、丸ゴシックの「こんにちは議会です」に変更し、読みやすい紙面づくりのために、文字列や写真の配置の工夫、小学6年生が理解できる文章作成等に心がけ、1人でも多くの方に読んでもらえるよう改善された結果、平成28年度近畿市町村広報紙コンクールにおいて優良賞を受賞されたところでありました。

最後に、曾於市議会だよりについてクリニックしていただき、全体的に文章が長く表現も難しい、写真にインパクトがない、余白の活用がない、文字のフォントの工夫等さまざまな視点からの指摘を受け、今後の検討課題と受けとめたところであります。

今回の議会広報紙発行先進地の研修を機に、今後、曾於市議会だよりの編集の中で生かしてまいります。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は、事務局に保管してありますので、御参照願います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

以上で、議会広報等調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第6 同意案第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、同意案第1号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、同意案第1号、教育委員会委員の任命について説明をいたします。

教育委員馬場雅子氏の任期が、平成28年12月26日をもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同氏を再任するため、提案するものであります。

同法第5条第1項の規定により、同氏の任期は4年となります。

よろしく審議くださるようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

2点質問いたします。ただいま市長から説明がありました任期は4年ですが、この経歴を見ますと、職歴と言いますか、平成17年12月に就任となっていますが、今回は何期目の、一応、再任されるとなると教育委員となりますか。一応、確認方の質問であります。

第2点目は健康状態、あるいは委員会出席はこの間どうであったか。

以上の質問であります。

○教育長（谷口孝志）

質問にお答えいたします。徳峰議員の質問にお答えいたします。

17年の12月に教育委員に就任しておりますので、今回、再任されますと4期目ということになります。

それから、2問目の質問ですが、健康状況につきまして、至って健康であります。それから、委員会への出席については、現在は、また、委員長もしておられる関係もあります。全て出席をしておられます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、同意案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第1号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員は18人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に九日克典議員及び伊地知厚仁議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

それでは議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、19 番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。九日議員及び伊地知議員の立ち合いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、賛成18票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第1号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

日程第7 議案第61号 曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第8 議案第62号 曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について

日程第9 議案第63号 曾於市税条例等の一部改正について

日程第10 議案第64号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第11 議案第65号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 字の区域変更について（大路地区）
- 日程第13 議案第67号 字の区域変更について（東迫地区）
- 日程第14 議案第68号 指定管理者の指定について（財部交流館）
- 日程第15 議案第69号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）
- 日程第16 議案第70号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）
- 日程第17 議案第71号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）
- 日程第18 議案第72号 指定管理者の指定について（曾於市民プール）
- 日程第19 議案第73号 平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第20 議案第74号 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第75号 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第76号 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第77号 平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第78号 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第79号 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、議案第61号、曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから、日程第25、議案第79号、平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの、以上19件を一括議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、議案第61号から日程第25、議案第79号まで一括して説明をいたします。

まず、日程第7、議案第61号、曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について説明をいたします。

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律における農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の選任方法が、公選制から市長による任命制に移行されたことと、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱しなけれ

ばならなくなったことに伴い、これらの定数を定めるものです。

また、附則において、既存の定数条例を廃止し、あわせて農地利用最適化推進委員の報酬の額を定めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでありますが、現に在職する農業委員の任期満了の日までの間は、廃止前の定数条例及び改正前の報酬等条例の規定は、なお効力を有するものであります。

次に、日程第 8、議案第 62 号、曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について説明をいたします。

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律における農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の選任方法が、公選制から市長による任命制に移行されたことに伴い、その委員候補者の選考委員会を設置するものであります。あわせて、附則において、その選考委員会委員の報酬の額を定めるものであります。

次に、日程第 9、議案第 63 号、曾於市税条例等の一部改正について説明をいたします。

所得税法等の一部を改正する法律が、平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことにより、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が、平成 28 年 5 月 25 日に公布されたことに伴う改正と、平成 28 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する等の法律に伴い、曾於市税条例等の一部を改正するものであります。

内容につきましては、第 1 条による改正は、市税条例第 19 条の納期限後に納付、または納入した税金に係る延滞金や、第 43 条の普通徴収に係る個人市民税の変更等の延滞金について、第 48 条及び第 50 条の法人市民税の申告納付や不足税額の納付について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するため、定めるものです。

附則の第 6 条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の改正であります。

附則第 20 条の 2 は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例で、特例適用利子や配当額等の額に係る所得を分離課税するもので、法律改正に合わせて改正するものであります。

なお、改正後の各条項の施行期日及び経過措置についても、附則のとおりとなります。

次に、日程第 10、議案第 64 号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について説明をいたします。

所得税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布されたこと、及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が、平成28年5月25日に公布されたことに伴い改正するものであります。

内容につきましては、附則第10条及び附則第11条は、特例適用利子、または配当等に係る国民健康保険税の課税の特例で、いずれも市民税で分離課税される特例適用利子、もしくは配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもので、法律改正にあわせての改正であります。

改正後の各条項の施行期日及び経過措置についても附則のとおりとなります。

次に、日程第11、議案第65号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について説明をいたします。

曾於高校の卒業生に対する大学等進学祝金贈呈事業の対象となる学校や祝金の額を拡充し、曾於高校への進学促進と生徒の学習意欲を高め、有能な人材を輩出、育成するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、本案を提案するものです。

なお、この条例改正は、平成29年4月1日から施行するものでありますが、祝金贈呈事業は平成28年度の卒業生から対象とするものであります。

次に、日程第12、議案第66号、字の区域変更について説明をいたします。

県営農村振興総合整備事業大路地区の完了に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

事業内容は、区画整理面積4.2ha、事業費6,240万円。受益戸数18戸で、負担率は国50%、県29.5%、地元20.5%であります。

次に、日程第13、議案第67号、字の区域変更について提案理由の説明をいたします。

県営特殊農地保全整備事業東迫地区圃場整備の完了に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものです。

事業内容は、区画整理面積4.43ha、事業費6,134万円。受益戸数14戸で、負担率は国48%、県36%、地元16%であります。

次に、日程第14、議案第68号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市財部交流館の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、財部交流館の管理を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して行わせるため、本案を提案するもの

です。

指定の相手方は、曾於市末吉町諏訪方8472番地の1、社団法人曾於市シルバー人材センターであります。

次に、日程第15、議案第69号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、曾於市養護老人ホーム清寿園の管理を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して行わせるため、本案を提案するものであります。

指定の相手方は、曾於市末吉町岩崎971番地の1、社会福祉法人輪光福祉会であります。

次に、日程第16、議案第70号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、メセナ住吉交流センターの管理を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して行わせるため、本案を提案するものであります。

指定の相手方は、曾於市末吉町深川11051番地の1、株式会社メセナ末吉であります。

次に、日程第17、議案第71号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例第4条第1号の規定により、清流の森大川原峡の管理を平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間、指定管理者を指定して行わせるため、本案を提案するものであります。

指定の相手方は、曾於市財部町下財部6650番地、財部北地区公民館であります。

次に、日程第18、議案第72号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市民プール施設の管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市民プールの施設の管理を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して行わせるため、本案を提案するものです。

指定の相手方は、鹿児島県鹿児島市武2丁目4番1号、株式会社メルヘンスポーツであります。

次に、日程第19、議案第73号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に26億7,455万円を追加し、総額を265億465万

8,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、5ページの第2表のとおり、臨時福祉給付金給付事業ほか2件を追加しております。

第3条は、債務負担行為の補正であり、6ページの第3表のとおり、財部交流館に対する指定管理料ほか3件について、期間及び限度額を定め、広域曾於北部線の仮設道路施設等借上料の期間及び限度額を廃止しております。

第4条は、地方債の補正であり、7ページの第4表のとおり、県営中山間地域所得向上対策事業の限度額を6,190万円追加し、県営畑地総合整備事業負担金ほか6件の限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正予算は、国の2次補正と台風16号による災害復旧工事が主なものであり、歳入から説明いたしますと、国庫支出金は、現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を3億7,638万8,000円、臨時福祉給付金給付事業費補助金を2億2,154万9,000円、県支出金は、森林整備・林業木材産業活性化推進事業費補助金を8,735万7,000円、現年発生農業用施設災害復旧費補助金を9億5,793万円、寄付金は、思いやりふるさと寄附金を3億円、繰入金は、思いやりふるさと基金繰入金を1億5,000万円、市債は、農業債の県営畑地総合整備事業費負担金を6,150万円、公共土木施設災害復旧事業債の現年発生土木施設災害復旧費を2億2,220万円それぞれ追加するものが主なものであります。

歳出については、国の臨時福祉給付金支給により、臨時福祉給付金給付事業を2億2,154万9,000円、県営土地改良事業費の増額により、県営土地改良事業を1億5,152万1,000円、株式会社伊万里木材市場の森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金に対する森林・林業振興事業を8,735万7,000円、思いやりふるさと寄附金の追加により、思いやりふるさと寄附金推進事業を4億7,797万7,000円、災害復旧に対する現年発生農地・農業用施設災害復旧費を9億1,193万5,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を6億1,960万円それぞれ追加するものが主なものであります。

次に、日程第20、議案第74号、平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に7,393万8,000円を追加し、総額を71億5,756万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますの

で、4ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般被保険者高額療養費への追加が主なもので、歳入については、国庫支出金の療養給付費負担金を2,320万円、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金を5,066万5,000円、一般会計から人件費繰入金を7万3,000円それぞれ追加し、歳出については、保険給付費の一般被保険者高額療養費を7,250万円追加するものが主なものであります。

次に、日程第21、議案第75号、平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に44万8,000円を追加し、総額を5億5,879万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正予算は、後期高齢者システム改修委託料の追加が主なもので、歳入については、一般会計から人件費繰入金を8万6,000円、繰越金を36万2,000円それぞれ追加し、歳出については、総務費の徴収費を30万8,000円追加するものが主なものでございます。

次に、日程第22、議案第76号、平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から42万2,000円を減額し、総額を55億6,430万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は、ケアマネージャーの報酬等の減額と介護保険システム改修委託料の追加が主なもので、歳入については、国庫支出金を52万3,000円、県支出金を26万2,000円それぞれ減額し、繰入金の事務費繰入金を32万8,000円追加するものが主なものでございます。

歳出については、総務費の賦課徴収費を24万7,000円追加し、地域支援事業費の介護給付費等費用適正化事業を149万7,000円減額するものが主なものでございます。

次に、日程第23、議案第77号、平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に14万8,000円を追加し、総額を2億972万5,000

円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正は、下水道システム改修委託料の追加が主なもので、歳入については、使用料を14万8,000円追加し、歳出については、公共下水道事業費の下水道総務費を12万5,000円、下水道総務職員給を2万3,000円追加しております。

次に、日程第24、議案第78号、平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の17ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2万8,000円を追加し、総額を1億9,932万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は、職員給の追加によるもので、歳入については、繰越金を2万8,000円追加し、歳出については、簡易水道事業費を2万8,000円追加しております。

次に、日程第25、議案第79号、平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に59万円を追加し、予定額を5億5,804万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、上水道システム変更による委託料の追加が主なもので、手当を30万6,000円、委託料を12万5,000円それぞれ追加するものが主なものであります。

以上で、日程第7、議案第61号から日程第25、議案第79号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月6日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時43分

平成28年第4回曾於市議會定例会

平成28年12月6日

(第2日目)

平成28年第4回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月6日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 上村 龍生 議員

通告第2 徳峰 一成 議員

通告第3 海野 隆平 議員

通告第4 久長登良男 議員

通告第5 泊ヶ山正文 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 岩 水 豊	2番 湊 合 昌 昭	3番 泊ヶ山 正 文
4番 上 村 龍 生	5番 宮 迫 勝	6番 今 鶴 治 信
7番 九 日 克 典	8番 伊地知 厚 仁	9番 八 木 秋 博
10番 土 屋 健 一	11番 山 田 義 盛	12番 大川内 富 男
13番 大川原 主 税	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 谷 口 義 則	17番 迫 杉 雄	18番 （ 欠 員 ）
19番 徳 峰 一 成	20番 原 田 賢一郎	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 持 留 光 一 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	今 村 浩 次
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	永 山 洋 一	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	八 木 秀 久	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博

財部支所長兼地域振興課長	富岡浩一	商工観光課長	荒武圭一
企画課長	橋口真人	畜産課長	木佐貫育穂
財政課長	吉川俊一	耕地課長	吉野実
税務課長	中山浩二	建設課長	新澤津順郎
市民課長	久留守	水道課長	堀内光秋
保健課長	丸野哲男	会計管理者・会計課長	桂原光一
介護福祉課長	小園正幸	農業委員会事務局長	小浜昭二
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一		
大隅支所産業振興課長	小松勇二		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○4番（上村龍生議員）

おはようございます。自民さくら会の上村龍生です。

本日は通告に従いまして、以下の4項目についての質問をいたします。

1項目めが、台風16号関係について、2項目めが、八合原台地シラス対策事業について、3項目めが、観光振興について、4項目めが、市長の政治姿勢についてであります。よろしくお願いします。

質問に入ります。

初めに、1項目めの、台風16号関係についてであります。

①被害状況について示されたい。

②今回の台風対策で対応した体制について示されたい。

③今回の台風対策・被害状況等で反省・教訓等があれば示されたい。

次に、2項目めの、八合原台地シラス対策事業について。

①整備計画と整備の進行状況を示されたい。

②台風16号による被害が整備計画・整備状況に与える影響はないか。

③災害防止の観点から、市の建設課・耕地課単独の整備ではなく、国道・県道・治山を含めた国・県と連携を図りながらの総合的な流末処理対策等整備の必要性を感じるが、市長の認識・見解を伺いたい。

3項目めの、観光振興について。

①弥五郎の里整備関連で、県道と周辺部の歩道整備計画の状況を示されたい。

②弥五郎の里周辺の開発により、曾於市の観光振興を図るべきではないかとの質疑を昨年9月議会で行いました。その中で、旧中山公園付近の市有地・国有地等の状況を確認し、国有地の払い下げの可能性についても確認をいたしました。

市長答弁の中で、市有地・払い下げ可能な国有地を含め、約3万5,000m²程度

の土地があるとのことでありましたが、ここをそのまま放置すると、荒地・原野になることは間違いがありません。地元から、パークゴルフ場等の開発についての要望も聞いておりますが、市長の認識・見解を伺います。

4 項目めの、市長の政治姿勢について。（市長が呼びかけ人になっている「九条の会アピール」について）

①現在も「曾於九条の会」呼びかけ人に変わりはないか。

②「九条の会アピール」を承知しているか。

③「九条の会アピール」に賛同しているか。

④「曾於九条の会」呼びかけ人として、曾於市民に対して「九条の会アピール」のうち、特に何を訴え、何を理解してほしいと考えるか。

⑤憲法制定過程について。「九条の会アピール」には「侵略戦争をし続けることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した9条を含む憲法を制定し、（世界の市民は、国際紛争解決のためであっても武力を使うことを選択肢にすべきでないという教訓を導き出した。）こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。」と書いてあります。

ここに書いてあることは、昭和20年10月ごろから始まり、昭和22年5月3日に施行された日本国憲法の制定過程の中で、どのような事実を述べていると考えておられるか。

⑥安全保障について。「九条の会」との絡みでは、ここは国会での議論ではないかと思っておられる議員の方々、市民の方々もおられると思うんですけれども、あえて質問をした意味は、最終的にはこれは国民の2分の1以上の過半数、改正問題になれば国民、市民の問題であるということを認識した上での質問だと御理解いただければと思います。

⑥憲法の安全保障について。「九条の会アピール」には「20世紀の教訓を踏まえ、21世紀の進路が問われる今、改めて憲法9条を外交の基本に据えることの大切さははっきりしてきています。（中略）憲法9条を持つこの国だからこそ、相手の立場を尊重した平和的外交と経済、文化、科学技術などの面から協力できるのです。」と書いてあります。

国家の安全保障を保証する上で、ここに書かれていることだけで十分であると考えているか。

以上、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

上村議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

1、台風16号についての①の被害状況について、お答えをいたします。

まず、住宅等の状況であります。住宅においては、一部損壊または損傷が5戸、床下浸水が3戸発生しました。

非住家においては、全壊が4棟、一部損壊が3棟発生したところです。人的被害の報告は、受けておりません。

土木災害では、災害復旧費の単独災、公共災の合計が174件、6億239万円となっています。

耕地災害では、災害復旧費の市単独補助、本災の合計が605件、10億5,123万6,000円となっています。

林道関係では、崩土・倒木に要する経費が29件580万円で、倒木による被害が民有林で3ha、2,800万円、市有林で1.16ha、596万4,000円の被害額であります。

学校関係では、19の小中学校では49件で約170万円の被害額であり、給食センター関係では1件27万円の被害額であります。

社会教育課関係では、大隅中央公民館で22万6,000円、大隅運動公園で376万8,000円の被害額が発生しており、文化財関係では、恒吉太鼓橋の流出や末吉地頭仮屋門の一部損壊、恒吉城跡、平松城跡で倒木や斜面崩落等が発生しております。

②の今回の台風対策で対応した体制について、お答えをいたします。

9月19日から9月20日にかけて接近、通過した台風16号に対し、本市がとった対応について時系列で説明をいたします。

9月19日13時に、八木副市長以下、防災担当職員が登庁し、14時に対策会議を開催し、避難準備情報や避難所開設の準備等、その結果について避難所担当課長、消防団幹部等に指示または連絡をしたところです。

15時12分に「大雨・洪水・暴風警報」が発表され、17時ごろを目安に「避難準備情報」の発令及び避難所開設について決定しました。

17時に災害警戒本部を設置し、避難準備情報の発令と同時に、市内21カ所に職員2名ずつ配置し、避難所を開設いたしました。

これらの情報については、有線放送、緊急エリアメール及びコミュニティFMを利用し、市民に対してお知らせしたところです。

消防団については、全分団が19時に警戒待機体制を敷き、消防団三役及び方面隊幹部も待機体制に入りました。

20時に鹿児島県本土が暴風域に入り、台風が大隅半島直撃の確率が高まったため、市内全域に避難勧告を発令しました。

翌20日、午前零時ごろ、勢力を保ったまま大隅半島に上陸し、1時10分に土砂災害警戒情報、1時47分に記録的短時間大雨情報が気象庁から、それぞれ曾於市に発令されました。

2時には、大隅町坂元で1時間当たり133mmの猛烈な雨が観測されたところです。
5時53分に大雨・洪水警報が発表され、7時10分に土砂災害警戒情報が解除されるに至りました。

9時20分に避難勧告を解除し、全避難所の閉鎖をしたところです。

避難所に避難された方は、末吉地区で19世帯29人、大隅地区で12世帯21人、財部地区で22世帯30人の合計53世帯80人となりました。

その後も、午前中、全消防分団による道路の警戒や、地域内の災害状況の調査等の活動に従事していただいたところです。

最終的に、14時に災害警戒本部を解散いたしました。

③の今回の台風対策・被害状況等での反省・教訓等について、お答えいたします。

今回の台風は勢力が非常に強く、深夜未明の最接近が予想されたため、移動のしやすい明るい時間帯に避難所を開設いたしました結果、53世帯80人の避難者を受け入れることができました。このことは、去年の台風15号の教訓が生かされ、住民にも危機感が醸成されていたのではないかと思います。

なお、市内土木建築業者、森林組合及び消防団等には台風通過後、午前中にかけ市内各道路の倒木除去作業に当たってもらいました。これにより、一部の市道等幹線道路において早目の通行が可能となりました。

反省・教訓といたしましては、電柱や電線などへの倒木による被害が甚大となり、市内各所で長時間にわたり停電が発生したことで、情報を得られない市民からの苦情が殺到し、対応に追われたことです。

九州電力から詳細な情報が得られなかったことにも原因がありますので、10月に九電が事情説明に来られた際、今後の連携のあり方について要望したところです。今後は、九電からの情報が入手できた段階で、市といたしましても積極的に市民向けの情報伝達に努めてまいります。

2、八合原台地シラス対策事業についての①の整備計画と整備の進行状況について、お答えをいたします。

八合原台地の竹山地区は、現在、県営シラス対策事業の平成29年度採択に向け、土地改良法に基づく事務手続を進めているところであります。採択になりますと、平成29年度から平成33年度までの5年間の予定で、事業費4億円の排水路整備が行われます。

竹山地区以外の整備は、平成19年度から平成29年度計画の県営中山間地域総合整備事業終了後に、次の総合整備事業等を活用し、整備計画を進めてまいります。計画では平成32年度、着工を目標としております。

②の台風16号による被害が整備計画・整備状況に与える影響について、お答えを

いたします。

台風16号による被害が整備計画・整備状況に与える影響は特にありませんでしたが、できるだけ早く排水路の整備を行う必要があると考えております。

③の災害防止の観点から、国・県と連携を図りながらの整備の必要性について、お答えをいたします。

上村議員と同様に、流末処理の最終的な受け皿である河川を含めた総合的な流末処理対策等整備が必要であると考えております。そのために、国・県の関係部署と連携を図りながらの整備を進めてまいりたいと考えております。

3、観光振興についての①の弥五郎の里整備関連で、県道と周辺部の歩道整備計画の状況について、お答えをいたします。

道路事業での歩道整備は難しいということで、県の「魅力ある観光地づくり事業」を活用して整備ができないか、検討しました。その結果、桜並木の回廊として遊歩道を設置する提案書を作成し、11月17日に県のヒアリングが行われたところであります。

②の旧中山公園付近の市有地・払い下げ可能な国有地における開発についての認識・見解について、お答えいたします。

国からの払い下げが簡単にはいかないことと、整備についてはかなりの費用を要することが想定されます。

現段階では、旧中山公園のみの整備は検討していませんが、今後は財政計画等を踏まえ、岩川高校跡地等の関連や弥五郎の里の整備、旧岩川市街地の活性化を含め、総合的に旧中山公園の整備も検討すべきであると考えます。そのための検討委員会の設置等も考えてまいります。

4、市長の政治姿勢についての①「曾於九条の会」の呼びかけ人に変わりはないかについて、お答えいたします。

現在も変わっておりません。

②の「九条の会アピール」を承知しているかについて、お答えいたします。

承知をしているところでございます。

③の「九条の会アピール」に賛同しているかについて、お答えいたします。

賛同しております。

④の曾於市民に対して、特に何を訴え、何を理解してほしいと考えているかについて、お答えいたします。

日本国憲法の9条は、戦争の放棄です。日本の平和を永久に守るため、市民にとって戦争は二度とあってほしくないと思っているところでございます。

⑤の憲法制定過程について、お答えいたします。

多くの人々が、戦争で悲惨な経験をされました。広島、長崎の原爆の投下によって、人間の尊厳が失われました。

敗戦の結果、「二度と戦争はしない」という日本国憲法が制定されたと認識しております。

⑥の憲法の安全保障について、お答えいたします。

安全保障の問題については、国会の場で議論してほしいと考えます。

私は、戦後71年間、自衛隊員1人も戦争の犠牲になっていないことは、憲法の9条があるからだと確信をしております。

以上で、1回目の答弁を終わります。

○4番（上村龍生議員）

2回目の質問に入らせていただきます。

まず、台風16号関係のところでございますが、非常に今回の台風は被害が多かった。あれは平成7年か8年ぐらいですか、久しぶりの直撃だったのかなと思っております。非常に被害が多くて、被害に遭われた皆さん方にお見舞いを申し上げます。

この被害の状況のところ、かなり被害箇所が多くて復旧をするのにかなり時間がかかるんじゃないかなというふうに予想されるんですが、道路等の整備かれこれ大まかなスケジュールでいいんですけれども、どの程度の期間が必要になるか、わかる範囲でいいんですが、お答え願えませんか。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課関係の土木の災害の復旧状況について、簡単に報告させていただきます。

件数等につきましてはごらんのとおりなんですが、建設業組合等の協力によりまして、崩土と、それから倒木等の除去についてはスムーズに処理ができたところがございます。その処理については、もう既に終わっているところがございます。

現在の進捗でございますが、現在は公共土木災害を国に申請をするための準備をしているところで今月、来週になるわけですが、国の災害査定を受ける準備をしているところがございます。来週から再来週にかけて土木関係の災害の査定を受けることになりまして、その結果を受けて発注をするということになりますが、金額の大きい工事費につきましては工期を要するというところで年度内完成は難しいところがございますが、できるだけ年度内完成に向けて事業を進めているところがございます。

その他、市単独災害につきましても、年度内完成に向けて努力しているところがございます。

以上です。

○耕地課長（吉野 実）

それでは、耕地課関係について御説明申し上げますが、御承知のとおり、財部地区、末吉地区については災害件数は少ないわけですが、特に大隅地区が多くて、大隅が本災関係で351件ほどの災害件数ということで、11月、そして今月の月末、12月末まで災害査定を受けている状況です。

この中で、曾於市内の建設・測量コンサルタントの方々がなかなか十分対応できない部分もありまして、鹿児島市内の建設・測量コンサルタントの方々にも協力いただきながら今、査定の設計をしていただいている状況でございまして、その後、1月以降、査定終了後の入札の準備に入りまして、水田につきましては5月末までには何とか田植えに間に合うような、そのような日程で発注をしたいというふうに考えています。ただ、一部においては、来年の作付に間に合わない地区も出てくるかなというのは特に、大隅地区を想定はいたしておりますが。

そのほか、橋と、それから頭首工がございまして、これの——それから、末吉については広域農道がございまして、この大きな平野につきましては、平成29年度中には完了するのではなかろうかというふうな想定をしているところです。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは林道関係についてでございますが、崩土・倒木等によりまして、頻繁に通行される林道等については早急に対応していただいたところではありますが、かねて余り通らない林道等につきましては年度内に終了させたいというふうに考えております。

あと倒木につきましては、市有林の関係は今、森林保険等の手続き等に入っておりまして、森林組合のほうも非常に倒木が民有林を含めて多いというような状況でありまして、年度内に済ませられるかどうかちょっとわかりませんが、順次実施をしていただいているところでございます。

以上です。

○4番（上村龍生議員）

台風16号関連につきましては非常に収穫直前の災害で、補正予算ではなくて専決処分で緊急処置をお願いをしたいということもこれは特例なんですけれども、お願いをした経緯もあります。今度の補正予算等で入れられる分につきましても、できるだけ作付とか、次の機会に間に合うように進めていただければと思っております。

その災害の中で特に大きなやつでは、財部記念病院手前の広域農道のところが台風16号で再度災害になって、工事の見直し等があったということの説明を受けたわけですが、この中で災害発生の直接的な原因等について検討されていれば報

告していただけますか。

○市長（五位塚剛）

今回の産業道路の崩壊については、7月の集中豪雨、並びに台風16号による国道からの大雨と、また近隣の地域からの雨が集中的に重なったために、それが崩壊につながったというふうに思っております。ただ、その一番雨が降ったところ、そのときに現地の立ち会いはしておりませんので確定はできませんけれど、大体そういうふうになるのではないかなと思います。

○4番（上村龍生議員）

その付近には開発行為等をされている広域的な広い敷地等もあるんですけれども、その辺のところの状況というのは確認はされなかったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

近くに伊万里さんの材木置き場も含めてありますので、これについては当然、市のほうにその面積の雨水の状況等を含めて申請されていて、ため池をつくっておりますので、そのことも含めて問題はなかったかということで協議はいたしました。

○4番（上村龍生議員）

その協議を多分されたと思うんですけれども、再発防止に向けたその対応かれこれ、されておればちょっと報告してください。

○市長（五位塚剛）

会社のほうともいろいろ相談いたしまして、現在申請されている雨量の一時的なため升の量というのが設計されておりますので、それが今後のような大雨が降ったときに対応ができるかということを含めて再度、今、市のほうも状況を見て設計をしているところでございます。そのことを含めて、また会社のほうとも交渉をする予定でございます。

○4番（上村龍生議員）

それはもうぜひ再発防止に力を注いでいただきたいというふうに思っております。

台風対策の②と③をひっくるめたところになると思うんですけれども、災害対応でいつもですが、完璧な対応というのはなかなかというか、あり得ないと私も認識をしているんですけれども、反省・教訓等を生かしながら、できるだけ完璧な対応に近づける努力はしていくべきであろうというふうに考えております。

その教訓を生かす意味の観点からの質問になるんですけれども、コミュニティFM、防災ラジオの機能が今回は十分に発揮されなかったのではないか、という指摘をちょっと聞くときがありました。そのFMラジオの当時の状況について、そちらでの掌握している事項があれば報告をしていただけないでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

この9月20日の台風接近時のコミュニティFMの状況を報告いたします。

まず、本局及び4つの中継局につきまして、台風による災害はなかったところでございますが、停電がございまして、本局につきましては稼働しておりました。

そして、放送時間につきましては、通常は9時で終わりでございますが、台風に備えまして2人待機をし、朝まで放送をしておりました。その中で、行政からの緊急放送があれば、それに対応するという形で待機をしていたところでございます。

しかしながら、中継局4カ所につきましては、この停電の影響で電波が発せられなくなりました。

これにつきまして、まずは、白鹿岳につきましては朝の3時から翌日の16時45分まで停電しておりました。

それから、月野中継局でございます。これも深夜2時40分から明け方7時47分まで停電しておりました。

それから、恒吉中継局でございます。これも深夜2時48分から翌日の17時50分まで停電しておりました。

それから、南之郷中継局でございますが、深夜3時30分から翌朝の5時30分まで停電しておりました。

このうちの月野中継局と南之郷中継局につきましては、朝方、電気が復旧しましたので、月野中継局が朝7時47分、南之郷中継局は朝5時30分に復旧いたしております。

それから、白鹿岳中継局と恒吉中継局につきましては、その後も電気が来なかった影響がありまして、これは発電機を持ち込みまして復旧をさせたところでございます。

以上でございます。

○4番（上村龍生議員）

今回の教訓とすれば、やっぱり中継局の停電に対応ができる対策を練っていくこと、これが一番大きいのかなあというふうに感じたんですが。

これから先の対応の話になるんですけども、今後、有線放送等のサービスが終わって市民に聞こえる伝達手段とすれば、もう防災ラジオ、コミュニティFMの1本になるわけです。これになると、この台風16号でも情報の伝達漏れというのがやっぱりあると思うんですが、今まで以上にこの情報の伝達漏れというのが心配というか、懸念をされる一つの不安材料になるという気がしてなりません。

これは通常の話ですけども、できるだけ情報漏れを防ぐためには、曾於市の場合ではこの防災ラジオ1本になった場合には、防災ラジオのしっかりとした活用、

情報収集ができることと、再三申し上げていますが、二重、三重の伝達手段を市として確保していくこと。これしかないと思っているんですが、市長、この点についての考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

災害もいろんな災害があると思います。今回のような台風災害、特に夜中の朝方にかかる台風の災害というのは、その時点で場合によっては今言うような停電になったときに自家発電機が入っておりませんので、当然こちらから発電機を持っていくんですけれど、その場合に一番厳しい状況の中に発電機を持っていくというような、これこそ二次災害を起こす可能性がありますので、それはなかなか難しいだろうと思います。そういう意味では、昼間の早目の対応というのが今後も大事だというふうに思っております。

また、地震とか、場合によっては川内の原発の問題とか、いろんな災害がありますので今後、十分想定される災害について内部的に協議し、また各消防署や消防団いろんな方々の協力をもらって対応を進めていきたいというふうに思います。

○4番（上村龍生議員）

今後とも十分に検討されることを御期待いたしまして、次の質問に入ります。

2項目めのところでありますが、これも①と②にも関連をしますけれども、市長答弁でも先ほど答えていただいたんですが、私もこの八合原台地の災害状況を見て、今の状況では非常に今後のことが危惧される。多分、同じ考えだと思うんですけれども、梅雨時期の集中豪雨、それから今回みたいな台風等の気象状況になれば、さらに災害が発生するのではないかというふうにちょっと危惧しております。異常気象による雨量の増加、これはもう日本だけじゃないと思うんです。

それプラス地区独特の道路や、住宅の建設等や開発行為等の増加、それから八合原から少し離れていきますと、高速道路が新しくできたその流末処理までも、既存の今まであるところの側溝から川にこの水が流されて、これが処理し切れない状況にあります。川からあふれて、最終的には川の近くの水田等にこの災害が及んでいる状況がありまして、その流末処理の整備はもう非常に急いでいかなければいけないのではないかなと、かねてから危惧しておるんですが。

再度、そのところ、市長、お考えを聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

今回の台風16号による災害が、特に菱田川上流の氾濫といいますか、これによって水田が埋没したり、またいろんな状況で被害が起きております。そういう意味では、最終的には、この八合原台地は全部、菱田川のほうに前側に落ちても一つの河川につながる状況になっておるみたいですので、やはり国・県のほうにこの対策を

求めていきたいというふうに思います。

○4番（上村龍生議員）

そうですね。1回目の質問にも通告していましたが、国・県、それから全てを総合的に検討して、対策を早急に計画としてまとめていただきたいというふうに思います。

次に、3項目めに、観光振興の点について。

まず、弥五郎の里周辺の道路等の整備に関してです。県の「魅力ある観光地づくり事業」を活用をして整備を進めていきたいという答弁でありまして、11月17日に県のヒアリングが行われたということなんですけれども、その状況がわかれば報告していただけますか。

○大隅支所長兼地域振興課長（八木秀久）

今の件につきまして、お答えいたします。

まず、10月の17日に地域振興局のほうで地域振興課、それから観光開発センターとヒアリングを受けまして今度、大隅半島分をまとめて、今度は地域振興課の担当の係が県のヒアリングをして、17日の県のヒアリングについては、私たちは出席をしていないところであります。

以上です。

○4番（上村龍生議員）

今後ともこれは県との協議なり、ヒアリングなり、また随時あると思うんですけれども、情報等が入ればぜひ流していただければというふうに思っております。引き続き検討をしていただければと思います。

市長に、観光振興についてのところでの質問なんですけれども、市長のほうも曾於市の観光振興についての考え方がおありだと思っておりますが、総合的に総体的に、市長の曾於市の観光振興についての基本的な考え方をお示しいただければと思うんですが。

○市長（五位塚剛）

曾於市には、各町いろんな特徴ある観光地があります。特に、財部の大川原峡を中心とした悠久の森から溝ノ口洞穴に向けたこの地域は、多くの観光の人たちを呼べる場所だというふうに思っております。末吉においては花房峡もありますし、また住吉神社の流鏑馬とか、いろんなものがあります。大隅については何といても約20haに近い広大な弥五郎伝説の里の公園という、このところを生かした観光地づくりというのが大きな魅力あるものになるのではないかというふうに思っております。

そういう意味では、ほかにはない自然を生かした観光地づくりに、さらに力を入

りたいというふうに思います。

○4番（上村龍生議員）

総合的にはそういうことになると思うんです。ただ、曾於市全体的な見地からすれば、曾於市が観光資源はそれほど多くはないと、総体的に。けれど、貴重な観光資源はあるんですけれども、それほど多くはありません。中でも、大隅町に限って言えば、地域活性化の観点からも県の合庁等が鹿屋市に統合されたり、この人口減少率も非常に高くなっている状況で、この観光振興というのは非常に大切な一つの項目だろうと思っております。

先ほど話がいったように、弥五郎の里一帯が貴重な観光資源であることはもう間違いないところであります。ここをさらに充実、発展をさせて交流人口等の増加を図っていくことが今後の一つの大きな課題といいますか、仕事にもなるのかなあと思うんですが。

その中でも、この市長答弁の中でもあったんですが、弥五郎の里の一帯の一部というふうな味方もできると思うんですけれども、この旧中山公園跡地の開発ということは、先ほど申しました観光資源の充実とか経済効果の向上が十分に考えられるところですが、再度、旧中山公園跡地の利用についての市長の認識等を聞かせていただければと思います。

○市長（五位塚剛）

旧中山公園については、以前からも大隅の議員の方々から、いろいろ提案があります。あの土地をどのように生かすかということについては議論はしたところですけど、やはりあすこの土地を集約的に売買するためには、なかなか承諾を得られない土地もたくさんあるようでございます。

また、あれを整備するためには莫大な費用がかかるというふうに言われておりますので、やはり今後どのような形がいいのかということを含めて、検討委員会でもんでいただきたいなということを今考えているところでございます。市として具体的にどうするかということは、まだ考えていないところでございます。

○4番（上村龍生議員）

ぜひ検討していただきたいというふうに思います。さらに、私のほうも継続的にこのことに関しては質問を続けていきたいと思っております。

4項目めに入ります。市長の政治姿勢のところでございます。

市長が呼びかけ人になっている「九条の会アピール」について、内容的なところでございます。これは冒頭でも申し上げましたけれども、憲法に関する質問になります。

市民の方々、議員の方々の中にも、これには国会での話ではないかよ、という認

識を持たれている方が多数であるというふうに思うんです。しかし、これが憲法改正の話になってくれば、国会で発議はしますけれども、3分の2以上で。最終的には、国民投票の2分の1以上、我々、市民が判断をしなければいけない問題になってくるわけです。そういう意味で、最終的には私たちが考えていかないかんのよな、という認識をお互いに持つようになれるようなお話をちょっとさせていただきたいと思っております。

項目が①から⑥までありましたけれども、①から④までについてのところは、もう理解をいたしました。

⑤と⑥のところ、できるだけ簡潔に「曾於九条の会」の呼びかけ人である市長に対して質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、この⑤のところの憲法制定過程のところ、昨年の10月の12日に参議院の宇都隆史議員の「安全保障フォーラム」という会に出席した際に、終戦時の状況といますか、経緯というか、流れといますか、お話がありましたので、ちょっと紹介してみたいと思うんですが。

まずは終戦の流れとしまして、昭和20年です、20年の8月15日。皆さん、御承知だと思うんですけれども、これは日本では終戦記念日となっていますが、実際はこれは停戦になった日というふうに言われていると、8月の15日が。その後、20年の9月2日にポツダム宣言で文書を交わして、武装解除、それから無条件降伏をして、このときに日本の主権がなくなっていると。主権というのは最高権力のことで、当時はマッカーサーの率いるGHQが日本の主権を握ったと。これは20年9月2日からです。

このときから日本の主権がなくなって、サンフランシスコ平和条約というのを結ぶんですが、これが昭和26年9月8日調印の翌27年4月28日発効、これによって日本はやっと主権を回復したと。トータルでこれをちょっと整理すると、ポツダム宣言からサンフランシスコ平和条約、締結、発効までの7年7カ月の間、この間は日本には主権がなかったと。主権はGHQにあったわけです。

実はこの日本に主権がない間に今の日本国憲法、これは制定過程の話ですけど、日本の憲法は制定をされています。昭和21年の11月3日に公布、それから昭和22年の5月3日に施行をされているという現状があります。制定過程の中で。

このように現行憲法がGHQの草案をもとに制定をされた経緯というのはもう承知だと思うんですが、こういう状況ではあるんですけれども、今の憲法の前文には「主権者たる日本国民が、この憲法を制定をする。」というふうに書いてあると。この辺は非常にどうなのかなあ、おかしいんじゃないのかなあという議論があるというのは、こういうことだろうと思うんです。

実はこの今の憲法の制定過程について今述べたことは、市長が呼びかけ人である「九条の会アピール文」これにも相通ずるところがありまして、再度確認をしますと——アピール文です。侵略戦争を続けることで、この戦争に多大な責任を負った日本は——これは日本が主語です。日本が主語になっています。「戦争放棄と、戦力を持たないことを規定した9条を含む憲法を制定し、」括弧は除きます。「こうした世界の市民の意思を実現しようと決心をしました。」と。日本が主語で「日本が決心をしました。」というふうに書かれているんですね。

ここで再度、市長に、1回目の質問と同じ質問をします。ここに書かれていることは昭和20年10月ごろから始まり、昭和22年5月3日に施行された日本国憲法の制定過程のどのような事実、どのようなところを述べていると考えられるか、答弁願えますか。

○市長（五位塚剛）

憲法が制定されたときに立ち会っておりませんので、その評価というのは難しいものがあるというふうに思います。ただ、日本が戦争に負けたときにポツダム宣言を受諾して当然、敗戦をしたわけです。その後、マッカーサーによるGHQの状況の中で当時、憲法をつくるということで憲法の草案者、松本氏なんかによって、その基本が提案されて当然、GHQのほうとも相互に検討されたというふうになっております。

その後、当時の国会議員による審議を経て修正もかけられたようでございますけれど、その中で国会で承認を得てこの日本国憲法が策定されておりますので、そういう過程の中で私たち国民の代表の国会議員が認めているわけですので、私は基本的にはこの憲法はそういう流れでできたというふうに認識しております。

○4番（上村龍生議員）

今と関連ですけれども、ちょっと角度を変えて質問を再度いたします。

現行憲法は昭和21年の11月3日に公布されて、22年の5月3日に施行されております。この当時、先ほど来、市長ももう認識されたとおり、GHQの軍事占領下であって、主権、最高権力を握っていたのはGHQでありました。制定はそうにされております。

この事実がありながら、全文に「主権者たる日本国民が、この憲法を制定する。」と書かれております。このことに関して、市長はどうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

戦前戦後の流れを見ますと、女性の方には参政権がないとか、また民主主義の基本的なものがなかなか認められていない時期の中で、こういうものが進んできたというふうに思っております。

その後、最終的には、日本の長い歴史の中でこの憲法の問題も議論されてきておりますし、基本的には私は今の憲法は国民が主権を持っておると思っておりますので、問題はないというふうに認識しております。

○4番（上村龍生議員）

答弁の内容がちょっと理解できませんので、根拠が全く今話した事実と合っていないところといたしますか、わかりません。根拠不十分でちょっと理解、私の頭では不可能であります。今後とも、このことに関しましては、機会があれば議論を進めたいと思います。

次、時間の関係で、⑥の憲法の安全保障についてのところに入りたいと思います。

ここも先ほど来言っていますけれども、最終的には私たちが認識をしていかなくてはいけない部分がたくさんあるという意味で質問をさせていただきたいと思います。

1回目の質問で質問しました関連になりますけれども、この安全保障についてのところは、憲法の9条1項と9条2項の解釈の部分になってくるというふうに思うんですが、まず、この9条1項と2項の規定について、市長の考えをちょっとお聞かせ願えますか。

○市長（五位塚剛）

憲法9条というのは、戦争の放棄でありまして、もう二度と戦争をしてはならないということが基本でありますので、それ以上のことはこの場では触れないでおきたいと思います。

○4番（上村龍生議員）

これ実は9月議会でも質問をしまして、市長にお聞きしてもう重複しています。その認識でちょっと再度質問させていただくんですが、9条1項のところでは「国権の発動たる戦争と（中略）国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とうたっていますので、これは国際法の平和主義そのものでありまして、今、安倍内閣が唱えている積極的な平和主義と言っているものと同じ。ここは何ら問題はないと。これも9月議会でも議論したところであります。

問題は、9条2項、これも9月議会で話したところですが、これは「前項の目的を達成するため、戦力とその交戦権を認めない。」と、こう否定をしていると。実はここに非常にいろいろな議論がある、問題があるところと認識をしているんですが、現在の世界の状況から見ると、外国の脅威から、国の主権と国民の生命・財産を守るためにはパワーバランス、俗に言う力の法則が必要とされる現実が存在するわけです。これは尖閣にしても南シナ海にしてもです。

平和主義に関してなんですけれども、例えば健康主義とか福祉主義という言葉が

あるとすれば、それらの健康主義、福祉主義を実現しようと思えば、具体的な実施をするための規定がないと、これは到底実現できないわけです。健康主義、福祉主義を言っているだけでは何もできない。これは日本の憲法についても平和主義についても、全く同じことだろうと思うんです。現行憲法の最大の欠陥は、この国の平和主義を実現するための安全保障規定を変えていることにあるというふうに言われています。

ですから、自国防衛及び国際社会の常識に沿った平和主義が達成できるように、特に9条2項はこの平和条項、平和主義が達成できる安全保障規定が作成できない規定になっているんですよ。ですから、この辺をさわる必要があるのではないかなというふうに言われているわけです。

市長にまた質問しますけれども、今話をしたことと、この「九条の会アピール」で書かれていること、どちらが国の安全保障を確保していく上で確実であって説得力があるというふうにお考えですか。

○市長（五位塚剛）

この9条2項の問題は、今かなり国民の中で議論もされているというふうに認識しております。朝鮮やら中国やら、やはり場合によっては日本に攻めてくるのではないかなという議論がなされる中で、ちゃんとした軍事力を持つべきだという議論がされている方もたくさんおられます。そのことを否定しているわけではありません。

ただ、戦後71年間、私たち日本の国が本当にどんな場合でも、他国において戦争に巻き込まれなかったというのは、やはりここに憲法9条があって、二度と戦争には参加しないという強い決意がここに込められているというふうに思います。

今後はやはり基本的には、外国との関係では平和的な外交、話し合いを基本にしながら行くべきだというふうに私は思っておりますので、ここの「九条の会アピール」というのは、その意味での原点だと思っております。私の考えはそういう考えです。

○4番（上村龍生議員）

最後になりますけれども、これも9月議会でも質問をしました。十分な回答が得られなかったので、再度質問します。

今の自衛隊が違憲であると考えているか、合憲であると考えているか、曾於市長及び「曾於九条の会」の呼びかけ人として、どのように考えているか。曾於市民に対しての市長の考えを明確に示してください。

○市長（五位塚剛）

自衛隊の役割というのは、非常に災害とかいろんなときがあって、国民のために大きな役割を果たしております。そういう意味では、非常に大事な組織だというふう

うに思っております。

ただ、憲法上解釈したときには軍事力という形での問題を議論をされますけれど、このことを議論したら、より難しい判断になるのではないかなと思っております。憲法で、違反であるか違反でないかということは、このことについては避けたいというふうに思います。

○4 番（上村龍生議員）

答弁になっていないんですけれども、前回の9月議会での質疑や今回の質疑の内容が、この市議会の皆さん方や曾於市民の方々に、最終的には国民投票で決まる憲法改正にかかわる真剣な話でございますので、市議会や市民の中でもこういう議論が真剣になされて望ましい民意の形成につながることを期待をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

なお、「曾於九条の会」の呼びかけ人である市長に対しましては、今後とも憲法改正についての質疑は続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩	午前 11 時 01 分
再開	午前 11 時 11 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19 番（徳峰一成議員）

場所を間違えましたけど。

私は、共産党議員団を代表して、市長並びに担当課長に大きくは3項目にわたり質問いたします。

初めに、北部畑かん事業の市の負担金と、この負担金に関連しての今後の財政運用について質問いたします。

質問の①、末吉財部町の農地を対象としての北部畑かん事業は、ダム建設など国営分が終わり、現在は場整備などの県営事業が、計画では平成33年度の事業終了を目標に、また、さきの決算審査の説明では、平成38年度ごろまでを目標に進められています。

今後、市は県営事業の負担金として、負担金は法的な根拠はないものの、当局の

私へのさきの11月での説明では、慣例に従っての約33億円を負担することになっております。さきの決算審査でも、今ダブりますけども、県営事業は、平成38年度ごろまでにずれ込みそうとのことであります。

いずれにいたしましても、33億円の大きな財源について、今後市はいかなる財源を充てる考えか、所見をお聞きいたします。

②この33億円の財源確保と毎年の積み立てなどによる備えについて、市の財政計画には全て盛り込まれていないように見えます。はっきりいたしません。このことでの説明を求めます。

③今後の負担金と財産運用に関連して、同じく毎年大きな財源を必要としている建設課や耕地課の市道、農道の流末処理を含む道路の整備費であります。これらの整備費は、これまで、大きくは過疎債、合併特例債、辺地債、そして一般財源を活用してきました。この中で、合併特例債の活用ができなくなる平成33年度以降の毎年の整備費についての市の基本的な考えなり、計画を聞かせてください。

④平成33年度以降の道路整備費についても、私は、その必要性や重要性から言ひまして、少なくとも平成32年度までの事業費額は維持すべきだと考えます。市長の見解を求めます。

⑤その場合に、合併特例債にかわる新たな財源確保が大きな課題となります。その財源は、過疎債の増額に依存するのか、限界があります。あるいは、制約があります。このため、新たな一般財源に依存するのか、道路整備費の財源不足による財源確保の課題についての市長の基本的な所見を聞かせてください。

質問の2点目、前々回、前回に続き、入居者に寄り添う市営住宅の建てかえについて質問いたします。

①桜ヶ丘市営住宅の建てかえは、P F I 事業で行うのか、所見を聞かせてください。

②私の質問の中心点であります建てかえ後の家賃は、入居者が、基本的には全員入居できる家賃設定を基本にすべきだと考えます。この点をはっきり答弁してください。所見を伺いたい。

③関連して、建てかえ後の家賃について。9月市議会での答弁後の見直しをされたのか。この点も関連して、家賃額について示してください。

最後に、桜島の大規模な噴火と、それに伴う曾於市での甚大な被害、あるいはその中での、今回は畜舎を初めとした畜産の防災対策に絞って質問いたします。

防災対策は、さきの6月議会でも質問いたしましたが、それを踏まえての、特に今回は、畜産のまち、畜産業を中心とした被害に絞っての質問となります。

①始良カルデラの地下にあるマグマがふえ続けているために、今後数十年以内に

大規模な噴火が起きる恐れがあると言われます。加えて、桜島の大規模な噴火だけではなく、私たちは大きな地震についても備えが必要でございます。

ところが、これまで市は、6月議会でも答弁にありましたが、桜島の大噴火に対しての包括的な防災計画を立ててこなかったのではないのでしょうか。中でも心配される1つが、畜舎を初めとする畜産業への大きな被害、あるいは大きな混乱であります。このことについて、これまで市は、どれほど議論と検討をされてきたのか、あるいはされてこなかったのか、その内容についての説明を聞かせてください。

②、市内の畜舎を含む畜産業の実態について、具体的にその諸点についてお聞きいたします。

牛、豚、鶏の業種ごとに、そして旧町ごとに、①、規模ごとに分類してください。

②、畜舎の構造について。

③、水道や自家発電を含む備えについて。

④、災害が発生したときの、いわゆる飼料の貯蔵と確保。

⑤、いわゆる防疫体制について。

以上、可能な限り分類して答弁してください。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問にお答えしたいと思います。

北部畑かんの負担金と今後の財政運用についての①、北部畑かんの負担金の財源措置についてお答えいたします。

北部畑かんの県営事業については、平成33年度に完了予定でありましたが、国の補助金が県の計画どおりに交付されず、完了が平成39年度まで延びる予定であります。平成29年度から39年度までの11年間の負担金額は約29億円を予定しており、その財源としましては、過疎債による起債を計画しております。

②、北部畑かん負担金について、財政計画に全て盛り込まれているのかについて、お答えいたします。

平成28年度に策定した財政計画の地方債では、北部畑かんの負担金は、全額、過疎債の通常分として起債することを計画しております。

③、平成33年度以降の市道、農道の整備費についてお答えいたします。

耕地課の流末処理を含め、農道整備計画は、平成33年度以降、現在はないところであります。建設課の市道に関連する平成33年度以降の普通建設事業費については、合併特例事業分は減額となりますが、全体枠では、おおむね毎年約7億4,000万円から8億5,000万円程度を計画しております。

④、平成33年度以降の道路整備費に対する所見について、お答えいたします。

道路整備事業は、合併特例債を利用して旧 3 町の均衡ある発展を目指し、地域住民の要望・実情にあった整備に努めてまいりました。これからも、のり面崩壊等の危険な道路、高速道路等へのアクセス道路の整備などを進めるため、また地域住民の生活に身近な側溝整備など、維持管理による安全な道路環境に努めるため、今後事業計画に基づき道路整備費を維持していきます。

大きな 2、入居者に寄り添う市営住宅の建てかえについて、①、P F I 事業での対応について、お答えいたします。

桜ヶ丘団地の建てかえを検討する中で、既に実施して成果を上げている自治体が多くあり、本市としても公営住宅法による住宅の建てかえに有利とされる P F I 事業について導入が可能か、導入する場合、どのような手法にするか調査、検討しているところでございます。

②、建てかえ後の家賃設定と③、建てかえ後の家賃については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

市営住宅の家賃は、公営住宅法で計算され、毎年度入居者及び同居者の収入に応じて決定されます。桜ヶ丘団地を低所得者向けの公営住宅で建設した場合、間取り、面積などによりますが、現在の家賃より高くなり、2 万円前後に設定されます。しかし、市営住宅条例第 38 条により、建てかえの場合、特例で家賃を減額することができます。

なお、公営住宅法施行令第 11 条で 5 年間の特例措置があり、1 年目が 6 分の 5 を減額され、5 年目が 6 分の 1 と段階的な減額となります。

次に、桜島の大規模な噴火と畜産の防災計画を、①、議論と検討をされたか、されていたらその内容について聞きたいということでございます。

現在、曾於市地域防災計画の全面改定に着手しており、年内に第 2 次素案の作成を完了し、年度内にはパブリックコメント等の手続を経て改定版が完成する予定です。御指摘のとおり、現在の防災計画は、風水害編と地震編に分けずに 1 つにまとめられており、また火山災害については全く触れられていない状態にあります。風水害と地震や火山災害とでは、発災初期における災害対策本部の設置基準や情報収集など災害対応の動きが全く異なってくると思っております。

つきましては、地域防災計画の全面改定に当たり、風水害編、地震編、火山災害対策を含んだ特殊災害編にすみ分けし、それぞれ対策を盛り込むことにしております。

また、畜産・農産物対策についても、現在の防災計画に定められていませんので、風水害と火山災害ごとに対策計画を定める方向で作業を進めております。

今後は、対策計画に基づき、それぞれ個別計画を策定するなど、事業ごとにマニ

ュアル化していく必要があると考えます。

3の旧町ごとの畜産業の実態について、お答えいたします。

牛の繁殖・肥育・酪農部門の累計では、財部町は飼養戸数が232戸、飼養頭数が2,251頭、畜舎構造は、木造づくりが230戸、鉄骨づくりが2戸、防疫の消毒設備は、踏込消毒槽が全戸所有の232戸です。

末吉町は、飼養戸数が529戸、飼養頭数が1万3,796頭、畜舎構造は、木造づくりが519戸、鉄骨づくりが10戸、防疫の消毒設備は、踏込消毒槽が全戸所有の529戸、動噴が6戸です。

大隅町は、飼養戸数が319戸、飼養頭数が6,287頭、畜舎構造は、木造造りが312戸、鉄骨づくりが7戸、防疫の消毒設備は、踏込消毒槽が全戸所有の319戸、消毒ゲートが6戸、動噴が10戸となっております。

豚部門では、財部町は飼養戸数が11戸、飼養頭数が1万8,469頭、畜舎構造は、鉄骨づくりが11戸、防疫の消毒設備は、踏込消毒槽が全戸所有の11戸、消毒ゲートが1戸、車両消毒槽が1戸、動噴が11戸です。

末吉町では、飼養戸数が28戸、飼養頭数が2万3,189頭、畜舎構造は、木造づくりが28戸、防疫の消毒設備は、踏込消毒槽が全戸所有の28戸、消毒ゲートが2戸、車両消毒槽が1戸、動噴が28戸です。

大隅町は、飼養戸数が29戸、飼養頭数が10万910頭、畜舎構造は、木造づくりが4戸、鉄骨づくりが25戸、防疫の消毒設備は、踏込消毒槽が全戸所有の29戸、消毒ゲートが19戸、動噴が7戸となっております。

鶏のブロイラー、採卵部門の累計では、財部町は、飼養戸数が20戸、飼養羽数が198万2,123羽、畜舎構造は、鉄骨づくりが20戸、防疫の消毒設備は、踏込消毒槽が全戸所有20戸、動噴が20戸です。

末吉町は、飼養戸数が24戸、飼養羽数が247万7,597羽、畜舎構造は、木造づくりが20戸、鉄骨づくりが4戸、防疫の消毒設備は、踏込消毒槽が全戸所有の24戸、動噴が24戸です。

大隅町は、飼養戸数が15戸、飼養羽数が74万4,800羽、畜舎構造は、木造づくりが1戸、鉄骨づくりが14戸、防疫の消毒設備は、踏込消毒槽が全戸所有の15戸、動噴15戸となっております。

なお、水道や電気等自家発電を含む飼料確保については、把握をしていないところでございます。

以上です。

(「市長、抜けている」と言う者あり)

○市長(五位塚剛)

大変失礼しました。北部畑かんの⑤のところが抜けていたみたいです。

⑤の合併特例債にかわる道路整備費の財源確保について、お答えいたします。

平成33年度以降の市債については、過疎債、辺地債及びその他の起債として一般公共事業債等の起債を計画しております。財政計画においては、交付税算入率の高い過疎債及び辺地債による起債を原則としており、道路整備及び北部畑かん県営事業負担金についても、過疎債や辺地債、一般公共事業債等による起債を計画しており、今後も実質公債比率や将来負担比率の状況を勘案しながら、計画的に市債を活用していきたいというように考えます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、大きな1点目、北部畑かんの市の負担金、29億円ということでありますので、29億円を前提に今後質問をいたします。負担金と財政運用について質問をいたします。

まず、具体的な質問に入る前に、今の曾於市の、あるいはこれまでの財政運用、特に借入債を中心とした財政運用の基本的な状況について、説明しながら質問をいたします。

合併後12年目に入りましたけども、曾於市における各種の事業は、特に大きいのが、借り入れでは合併特例債、続きまして過疎債、そして毎年1億円前後の辺地債が起債の中心でありまして、これを例えば道路財源にも使っております。あるいは、合併特例債では、道路財源のほかに大きな事業としては、各学校の建設費、あるいはコミュニティFM、さらに今後はクリーンセンター、あるいは岩川小学校の建設などに多額の合併特例債が使われます。

合併特例債は、最終的には平成32年度までに満額使う予定であり、171億円でありまして、これまで既に130億円を使っているのではないのでしょうか。これが、平成38年度から全く期限切れで使えなくなる、つまり、ゼロになります。そうした中で行政事業が、道路を初めとした、あるいは、この平成39年度までの北部畑かんの新たな負担金29億円というのが、今後出てまいります。そこを一応頭に入れて質問いたしますので、頭に入れてお答え願いたいと考えております。

まず、負担金に入る前に、財源問題として、非常に大きなかわりがあります道路財源でございます。

まず、質問でありますけれども、これまで曾於市では、農道関係を含めて流末を含めて、毎年決算規模でどれだけ、いわゆる道路整備費に使われてきたのでしょうか。関連して、その中で毎年おおむね、合併特例債に幾ら使って、そして過疎債に幾ら頼ってきたのでしょうか。この2点をまとめて説明してください。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えします。

資料を持ち寄せておりませんので、決算についてはお答えできないんですが、毎年の事業計画でいきますと、普通建設事業費の内訳といたしまして、平成28年度で、交通安全の整備費も含めまして約9億8,000万円を予算化しております。それを33年度以降になりますと、先ほど市長が申しましたが、8億5,000万円から7億4,000万円程度の事業費で推移していくということになります。今までの合併特例債につきましては、28年度におきましては、約1億5,000万円程度の事業費で予算化しているところでございます。

過疎債につきましては、工事費及び測量委託費、用地補償費等を含めまして3億1,800万円程度を予算化しているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

農道はカットいたします。

まずは、1回目の質問の、重複になりますけども、この合併特例債が切れる平成33年度以降も、農道を含めた道路整備に、32年までだと、ほぼ同じ金額を予算を立てるべきだといった質問であります。この確認をいたします。そうしたもとで財政計画がどのように入っているかも関連があるからでございます。

私は、市民の道路に対する要望等から言いますと、少なくともこれまでの現状維持の金額は33年度以降も立てるべきじゃないかと思っております。ただいまの市長答弁を含めての担当課長の説明では、例えば建設課サイドだけでも9億8,000万、約10億円、ことはありました。それが33年度以降は、7億4,000万から8億円ということで、2億円以上減額になるということですね。この数字の大変な違いがありますけども、33年度以降の基本的な考え方、事業費の、どれぐらいを考えているのか。これまでのペースで一応維持したいと考えているのか、まずその点からお聞きします。

○市長（五位塚剛）

道路の問題については、新しい道路をつくる計画はありません。基本的には、今の市道の交通事故等の起きそうなところで、市民から要望のあるところについては拡幅をしたり、また側溝をつけたりやっていきますけど、その32年度以降にどんな事業展開をするのかということについては、まだ具体的に詰めてはおりませんが、財政的には非常に厳しくなりますので、当然ながら、限られた予算の中で要望の多いところを中心に進めていくというのが基本であるというように思っております。

○19番（徳峰一成議員）

現在、これまでも基本的には新しい道路はつくってないんですよ、昔と違って財源がないから。今ある道路を維持補修する、拡幅するのが精いっぱいなんですね。それが、建設課だけでも、本年度も約10億円なんですね。それに農道が一部加わります。ですから、これが33年度以降、建設課サイドでも2億円を削減されるってことについては、これは議会でも今後議論が必要だと思います。現状維持が削減されるわけでありますから。毎年2億円削減されたらどうなるか。道路を最優先すべきだと言えます。ですから、きょうの本題ではありませんので、これはもう一回考え直していただきたい。それが財政計画に入っていないと言えます。これが指摘したい第1点であります。

第2点目、例えば私が過去数年間を見たところ、この道路維持費については、合併特例債が毎年2億数千万円から4億円使われております。道路整備費だけで、合併特例債が毎年2億数千万円から4億円、平成23年度、24年度は4億円以上使われております。27年度も2億6,000万円でございます。これが、平成33年度以降は使われなくなります。2億円削減と関連があるのかどうかわかりませんが、それでも単純計算で1億円以上、場合によっては2億円です、財源が足りません。

質問であります、この足りない分、ある程度削減したとしても足りない。足りない分は過疎債に頼るしかないと思うんですね。辺地債は精いっぱい1億円使っておりますから。あるいは、一般財源は、はっきり言って無理だと思うんですよ。新たにもう税収が入ってこないから。市民の全体数も少なくなる、納める税金を、年金者中心の納税者になる。あるいは市民の所得もなかなかふえない。特に当てにする固定資産税の中の家屋も、この一兩年前からちょっとなかなか伸びていない、気にかかる点があります。もろもろから言いましても、過疎債に頼るしかないんですけども、その点、確認いたします。平成33年度以降の道路財源の過疎債に頼っていた部分は、どこの財源を持ってくる考えなのか。そして、それは財政計画に入っておりますか。質問でございます。

○市長（五位塚剛）

今後、合併特例債が期限が切れます。当然、この活用ができなくなりますので、市の今後の事業について、どの財源を充てるかというのは非常に大きな問題であります。まだ今後の具体的な、その32年以降にどういう事業をするかということはまだまだ決めていない部分もたくさんありますので、何の事業を充てるかということは、毎年予算を組むときに、やっぱり組み替えをしたり、いろんなことをしております。基本的なことについて、財政課長から答弁をさせます。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、お答えいたします。

ただいまの質問でございますけれども、合併特例債が終了します33年度からの財源ということでございますけれども、現財政計画では、その後の財源といたしましては、過疎債の増額、それから先ほど議員のほうからおっしゃいましたとおり、辺地債につきましては、もうこれ辺地地区しか利用できませんので、それも利用いたしますけれども、その後、従来の起債でございます一般公共事業債、そういったもの等を利用しながら市道、それから北部負担金、そういったものに対して対応していく予定でございます。

○19番（徳峰一成議員）

過疎債の増額ということですが、担当課長にお聞きいたします。本年度を含めて毎年、過疎債は、おおむね何億円借りておりますか。今後新たに33年度以降借り入れたとして、何億円が期待できますか。過疎債も制約限度があります。幾らでも借りられるわけではございません。

私がなぜこういうことを強調するかと言うと、やはりこの市政の運営には財政問題を含めて継続性が必要であります、継続性が。ですから、来年市長選挙がありますが、その次の5年後の市長からが大変なんです。どなたが市長になるかわかりません、5年後は。それから大変です。ですから、今からしっかりした財政計画を立てて、5年後の市長以降が、市政かじ取りが大きな困難にならないように、今からやはりしっかりと計画を立てるべきじゃないでしょうか。それが財政計画なんです。財政計画は御承知のように、本年度の財政計画が10年間、平成29年度までの財政計画ですよ、私が言うまでもなく。ですから、そうした長期的な財政を含めた継続性が必要という観点からの質問であります。財政課長に質問いたします。どれだけ、おおむね使っていて、今後新たに何億円がふやしたとして期待できますか。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、過疎債の借り入れ状況につきまして報告させていただきます。過去5年間ということで、平成23年度がほぼ10億円、それから、これにつきましては農産加工センター、それから保健センターの特別事業がございました。それから、平成24年度が8億1,300万円、それから平成25年度が4億8,600万円、26年度が5億4,000万円、27年度も5億4,000万円ほどの借り入れをいたしておるところでございます。

毎年度、市道整備につきましては、3億から4億円程度過疎債を充当させていただいております。それ以外には、地域振興住宅、これにつきましても1億円から充当させていただいております。23年度以降の過疎債の借り入れの見込みでございますけれども、先ほど申しましたとおり、財政計画では過疎債の借り入れを8億1,000万円といったような見込みを持っております。これにつきましては、現在国

の制度で地方財政計画でございますので、私どもがはっきりしたことは言えませんが、合併特例債の枠が、今国のほうで平成28年度で6,200億円といったような枠を持っておるところでございます。そういったもの等の合併特例債の枠が、これがなくなるわけでございますので、そういたしますと、既存の起債の枠が拡大するんじゃないだろうかということも考えておるところでございます。

そういうことで、過疎債の増額は可能になるんじゃないだろうかということで、現在の財政計画では8億1,000万円の財政計画の借り入れを見ているところでございます。一応そういうことで、財政計画上は計上いたしております。

○19番（徳峰一成議員）

再度お聞きするのは、基本大事な点であります。

期待的な答弁では困ります。過疎債については制約があります。新たに過疎債をふやすとして、どれだけ、何億円ほど期待できますか。もろもろから見て。単純でもいいです。

○財政課長（吉川俊一）

過疎債につきましては、これは全国的な国の地方財政計画の中で枠が設定されますので、何億円だということは限定的には言えませんが、しかしながら、いろいろ市の事業を行っていく上では、当然合併特例債が終わってすぐ、そういった事業を縮減するといったこともできません。そうなりますと、何らかの財源を確保するというのを考えておるところでございます。

それで、大型事業等につきましては、目標年度がありますと、基金等につきまして少しでも基金積み立ても考えていかなきゃならないというように考えておりますけれども、しかしながら、北部負担金、北部の畑かん負担金、それから市道整備等につきましては、毎年事業費の負担が発生するわけでございますので、そういったもの等の過疎債を、先ほども言いましたとおり、財政計画どおり、総額で8億1,000万円の予定をいたしているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

角度を変えて質問いたします。8億1,000万円ということは、大きな、課長、これは市長も含めて、財源確保は過疎債では期待できないですね。2億円とか、プラス3億円とか。合併特例債にかわる過疎債での新たな財源確保は期待できないでしょう。大事な点であります。この確認だけ求めます。

○市長（五位塚剛）

合併特例債が終了したら、それにかわる有利な起債というのは、まだ国からも示されておきませんので、だからその分の財源をどうするかというのが今後の課題であります。

ありがたいことに、ふるさと納税が、一般財源として今非常に、市の事業に充てられております。28年度が、昨日の段階で6億を突破いたしましたので、28年度も8億に到達するという状況になりますので、非常にありがたいと思います。国に対して新たな何かの起債はないか、引き続き申し入れをしたいというように思います。

○19番（徳峰一成議員）

過疎債については、もうこれ以上質問いたしません。新たな財源確保はそう多くは期待できない。そうしたまま財政計画がつくられております。財政計画では、別な事業を毎年途中から、特例債が切れた以降は3億円、やっぱり収入確保ができないために積み立てられております。

これは、別の機会に譲りますけども、今の市長答弁で、合併特例債にかわる有利な借り入れ条件のよい起債は、今のところないでしょう。これは、再三私、財政当局にもこれまで聞いておりますが、ないです。その2億円も3億円も借りられる新たな起債は。あったらもう、これまでほかの市町村含めて借りているわけですから、つまり私が申し上げたいのは、合併特例債が切れたら、そう大きな借り入れ条件のよい起債は借り入れられない。過疎債が若干ふえることになるであろうけれども、そうした点が不透明なまま、財政計画がいわば期待感を持って新たな3億円の起債借り入れを、定かでない点での期待感を持って収支計画はつくられていると言っても、基本的には間違いがないのではないのでしょうか。この答弁はよろしいです。

特に、岩川小学校は合併特例債を今後使えますが、その後の末吉小学校の改築、建設、これが控えております。この1点だけ質問いたします。末吉小学校の起債借り入れは、何を使う予定ですか、起債としては。これも財政計画に、平成39年度までだから入らなければおかしいんですが、入っているかどうかわかりませんが、何の起債を活用する予定ですか。

○財政課長（吉川俊一）

それは、当然おっしゃるとおり、岩川小学校が完了いたしますと、次は末吉小学校の改築といったような予定を組んでおります。これについては、建築年度がまだ決定しておりませんので、財政計画には計上いたしておりません。

しかしながら、合併特例債が32年度で終わると、その後の建築となります。そういった場合は、既存の起債でございます学校教育建設等の整備事業債といったような起債を借りる予定でございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（吉川俊一）

それについては、充当率90%といったような充当率でございます。交付税算入が60%といったような起債でございます。

○19番（徳峰一成議員）

いずれにいたしましても、末吉小学校の十数億円から20億円の建設費のための財源積み立てをしなければいけない。そのことも今後の課題となりますが、今課長の答弁にありましたように、それが財政計画にまだ入っておりません。これも頭に入る必要があります。事業の継続性という点から見ましてです。

そこで関連して、一番大事な北部畑かんの市の負担金の29億円でございます。29億円は、単純計算だと、毎年3億円ずつ積み立てなければなりません。最後の段階で財源確保を全部やったとしても、これはとても無理な話でございます。この財源確保を毎年3億円前後積み立てなければいけませんけれども、その考え方について聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

本当に財源が少なくなる中で、市の負担金が求められております。非常に矛盾した状況が進んでおります。しかし、事業を遂行するためには、当然ながら何らかの予算措置をしなければなりません。そのことを含めて、財政課のほうで何の予算を充てるかということを含めて今検討をしております、当然ながら、積立金を含めて、それを少しでも回せるような努力はしたいというように思います。

○19番（徳峰一成議員）

この29億円については、担当課長に伺います。財政計画の中に全部入っておりますか。この平成39年度に、38年、39年に北部畑かんが終わるとして、この財政計画も39年度までつくられておりますけれども、これは全額財政計画の中に一応財源確保はされていますか。この点を確認でございます。

○財政課長（吉川俊一）

それは、1回目の答弁で市長が申しましたとおり、全額財政計画に計上してございます。

○19番（徳峰一成議員）

財源に入っているとして、それは全額過疎債ですか。

○財政課長（吉川俊一）

過疎債で計画をいたしております。

○19番（徳峰一成議員）

私の考えと全く違いますね。過疎債をそんなに当てにしているのかどうかと。じゃあ、それを前提に質問いたします。過疎債を今後、毎年約3億円ほど余裕財源として確保できる見通しがあるんだったら、今の段階から、平成28年度、少なくとも来年の29年の段階から毎年積み立てるべきですよ。これはぜひすべきだと思います。これまでも、例えば東部畑かん事業、終わりました。あるいは、北部畑かん事業も

国営分が終わりました。そのための基金積み立てを行ってるんですね。基金積み立てを毎年行っております。ですから、昨年、北部畑かんの国営事業分についても、基金積み立て、特例債を中心として16億円全額負担金を払ったでしょう。これはもう合併する前の旧町の時代から、旧末吉町でも田崎町長の時代から毎年積み立てを行ってるんですよ。財政が混乱しないように。今言われたように、過疎債を使うことができるんだったら、少なくとも来年度から基金積み立ては行わねけりゃいけないと思うんですね。この点、市長の考えをお聞かせください。非常に大変な点です、これは。

○市長（五位塚剛）

先ほど答弁いたしましたように、一挙に一般財源を充てるわけにはできませんので。しかし、財源も厳しくなっております。どういう形で進めていくかというのは、内部でも十分検討して、今言われる基金も積み立てもしますということを答弁いたしましたので、金額は幾らかわかりませんが、やはり今後必要になってくるだろうと思っております。今後の事業に支障のないように進めていきたいというように思います。

○19番（徳峰一成議員）

今、申し上げました東部畑かん、北部畑かんのこれまで積み立てで基金がまだ残が残っております。名称は、土地改良事業基金ですね。これが今現在、122万6,000円残っております。座置です、122万6,000円。ここに毎年積み立てるべきですよ。3億円が無理だったら2億5,000万、10年間で25億円。それは、後の、後の市長のために、あるいは市民のために、やはり、これまた昔からやってるやり方でありますので。その方向で、来年度から積み立てるべきじゃないでしょうか。これはもう絶対に私は必要だと思います。絶対的に必要だと思います。そのための基金ですから。再度、大事な点でありますので答弁してください。

○市長（五位塚剛）

私たち、今、曾於北部の畑かん事業を推進しております。九州かん排といいまして、九州の各県の中で事業を進めている九州かん排の中でも、また南九州の鹿児島県、宮崎を含めた地域でも、やはりこの畑かん事業を進めているところの負担金が非常に大きいということで、国に対してその負担金を安くしていただきたい、そのことを毎回陳情いたしております。今、国のほうも、私たちの状況を踏まえながら、最終的な支援も検討するということも言われておりますので、今言われるように、何億基金に積み立てていいかはまだ決定しておりませんが、基本的には、そういう国の状況も見ながら、また今後の事業の推移を見ながら、基本的な基金の積み立ても大事だというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

先ほども言いましたように、県営事業に対する負担金は、法的な根拠はないんです。つまり、拘束力はないんです。これは、去る11月の共産党議員団と県当局との協議の中で、私の質問で県も認めました。しかし、慣例っていう表現でありましたけれども、慣例に従って払ってくださいということでございましたけれども、いずれにしても市長の答弁にありますように、今後負担金を減らす努力、場合によっては、北部畑かんの対象地域の農家平均年齢が70歳、平均が70歳であるから、恐らく73歳、75歳の地域もあると思うんですね。その見直しはできないものかも当然、この負担金の関連で検討をすべきかもしれませんけれども。

しかし、いずれにいたしましても、土台の29億円が非常に大きいって。ですから、重ねての質問でありますけれども、これは来年度以降積み立てるべきじゃないか。これは、私はもう絶対的に必要だと思うんです。田崎町長時代も、二十数年前から私も提案いたしましたけれども、やはり理解していただいて、積み立ててきた経過があるんですよ。そして、その後の池田市長、町長、池田市政になってからも。これは踏襲をすべきじゃないでしょうか。試され済みでありますので。その点で、来年度から金額は検討していただくとして、積み立てるべきだと思います。これが最後の私の、この項での質問でありますけれども、答えていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

先ほど答弁いたしましたように、一挙に返済することはできませんので、当然ながら、国、県に対しても要望してまいりますけど、積み立てというのは必要になってくるだろうというように思います。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

確定はできませんけども、そういう方向で努力をしていきたいと思っています。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、徳峰議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後は、おおむね1時、再開いたします。

—————・—————
休憩 午前11時59分
再開 午後 1時00分
—————・—————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

午前に引き続いて、2項目めの大きな質問に入ります。

入居者に寄り添う市営住宅の建てかえについてでございます。

1回目の質問の中で、この建てかえについては、PFI事業で対応する考えかという質問への答弁の中で、導入が可能か、あるいは導入する場合、どのような手法にするか調査、検討しているところということを、これまでの議会答弁と若干一貫していないというか。6月議会での私の一般質問では一応検討中、9月議会では一歩踏み込んで、この補正予算の中でPFI事業についての導入を前提と考えたほうがいいと思うんですが、アドバイザーの委託が計上されまして、これは時期尚早を含めて不十分ということで、全会一致で予算が削除された経過があります。そして、今回はまた若干変わりました、導入が可能か、導入の場合、どのような手法にするか検討、調査しているっていうことでございますが。

そこで質問でありますけれども、いつの時期段階で、この方法論についてはどのようなやり方で市営住宅建てかえを行うかについては、何年のいつの段階で、一応議会に明らかにしたいと考えておられるか質問いたします。

先日の、議員を対象とした2回目の学習会で、私の質問に対して、この講師となられた方は、このPFI事業を使った市営住宅等の建築は、これまで鹿屋、大崎を含めて全国で何箇所かやってるけれども、この建てかえについては1カ所もやってないっていうことだったんです、建てかえについては。私が一番知りたかった点だったんです。もし、行っていたら、私はそこに足を運んで徹底的に負荷調査したかったんですよ。プラスマイナス……。いずれにいたしましても、建てかえはやってないってことだったんですね。これらを含めて、一応考えていただきたいと思うんですが、いつの時期に方法論について明確にする考えか、お聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

桜ヶ丘住宅は、当然建てかえということで、地域住民の方々にアンケート調査をやって、ほぼそこへ入ってらっしゃる方々は、新しい建物のほうに入りたいっていう方が大体基本であります。そういうことで、市が今までやる公共事業のやり方とPFI方式にした場合に、財政的な負担が非常に軽減されますので、できましたら、29年度の当初予算でPFI事業でやるという方向で議会にお願いしたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

PFIでやるっていうことですが、きょうは私の本題は、それが2番目でありますので、ただ、これまでも言ってきたことでありますけれども、議会が相手があります。ですから予算提案の前に、総合振興計画、過疎計画も変更が必要ですかね、を含めて、財政計画の中に入っていないと思うんですが、特に総合振興計画等の追加見

直しが必要であります、それは来年の当初に予算を提案するとして、いつの段階で、これらの幾つかの計画については議会に提案あるいは議決事項になくても報告をする予定ですか。逆算で考えて答弁してください。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

P F I 事業を活用しての事業ということでいきますと、29年度当初予算でコンサルタントの委託料をお願いをいたします。まずその予算を通していただかないということには前に進まないということで、専門的な方の助言をいただきながら P F I 事業が可能かどうか、かつ可能な場合に、そういう手を挙げるところがあるのかどうかヒアリングをしてみたいです。ヒアリングをして出てくれば、大体の予算額がわかりますので。そうなりますと、そこでどれぐらいの予算ということがわかりますから債務負担行為ということ。これは、また議会に諮らないといけないんですが、そこで認めていただければ、あとは事業者の決定ということになります。事業者の決定、今申し上げているのは、ほかの自治体の例を参考にして、今申し上げておりますので、曾於市の場合はちょっと議会等もございますからわかりませんが、ほかの自治体の例で今申し上げておりますので。

29年度でコンサルの委託をして、それぞれ助言をいただくと。で、あと業者の希望をとってヒアリングを行う。行って債務負担行為を議会でいただくと。いただきますと、各事業者のまた公募をしまして1社を決定します。1社を決定しますと、そこで仮契約。仮契約を行って、本契約を議会のほうでお願いをする。これが、普通ですと29年度の3月までは可能ということになります。そうなりますと、30年度からもう実施設計着工ということになりますので、予定からいきますと、一番早いパターンで入居開始が31年10月と。最短で、そういう流れになってまいります。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

それは、当初計画でまた載せていきたいと思いますので、金額もまだ決まりませんので、それについては年度途中のまた変更になるかもしれません。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの説明、答弁ですと、29年度当初、来年の3月議会でコンサルタントの委託を提案していきたいということでございますが、つまりもう P F I を前提として29年度から始まるということでございますが、当然、前提として考えるんだったら、その事業を行った場合に、どれだけの事業費が必要であるかを当然、総合振興

計画等で議会に示さなければいけないんですよ、それがいつですかって。つまり、3月に計画を提案して、あるいは報告して、3月に当初予算って。同時並行なんですね。これはおかしい。これは昔から共産党議員団が厳しく旧町時代、田崎町長時代を含め、計画と事業が同時並行はおかしいって。ということは、もう事業先にありきじゃないかということで厳しく批判してきた点なんですよ。いずれの方法をやるにしても、しっかりと計画をまずつくる、そして、議会に報告と議会の大方の基本である了解をもらうって、そして予算化すべきじゃないですか。計画がないがしろになってはいけないと思うんですよ。同時並行は絶対あってはならないと。もう一回、再度考え直して答弁してください。これは、認められないんです、そういったやり方は。

○市長（五位塚剛）

ただいま副市長が説明いたしましたように、コンサルにある程度の計画を出して、最終的には業者の方々といろいろ具体的な考え方を示唆をいたしまして、ある程度数字が出てくるわけです。その時点で、基本的には数字の確定ができますので、それではもう当然ながら出します。ただ、今の段階で、PFIでした場合に、金額的に縮減がでてきますので、その確定が決まりませんので、先に予算を出すことができないというところもありますので、理解をしていただきたいというように思います。

○19番（徳峰一成議員）

もう一回考えていただきたいと思います。

きょうは、深くはもう質問いたしませんけども、PFIを前提としてやるんだったら、ほかの事業でも同じことなんですけど、一応市が、事業主体を行うのは市でありますから、市のほうでじっくり検討をされて、そして事業費も一応計画に入れて、そして事業計画、総合振興計画に入れ込むべきではないでしょうか、基本的には。その上での、この委託費を含めて予算計上じゃないかと思うんですよ。委託費は先にありきで、後に全体の事業計画を入れるというのはおかしいと思うんですね。もう一回、副市長、専門でありますので答弁してください。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

議員のおっしゃられたとおり、全体額はもうつかんでおります。これはもう昨年度からずっと検討してまいりましたので。参考的に申し上げますと、従来方式、以前、平成25年9月に桜ヶ丘団地の建てかえ計画説明会を行いました。そのときが木造の2階建てで、6畳間8戸ほどなんですけれども、そのときの事業費が11億1,900万円という形なんですけれども、このときが市の負担が10億2,700万円です。こ

これは、今回 P F I 事業で鉄筋づくりの68戸、大体5階建てになりますけど、エレベーターが2つほどつきます。そうなった場合に、事業費が12億8,000万、市の負担が7億2,300万という試算が出ております。これは、直近のほかの自治体の例を参考にして出した金額がこの金額ということで、その差額が3億ほどになりますということです。

以前、私議会で申し上げたんですが、2億ほどと申し上げましたけれども、これが実際、非現地建てかえで、昭南病院の横ということになりますと、要するに、今住んでらっしゃるところを壊して、1回出ていただいて、また新しくできたらそこに引っ越してもらおうと。引っ越しの手間が1回で済むんですけど、そういうこともいろいろ考えて、非現地方式でやった場合は、この3億と、そういう全体的な金額はわかっておりますので、これを年度で振り分けた場合にどうなるかというのはまた、議会のほうとも、日程等もございますから、今はちょっとそこまでは申し上げられないと申し上げたところです。

(何ごとか言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

先ほど申し上げましたけれども、来年当初で P F I のコンサル、専門業者に委託をします。そこで、最速の場合が9月債務負担行為の議会議決、それまでには議会には全て全協なり6月議会もございますから説明をしてみたいです。それを受けて、それぞれのまた公募をしていきまして、29年度の3月が契約の議決ということになりますから、そこにいきますと……。

(何ごとか言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

はい、30年の3月ですね。そういうことですので、出すとすれば早い時期では6月の議会か9月の議会で振興計画の変更と。今の段階で入れるのはちょっとできません。これは、直営であればすぐ入れられるんですが、その P F I の事業者の関係とかありますので、今はちょっと不確定というところです。

○19番（徳峰一成議員）

そのことはまた12月、あるいは年明け3月議会で質問したいと思います。この前の学習会でも講師の方が強調されたのは、特に業者にとっても初めてのことであり、これは徹底して業者にも中身を知ってもらうことが大前提であるということなんです。そういった端的に本当に大丈夫なのかっていう心配もあります。これは、私が P F I を認めるってことじゃなくって、同じたたき台で考えた場合です。これは今後質問いたします。

で、私が最も関心事は、繰り返しますが家賃なんです。これは、建てかえです。

入っておられる方々が、そこには基本的には全員入ってもらうっていうことであります。ですから、明確な答弁がありませんので、市長、基本的には現在の入居者が、引き続き全員入ってもらうっていうことを前提に、この建てかえを行いたいということに理解していいですか。

○市長（五位塚剛）

前、アンケートしたときには、新しい建物に入りたいという方が大方でありました。だから、その後また変動があるでしょうけど、再度、今回の場合は、決定になれば、全ての方々に同意をもらいたいというように思います。

それで、条件を、やっぱりこれぐらいの金額になりますよというのを明示しなきゃなりませんので、基本的には入りたいという方は、もうそういうように入っていただきたいというように思います。

○19番（徳峰一成議員）

これも今後さらに、一般質問で行いたいと思います。基本的には希望者が全員入れるということを経営に考えていかなきゃいけないと思っているからでございます。過去これまでも、湯之尻団地を含めて建てかえが行われました。PFIじゃありませんけども。その場合は、残念ながらと言うか、気の毒と言いますか、一部の方はとても新しい家賃では入れないということで、ほかの住宅にかわったんですね。しかし、今後はこの桜ヶ丘を皮切りに、もろもろの古くなった市営住宅は、建てかえという計画はあるわけですよ。だからほかに移る場所がないんですね。だから、これまた違うっていうことも考えていきたい。ですから、私は家賃にこだわるんです。今後、基本的には、希望者がというよりも、入居者が基本的には全員入ることが大前提にするべきじゃないかと思っております。これは、今後質問いたしてまいります。

9月議会の質問の中で、家賃をどれぐらい考えているかという質問をしたら、1LDKが1万2,600円、2LDK、3LDKって答弁がありましたけども、今回の答弁では、この家賃収入は、この入居者等の収入によって決定されますってことで答弁が食い違っておりますが、異論なく今回のほうが正しい答弁でございます。

昔は、どここの住宅は家賃が幾らって一律でありましたが、今は収入に応じて違いますので、これが当然であると思うのですが、そこで、現在の入っておる方々の、これは建設課長ですか、質問いたします。

9月議会の質問の中で、仮に1部屋1万2,600円の家賃を設定した場合に、1万2,600円以内の方々が当時の73名の入居者中何名いるか質問したところ、70名だったです、1万2,600円が。そこでお聞きしますが、1つの考え方として、この70名の1万2,600円以内の方々、今は若干数字は違うかもしれませんが、5,000円以内の

方が何名、5,000円から1万円の方が何名、そして1万円から1万2,600円の方々が、それぞれ何名おられますか。これも参考にしなきゃいけないと思うんですね、家賃収入の。一応、答えていただきたいと思います。

あわせて時間の関係で。この73人中、ひとり暮らしが何名、2人暮らしが何名、3人以上の方々が何名おられますか。あわせて答弁してください。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、今の質問にお答えいたします。

範囲がちょっと違うかもしれませんが、家賃について、5,000円以下が23名いらっしゃいます。5,000円から8,000円までという方が33名いらっしゃいます。それから、8,000円以上から1万2,000円台までですと15名の方になります。済いません、12名でした。1万2,000円以上の方が4名ということになります。合わせて72名になります。

それから、家族構成でございますが、ひとり世帯が38世帯、それから2人世帯が18世帯、3人の世帯が8世帯、4人の世帯が6世帯ということになります。そのほかに、転居される方が2世帯で、合計72世帯ということになります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

市長、考えていただきたいんですが、家賃を設定する場合に、今入居されている方々は、基本的には建てかえでありますんで、新たな建てかえ後の住宅に入るとして、今5,000円以内の方々が23名、1万円以内までの方々が、ほかに33名、そして1万2,000円以内の方々が12名、68名です。全体で72名とした場合にですね。特に、この1万円以内の方々が72名中56名なんですね、56名。この方々も、恐らく所得がふえるということはある得ないですので、年金生活者を中心とした方々でありますので、これを考えなきゃいけない。

第2点目は、ひとり暮らしの方々は38名と約半分ですが、ほかに2人暮らし、3人暮らしの方々も少なからずおられます。つまり、収入や年金収入には少ないけれども2人以上の方々は、やっぱり最低2部屋は必要だと思うんですね、2部屋は。そういった方々も、やはり少ない年金等でも入っていただかなきゃいけないって。このことは最大限尊重すべきじゃないかと思うんですね。最大限尊重すべきじゃないか。その点は、非常に大事な点でありますので、答弁をしてください。

これを前提として、やはり建てかえはやるべきであるということでございます。

○市長（五位塚剛）

市営住宅に入ってもらっしゃる方々に対して新しい建物を建てかえをするときには、基本的にはそこに居住されてる人の生活権を守るというのは、これはもう基本であ

ります。それにまた新しい建物をつくる場合に、どのような間取りをするかということも、そこに住んでいらっしゃる方の意見も聞きます。同時に、新しい建物をつくった場合の料金の設定をいたしますので、個別にそういう話をずっと進めていきたいというように思います。

この間、このPFI方式でやろうということを進めておりますけど、現状のその入っていらっしゃる市民の声というのも行政としてつかむ必要がありますので、その指示もしておりますので、市民の声を十分聞きたいというように思います。

○19番（徳峰一成議員）

非常に大事な問題でありますので、これは桜ヶ丘住宅だけじゃなくて、今後ほかの住宅にも関連性がありますので、今後取り上げてまいりたいと思います。当然、そうした今の市長答弁で言ったら、先ほどの副市長の財源の内訳、一般財源についても大きな変更が出てくるかと思っておりますので、改めて別の機会に質問をいたします。

最後に、この防災対策について質問をいたします。

答弁にありますように、今ある防災計画は、6月議会でも答弁がありましたけども、地震と火山、特に火山は全く言及がされてないです。ですから、今見直し中ということでありましたけども、その立場で見直しをしなければいけない。その点で、私が申し上げたいのは、この防災計画の見直し中でありますけれども、特に1つは防災、この災害の定義がないんです、定義が。定義がないから地震とか、特に火山が入ってないんですね。定義のない分厚い文書というのもおかしいもんなんですよ。

そもそも、曾於市における災害あるいは防災とは何ぞや。その前段の定義づけがない。その点はしっかりと冒頭部に入れていただきたい。答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

今言われますように、今後、数十年の間に始良カルデラの桜島を含めた爆発が予想されるということが、研究者の中で発表されました。実際、どういう形での火山の爆発になるのか、これこそ本当に想定は私たちはできませんけど、当然そのことも想定をした対策、基本的な考え方が大事だと思っております。そのために、そのことも含めて見直しを今指示をしておりますので、そういう方向で進めたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

定義がしっかりするということは、土台がまず杭打ちがされるということでありますので、非常に大事じゃないかと思っております。

2点目の質問の提起でありますけれども、特に畜産です、畜産が全くこの火山等に対してのこの言及がなされておられません。畜産は、我が曾於市にとっては産業の中心であるし、そこで生活する市民にとってはもう命でありますので、これはもう

絶対大きな柱として植えつけてほしい点でございます。

畜産の中でも、特にこの牛と豚と鶏がありますけれども、ただいま午前中の答弁にもありましたように、これはもう大変な数であります。

今、曾於市内には牛で2万2,000頭、豚が14万頭、鶏に至っては520万羽、曾於市の人口の百数十倍、鶏がいるんですよ。これは大変な数ですよ。それも毎日生活している、生きている、生息しているんですね。もし、大規模な噴火が起きた場合、これは起きる可能性は素人でも感じられます。私も、特に宮日、宮崎日日新聞で知って最初びっくりしたんですね。そしたら、南日本新聞も含めてその後出されましたけども、毎年報道では、マグマが、これも錦江湾の中の名前のとおり始良地方の始良カルデラにマグマが堆積しておりまして1,150万 m^3 、東京ドームの9個分、私も計算したんです。どれぐらいかと思ったら、縦、横、高さ223mずつマグマがふえ続けているんですね。そのマグマの一部が桜島のほうへ流れてきている。素人が見ても、マグマが減ることはあり得んわけですから、たまる一方ですから。数十年以内ということは、ひょっとしたら二、三十年以内にも大爆発が起きるかもしれないですよ。私なんかが生きているかどうかわからんけどですね、それぐらいの身近な危険性が伴うんですね。ですから私は、この桜島地震、特に桜島の大噴火については、この防災計画の中で、まず曾於市の畜産業の実態をよく調べること、畜産課長。はっきり言って、まだ不十分ですよ。実態を調べていくっていうことが大事じゃないかと思うんです。

その点で質問でありますけど、特に豚と鶏、とりわけ鶏については、曾於市にとってはほとんど実態がつかめていないでしょう。治外法権と言いますか、だからこれがいけないと思うんですね。鶏でも一応数字上は、曾於市にとっては大変な生産実績でありまして、昨年の場合も、牛が125億円、豚が109億円、鶏が121億円という生産高になっているんですね。ですから、まず豚、鶏を初めとした関係者の方々、経営者の方々とも協議を重ねていく。実態はどうなっているか。防災に対する備えを含めて。その上で、やはり防災計画は立てるべきじゃないかと思うんですよ。机上の立て方やなくって、持論じゃなくって、まず関係者がこの入るような、あるいは関係者の声が伝わるような防災計画にしないといけない。

もちろん、農協を初めとした農業団体との連携協議も必要だと思うんです。そうした形で防災計画は立てられておりますか。まず、その点の質問であります。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、仮にそういう爆発が起きた場合に、残念ながら、牛、鶏のほかに私たち県民の命がほとんどなくなるんじゃないかなと言われております。ですから、現実的に、牛小屋、養鶏場をどういように守るかと言って、今さらコンク

リートのものをつくれと言っても、それはできるものではありません。1つの意見として参考にお聞きしますが、市役所としては、どこにどういう養鶏場がある、どういう鶏卵場がある、それは基本的にはつかんでおります。しかし民間の経営者でありまして、そのことに対して莫大な費用を今やるということは、現実不可能だということのように思います。

しかし、今後の計画の中に、民間の声も聞きながら、どういうふうに防災計画をしたらいいかというのは進めていきたいと思います。

しかし、この問題は、やっぱり国、県が基本的には大きな立場に立ってもらわないと、我々小さな行政では、先ほどから言われるように財政が非常に厳しい状況の中で、そういうところの対策をとれと言っても、簡単にできるものではないということだけは理解してほしいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

私が強調したいのは、今答弁があった点も含めてまず議論をすることですよ。議論をしてどこまでできるか、恐らくどこまでできないかが多いと思うんですね。まず議論を行うって。そのためには実態をよくつかんだ上で、関係者の意見も聞きながら議論を進めていく、そこを強調したいと思うんですね。まだ議論されてないでしょう。

○畜産課長（木佐貫育穂）

議論はしていないところであります。

○19番（徳峰一成議員）

議論してない段階で、個人的な答弁はしてほしくないんですよ。ここは行政だからですね。ですから、まず議論をしていただきたいんですよ。どこまでできるか、できないか。

例えば、一例で言いますと、旧町時代からまだ合併後も牛に対する簡易牛舎の補助があるでしょう。非常にすぐれた実績を上げた補助のあり方であります。この補助のあり方を含めて防災との関連でも一つはですね、これは全面的じゃないけど、防災との関連でも、この見直しを含めて、いわば考えていくべきじゃないかと思うんです。一例ですけども。治外法権的な、これは養鶏場を含めてほとんど今までは言葉は悪いけど、野放しの状態でした。これがいけないと思うんですよ。まず議論をしていって、どこまでできるか。そして、一つは防災、そして災害が起きたときの対策、対応策です。この大きな観点から考えていただきたいと思うんですね。

人間の場合は避難所がありますけども、牛、豚、鶏に至っては避難所はないわけでしょう。だからその点を、まず議論をしていくちゅうか。そのためにはやはり、耐震化も完全とはいわなくても議論をしていくちゅうか、どこまでできるか、でき

ないか、そこを洗いざらい基本点は防災計画の中に入れるとか、そしてその議論を重ねながら計画をさらに見直しで充実させていく。そうした点をしていただきたいんですよ。その点、力を入れていただきたいと思っております。答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

非常に難しい話であります。なかなか現実的にそれができないような気がいたします。桜島が爆発して溶岩が飛んできて、当然今の畜舎というのは畜産波板で、その岩石を食いとめるような状況ではありません。それを防災のために何らかしなさいと言っても、それは簡単にはできるものではありません。

今後の計画の中に、一定のＪＡさんを含めた、そういう皆さんの対応策を議論はしますが、一我々地方自治体で、このことは解決できる問題ではないということだけは理解していただきたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

繰り返しますけども、だからそうした難しい点を含めて、防災計画の中に今後課題として入れるべきだと思うんですよ、課題として。その点が大事じゃないでしょうか。そして、５年、１０年、２０年、３０年後を見直しをずっとしていくとか、必要だったら県、特に国に対しては、そうした防災上の点からもやはり要望をしていく。そうした積み重ねが必要だと思うんですね。ほかの市町村とも連携を取りながら。そうした点で対応していただきたいと思うんです。八木副市長が、これは担当ですね。ですから、非常に楽しみにしておりますので、こういった防災計画になるかですね。ある面では、八木副市長の手腕にもかかっております。手腕にもかかっておりますので、決意のほどを含めて答弁してください。

○副市長（八木達範）

大変な期待をしていただきまして、ありがとうございます。先ほど市長も答弁しましたとおり、今までは風水害あるいは地震だけが中心になっておりましたので、今指摘がありましたとおり火山災害等々について、十分内部でも検討して、そして計画を立てていきたいというように思っております。

○１９番（徳峰一成議員）

最後に、畜産課長も来年までですね。非常に真面目な課長で、かねがね敬服しております。最後にその土台づくりを行うという意味でも、八木副市長を支えて、後に残るようなしっかりした骨組みのある防災計画を立ててください。期待しておりますので、決意のほどを含めて答弁してください。

○畜産課長（木佐貫育穂）

私も、この桜島の噴火については、１１月上旬に新聞で大きく報道されました。や

っぱり最低限、降灰による主要作物の確保、それから防疫等にも多大なる影響があると思われますので、今後防災計画をつくっていく上で、いろんな各種の関係団体の方々と意見を議論しながらつくっていきたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 3 6 分

再開 午後 1 時 3 7 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○14番（海野隆平議員）

大きくは2項目について質問いたします。明快な答弁を求めたいと存じます。

まず、企業誘致について質問をいたします。

合併して、はや11年が経過いたしております。合併当初4万4,000人いた人口も既に3万8,500人と、毎年500ないし600名の人口が減少いたしております。人口減少は歯どめのかからない状況にあり、あわせて少子化、高齢化も加速いたしております。人口の減少は、曾於市内の産業、文化、教育とあらゆる面に影響を及ぼしており、人口の歯どめ、人口対策は、曾於市にとって喫緊の課題であると思うところではあります。働く場所の確保や安定した収入など条件を満たさなければ、定住、人口増は望めないと考えております。

そこで質問の第1点であります。市長の企業誘致に対する思い、姿勢、基本的な考え方についてお聞きいたします。

2点目の質問であります。五位塚市政になり既に3年が経過いたしておりますが、その間何社の企業誘致が達成できたのか、あわせて雇用ニーズは何名であったのか答弁を求めます。

3点目の質問であります。今後の企業誘致の取り組みと、あわせてどれだけの雇用が予想されるのかお聞きしたいと存じます。

次に、本市の児童・生徒の学力向上対策について質問をいたします。

本年度も小学6年生と中学3年生の全児童・生徒を対象に、4月に全国一斉、全国学力テストが実施されており、その結果が9月30日の南日本新聞にて公表されております。それによりますと、鹿県中学全教科平均割れ、県内中学校の平均正答率

は全教科で全国平均を下回ったとされており、小学校も全国平均を上回ったのは基礎学力を見る算数Aのみであったとされております。特に課題とされる知識の応用力、活用力を見る問題は、小中学校とも全教科平均に届かず、改めて対策の必要性があると思うところであります。

そこで質問の第1点ですが、4月に実施された全国学力テストの結果について、全国、県と比較して、本市の状況はどうであったのか具体的にお示しいたきたいと存じます。

質問の2点目ですが、結果に対してどのように分析されたのか、あわせて公表はどこまで示されたのか答弁を求めたいと存じます。

3点目の質問ですが、結果に対する現状と課題、今後の対応についてお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、海野議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1については私のほうで答弁をいたしますが、質問事項の2については教育長に答弁をお願いしたいと思います。

それでは、企業誘致についての①企業誘致に対する姿勢、考え方についてお答えいたします。

曾於市の人口増や地域活性化を図るためにも、企業誘致は大切な事業であり、全力で進めていきたいと考えます。

②、企業誘致と雇用人数についてお答えいたします。

平成25年8月から平成28年11月までの間に3社を誘致し、20人の新規雇用がありました。ただし、うち1社が撤退をいたしましたので、実質は2社10人の新規雇用となっております。そのほかにマトヤ技研が増設を行いました、建物敷地が都城市となっております。この際の新規雇用が7人あり、うち曾於市からの雇用が2人でありました。

③今後の取り組みによる雇用の予想についてお答えいたします。

今後、立地協定を行う予定の企業は3社あり、新規雇用は25人を予定しております。また、現在、誘致を進めているビジネスホテルについては、30人程度の雇用予定となっております。

以上です。

○教育長（谷口孝志）

海野議員の大きな2項目めについてお答えいたします。

まず、児童・生徒の学力向上対策についての①本年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果について、国や県との比較をということでございますが、小学

校は、国語、算数の基礎的な知識や技能を問うA問題については、ほぼ国や県の平均並みに近づいていますが、活用力を問うB問題については、国や県平均に届かない状況にあります。また、中学校についても、同様の傾向にあります。

②の結果についての分析と公表をどうしたかということですが、今回の調査結果から、曾於市の児童・生徒は、基礎・基本の定着について一定の改善が見られるものの、表現力や思考力などに依然として課題があり、厳しい状況にあります。

しかし、ここ数年間の結果を経年変化で比較した場合、小学校、中学校ともに、国、県平均との差は年々縮まってきており、特に中学校の伸びが顕著となっております。本市の児童生徒の学力は、後退することなく、着実に改善されつつあるものと受けとめております。

次に、結果の公表については、市報そお11月号の教育委員会だよりに、市全体の結果や傾向等を掲載し、市民への周知を図っております。

なお、各学校の結果は、学校だより等で保護者に周知し、各学校の実態に応じた公表をしております。

最後に、③の結果に対する現状と課題、今後の対応ということですが、教育委員会では、本調査結果を学習指導の改善や充実に生かすために、本年10月に本市児童・生徒の正答率の低い問題について、どこでつまづいているのかを分析し、それをもとに授業改善の具体的なポイントを示した指導資料を作成し、市内の全教職員へ配布しました。

また、各学校においても、自校の結果を分析し、それに基づいて指導方法の見直しを図り、授業改善に取り組んでいるところです。

今後も、日々の授業改善を通して、児童生徒の学力向上を図るための取り組みを継続して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

それぞれ答弁をいただいたところでありますが、まず企業誘致について質問をいたしてまいります。

まず、1番目のところでありますが、28年度の施政方針を見ましても、企業誘致に対する市長の考えは述べておられません。また、企業誘致に対する具体的な指示もされておられません。それからしても、市長のやる企業誘致に対する取り組みの弱さというのを、まず感ずるところであります。

また、施政方針の中の企画課の説明にいたしましても、従来を文章を引用しただけで、新しい取り組みというものは何ものっていないわけでありまして、企業誘致に対する、これからしても熱意とやる気を感じることができんわけでありまして、

再度市長の答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

企業誘致については、基本的な考えはお答えいたしました。やはり非常に大事なことであります。人口をふやすためにも、若者を市内に残していくためにもやっぱり働く雇用の場が基本でありますので、それを進めていきたいというふうに思います。

そのことに対して担当課、企画のほうでも、いろんな県内の方々の協力をもらいながら、この間も企業誘致に努力してまいりました。企業誘致というのはやはり立地条件がいろいろありまして、お互いに取り合いになっておりますけど、それでも少しずつですけど、実績が出てきているというふうに思っております。

引き続き、内村工業団地についてもほぼ、基本的には売買ができるようになりましたので、今後もまた新たな取り組みを開始したいというふうに思います。

○14番（海野隆平議員）

少子化、高齢化の進む中で、市民は今何を求めているのかおわかりでしょうか。当然誘致企業なんですよ。やはり、それには働く職場の確保、これと安定した収入ということが市民は望んでいるんですよ。若いパワーは高校卒業後、仕事を求めて市外へ出ていきます。

定住対策ももちろん大事な事業であるわけですが、安定した生活と収入が保障されなければ、ますます人口は減っていくというふうに思うところでありますけど、市民の定住というか若者の定住がますます減っていくということが、人口もますます減る方向で加速されていくというふうに思うところでありますけど。確かに実績はわからんことはないんですよ。なんだけど、ただ、余りにも行き当たりばったりのなところもうかがえんわけじゃないわけですよ。そういう意味で再度答弁を求めたい。

○市長（五位塚剛）

この間、内村工業団地は今月も含めて契約をいたしますので、基本的には全て売買が決まりましたので、今後具体的に雇用の場が広がるというふうに思います。

また、旧深川中学校の跡も、都城のハピネスという会社が来ていただいて、今工事を完了していただきました。ここにも地元の雇用を新しくお願いをしたいということも相談がありますし、また今後ヤマザキさんという会社が、大隅町に加工場を含めて今後進出したいという相談もありますし、確実に一つずつ一つずつ成功さして、市民が働く雇用の場を一つでもふやしたいという努力を進めていきたいというふうに思います。

○14番（海野隆平議員）

着実に誘致企業をふやしていくというような答弁で、わからんわけではないわけですが、ただ、先ほども市長の答弁に、やはり企業誘致については、本当市長に就任されてから、実質3社と書いてあるけど2社なんですよ。だから今後そういった面では期待できるだろう、やっていくというような今話であるわけですけど。

ただ、お隣の志布志です。志布志を見ますと、人的、立地的な当然格差もあるというふうに思うわけでありまして、最近志布志市では企業の進出が非常にふえているというふうに聞いているところであります。あれほど進出に確定的であった外山木材も志布志市のほうへ行きました、進出いたしております。志布志市の最近の状況、これは企画課のほうで把握されていると思うんですけど、いかがでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

志布志市の最近の状況ということでございますが、志布志市の今造成をして販売を始めております臨海工業団地のことについてお答えしたいと思います。

まず、志布志市につきましては、臨海工業団地を2区画つくっております。1区画につきましては、市内の物流事業者、港湾のところにある会社ですけども、そこが今物流関連の倉庫兼輸送場をつくる計画でございます。

それから、第2工区でございますが、そこは2工区でございます。これにつきましても、志布志市に今港に存在しております会社が2社入りまして、物流倉庫をつくる計画となっているところのようでございます。

○14番（海野隆平議員）

志布志の概況でありますけど、平成27年度は3社、28年度は既に2社ということで5社、これは新規企業だけじゃなくて、いわゆる増設、規模拡大等まで加えているわけですけど、それでも5社ということで、非常に実績を上げてるなというふうに思うところであります。

企画課長、再度お尋ねしますが、今企画課内のいわゆる企業誘致に係る職員で、今何名いるわけですか。

○企画課長（橋口真人）

企業誘致推進係がありますが、2名でございます。

○14番（海野隆平議員）

今課長が答弁があったとおり、わずか2名なんですね。独立した課として、企業誘致に力を入れている自治体もあるということを考えれば、余りにもお粗末というか職員が少ないんじゃないかなというふうに思うところでありますけど、市長、たった2名で今からもやっていけるんですか、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

職員をたくさん配置できればありがたいんですけど、限られた人数ですので、な

なかなかできないところでございます。ただ、職員をふやせば企業誘致が進むかという、そういうわけでもありません。やはり今都城含めて、企業を誘致したけど、なかなかそこで働く人を確保するのに、これは志布志も同じです、非常に苦勞されております。

そういう意味では企業誘致をした場合に、どのように雇用をつくり上げていくかというのは、私たちもそうですけど、企業のほうもかなり苦勞されているようでございます。私たちも広くまた、曾於市のこの立地条件をPRをし、また市からのやっぱり支援ですね。企業に対する企業誘致の支援をある程度つくり上げないと、なかなか来てもらえないという状況もあります。そういう意味では引き続き、担当課を含めて努力をしていきたいというふうに思います。

○14番（海野隆平議員）

支援については、ちょっとまた後ほど話しますけど。東京や大阪には企業推進員というのも配置されているわけでありまして、年間にどれだけの情報が入ってきているのかな。さらにはその情報に基づき、わずか2名の職員でその情報に対するフォローは、やる対応ですよ、できているのかなと非常に疑問に思うところですけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

担当職員は、その情報が入りますと、その会社と連絡を取り合って、いろいろ進めていきます。同時に両副市長また私を含めて、機会があればその企業に出向いてアピールしてるし、またお願いもしておりますし、それはもう我々三役も含めて補佐はできるというふうに思っております。

○14番（海野隆平議員）

できれば、それにこしたことはないわけですけど、話は角度変えますけど、五位塚市政になってから企業誘致成功報奨金制度もできましたが、これ昭栄堂以来この制度はほとんど機能していないんじゃないかなというふうに思うところでありますけど。27、28年度は、この報奨金制度を利用した企業の照会ですよ、何件ぐらいあったのか答弁求めたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

照会は数件ございますが、実際立地に結びつかないと、この報奨金を使うことはありませんので、それそのものは1件でございます。ただし、例えば内村工業団地のニチレイ・ロジスティクス様、すてきナイスグループ様、横山食品株式会社様につきましては、先方のほうからぜひ増設をしたい、あるいは新規立地したいということでありましたので、この報奨金につきましては支出はないところでございます。

○14番（海野隆平議員）

ほとんど機能していないというような状況じゃないかなというふうに思ったとこです。やはり何らかの形でこの制度もあるんだということのPR等も必要じゃないかなというふうに思います。

現在の企業立地条例によりますと、雇用の人数、いわゆる正職員ですよね、正規職員。これは5名以上と、5名以上が対象というふうになっているわけですが、物流や倉庫業ともなれば、わずかな雇用で足りるわけですが、それでも誘致企業は誘致企業です。当然ですね。せめて雇用人数を10名以上とか、いわゆる今の条件を見直す考え等はないのか答弁求めたいと思います。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

今の御質問でございますが、今5名以上につきまして対象というふうにしております。これを10名以上とすると、例えば5名新規で採用しても、もう助成金がないということになりますので、この5名というラインで助成を行っていきたいと考えております。

○14番（海野隆平議員）

確かに5名以上の立地企業に対しては、1人に対して10万ずつのいわゆる優遇制度ちゅうかとってるわけですね。これはこれで必要なことだと思うんですけど、ただ私思うのは雇用人数をふやすということで、10者というような条件の改定ということ私は今述べたわけであって、それができないならできないで、今の課長の答弁でもいいわけですけど。ただ、条件の整備ということは今後考えてもいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこは検討してください。

9月の定例会の全協におきまして、すてきナイスグループの進出の説明がありました。立地目的は木造住宅用プレカット倉庫業というふうにあります。事業開始は平成29年度というふうになっております。

また、横山食品も事業規模拡大が平成30年度に予定されており、ニチレイも増床・増築計画もあるようです。これは先ほど市長が答弁があったとおりです。

進出、増築については、それぞれは評価するところではあるわけですけど、そこで再度具体的にちょっとお聞きしたいんですけど、それぞれの立地協定ですね、これは今からなんですけど、いつごろになる予定なのか。それと雇用の人数、先ほど新規雇用30社で25人程度というような答弁であったわけですが、実数、予定人数25名でいいのか、再度お尋ねしたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、最初が先日全協で説明しましたニチレイ・ロジスティクスでございますが、今月の15日に立地協定を行います。雇用人数は5名と聞いておるところでございます。

それから、すてきナイスグループでございます。これは29年——立地協定につきましては、早ければ今年度中に行われると、3月末までには行われると考えているところでございます。雇用人数は5名でございます。

それから、横山食品株式会社でございますが、これにつきましては、立地協定は来年度末もしくは再来年度の初めになる予定でございます。その後、工場の建設となります。雇用人数は5名でございます。

それから、まだ販売がされてないニチレイの上のほうの北側の土地でございますが、それにつきましてもニチレイ様としては、今後工場を増設したいということでございます。これにつきましては、10名ほどを考えているところでございます。合計で25名でございます。

○14番（海野隆平議員）

先ほどから私人口減ということをおっしゃいますけど、やはり人口保持するためには、若者定住とかUターン奨励など、まず働く職場の確保と、安定した収入といった条件の整備が今後必要ではないかなというふうに思うところです。

県内自治体は人口が減少がする中で、企業誘致に必死に取り組んでおります。昔の話をしちゃいかんかもしれんですけど、片倉製糸やキャビネット、ハチダイヤ工場があるころは、町に私は活気があったなというふうに思っております。

最近の企業誘致の取り組みとしても、やはりなかなか厳しいということは相手さんがいることですから、これは私もわかりますよ。ただ、やはり100名とか200名とか、こういう大きな中での企業誘致とか、やはり今後曾於市には必要ではないかなというふうに思うところであります。

また、こういったことが人口増や雇用を生み出すことになるんじゃないかなというふうに思うところでありますけど、本市も今後の企業誘致や、企業誘致については先ほどから説明がありましたけど、やはり何ととっても大事なことです。やはり企業誘致にはしっかりした目標と計画が私は必要じゃないかなというふうに思うところでありますけど。目標と計画がなければ、企業誘致はまずあり得ないというぐらい思っておりますけど、最後市長の企業誘致に対する決意のほどを聞きまして、この項の質問を終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

基本的には先ほども答弁いたしましたが、曾於市の人口増対策の問題、また高校を卒業した人たちが都会に出て行って帰ってこられるケースも相当ありますので、高校卒業した後、地元の企業に残ってもらうための手だてというのを新しく始めま

した。曾於高校で企業説明会というのをやりました。これで市内の太陽漬物さんとかJ Aさんとか、マトヤ技研さんとかいろんなところに高校生が残ってくれるようになりましたので、これも大きな役目を果たしていると思っております。

今言われるように50名、100名の企業を誘致をしたいというのはありますけど、現実にはそのような企業が私たちの曾於市にできる条件が、なかなか厳しいところがございます。やはり何といたっても私たちの地域は、農業の町、畜産の町ですので、それに関係する生産できる、そういう企業に来てもらえばいいのじゃないのかなと思っておりますけど、今後都城志布志道路が完成した場合には、志布志港から関西、東京向けのいろんな送り、また中国向け、東南アジア向けのルートができますので、そのあたりを先を見て、いろんなことを含めて推進したいというふうに思います。

○14番（海野隆平議員）

だから必要なんですよ。だから結局、2名の職員ではなかなかアンテナを常に張っておかないかんわけですから、どの企業がこういった地域をどんどん出るのかなとか、そういったものを考えたときには、常にやっぱり県との関係もあるし、それでまた国との関係もあるかもしれないですけど、常にアンテナ張って、やはり曾於市に来てもらうような、そういう条件整備していかんわけですよ。だから私は何度もそこ言うわけですよ。

だから、100名、200名今、無理な話を言うてるかもしれないけど、これをやっていかないと曾於市は、ますます寂れていきますよということを暗示してるんですよ、そういうことです。

○市長（五位塚剛）

海野議員も長いこと、旧末吉町時代から議員として活動されておるし、いろんな方々との交流も深いと思いますので、またいろんな形のアドバイスを情報を聞かしていただければ、市の職員も一生懸命になって企業誘致に努力したいと思います。

現在のところ、担当課とよく話しておりますけど、このメンバーでどうしてももう足りないということはまだ言っておりませんので、この2人、また課長含めて、企業誘致にも人手が足りないというところが来ましたら、人員も確保して進めたいと思います。精いっぱい努力をさしていただきたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ここで、海野議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、海野議員の一般質問を続行いたします。

○14番（海野隆平議員）

それでは、2項目めの児童・生徒の学力向上対策について質問いたします。

まず、4月に実施された全国学力テストでは、小学6年生と中学3年生が対象というふうになっているわけですが、曾於市内、財部、末吉、大隅と、それぞれ何名の児童生徒が対象になったのか、対象人数をちょっと教えてください。

○学校教育課長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

学校教育課では旧市町村別には統計をとっておりませんので、小中学校というくくりで申し上げますと、小学校のほうがおおよそ200名、230名程度、中学校のほうが150名というふうな人数になっております。

○14番（海野隆平議員）

この全国学力テストでありますけど、毎年4月に実施されておまして、昨年も行われたわけでありますけど、その分析結果が曾於市の学力向上プランに掲載されております。

そこでお聞きするわけですが、昨年と比較した場合、ことはどうであったのか。また、昨年の反省点を踏まえて、どのような改善をされたのかですね。若干答弁の中にもありましたけど、具体的にお示しいただきたいと思います。

○学校教育課長（中村涼一）

昨年度との比較で、一応県との比較という形でわかりやすく説明いたします。県の平均を100とした場合、平成27年度が曾於市が小学校6年生が国語Aが94.7、国語Bが92.8、本年度が99.2。それから小学校6年生、国語Bが27年度が91.0、本年度が91.7。小学校6年生、算数A、平成27年度が95.1、平成28年度が95.3。小学校6年生、算数B、平成27年度が90.4、平成28年度が93.0となっております。

それから、中学校3年生のほうですが、国語A、平成27年度が92.8、平成28年度は98.1。それから国語Bのほうですが、平成27年度が90.6、平成28年度が93.8。中学3年数学Aですが、平成27年度が90.6、平成28年度は100となっております。数学Bは平成27年度が79.9、これが平成28年度は93.5ということで、全体的に言うと数値的には伸びております。

ただ、先ほども教育長のほうから答弁がありましたが、まだ県や全国の平均には届かないという状況がございます。昨年度と比べて改善されたところで言うと、曾於市の場合は階層が多くて、下の子供たちの割合が多くて上位層が少ないというの

が一つ特徴的だったんですが、今年度の結果を見ると、階層の底上げは進んだと、ほぼ全国県平均並みの割合になってきました。ただ、残念ながら、上位層が多くなないと、ここがまだ今後大きな課題だなと思っております。

それから、昨年度の反省としては、やっぱりB問題、活用力、表現、思考力の問題が悪かったと、今年度もそれについて取り組んだわけですが、結果的にはなかなか改善されていない部分ございました。ただ、中学校のほうで若干伸びが見られて、授業の進め方を学校のほうに聞いたら、従来の教える方法ですね、どちらかという子供たちにしっかり考えさせたり、そういう授業を展開するようになって、正解になったんじゃないかというふうな意見を学校のほうから聞いております。

○14番（海野隆平議員）

今答弁があったとおりですけど、やはり県内で見た場合、まだ下回っているというような状況であろうかというふうに思うわけであります。特にやはり応用力とか知識の活用力などが課題であるというふうに答弁もあったわけですけど、やはりこういった面での課題を克服しないと伸びていかないだろうというふうに思うわけですけど。その点についての何か指導的なものはあったのか、再度お聞きしたいと存じます。

○学校教育課長（中村涼一）

曾於市の児童・生徒の今、最大の課題は、以前は基礎力も若干劣っているところがあったんです。今でも十分とは言えないんですが、全体的にはこの数年、基礎力のほうについては着実に伸びてきております。ただ、活用力、応用力、簡単に言えば思考力、表現力というところが残念ながら劣っていると、なかなか結果が出ていないという状況でございます。

学校教育課としては、毎年どこが悪かったのか分析をしております。どういう問題でつまづいているのか。本年度はそれを冊子にして、指導資料という形で先生方に全教職員に配って、曾於市の子供たちはこういうところが、なかなかできていません、苦手ですということで、先生方にも学校で対応をお願いしとりますが、やはり応用力、活用力というところで一つ、やっぱり曾於市の子供たちの最大のあれが、長文問題が苦手であると。

実は全国学力・学習状況調査は、普段子供たちが受けるテストよりも非常に問題の文章量が長いです。もう中学生になったら600字ぐらいの問題量があります。それを数分間で読み取らなきゃいけないと、どうもそういうところがなかなか苦手だと。あと、記述問題が、やっぱり書かせる問題になると書けない子供がいると、これが一つ大きな課題となっております。

こういうことを含めて学力向上プランのほうでは、先生方のほうにいろいろお願

いしております。一つは、子供たち同士で思考力を高めるということで、グループ学習とかそういうものを積極的に授業に取り入れてほしい。それから書く力ということで、今新聞を使ったN I Eという教育が進んでいるんですが、N I Eの推進を市全体で進めて、学校で指定をしたりして取り組んでいる学校も曾於市たくさんございます。そういったところでは、書くところは非常に力が少しずつついてきているのではないかなと思っていますが、全体的にはまだまだこれからだと考えております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

克服のための努力というか、いわゆる先生たちの指導含めて努力はされているようでありますけど。

県内の学校現場では教師が説明するだけの講義調から子供たちが主体的に考える授業の実践に力を入れることが、全般的な学力向上につながっているというふうに評価されているわけですけど。曾於市の実態はどうなのか、私は現場にいたことがないのでわかりませんが、講義調なのかそれとも思考力を高めるための授業になっているのか、その辺の実態。

また、電子黒板についても、もう全国トップに先駆けて電子黒板採用されて、今配置されてるわけですけど、学力向上の上でどのように活用されているのか、再度お聞きしたいと思います。

○学校教育課長（中村涼一）

海野議員が申し上げられたように、従来のこれまでの授業というのが、先生が1人でしゃべって子供たちが聞くと、こういう授業が非常に多かったわけですが、特に鹿児島県がやっぱりそういうところが少し多くて、なかなか鹿児島県全体も全国の平均に届かないという状況がございます。

鹿児島県内でも、我々曾於市でもやっぱり子供たち、先生が1人でしゃべって、子供は聞くだけという受け身の授業ではなくて、子供たちが積極的に授業にかかわって、自分たちでいろいろ問題解いていく、そういう授業のスタイルというのも学校全体で今取り組んでいるところでございます。学力向上プランのほうでも、授業を変えましょうということをお願いしているところなんですけど、なかなか進まない部分もございます。

11月でしたが、各学校の先生の中で、我々が学力向上の研究員としてお願いしてる先生方を福岡の小学校まで研修視察に行ってもらいました。そういった学校の実際に取り組んでいる様子を見ていただいて、先生方には非常に勉強になったと、こういう形で授業進めていくんだということで、百聞は一見にしかずと、そういう形

で進めております。

ただ、一方で、教えるべきことはしっかり教えていこうということで、基礎学力の部分については、ドリルや繰り返し、そういう指導をしていく、これも非常に大事じゃないかなと思っております。

あと、もう1つが、家庭学習がどうしても曾於市の場合もなかなか時間的にふえていない状況がございます。学校のほうでも、授業改善と家庭との連携ということで、教育委員会でもリーフレットをつくったりして、啓発を今取り組んでいるところ です。

それから、電子黒板については、これはもう県内というか全国でも教室に電子黒板があるのは、本当に限られたところしかありませんので、そういった意味ではもう本当に非常にいい環境にあるわけですが、電子黒板については先生方以上に他の市町よりは使っていただいていると思うんですが、電子黒板だけで授業ができるというわけではございませんので、有効な活用の仕方をどうするのかということで、今いろいろ取り組んでもらっております。

一つが複式の学校ですね。最近スカイプというのを使って、テレビ会議みたいな感じで複数の学校でお互いに電子黒板に授業の様子を映しながら、複式だと1人か2人しかいけませんので学級に、それが複数校でテレビを通して授業するという、そういうのを取り組んでおります。

それから、今年度、ICTで昨年度からですが、タブレットのパソコンを導入していただきました。今後このタブレットを有効に使って、子供たちの学力を高めていきたいと思っております。タブレットと電子黒板、これがあると非常におもしろい授業ができると思いますので、そういう活用ができるように今取り組んでいるところでございます。

○14番（海野隆平議員）

学力テストの公表のあり方等ではありますが、結果公表に対する文科省の考え方、また県教委の考え方、これは一緒なのかですね。それで、本市でも各学校の実態に応じた公表をしているというふうに答弁があったわけではありますが、小中を含めて全体にもう公表をされてオープンにされているのか、再度お聞きしたいと思います。

○教育長（谷口孝志）

公表の仕方については、私が先ほど答弁の中で申し上げたわけですが、各学校の実態に応じたと申し上げましたのは、例えば市全体の数字を示したりとか、そういう形でしますと、非常に小規模校の場合は、もう児童あるいは生徒——児童は中学校はありませんので、特定されたりというのがありますので、そこからは配慮して公表してくださいということで言ってるわけでありまして、各学校はそれぞれ学校

の実態そのものは学校だよりとあるいは学校評議委員会とかいろんな場で、今はもう全て公表してると。

○14番（海野隆平議員）

全ての子供たちに確かな学力をと、この本でありますけど。本年3月にまとめられた曾於市学力向上プランは、曾於市学校教育のある意味では指針というふうになるものではないかと思うところでありますけど、学校現場や家庭での能力向上または学習意欲を向上させる上で、よくまとめているなというふうには思っているところでありますけど。

そこでお聞きするところでありますけど、この学力向上プランは学校現場ではどのように伝えられ、どのように活用されているのか、また授業の進め方の上で、教師の意識改革につながっているのか、お聞きしたいと存じます。

○学校教育課長（中村涼一）

お答えいたします。

曾於市学力向上プランについては、我々としては全ての教師にこれを配布しております。その中で学校での研修とかそういう場で使っていただくように、また我々も学校に出向いて研究授業とかございますので、そういうときにこの学力向上プランを示して、こういう取り組みをぜひやってほしいと、そういうふうに指導しておりますが。

じゃ、これが全ての先生方に浸透しているかというと、まだまだ我々の努力は足りないなというところもございます。ただ、一方で先生方の授業、こう見ながら、我々もそういう機会がございますので、できるだけいろんな市の主催の研修会の場合でも、多くの先生方にこの学力向上プランの中身について再度我々も説明したりするところも設けてございます。

それから、この学力向上プランの今度は家庭版というのを、「家庭学習のすすめ」というリーフレットを作成して、このほうで保護者にも同じように学校でこういう取り組みをしているので、家庭でもこういう取り組みをしてくださいということをお願いしているところでございます。

○14番（海野隆平議員）

この学力向上プランについては、非常に学校現場、また家庭においても浸透しているということで、ぜひこの学力向上プランに沿って進めていただきたいなというふうに思うところです。

もちろん子供たちの学力を判断する上で、全国学力テストのみが判断基準ではないわけではありますが、やはり基礎学力のみならず知識の応用力や活用力を知る上では判断材料になるというふうに思うところであります。

毎年4月に実施されておりますが、曾於市の子供たちにとって今のような授業の進め方でいいのか、どうしたら子供たちの知識の応用力や活用力を向上できるのかですね。曾於市、この学力向上プランとあわせて検証する必要があるんじゃないかなというふうに思うところであります。

来年4月に実施される、またされると思います。全国学力テストに期待いたすところでもありますけど、先ほどから来、まだ小中合わせて特に算数Bですね、それから国語B、全て思考力、判断力については、全国また県からすると劣っているという状況でありますので、来年の4月の結果に期待したいというふうに思いますが、教育長のこの4月に対するコメントを、強いコメントをいただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○教育長（谷口孝志）

心強い後押しというか励ましをいただきました。私どもは目標として、全国レベルに本市の子供たちの学力を高めたいということを目指にします。そのほうに向かって、少しずつ成果見えてつたありますが、まだまだ教科あるいは問題A、問題Bによって、大きくまだ落ちてるところもあります。

今議員のほうからもありましたように、我々がこの資料等を配っておりますが、ただ資料配ることで、よしとするのではなくて、これを活用してもらわなきゃいけないわけですので、そのことについては先ほど課長も申し上げましたとおり、例えば学校訪問、指導主事が積極的に学校にも行きまして、いろいろと先生方と一緒に勉強しましょうという気持ちでやっております。その中で必ずこの資料等も活用し、また学校の校長先生、教頭先生にも、これを活用した校内での授業研究あるいは研修を深めてほしいということも申し上げております。

それから、やはり何より、先生方が、私が年度当初いつもお願いするのは、曾於市の子供たちは鍛えれば必ず伸びるはずだと、だから鍛えてほしいということをお願いします。今後も先生方が子供たちへのやはり深い愛情といいますか、そういう気持ちを持って取り組んでもらえれば、必ずその成果はあらわれてくるものと思っています。

それに加えて、先ほど紹介いたしました「家庭学習のすすめ」等で、家庭のほうのまた協力も、保護者の協力ももらいながら、学校と家庭が一緒になって、子供たちに確かな学力を身につけさせる取り組みを進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○15番（久長登良男議員）

ことは、6月に降り続いた大雨に続き、9月の台風16号による災害が発生し、被害を受けました。また、収穫時期には天候不順により、農家の皆様におかれましては、大変心配の多い年ではなかったかと思います。今後、市当局におかれましては、1日も早い災害の普及・復興に取り組んでいただけることを要望いたしまして一般質問に入ります。

先日、通告をいたしておりました一般質問として、コミュニティFM放送についてと、新設課のあり方について及び、宅地分譲についてお伺いします。

まず、コミュニティFM放送についてお伺いします。1番目として難聴地域の解消は、全て解決できたか状況をお伺いします。

2番目として、防災ラジオは常時受信している状態があつてこそ、その機能を発揮できると思いますが、現状では電池切れで停電では機能せず、防災ラジオとしても機能が十分に発揮できないのではないかと。また、利用状況の把握はされているかお伺いします。

3番目として、火災等の緊急放送は、なぜしないのかお伺いします。

4番目に、今後事業を進めていく上での課題はないかお伺いします。

次に、新設課のあり方についてであります。介護福祉課、商工観光課の2課が本年4月から新設されたが、業務の遂行状況と重点課題は何かについてお伺いします。

2番目に、介護福祉課と福祉関係団体及び関係者との機能分担などの今後のかかわりについてのお考えを伺いたい。

3番目に、商工観光と環霧島、霧島ジオパークとのかかわりは、今後どのように考えているのかを伺いたい。

3番目として、財部のほたるヶ丘ニュータウンが完売となったが、これら新興団地と地域の振興との関連について、どのように考えているかお伺いします。

以上で、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、久長登良男議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、コミュニティFM放送についての①難聴地域の解消についてお答えいたします。

難聴地域の解消については、中継局の移設や出力の増力等の改修工事により、恒吉・南之郷中継局は、10月16日から月野・高之峰中継局は10月18日から改修後の放送を開始しています。これにより、主に岩川市街地、財部市街地と末吉町深川、岩崎地区の受信改善が図られました。

まだ、解消していない主な難聴地域は、財部の北校区・中谷校区、大隅の南校区・月野校区、末吉の南之郷地区です。そのほか、建物の構造や立地条件により難聴世帯が点在しているところです。

10月に実施した難聴世帯の調査結果は、全体で649件の難聴世帯が報告され、うち11月25日現在の対策済みが315世帯、未実施が334世帯となっております。

②防災ラジオの機能や利用状況の把握についてお答えいたします。

停電の対応については、総合センター本局は、自家発電装置を設置しております。4カ所の中継局については、ポータブル発電機を現場に持ち込んで対応することになってますが、台風16号では、恒吉中継局と白鹿岳中継局が停電し、翌日になりましたが、対処しました。

防災ラジオの電池切れに関しては、緑のランプの点滅で表示をいたしますが、災害等での停電に備えて電池の買い置きのお知らせを行いたいと考えております。防災ラジオの利用状況の把握は実施しておりませんが、広報紙等で「箱から出して利用してください」「有線・オフトーク放送が終了するので準備をお願いします」などの広報を実施しているところです。また、10月に行った自治会向けの難聴調査でも、利用の広報を行ったところです。

③火災等の緊急放送についてお答えいたします。

現在、火災が発生した場合は、消防署指令台システムから消防団員等へのメール発信とあわせて、自動音声で有線放送とオフトーク通信に放送が流れます。有線放送とオフトーク通信は、本年12月28日で終了する予定ですが、12月29日から来年2月末までは、消防署に設置しているFM緊急放送機により、消防署員の肉声でFM防災ラジオに火災等の放送を行います。

来年3月以降は、現在工事中の消防署指令台システムのFM放送自動連携システムより、消防団員等へのメール発信と同時に、自動音声により火災発生を防災ラジオからお知らせすることができるようになります。

2、新設課のあり方についての①介護福祉課と商工観光課の業務の遂行状況と重点課題は何かについてお答えいたします。

介護福祉課は……。

(「飛ばした、4番目」と言う者あり)

○市長（五位塚剛）

濟いません、コミュニティFM放送の④のところ、今後の課題についてお答えいたします。

今後も、防災情報や災害発生時の緊急放送などについて、速やかな情報発信ができる態勢を充実し、また、市民に役に立つ放送局を目指して、放送局スタッフのさらなる技術向上を図る必要があります。

2の新設課のあり方についての①介護福祉課と商工観光課の業務の遂行状況と重点課題は何かについてお答えいたします。

介護福祉課は、介護保険係、地域包括支援センター係、福祉係、子育て支援センター係の4つの係があり、それぞれ業務を遂行しております。新設に伴い、地域包括支援センター係の場所を生きいき健康センターに移し、さらに、より地域に密着した活動ができるように介護支援専門員の拠点を、末吉、財部、大隅のそれぞれの地域に置くようにしました。

介護や認知症についての相談や支援などの業務が相談者の身近なところで行えるようになりました。重点課題は、介護保険制度の改正に伴い、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される体制づくりでございます。

次に、商工観光課についてお答えいたします。

商工観光課の商工ブランド推進係は、ふるさと納税関係業務と、商工業者の育成を目的とした事業関係、消費生活相談の業務を行っております。

観光係は、観光協会等のイベントの実施や、市内の観光地や特産品をPRする事業を行っております。

業務の遂行状況についてですが、商工ブランド推進係は、ふるさと納税の寄附申請が集中する時期を迎えており、臨時職員の増員や本庁舎内の各課の応援で対応しているところです。

観光係はイベントが集中する春と秋の休日出勤や出張が多く、環霧島会議や霧島ジオパーク協議会、大隅広域観光推進協議会等の会議へ参加しています。

重点課題といたしましては、ふるさと納税の寄附額の増加を図るとともに、遺漏のない事務を遂行すること。観光面では、市内の観光地のPRを行い、観光客の増加を図ることは重点課題です。

②の介護福祉課と福祉関係団体及び関係者との機能分担など、今後のかかわりについての考えについてお答えいたします。

福祉関係でかかわりが大きいのは社会福祉協議会です。地域福祉の推進を図るこ

とを社会福祉法に定められており、実働的な面の役割を果たすことが求められます。

また、民生委員も福祉の機能を担う人材として、地域住民の支援を行っております。民生委員も民生委員法を始めとして、さまざまな法に基づき、行政の協力や地域住民の見守りなどの活動を行っております。

医療機関も機能分担では欠かせない働きを持っており、国が進める地域包括支援システムでは、中心的な働き等を担っております。高齢者が可能な限り住みなれた地域で能力に応じ、自立した日常生活を営むためには、医療機関の役割が重要です。今後、市は医療と介護の連携を推進し、医療と介護の他職種の人材による連携を図ってまいります。

③商工観光課と環霧島、霧島ジオパークとのかかわりについてお答えいたします。

環霧島会議は、平成19年11月に鹿児島県2市1町、宮崎県3市1町の7市町で設立しました。環霧島会議の事業は、各専門部会に分かれて進められており、商工観光課は観光専門部会に所属しております。観光専門部会では、観光マップの作成やスタンプラリー、環霧島周遊列車などの事業で、霧島をPRする事業を行っております。

霧島ジオパーク推進協議会は、平成20年10月に設立し、霧島周辺の市町村長、議会議長、鹿児島、宮崎県の両地域振興局、関係団体として各観光協会、商工会議者等及び旅館業組合代表者などが会員となっております。

本市の財部地区には、霧島山系の恵みといえる悠久の森や桐原の滝、溝ノ口洞窟などがありますので、環霧島会議やジオパーク推進協議会を通じて、霧島地域内だけでなく全国的に曾於市の魅力を発信していきたいというに思います。

3、宅地分譲についての①新興団地と地域の振興との関連についてお答えいたします。

多くの若い人たちが本市に移り住みまちに活気があふれるためにも、宅地分譲整備は必要であると考えております。今後の分譲政策については、立地条件や法的な手続等の問題、事業費と販売価格との調整、また民間分譲地の動向等を踏まえながら、都城市を始めとする近隣市町のベッドタウンとしての役割を発揮するなど、定住人口の拡大に向けて計画的に実施できるよう進めてまいります。

以上です。

○15番（久長登良男議員）

それでは、今市長のほうから1回目の答弁がありましたので、1項目ずつ質問をしていきます。

まず、コミュニティFM放送についての①番目です。難聴地域の解消は全て解決したのかということでの質問を出しておったわけですが、12月までにはオフトーク

通信があるということで、家庭で回ってみますと、まだオフトークがある関係やら、あるいはまだラジオをセットしていないところ、いろいろあるようです。

今回1月、12月の1日で使送便で各自治会で難聴のところ、いろんなそういうところ調査が来ておりますが、この調査を私も回ったんですが、全然この調査にラジオをつけてないもんだから、それが聞こえるか聞こえないかという、それがわからないということで、ラジオをつけてみてみやんせということで私が言って、いいですねというのが何人かありました。

そういうのをするためには、12月いっぱいですから、それ以降でないと年の人たちではわからないのかなというふうに思っておりましたら、私んところに、まだそういう年でもない50代の人々が来ちゃっせえ、ちょうど7時40分ですかね、放送が始まりまして、なにですかということで言うもんだから、防災ラジオでFM放送が流れてるんです、ああラジオはつけてないもんだから、こげなっが流るっつですかというようなことで、若い人でも認識がないのかなというふうに思うところでしたので、どういうふうに啓発すればいいのかなというふうに、私なりに思っておりましたら、1月の今度の使送便で回って来たということで、少しはこういう関心ができてきたのかなというふうに思うところでありますが、今度12月でオフトークいろんな通信網がもう遮断されますと、防災ラジオに頼らざるを得ないわけですが、そうした場合にはつけてなければ幾らこっちから一方通行で話をしても、聞けないということがあるわけですね。そのあたりの啓発というのはどういうふうにされるか、再度伺います。

○市長（五位塚剛）

このコミュニティFMについては、ことしの4月の29日から開局したわけですが、基本的には各公民館単位でも説明しておりますし、また自治会長さんを通じての説明会をしておりますし、いろんな形でしております。大体お年寄りの方で、まだ開封していないということもお聞きしますけど、相当財部も含めて、各家庭訪問して、この難聴調査をしておりましたので、その中で拾い集めておりますので、大分解消しているのではないかと考えておりますけど、今回のような形で全戸に配布して、また確認をしたいと思っておりますけど、その中でいろんな御意見があると思えますけど、また随時対応を進めていきたいというふうに思います。

○15番（久長登良男議員）

難聴地域をする前にラジオをつけてもらわんと、その実態というのは把握できないという形ですから、まずはラジオをつけていただく努力をするか、あるいは何かの方法で対応をしなければいけないというふうに思っておりますから、今後そういう対応をしていただけるものだというふうに思っております。

次に、2番目ですが、2番目の私もでしたが、ラジオが来たもんだから、電池が入っていました。その電池を入れて、聞いておったなら、これやったらあんまりそう長もてがしないわけですね。それでまた別なところに行ったなら電池を入れておったなら、すぐ切れたということで、こうでもあのラジオはぱかっと明かってですね、非常に電池を食うラジオかなというふうに、防災ラジオの場合はですね、そういう形でありましたので、今回これを見てもみますと、電池を入れて電源を差し込みなさいというふうに書いてありますから、これは電池を入れておくと、普通の乾電池の場合は、長く放置しておくと薬が漏れて、だめになる可能性もあるんですが、そういう危険性はないのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今回のラジオは乾電池を入れておりますと24時間ラジオ聞いてなくても受信をする仕組みになっておりまして、常に放電をいたします。そういう意味で、乾電池が何も100V使わなかったら、二、三日で長期間的に使ったときで放電をしてゼロになります。それで、焼けるということはないんですけど。そのことがありまして、スタートから乾電池は一応外して使ってください、常に100V差し込んで使ってくださいというお願いをずっとしておりましたけど、なかなか理解されてない方が電池が聞こえないという方もいらっしゃっております。

そういう意味で、引き続き、担当課でもよく説明できるよう、また進めていきたいと思います。

（「課長、答弁。使い方が違う。企画課長、説明してください」と言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

今回のラジオの件でございますが、まず電池を入れます、そして電源につながります。電源につながりますと、この電池は作動しません。ですので、1年間ぐらいは、大丈夫だと思ってるところでございます。

もし停電となった場合は、もしくは電源からコードを外した場合は、電池のほうで動くところで、この場合はつけっぱなしにすると2日ぐらいで切れてしまうという形でありますので、今回市長が申しましたが、電池等の買い置き等もお願いをする形をとろうと思ってるところでございます。

○15番（久長登良男議員）

今、企画課長の答弁では、まず電池を入れて電源を差し込んでおけば1年ぐらいはいいというふうに理解すればいいわけですか。再度。

○企画課長（橋口真人）

通常の電池であれば、1年ぐらいは大丈夫だということでございます。ただし、最初にお配りしたラジオの電池につきましては、メーカーサービスのようなもので

ございまして、非常に切れが早かったということでございました。

○15番（久長登良男議員）

今、企画課長が言ったようにすぐ切れたということで、電源を差し込んでおけば、もう停電になったときには、音が出ないということで、どうしたもんだろうかということで相談があったから、こういう形で質問するところですから、まず市販の電池を買って差し込んでおけば1年間はいいいということで、あと停電になったときには、その電池で2日ぐらいいは作動しますよという、そういう認識でいいということですか。

○企画課長（橋口真人）

そのとおりだと考えております。

○15番（久長登良男議員）

私も、これが来たもんだから、こういうに必ずそういうふう理解したんですよ。その前はみんな電池を入れて差し込んで早目に切れたということで、そういう形から私にもし防災ラジオとしての機能は全然果たさんなということであったもんだから、今回このような一般質問をするわけですので、今回ようわかりましたので、私もそういうふう啓発をしてまいりたいと思いますので、職員のほうでもそういう形で、みんな認識しとかんと、これ言われたときには全然わからんと思いますよ。自分で私も体験して、始めてわかったもんですから、私に聞かれた人も、そういう私と同じような考えだったんだなというふうに思ってきたところであります。まず、それはそういうことで御理解をいたしたところであります。

3番目ですが、火災等の緊急放送はなぜしないのかということで出したわけですが、これも今まではオフトークのときには、必ずそういう直接消防署からの通信ということで出ておったわけです。なぜこういうの私に聞かれたかと申し上げますと、大体サイレンが鳴ると、どこらあたりというのがわかれば、身内の人たちがそこが、おげん身内じゃなかったらうかいなという、やっぱそういう心配ごとがあるということで、なぜ放送ができないのかなというのが根底にはあったようです。

そういうことで、今答弁にありましたように、これはするということでもありますから、そのような方向で理解できるわけですので、今後こういう詰めがもうできるわけですね。再度お伺いしますが。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

市長が最初に答弁したとおり、12月28日では有線とオフトークが終わりますので、29日から来年の2月末までは、消防署のほうからFM緊急放送機を取りつけておりますので、署員が肉声で放送を行います。自動システムにつきましては、今工事中

で、3月からは自動音声で流れることになっております。

○15番（久長登良男議員）

そしたら、今度は4番目ですが、今後の事業を進める上での課題はないかということで、出したわけですが、これは課題いというのは、市から発信するほうと受けるほうですね、市からやるやつは先ほども出たようですが、中継基地が停電になった場合には発信ができない、受けもできないわけですが。その場合に私も農協におったときに、停電になった場合には、オンラインがストップしますので、そのときには、まずは一番最初バッテリーにつないで、それでそのちょっとの期間は、すぐバッテリーに流れてつないでから、今度は重油に自動的に変わるという、そういうシステムを備えておったわけですが、この中継基地でも、そういう形でしていかないと緊急の意味をなさないのではないかなというふうに思うわけですが、そういう自動的に変わるような施設を、中継基地にはつくる考えがあるのかないか、まず市の発信のもとを正さなければいけないと思いますので、そっちのほうからお伺いします。

○市長（五位塚剛）

コミュニティFMの中心になります文化センターのところについては、もし停電の場合はすぐに緊急的に自家発電機があって、すぐ作動するようになっております。中継局については、その対応ができてないんですけど、それについては、随時ポータブルの発電機を持っていくという形で対応したいと思います。自家発電機については、莫大な費用がかかりますので、そのことについては、計画してないところでございます。

○15番（久長登良男議員）

先ほどの一般質問の中に、同僚議員の中に、持って行くのに災害に遭うといけないうからという答弁がされたようですが、そういえばそこに据え付けておったほうが、自動的に本体のところと同じような形でしたほうがいいんじゃないかと思いますが、莫大なお金というのは試算をされたんですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、自家発電機というのはそれなりの費用はかかります。ですから、当初から計画では中継局については、ポータブルの発電機を持って行って対応するという計画でありました。今回の場合も話しをしましたが、台風16号においては、夜中の台風ですので、当然その対応はできませんでしたが、実際台風が過ぎ去った後に、停電の場合は対応ができるように思っております。

○15番（久長登良男議員）

その機械を買っておくのであれば、もうそこに据え付けよったほうがいいわけで

すよね。リースかなんかですか、考えているのは。どういう考えで持っていくという、その時間帯というのは、どういう考えですか。

○企画課長（橋口真人）

長時間もつ発電機につきましては、それなりの金額がかかると思っておりますが、まず中継局が停電した場合でございますが、無停電電源装置をつけております。これが40分から50分はもつという考えでございます。

そして、ポータブルの発電機、これが大体10万から20万の中であるということでございましたので、これを持って行く形を考えてるところでございます。先ほど市長が申しましたとおり、1日2日間もつようなのであれば、やはり金額がかかると思いますけども、一応こういう形で、今対応をしているところでございます。

○15番（久長登良男議員）

緊急防災だから、いつ何時そういう事故があるかわからんわけですから、前もって備えをしとかんと、せっかく防災ラジオをつけちよっても、中継基地から発信ができなければ、意味をなさんわけですよね。そういうのは十分考えて、高いからいけないからということじゃなくて、常時そういう、すぐ切りかわるような設備を整えながら発信しなければいけないのではないかというふうに思うわけです。試算も出さずに莫大のお金がかかるという、そういうことじゃあ、私はいけないのじゃないかなというふうに思いますが、今後のスケジュールというのは、どういうふうに考えてるのか、再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

今、企画課長が答弁いたしましたように、停電というのは、よっぽどのことがない限りないんですけど、今回のような台風において、場合によって切れることはあります。それについて、それはすぐにこちらのほうに連絡来るようになっておりますので、その段階において対応はしますけど、40分間だけは基本的には、すぐ停電が自動的に通信が流れるようになっております。それ以上たったときは、必ずポータブルを持って行って対応しなきゃなりません。ポータブルでも、ある程度の時間は対応できますので、それ以上の停電が考えられる場合は、また別途大きな発電機を準備しなければなりませんけども、その場合も切りかえる装置をシステム組まなければなりませんので、そういう意味ではたくさんの費用がかかるというふうに言いました。今の状況で、十分問題ないというふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

問題がないということですから、それを信用して次に入りたいと思います。

新設の課のことなんですが、市長が今回4月から2課を新しく設置されたわけですが、この課を設置する思いというのがないと、ただ課を何ぼもつくればいいとい

う問題でもないし、先ほどの答弁の中にも、人を人員をふやしていけば企業誘致ができるという、そういうのでもないということでありましたので、それと似たようなことかなというふうに思いますが、その思いというのがあれば、商工観光課というのをつくったからには、曾於市は鹿児島県一の商工観光課をつくって、いろんな催しや県内一の課にするんだとか、あるいは介護福祉課は、もう日本一の介護のまち、福祉のまちだよというのが、そういう思いがあって、職員もそっちのほうにみんなが目を向けて、曾於市の人たちは、市長がつくった新しい新設の課は、こういう目標を頂点にはこういう形があるんだよというのがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

第1回目の答弁のときにもお答えいたしました。経済課の中に観光の部門も一緒にしておりまして、また、ふるさと納税制度も始まりまして、財政課のほうで対応しておりました。そういう意味で、やはりふるさと納税は、この商工観光課の中で特産品の販売という形でのやり方がいいのではないかとということで、新しい課を分けたところです。非常に職員のほうも経済課の中から農林振興課という形で、特に農業関係の専門の課として進めておりまして、非常に分業的にできているというふうに思っております。

介護福祉については、やはり制度上の改正がいろいろ出てきましたので、地域包括センターを具体的に進めるためにも、このほうがしやすいということで、担当課含めて職員のほうから、希望もあり、そういう方向で分けて、今非常にいい方向で進んでいるというふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

2番目の介護福祉と福祉団体との関係についてですが、これについては、来年4月から曾於市での取り組みが行われるように聞いておりますが、これも担当課では、一生懸命宣伝をしながら進められているようです。それを全職員、あるいは全市民が御理解をしていただき、それに向かって進めなければいけないのではないかなというふうに思うところではありますが、その内容というのを、4月からということで窓口相談に来て、要介護認定申請と総合事業という形で内容が示されておりますが、これ進めて成功させるためには、1課で一生懸命進めなければいけないわけですが、これを全職員もこれを御理解して進める必要があるんじゃないかというふうに思いますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市の職員、非常に3年ごと、場合によっては5年、各課を回って、行政の仕事を覚えるというのは職員の基本的なスタイルであります。しかし、全て覚えるという

ことは非常に難しい部分もありますけど、基本的には市民にある程度説明できるように勉強しなさいということは、課長を通じて、また市長の訓示として伝えておりますので、その努力はしてるというふうに思います。

このことについては、特に大休寺副市長のほうが専門でありますので、少し答弁をさせたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

今、市長が申し上げたとおりなんですが、全職員といいますか、これは包括的な地域ケアシステムの構築ということになりますので、最低限、保健福祉、医療介護、保健課、福祉課、福祉事務所、介護福祉課、あと社会福祉協議会、ここが一体となった認識をもっていかないと前に進まないと思っておりますので、その関係の勉強会は進めてるところでございます。必要があれば、また全職員にもそういう機会があれば、説明はしたいなと思っております。

○15番（久長登良男議員）

副市長が答弁したとおり、1月から2月の間に、今度この制度を4月からする前準備という形で、1月から2月に3時間程度4回12時間講習を受けていただきたいという介護福祉のほうからの要望が、要請があったところですが、こういう受けるためには、私も地域の人たちはみんな受けなさいということをお願いはしているところですが、まずは、市の職員の方々も、こういうみんなが知っていないと、地域というのはその方々ばかりでは、その地域は守れないというふうに思っておりますから、市の職員はその旗振り役ということで、自分たちで内容を知って、地域の人たちに指導、ただ専門的の人たちが指導するんじゃなくて、全地域の人が、やっぱりそれにかかわっていかないと、せっかく課を新設して、その目標というのに向かっていくためには、みんなが共有しないといけないのではないかなというふうに思いますので、そういう方向で進める必要があるというふうに思っております。

その中で、この前ちょっとある会の中で、今から先は、認知症という形で自分のところでは見てもらったほうが、施設に入れるよりも介護保険が少なく済むわけですので、話をしよったところが、都城から86歳の方が自転車で、ずっと大川原のほうに來られたということで、こうあっちゃこっちゃしよったということで、ちょっとそういう認識のある人が、おばあさんは何事ですかって言ったら、自分のうちに帰るところだって、左んどこやって言やったから左に行ったらそこん人は全然違うというふうにその人は思っておったから、畑に連れていったら、じゃねかひどがここは畑やっどがということで、そしたならどっから來やったんですかっつたら都城ということで、電話をして、その家族の人は警察にお願いして見つけ方があったち。そういう形で軽トラックで來やったですよということですから、ちょっとだけ

でもこういうのを認識をしていると、そういう早目にそういう対応ができるんじゃないかなというふうに思うところであります。

これもまた、肝属の高山のある地域では、こういうもの認知症のミニ的な訓練をしている地域もありますが、そういうのをしているところは、そういう子供たちやっても、このおじいさんはこれはおかしいとか、このおばあさんはおかしいとか、そういう早目の対応ができるわけですね。

それと、加治木高校の生徒が、そういう認知症の人を警察に連れて行ったとかっていう新聞で表彰も受けておったようですが、そういうことをするためには、曾於市全体でしなければ、一人二人がしちよっても、いつだれと会うかわからんわけですから、そういう早目の知識を習得して、みんなでそういう共有した曾於市福祉のまちという形で、せっかくつくったわけですから、そういう考えはないかどうか、最度市長の強い決意をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

国の方針でいろいろ制度が変わっていきます。地域でいろんな福祉の対応を進めていかなきゃなりませんけど、これは行政だけでできるものではありません。やはり地域の民生委員やら、また社協の方々、いろんな方々と協力し合って、ほんとに地域を守るための支援をしなきゃならないと思っております。そういう意味で、担当課を中心として、新しいシステムづくりに向けて、努力をしていきたいというふうに思います。

○15番（久長登良男議員）

福祉というのは、昔をさかのぼって考えると、各家族という形でじいさん、ばあさんがおって、子供がおって、孫がおってということで、じいさん、ばあさんが孫を見る。それで今度は、じいさん、ばあさんを孫がまた自分の家族で見守るような体制が、もうできておったわけですね、昔50年前までは。

今、どうかと申し上げますと、私が住んでいる北俣地域ですが、田舎のほうに行くと、空き家が点々として、そこに一人しかいないという離れたところに、そういう人を近所、隣がないわけですね。誰が見守るかという形になるわけですが、その場合には、やっぱり民生委員の力を借らんないかんのかなとか、民生委員も毎日そこに、その近くであれば見守りができるわけですが、やっぱり近所隣という形で、少し離れちよっても、そういうのを見守る体制づくりというのも必要だなというふうには考えるわけですが、この空き家対策の中でも、そういう安否確認、そういうものもなんか非常に支障を来してるなというのが、今日の流れのようですが、これに対しての市長はどういう考えを持ってらっしゃるか、再度お伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

地域によっては、ひとり暮らしの安否確認について、いろんなやり方があるようでございます。例えば、大隅の北校区では、自分で元気ですよという小さなのぼり旗を玄関前に出したり、それで周りが元気だなという感じの確認をすとか、いろんな方法があるようでございます。

今言われるように、今後ひとり暮らしのお年寄りが相当ふえてきておりますので、それは各地域によっていろんな取り組みがあると思いますけど、行政としても社協の皆さん方と一緒に、やはりひとり暮らしのお年寄りを守るための施策を、今後随時進めていきたいというふうに思います。

○15番（久長登良男議員）

今、市でも、訪問、専門員か、そういう人たちが回っていただいているわけですが、毎日はその人たちも回りつかないわけですので、それをカバーするために、やっぱり地域でもせんないかんし、民生委員でもせんないかんし、いろんな人たちのかわりが必要ではないかなというふうに思うわけですので、そこらをどこの部署でか、そういう束ねたような形で、この人には訪問看護員がいつ行くんですよ、専門員が行くんですよ、でここは民生委員が行くんですよ、ここはアドバイザーの方が何日に行っていただくんですよという、なんかそういうシステムづくりというのを、どこでか旗を振ってできないものかなという、私なりに考えているところでございますが、あんまり私が出しゃばると、人がしょのみますので、そこらあたりは十分考えながら進めていかないかなと思うわけですので、市のほうでそこらあたりを指導していただければいいんじゃないかなというふうに思っているところであります。再度、市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

これについては、社協を含め、また民生委員の方々、行政とまた地域の公民館、いろんな形で話し合いをしてその地域に合った見守りをしておりますので、行政としては、当然ながら支援できるところは支援して進めていきたいというふうに思っております。

誰かやりますか、せっかくです。

担当課長から発言をさせたいと思います。

○介護福祉課長（小園正幸）

それでは、せっかく御指名がありましたので、お答えしたいと思います。

まずは、先ほどからお話しがありますように、認知症の方とか、地域でいろんな支援を必要な方っていうのがふえております。それに対しまして、行政もいろいろと考えているところなんですけど、今考えている先ほどありました研修を受けてくだ

さといってあったのは、そういう方々をいち早く地域で見つけていただくためには、やはりそれなりの資質が必要ということで、これから先はインフォーマルなサービス、地域、民間のサービス、市も頑張ります、地域も頑張ってくださいます。それが地域包括システムの構築という形になっていきます。それで民間、福祉、社協、そして医療。例えば、訪問看護が必要であれば医療のほうにお願いをする。それで、訪問看護ではなくて、今度は訪問の介護であればその事業者をお願いをする、そして身近なところで毎日見たい。先ほど言われましたように専門調査員もおりますが、それが毎日行けない。毎日見てもらうためにはどうするか、一番近くの一番地元にいる方々にお願いをする方法。そういう形で1日5分、例えば、きょうは薬飲みましたか、朝行って夕方も、大丈夫ですかというふうにお願いをする場合が出てきます。

そうしたときに、ただ行っていただくには忍びない。それで、少しでもその行っていた、活動していただいた行動、活動に対しまして、少しでもお金が出ればということで、これが新しい総合事業。それによって市町村が行う事業という形で、それに対しまして市町村がまた実施して、少ないですけども幾らかお支払いができるというようなシステム。そういうようなシステムを今後つくっていききたいというふうに考えております。

ですから、事業所にもいろいろ説明をいたしました。事業者に対しまして、今まで仕事をしておりますので、わかっておりますので、そして今度は新たにそういう事業に参入をしていただかなければならない民間の方々っていうのが、どうしても必要になります。

そこで、そういう小さなお仕事に対しましては、校区社協というのが一番身近な存在ではないかということで、地域包括センターのほうからそういうお願いをしたところでございます。これからの福祉は、官民一体となって進めてまいると、そういうふうにしなないとたくさんの高齢者、たくさんの支援を必要とする方が出てきますので、その方々を網羅して、できるだけ身近な介護を必要とする、できる、そういう体制づくりというのを進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○15番（久長登良男議員）

今、課長が答弁したとおり、今度4月からのと今、ちょっと話されたようですが、そういう形で全職員、全市民がそういうのを共有しながら、福祉の介護の進め方というのを認識しなければいけないのではないかなというふうに思いますので、そういう指導方をしていただきたいと思っております。

3 番目ですが、商工観光と環霧島、霧島ジオパークということで出しておりますが、この中には、先ほどもありましたように、大川原峡から溝ノ口洞穴までの流れが環霧島には一番関之尾の滝からということで流れているんじゃないかな、流れがいいんじゃないかなというふうに思うわけですが、この中で環霧島会議は先ほどありましたように負担もしておるわけですね。たくさんの負担を両方でしておりますが、この会議が、市長は出席されていると思いますが、曾於市での負担をしている以上は、何かそういう要望とか、こういう形の提案とかそういうものをされたことがあるのかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

この環霧島では、今、答弁しましたように、大川原峡から溝ノ口洞穴までのこのラインが具体的には観光地としての提案がしてあります。それで観光協会のほうで、環霧島のほうでいろんな会がありますので、曾於市のPRをして観光客をそこに来てもらうような取り組みもしておりますので、今後もそれは引き続き進めてきたいというように思います。

○15 番（久長登良男議員）

環霧島会議の負担が、26年度に40万8,751円、27年度に27万2,995円、28年度はされたかされていないか、まだわかりませんが、ことしも大分の負担があると思いますが、この中で、5市2町の自治体が、それぞれの行政区を越えて連携し、環境、観光及び防災及び教育等にかかわるさまざまな施設事業についての協議をし、地域活性化を図るということでの目的の中で発足した会議だというふうに思っております。

その中で一つだけ提案でございますが、今、先ほど申し上げましたように、関之尾の滝から都城市も加入しているわけですから、霧島市は非常に新聞やらテレビ等でそこは宣伝が行き届いているなあというふうに思うわけです。財部は今、言われたように大川原のところがちょっと環霧島にかかわっているかなというふうに思うわけですが、その中で登山とトレッキングとハイキングというのがあるそうですが、トレッキングの中で、山歩きをしながら山の高山の麓を歩いて風景を楽しむというのがトレッキングの趣旨だそうですが、これを私がちょっと大川原に行ったところ、あそこの地域の人が、関之尾から出発して大川原峡のキャンプ場に1泊して、そこから悠久の森の尾根をずっと行くと、ちょうど高千穂牧場のところに行くそうです。そこを道をつくれれば、このトレッキングコースになるんじゃないかなということをおっしゃったので、ぜひどうして環霧島のこういうのがあるということで私が話をしたところ、それが一番お金も要らずに、あそこで1泊してもらえばお金もここの施設で入るんじゃないかなということも言われましたので、そのようなこと

を提案をしながら、国有林ですから、ずっとですね。国のほうにその道路の、歩く道路のところだけを払えば高千穂牧場のところまで尾根を行けばいいと言われましたが、そのような提案というかこういう会議のときに、それで都城やら霧島市やらそういうところで連名で国に陳情を上げると、私はすぐ許可もいただけるんじゃないかなというように思うわけですが、こういうことに対しての考えは、どのように考えているか市長の考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

ここの悠久の森のところの登山道というのは、もう一部、前からそういう話があるようでございます。現実的にどうなるかというのは十分調査しなきゃわかりません。また、費用の問題もあるし、市にとってどれだけ効果があるか未確定の部分もあるし、まだまだその宿泊できるところもありますので、今、あそこの大川原キャンプ場含めた整備計画をもっておりますので、その中でも議論をしてみたいというように思います。その後、そういう方法はとれるのかということ含めて、今後また検討したいと思います。

○15番（久長登良男議員）

これを取り組む意欲があれば、国のほうに言って、林野庁ですね、林野庁に言って、都城市あるいは霧島市と連携をすればすぐできるんじゃないかなというふうに思っております。というのは、大川原はキャンプ場ですから、そういう大きな施設じゃなくて、普通自分たちでキャンプをするような山登りの人たちですから、簡単にあそこを公開すると、そこに寝泊まりをしていけるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう意気込みをもって、都城市と霧島市の市長に話をしながら、こういう負担金も納めているわけですから、この中で少しでもそういう藪を少し、払うばかりでお金も要らないというような形ですから、再度このことについて決意をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

まだそのことについて、内部で具体的にどうしようかというのは決めておりませんので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○15番（久長登良男議員）

皆さん検討していただくというような形で、もうこれは終わりたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

久長議員。

○15番（久長登良男議員）

はい。

○議長（原田賢一郎）

一旦中断します。

ここで久長議員の質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時50分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開き、久長議員の一般質問を続行いたします。

○15番（久長登良男議員）

最後になりましたが、宅地分譲のことですが、旧財部町からずっと宅地分譲を進めてきて、一番最初に財部きらめきタウンを50戸の予定に対して50区画ぐらいできたというふうに思っております。その次に、新穂団地、これも50区画ぐらい、そして今度ほたるヶ丘ニュータウンが15区画ということで、人口減少の歯どめにはなっているんじゃないかというふうに思っております。

そういうことで、私は平成25年のときに、一般質問をこのことについてしております。このときには3月定例会ですから、前池田市長の時代に、財部の宅地分譲はするべきではないかということで、したところ、宅地分譲すると決めてからだいぶかかるわけですので、すぐ販売ということにならないわけですから、ニュータウンの場合も、22年度に始まってことしで完売ということですから、6年ぐらい日を要しております。

そういうことで、25年度に、池田市長のときにしたときには、今後検討しますということでありました。それでまた市長が交代されましたので、25年の12月定例会のとき、五位塚市長になってから再度このことについて一般質問をしております。この中で、一般質問をしたのは、都市計画による開発はできないかということでしたところ、この答弁というのは、ちょうど池田市長の答弁とそのままの答弁がされております。「区画整備事業や街路整備事業による整備が考えられるということで、今後このことについて都市計画を踏まえての検討をまいります」ということで言われたわけですが、このことについてもう3年ちょうど経ちましたので再度質問をしたわけですが、3年の間に検討しますということでありましたので、何回検討されたのか、その結果というのはどういうふうになっているのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

人口増対策のための宅地分譲事業は大事だというふうに思っております。そのため、今、早急にできるのは、大隅の北校区のところを1カ所、末吉の柳迫校区を1カ所、これは土地を提供してもらったり、また市の土地でありますのでこれはで

きるというふうに思っております。財部については、今、市の土地がありませんので、農業委員会のほうの農振の見直し、経済課のほうのこの農振の見直しで、やはり財部地域っていうのは大事なところですので、一定宅地ができるところについて調査をなさいという話を今、しております。今後、具体的に現場を見ながらして進めていきたいというふうに思います。

○15番（久長登良男議員）

私の通告に出したのは、新興団地というような、今、申しあげました3つの新興団地という形でできたわけですが、今後、地域の振興というのは、まちを振興する振興開発ですね、そういうものを含めての通告でございますので。まあ2回ほど、県道、都城に行くとき右側のほうの市役所の財部支所の間ですね、あそこをもう2回言っているんですがあそこの検討はされたのかどうか。というのは、今回、ほたるヶ丘ニュータウンの中の2億568万3,191円費用がいつておりますが、国庫、それから過疎債という形で一般財源は8,938万3,191円ということで使っていますが、これは人口増につながって、それで外部からの都城、三股、屋久島というところから購入がされておりますので、非常にこれは人口増につながっているなというふうに思うわけです。

そういうことで、まち近辺は、民間がするものに対しては民間にさしたほうが一番いいわけですが、民間ができないところを行政がし、人口増を図りながら、市ですると今申しあげました国からの補助、それからいろんな過疎債を使ったり。そうしますと、人口がふえますと、これに対する交付税措置もあるわけですので、そういうものを行政が担うんだなというふうに思うわけなんです。今後について、検討ということで、あの辺たいを検討されたかどうか。通告はしておりませんがここに書いておりますので、地域の振興という形で。3年前にも検討するということが言われておりましたので、再度お聞きします。

○市長（五位塚剛）

財部のまちの中の、ちょうど銀行の前から市役所のほうに通ずる道があります。非常に狭い道でありまして、地元からも広げていただきたいという要請がありました。担当課を通じてこれを拡張することで、あの近辺が空き地になっておりますので、場合によっては、やっぱり消防署の車が火事になったとき入れる条件がないと宅地ができませんので、そういう意味での指示はしたところでございます。

○15番（久長登良男議員）

旧財部町時代に、今、元池袋病院、あそこから畠中橋まで信号機を真っすぐ通す計画があったんですが、このことについて市長は、このことを知っていらっしゃるか。財部のまちづくりの中の路線というかそういう開発があったという、ま

だ地図も残っておりますが、見られたことがありますか。

○市長（五位塚剛）

私が市長になってから、その話は聞いておりません。

○15番（久長登良男議員）

これはもう旧財部町時代の内容で、あそこを通す計画があつて、病院がまだ営業しておりましたのでできなかったという経緯もあると思いますが、そういう地図はまだ残っていると思います。そういうのを踏まえながら、あそこ一体を再度、検討ばかりじゃなくてどうすればいいかということで、この前の、9月の定例会の中で同僚議員の質問の中で、商店街対策として各旧町に協議会を設置することについての質疑があつたわけですが、市長の答弁では、今後旧町ごとに設置する方向で考えたいということでありますので、設置はされてまだいないと思いますので、早めに設置をして、そのまち近辺の取り組み状況、そういうものを市長のほうで提案されれば、今度は地元の人たちが知っている人に相談をして、市のほうで開発をするんだという形になると、どういう形で相談がいくかどうかはわかりませんが、そういうものを早めに立ち上げて、今の時期でないと、もうあそこにぽつぽつ家ができますと、もうまちの計画というのはできないわけですので、今であるとかどうにかできるんじゃないかなというふうに思います。

それと、この宅地分譲と絡めたようなそういう取り組みができないかなというふうに常々思っておるところでございますが、このことについての設置、旧町ごとのそういうまち、商店街の対策協議会というもののような立ち上げというのは、設置方向で考えたいということでありましたので、具体的にどのようにする、いつごろ、そしてどういう形でというのがあればお聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

各町の商店街を含めたまちの中の活性化というのは、非常に大事な問題であります。この問題については、もう以前から私自身も考えておりましたし、議員のほうからも意見要望がありましたので、できましたら29年度の予算の中で、各町ごとの地域の商店街対策の対策委員会というのを、協議会をつくって提案をしたいというふうに思います。

○15番（久長登良男議員）

そういう早めに設置をしていただくことによって、まちの活性化につながると思います。

一つだけ例を申し上げておきますが、吾平町ですね、吾平。あそこが220号から吾平山稜までバイパスを通すということで、県は計画がなされておったそうです。そうしたなら吾平町の旧町の時代に、そうすると町が寂れるから町を真っすぐ吾平

山稜まで通していただきたいということで、そのかわり、地元で地元の土地の相談は全部引き受けますからということで検討、交渉したところ、県が、それであればバイパスは通さずに国道220号線から吾平山稜まで改良しましょうということで改良がされて今、いますが、あそこ見られたことがありますか、行かれたことがありますか、吾平山稜まで。

○市長（五位塚剛）

何回も通ったことがあります。

○15番（久長登良男議員）

それであれば話が早いですが。あそこをされる場合にはそういう形で改良して、そしてあの石はどこの石が使っているかということ、内之浦から御影石がずっと歩道には引いてありますね、それに灯籠もあります。内之浦の石だそうです。それで今度は高山町の場合は、どっか外国から持ってきた石ということで、全然光沢が違いますね。

それで、その事業費はどういうふうに交渉、検討されたかといいますと、県の交付金事業で95%県が見たということで、そのときの町は5%しか出していないということ、そのときの助役さんが私にずっと説明をしていただきました。

そういうことで、財部のまちも、今の歩道というのは、県道2号線のところは、あれ歩道ではありません。排水路の上にふたをかつせつせえ、それで外壁がやっちゃいばっかい、水ノ手んところから流橋んところに歩いてみますと小学生は大変です。こう斜めに歩まん、登校するときには行けない、こういうような歩道になっております。そういうのも早めに県に言って、まちの活性化をしながらしますと、まちというのは、例えますと顔です、人間で言えば。まちがきれいなところは、そこに車で通ると寄ってみたいというのがあります。寄っていいところであれば、今度行ってみたいというのがあります。そして今度、行ってまたよければ、そこに住んでみたいという気分になります。そうしますと人口対策にもなるし、学校の子供もふえていくんじゃないかという、非常に相乗効果をもたらすんじゃないかと思いますが、そのことについての市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

財部町においては、旧町時代から、かなり美化運動に取り組んでおられましたし、また、山についても整備化されております。そういう意味では、非常に頑張っているというふうに思っております。

今後のその財部のまちについては、多くは予算が伴うものであり、簡単にできるものではないというふうに思います。地域の方々の協力がなければできませんし、非常にやっぱり相続の問題とかいろんな問題がありますので、今後財部のまちの活

性化について協議会をつくりますので、その中でいろんな御意見を聞きたいというように思います。

○15番（久長登良男議員）

協議会をつくって、なるべく早い機会に市長の方針を示しながら、いいまちづくりができますように御期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時07分

○議長（原田賢一郎）

次に、通告第5、泊ヶ山正文議員の発言を許可いたします。

○3番（泊ヶ山正文議員）

3番、泊ヶ山でございます。ただいま、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

ことしも12月に入り、いつもこの時期に入りますと1年は本当に早いものだと思うのでございます。ことしを振り返ってみますというと、本当に全国的に自然災害の多かった年でもないでしょうか。私たち曾於市でも台風16号等によりまして、甚大なる被害をこうむったわけでございます。そこで、私は、今回の一般質問を進めるに当たり、大きな1番目に広域農道の通行どめについてお伺いするものでございます。

①通行どめになった経緯、現状、今後の見通しを報告してください。

②迂回路対策は万全に対処されているのかどうか、現状を示してください。

③市民の方々に通行どめについて、どのような方法で周知をなさっているか示してください。

そして、大きな2番目に市内の道の駅の農産物の受け入れ状況についてお伺いたします。

①市内の道の駅の農産物の受け入れ農家数をお示ししてください。

そして、②道の駅の農産物の品種別の受け入れ農家数を示してください。

③道の駅に農産物を出荷しようと思って出荷願いがあって今まで出荷できなかった人がいるかどうかをお示しください。

そして、大きな3番目に、くどいようでございますが、6月の定例会に続きまして、旧財部南中学校の現状についてお伺いをいたします。

① 6月末のコールセンター撤退から企業誘致の動向があったか示してください。

そして、②ドローンの養成校ということが6月に知られたわけですが、今までの養成校の実績を示してください。

そして、③養成校の業種別、例えば建設業とか、農業とか、そういう業種別を示してみてください。

最後の④私、いつも思っていたんですけど、そろそろ企業誘致からの方向転換も視野に入れるべきであるんじゃないかということで、今後の企業誘致化の方向性を伺うものでございます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、泊ヶ山議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、広域農道の通行どめについての①通行どめになった経緯、現状、今後の見通しについてお答えいたします。

6月30日に耕地課職員が、梅雨前線豪雨災害調査中に広域農道溜枡ののり面崩壊に気づき、車の通行に危険を感じたため、午後3時より片側通行にいたしました。その後、7月8日午後からの豪雨に対し現場確認をしたところ、国道10号線の排水等が下流被災地へ大量に流入し、周りの山林が崩れ、立木が落ちる状況であり、側溝からあふれた水が路面を流れていたため、国道10号線側と財部記念病院側を午後4時に全面通行どめにいたしました。

10月中には片側通行の準備等を進めていましたが、9月20日に本土上陸した台風16号により被害が拡大したため、現在も全面通行どめの状況であります。

今後の見通しといたしましては、12月中に災害査定を終了し、来年1月中旬に積算及び入札後、工事着工になると思いますが、1日でも早く全面開通になるよう努力をいたします。

②迂回路対策についてお答えいたします。

迂回路対策につきましては、国道10号線側と財部記念病院側の両方に、迂回路を表示した大型看板を設置しており、国道10号線側のセブンイレブン末吉深川店及び道の駅すえよしに、迂回路及び被災状況写真を印刷したチラシをそれぞれに配付しております。また、大型ポスターをセブンイレブン末吉深川店、伊万里木材事務所、曾於市観光特産開発センターの事務所及び道の駅すえよし、道の駅たからべ、道の駅おおすみのトイレ等に提示しております。

③通行どめの周知方法についてお答えいたします。

市民の方々に対し、曾於北部広域農道全面通行どめについて、有線放送により10月11日、12日、13日の朝・昼・夜に、3日間で合計9回放送しました。

また、市報11月号にも掲載しました。

大きな2の市内の道の駅の農産物受け入れ状況についての①市内の道の駅の農産物の受け入れ農家数についてお答えいたします。

道の駅に農産物を出荷している出荷者の数を報告いたします。

末吉の道の駅の農産物のお荷者は270人、財部の道の駅は100人、大隅の道の駅が152人です。

道の駅の農産物の品種別の受け入れ農家数についてお答えいたします。

出荷者数が多い農産物5品目として、出荷者数は、末吉の道の駅では、ハクサイ15人、シイタケ12人、サツマイモ・ダイコン・カボチャが10人ずつです。

財部の道の駅では、ハウレンソウ・コマツナなどの葉物類が8人、シイタケ6人、サツマイモ6人、サトイモ・ゴーヤが5人です。

大隅の道の駅では、ハウレンソウ26人、キュウリ23人、キャベツ18人、ニンジン18人、サツマイモ13人です。

③農産物のお荷願いがあって今までお荷できなかつた人がいるかについてお答えいたします。

3つの道の駅とも、農産物のお荷を断るケースがあるとの回答がありました。

断る理由といたしましては、陳列する場所が少ない、生産者が多数おり、販売しきれない、市外のお荷者からのお荷であるなどがあります。

各道の駅ともお荷者の優先順位を決めており、まず旧町内のお荷者を第一とし、旧町内で生産されていない作物は、市内のお荷者から、市内で生産されていないものは市外でも受け入れるという体制をとっております。

3、旧財部南中学校についての①コールセンター撤退後の企業誘致についてお答えいたします。

トウアテレマーケティングたからべ株式会社の撤退後は、パソコン室について都城市の南栄工業株式会社から賃貸の申し込みがあったところです。

また、校舎については、教室ごとの賃貸による企業誘致も検討しているところです。

運動場及び体育館については、社会教育施設として地域のレクリエーション等の場として管理されております。

②ドローンの養成校の実績についてお答えいたします。

ドローンパイロット養成校は、28年7月に開校し、合計24日間実施されております。

受講者は、初級講座のみが2人、初級・中級講座に12人参加し、それぞれに終了証明書が発行されています。

そのほかに、無料体験等を5日間開催し、71人が参加しております。

③養成校の業種別についてお答えいたします。

養成校では、14人の方々に対して修了証明書を発行しましたが、業種別受講者の内訳は、建設業が2人、農機具販売業が3名、運送業が1人、農業は3人、一般5人となっております。

④企業誘致からの方向転換についてお答えいたします。

企業誘致については、主に校舎建設部分について、誘致活動を行っているところですが、運動場及び体育館部分については、社会教育施設として地域に開放されているところです。

この運動場部分については、地元の理解が得られるならば、他の地域振興策も検討されるというところでございます。

以上で終わります。

○3番（泊ヶ山正文議員）

今、私たち財部南校区、そして近隣自治会で曾於市行政について話し合いの話題、関心事は何であろうと市長、お考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

財部南校区の方々の切実な願いは、やはり産業道路を今まで通行しておりましたので、これが今通れずに、迂回をしておりますので、このことが一つの話題になっているのではないかなと予想はされます。

○3番（泊ヶ山正文議員）

今、市長が答弁されたそのとおりなんですよ。

しかしながら、11月27日、私ども財部南校区の生涯学習推進大会がございました。私は、多分、市長の挨拶の中にこの通行どめの話があるんだろうと思っておりましたが、一言もなかった。

あと、南校区の方は、案の定言ってらっしゃいました。なぜ市長は、我々一番困っている広域農道の話もない、どういうことなんだという指摘を受けました。

市長、どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

このことについては、基本的にはいろんなところで、市報やら、いろんな形で情報を提供しておりましたので、あの場で私自身から説明ができなかったということは、地域の方におわびを申し上げたいというふうに思います。

○3番（泊ヶ山正文議員）

市長は所信表明の中に、市民に優しい市政行政運営をしていくんだと言っていると思います。このことは、この市民に優しい行政運営に違反すると私は思うんで

すが、どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

市民に優しい市政運営をしたいというのが私の気持ちでありました。そのことで市民に御不便を来たしているということについて、配慮が足らなかったということについては、反省をしたいというふうに思います。

○3番（泊ヶ山正文議員）

この広域農道は、私たち曾於市民にとりまして、空港道路、霧島に直結する曾於市の道路の大動脈といっても過言ではないんじゃないでしょうか。

通行どめによりまして、私たちにどのような影響が及んでいるとお考えですか。

○市長（五位塚剛）

特に、志布志から大型の飼料運搬車が財部方面に、霧島方面に行けないということで、かなりのルート変更してるようでございます。また、近くに、伊万里木材さんもありまして、そこに材木を運ぶため、いろんな方法で迂回路できております。

また、いろんな財部記念病院の方々も病院に行くのに非常な不便を来たしているようでございます。それ以上に、市民の方々が財部の方々が末吉方面、志布志方面に行くのにそういう意味では非常に不便を来たしているというふうに思っております。

○3番（泊ヶ山正文議員）

今、市長は答弁していただきましたことも一つはそのとおりであろうと思うんですが、私はやはり地域の方に一番迷惑になってるんじゃないかなと思っております。私にいつも話のネタになるのが、迂回路になっている周辺自治会の皆さんが、非常に朝夕の車の往来が多くて、前は朝夕、散歩をしていたんだけど、散歩もできなくなった、何か対策はないのかなと正文ちゃんと、私は正文なので正文ちゃんと言われます。

そして、学校関係で言えば、県道482号線、私、南校区のメインストリート、前、財部の徳重病院から、旧財部南中学校跡が、財部南校区の道路のメインストリートですので、そこに財部南小学校があるわけでございます。今、車が病院にも突っ込むような時代でございます。本当に、朝夕のスピードを出した車が大変多ございます。

そこで、何か対策を打たないと、事が起きてからではおそいんだなという思いがするわけでございますが、何か対策はないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この迂回路についても、小倉から七村に行く道路、また岫ヶ山から南小学校に通じる道路、上村を通じる道路、いろいろあるわけですけど、集落の中に迂回路と

すると、今までにない交通量が出てきますので、あえてそのあたりは配慮して基本的には大きな道路を使っていただきたいという迂回路にいたしました。

今、言われるように上村から、また芝立から大型が南小学校の前を通っておりますので、やはりこれはスピードを落としてもらうように、そのための表示をしたいというふうに思います。

○3番（泊ヶ山正文議員）

県道482号線と、国道10号線を連結する道路、迂回路整備状況は万全だと考えておられますか。

○市長（五位塚剛）

先ほども言いましたように、迂回路を小さな集落の中を通すと、例えば畷ヶ山の入り口から、畷ヶ山集落の中を通して財部記念病院の下に通す近道もありますけど、やはりこれは狭い道であり、通すとまたいろんな問題があるということで、そのあたりはそういう方向づけはしておりません。ですから、迂回路たくさん設けなさいというのはできるんですけど、それはあえて市民に迷惑になるということで、基本道路を中心にしていきたいというのが状況でありまして、全て完備であるということはないというふうに思っております。

○3番（泊ヶ山正文議員）

交通どめによって、一番大切なのは迂回路対策だと思います。人間に例えるならば、人間が大病をしたとき手術をする間に、どう守るかといえば点滴だと思います。この点滴部分にあたるのが通行どめに例えるなら迂回路でございます。迂回路は万全でないことが起こります。そういうこと、あと1か月いたしますと、正月が来ます。たくさんの車が往来する時期になってまいります。私ども南校区で一番迂回路として使うのは、財部南小学校下から、今別府を経由いたしまして、畷ヶ山入り口でございます。この道路、一つの迂回路対策の表示、迂回路対策はしてないんですよ。

私も、こうして議会から終わって帰るときに、今まで3回手を挙げられました、女性の方から。うそじゃないですよ。何をしやったやろかいと、女の人ですかね。そしたら、済みません、こちらに行くと道の駅に出ますかねと、親切な、丁寧な言葉で尋ねられるんですよ。私も本当標識があればな、こちらへ行くと道の駅に出るっち標識があればこういう手も振らんでいいのになと思ったところです。

そういうことで案内標識をぜひひつけていただきたいと思うんですよ。それで、万全ですかと聞いたんですね。市長、どうですか。

○市長（五位塚剛）

このことについても、担当課、また財部の建設水道課を含めて議論をいたしまし

た。国道10号線から畛ヶ山入り口から、南小学校に行く道路に迂回路という表示と小倉から七村を通っていく迂回路というのをした結果がいいのかどうかというのを悩んだ結果が、大きな幹線道路にしたわけですがけれども、地元の方々がそれでも合意ができればそれを表示したいと思います。

そのために、今まで通ったことない交通量がかなり発生しますので、そういう意味で心配したということで御了解いただきたいと思いますが、もう1回、地元の方々と公民館とも相談して、そのほうが良いというならばそういう指示もしたいというふうに思います。

○3番（泊ヶ山正文議員）

今、対応していただくということでしたので、まず、あそこ、市長はよう御存じと思いますが、畛ヶ山から南小学校に通じる本当に両サイドは大木が多ございます。七村のほうは昔は大木があったんですが、今は切れて、本当に明るいです。

畛ヶ山入り口は本当道路が両サイドに大木があって、えらいこんなに被って、枝を切ると見通しがきいて交通事故も発生することも少なくて済むと思うんですよ、ぜひ、正月前に高所伐採をしていただきたいと思いますんですよ。

市長、約束いただけませんか。

○市長（五位塚剛）

実際、あの近辺は杉がかなり生えておりますので、それと非常に急カーブがたくさんありますので、そのほうを通していいということであれば、高所伐採をしてやっていきますので、一応、もう1回内部検討等、地域の方々と、できたら泊ヶ山議員も一緒に交えて話し合いをしてもらっていいですよっちなれば、そういう方向もできるというふうに思います。

○3番（泊ヶ山正文議員）

私ども南校区以外の財部記念病院下から西飯野近隣自治体から、10月5日に曾於市長宛に広域農道通行どめ対策についてというお願いが来てると思うんですが、私、今回、この広域道路について一般質問する予定ではございませんでした。通告の二、三日前に、こういうお願いが来たもんですから、冒頭にこの一般質問してる場所なんです。なぜ、市長、なぜ市民が主役じゃないですか、市民の方々が広域農道の通行どめ対策についてお願いच्छゅうことで現状等々を報告していただけないかっちお願いしてるんですよ。10月5日、11月15日、もう2カ月過ぎてるんですよ。それで、状況等を報告されない理由は何ですか。

○市長（五位塚剛）

その陳情というか、要望書を受けておりました。それで、いろんな形で基本的にはこういう災害による状況であるということはお知らせしたんですけど、全てその

自治会を集めて説明会をしてほしいという、そのことに認識がなかったところでございます。

○3番（泊ヶ山正文議員）

このときに、大休寺副市長が対応されたということでしたが、大休寺副市長、どう思われますか。

○副市長（大休寺拓夫）

10月5日に財部地区公民館長さんの名前で代表を西飯野自治会長さんが見えました。お願い文章がありまして、今言われました3項目ありまして、国、県に強く働きかけてほしいということ、要は早期着工、早期完成ということ、あとは案内標識の関係で要所に設置していただきたい、それから適宜草刈り等を行うとともに、離合場所の設置をということでお聞きしたところです。

そういうことを受けまして、それで耕地課なり、担当、財部の建設水道課のほうに指示をしたところでありました。

ただこの文章の中に、話の中には出てこなかったんですが、住民に対して現状等を説明していただきますようお願いしますということで、私のほうとしてはこれについては広く市民にということで考えてたものですから、ここで、この自治会を集めて説明会というのをちょっと、そのときにはなかったわけであります。

あと、ちょっと私の認識違いなんですけど、それから問題は1カ所ですぐ着工に移れるのかなと思ってたんですが、あれば3カ所ふえた関係で、国の査定のほうが間に合わなくなって、本来ですと12月から着工できる予定でしたので、そこが正確に言えば来週の12日に国の査定官が来られます。これで工事方法も決まりまして、あと、工期なり、工事方法も決まります。

まずそれを受けてから、また関係自治会には説明会等をしていきたいなと思っておりましたので、その全体についてちょっと頭にはなかったところであります。

以上です。

○3番（泊ヶ山正文議員）

言葉に私JA勤務時代、ハウレンソウという言葉をよく使っておりました。ハウレンソウ、報告・連絡・相談、この3つが行われておれば、事は大きくならんとですよ。市長、このハウレンソウを徹底、どういうふうに考えていますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には市の職員にも、そのハウレンソウという文言の意味をいろんな形で担当課長なんかも指示をしております。その言われたことが結果的にはまだ地域住民に報告がなされてなかったということについては、本当に申しわけなかったというふうに思います。

今、副市長が申し上げましたように、査定が終わりまして工法が確定しますので、それによって工期も確定しますので、その状態で地域の方々には説明をしたいというふうに思います。

○3番（泊ヶ山正文議員）

私もこういう形の一般質問はしたくないですよ。でも、仕方なくどうしても強く言わなければ、ならない立場だったものですから、こういう一般質問になってるんですよ。

今後、この一般質問はしないつもりですので、事が発生しないような行政運営をしていただきたいと考えまして、次に移りたいと思います。

2番目の市内の道の駅の農産物の受け入れ状況についてですが、なぜ、ここに私が道の駅の事を持ってきたかという、これも私ども校区を初め、市民の方々の要望でした。切ない思いで、我が家で作った品物を道の駅に出したい、出そごだったどんからん、出さならんち、できればどういう形か出してもらえるような方策はないですかという相談を受けたものですから、ここに上げて質問をしているところでございます。

それで、その中に、1人私、どうも南校区に29歳の青年が農産物をつくっておられます。その農産物をどうしても道の駅に出したいって、その方は3年前に東京からUターンされてこられました青年でございます。

今、出荷しているところが、JAのそお太くん市場、都城のニシムタ、そして国分のクッキーさんということでございました。今、その方は、3人雇用されて農産物をつくっていらっしゃいます。まだまだ農場を拡大したいということで、今の農場の周辺に4haの土地を購入されております。この前伺って話をしたときも、今、3人の雇用してるんだけど、まだまだ多くの雇用が私は、雇用をしていきたいんだ、そのためにはどうしても販路拡大しなければならない、ぜひ、どういう形でもいいですから道の駅に出荷したい、なぜなら自分の家から1kmも離れていないところの道の駅に出せないということは、私も元気が出ません。どうにか、方策を考えていただけないかという切ないお願いでございました。

市長、そこら辺の御助言なり、方向策はないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この方については、私もよく存じております。南校区に帰っていただきまして、新規でシイタケ栽培をするということで非常に私も期待をしております。そういう形で企業誘致的な取り扱いということで支援をしたいというふうに思います。

同時に、ふるさと納税のほうにも加わっていただきたいということでお願いをいたしております。

今後、市といたしましてもそういう若者の販路拡大には基本的には応援をすべきだというふうに思います。ただ、末吉の道の駅については、シイタケ栽培をされての方が非常に多くて、一緒に年間、春と秋には集中します。ただ、この方の場合、1年中栽培はできますので、条件はある程度違いますので、そのあたりを出荷者協議会のほうにも、また私のほうでもアドバイスができるようでしたらそういうふうにしていきたいというふうに思います。

○3番（泊ヶ山正文議員）

今、末吉の道の駅が店舗改修をなされておりますが、この店舗改修の終了予定はいつごろになるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この事業については、2月から3月までの間に完成をして、スタートをしたいと思っております。

○3番（泊ヶ山正文議員）

今の店舗面積の約2倍いきませんので、1.何倍ぐらいになるのでしょうかね。

○市長（五位塚剛）

今回の場合は、レストランの部分が50人座れるように広げると、売り場の面積のほうは、トイレの近くまで車1台を通れるように残してやりますから、そこについては特に加工品を中心としたものを置くコーナーになると思いますけど、その1.5倍大きくなるとか、そういう状況ではありません。

○3番（泊ヶ山正文議員）

ぜひ、店舗も少々拡大してますので、今後、農家の願いがかなうように考えていきたいとも思うところでございます。

私たち曾於市には、市内に3つの駅がございます。本当に他の町にはない、非常に画期的な曾於市の自慢できる一つではあると思うのでございます。

そこで私、末吉の道の駅が私の家から一番近いものですから、末吉の道の駅へ、土曜日から日曜日の昼下がりに行くんですよ。なぜ、土曜日、日曜日に行くかといいますと、土曜日、日曜日の昼下がりには、市外、県外の大型バスがとまっている確率が本当に多いんですよ。私、たばこを吸うものですから、たばこを吸いながらベンチでこう見るのが楽しみなんです。そうすると、普通、道の駅の停車つうと、トイレ休憩ぐらいじゃったですけど、末吉の道の駅は店舗に入られて荷物を買って、農産物を買っていただいて、バスに乗って帰られていく姿を何回も見るとですよ。

私は、曾於市民の1人として、また曾於市議会議員の1人として、大変心の底からうれしくなってきます。市長も、末吉の道の駅は目と鼻の先でございしますが、市長は土曜日も日曜日も、本当に激務の中でそういう時間はないかもしれませんが、

たまには行かれることがあるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ありがたいことに、私の隣が道の駅でありまして、朝は6時ぐらいから農家の方々がいろいろ持ってこられますので、朝の御挨拶やら、昼の状況、また土曜日、日曜日、いろんな形で現場を見ておりますので、状況は把握しているというふうに思っております。

○3番（泊ヶ山正文議員）

道の駅の質問に対しては、いろいろ考えるときにやはり生産者の、お互いの競争心を高めつつ、モチベーションを上げていただきながら道の駅の売り上げが伸びることを期待して、私はこういう質問もしてるんですよ。

そこら辺を考えて、ぜひ総合的な、いろんな形でものを考えていただきたいと考えます。

それでは、最後になりますが、3番目の財部南中学校の現状についてお伺いいたします。

私たち、財部南中学校は、閉校してから、もうじきいたしますと5年が経過しようとしております。同時に閉校いたしました、財部北中学校、南之郷中学校は企業誘致の形がしっかりとあらわれており、私たち南中学校は本当に寂しい思いがする状況なのでございます。

地域の方、校区民の方が、事あるごとに南中学校の跡はどげんなっとなっち、どんな方向にするんだらうかって、よく話をされます。

しかし、今の形でどうしても企業誘致する形が見えないものですから、一刻も早い解決策を望むわけですが、何かいい解決策はないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

南中学校のあの建物を有効活用とするならば、やはりあの教室を生かす必要があると思います。インターネットもきておりますので、できたらそういう関係の企業が来てもらえればありがたいわけですけど、今、コールセンターが残念ながら撤退をいたしました。そういう意味では何らかの方策を検討しているところでございます。

今、道路の問題であの場所を今後生かそうということをお願いをいたしますけど、その会社が将来的にはドローンの部品の製造もしたいというような話もありますので、それにつなげればいいなというふうに思っております。

また、そのほか、いろんな企業の話がありましたときには、現場を見ていただいて、地域に貢献できる企業誘致という形で基本的には一生懸命努力をしていきたいというふうに思います。

○3番（泊ヶ山正文議員）

6月の定例会で、ドローンの話が出ましたが、ドローンっち、どげなたろうかいと私も半信半疑でございました。本当にドローンに対しての期待感が非常に強くなってきたんじゃないかと考えております。

先ほどの実績では、まだまだ農業分野等の研修も少ないようでございますが、私も先月11月30日のドローンの研修会がございました。そこに参加いたしまして、初めてドローンで農薬を振るような光景を見まして、これならドローンは行けるぞという思いが強くなったところでございます。

そこで、確認なんですけど、先般の研修会は農業関係の従事者が来ていらっしやったのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

実は、あの中に庄内のほうで農業生産法人を立ち上げて、いろいろやってらっしゃる農家の方が来られまして、たまたま偶然私の知ってる方でありまして、このドローンを使った農薬散布を地域的に広げていきたいという抱負を述べておられました。

そのほかにもJ Aさんを含めていろんな方々が来られましたので、今後広がっていくのではないかなというふうに思います。

○3番（泊ヶ山正文議員）

今後、やはりドローンをPRするためには、私思うことですけども、やはりJ A等々と連携いたしまして、J A等々が開く各専門部会とか、そういうところ等でPRを広くいけば必ずやこのドローンは成功するんじゃないかと考えております。

そういう意味で、今後の研修会の対策として、J A等と連携しながらの研修会もいいんじゃないかと考えます。

そして、前から農業公社のことも叫ばれておりますけれども、農業公社も視野にあるようでございます。ぜひ、農業公社設立時にドローンを導入していただきまして、普及拡大があると思っております。

このドローンにつきましては、昨日はテレビを見てましたら、垂水の千本イチョウをドローンの風景が出ていました。そして、先般、新聞でえびの市の職員が硫黄山のほうを撮影する風景も載ってございました。非常に市長が前から言っていっぱいますけど、ドローンの先駆者的な曽於市にしたいんだということがあります。

下手をしますと、さきの市町村が先駆者になってえびの市も垂水市はただの放映でしたので、そういうことを受けまして、私も非常にドローンに対しては興味が出てきましたので、いろんな方向で普及拡大に努めていただきたいと思います。

それと最後になりますが、旧南中学校跡、本当に5年も過ぎまして寂しい思いがするんですけども、文科省の取りまとめました廃校施設の実態及び有効活用状況

等の研究報告によりますと、既存建物と土地活用の場合、過半数以上が閉校した年度と同じ年度に活用が開始されており、閉校後2年までに活用がされた割合は9割近くとなっている状況にあり、また廃校を二、三年以内に既存の土地・建物が活用方策が決まらなると未活用のまま残っているということでございます。

このデータに当てはまってはほしくないんですけども、このデータによりますと南中学校このデータに当てはまります。

そこで、私ここに方向転換できませんかっと思いがしたものですから、ここに企業誘致から方向転換考えられないか伺ったところでございます。

なぜなら、やはり校区内の若い人たち、青年たちと話をすれば、私たちも南校区に住みたいんだと、でも、住む場所がない、今、農業しながら町から通勤農業、都城から通勤農業される方がいらっしゃいます。そこで、私は小学校の運動会とか、保育園の運動会とか、若者といろいろ話をするんですよ。どげんな、南校区に戻きゃんよ、本当住むとこがねがな、こういう話になるんですね。そしたら私、問いかけてみました、あんよ南校区宅地分譲すればおはんたた買うや言ったなら、正文さんあたかも買うど、そういう話なんですよ。だから、企業誘致から宅地分譲の方向転換も視野に入れていただけませんかというお伺いしてるんですよ。市長、どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には1回目の答弁で答弁いたしましたように、1つの社会教育活動の場の財産でありますので、今までそれを進めてきました。また、建物についても国の補助事業もなっておりましたので有償というのはできませんでしたけど、それもある程度有償でも賃貸ができるように方法が見つかりましたので、そういう方法も取り組みたいと思います。

今、言われるように、本当に地域の方々が宅地分譲としてしたときにいろんな形で帰る条件が整うならば、それも一つの案だというふうに思います。1つの問題提起をしていただきましたので、担当課を含めて、いろんなこと、さきを見越した上での検討が必要だと思いますので、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（原田賢一郎）

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○3番（泊ヶ山正文議員）

以上で、私の一般質問を終わりたいと思うんですが。今回の質問、市民の皆様の、地域の皆様の切なる大きな声でございました。ぜひぜひ、一刻も早い解決策を見出していただけるよう、切に期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月 7 日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

_____ . _____ . _____

散会 午後 4 時 5 3 分

平成28年第4回曾於市議會定例会

平成28年12月7日

(第3日目)

平成28年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月7日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第6 迫 杉雄 議員

通告第7 今鶴 治信 議員

通告第8 伊地知厚仁 議員

通告第9 八木 秋博 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 岩 水 豊	2番 湊 合 昌 昭	3番 泊ヶ山 正 文
4番 上 村 龍 生	5番 宮 迫 勝	6番 今 鶴 治 信
7番 九 日 克 典	8番 伊地知 厚 仁	9番 八 木 秋 博
10番 土 屋 健 一	11番 山 田 義 盛	12番 大川内 富 男
13番 大川原 主 税	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 谷 口 義 則	17番 迫 杉 雄	18番 （ 欠 員 ）
19番 徳 峰 一 成	20番 原 田 賢一郎	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 持 留 光 一 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	今 村 浩 次
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	永 山 洋 一	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	八 木 秀 久	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	富 岡 浩 一	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一

企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
財 政 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 野 実
税 務 課 長	中 山 浩 二	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	久 留 守	水 道 課 長	堀 内 光 秋
保 健 課 長	丸 野 哲 男	会計管理者・会計課長	桂 原 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農 業 委 員 会 長	森 岡 俊 弘
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一	農業委員会事務局長	小 浜 昭 二
大隅支所産業振興課長	小 松 勇 二		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第6、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○17番（迫 杉雄議員）

おはようございます。今定例会におきまして、私は通告いたしております3件の質問要項に9点の要旨で市長に質問いたします。

まず、我が国の経済は、アベノミクスは地方においてはなかなかのものがあ、経済財政的にも低迷が続いております。本市においても農業を基幹産業として今日まで取り組んでおりますが、少子高齢化の波で人口減少に歯どめがかからず、大変憂慮するものであります。今後の取り組みに対し、最大限の努力が必要かと思ひます。

まず、通告の誘致立地企業についてですが、①旧町時代から今日までの企業進出並びに誘致企業についての企業件数や実態について、旧町ごとに報告を求めるものでありますが、また、状況調査等並びに企業側との懇談会なるものはどのように進めてこられたのか伺ひます。

次に、②の企業から本市に対して要望並びに雇用状況についてはどのように把握し、対応されてきたのか伺ひます。

次に、③今後企業誘致に最大限の努力をし、少しでも人口増、人口減少、歯どめがかけられるか、市長の見解を伺ひます。

次に、2点目のユズ振興についてであります、平成27年度の農産物生産実績額がユズ生産で1億を超えましたが、まず近年の状況について生産量並びに生産額について伺うものであります。答弁を求めます。

次に、②であります、今後は地球温暖化の流れで、特に台風14号もさることながら10月が雨に見舞われ、農産物、稲作や野菜にも大きな大変なものであります。当然ユズの出荷にも響いたことと見ております。生産農家の状況をどのように捉えておられたか見解を伺ひます。

また、出荷時期との兼ね合いについてはどう捉えたか。また、年々ふえていく生産量との見解を伺います。

次に、③の今後の本市のユズ振興に対しての搾汁センターの受け入れ態勢と生産量の増を考慮して、増改築の対応について、早急な対応について市長の見解を求めます。

次に、通告の3点目、財部町の七村地区の前川に実在します自然洞穴橋として、市道に上鶴橋があり、市民の生活に大いに通行利用されておりますが、7月21日、南日本新聞が取り上げてくれて大きく報道され話題になっております。始良カルデラの爆発に伴う入戸火砕流の降下堆積物によると考えられた地形であり、大変珍しい自然洞穴であるようです。市長はどのような見解なのか答弁を求めます。

次に、②であります。今日まで財部町七村地区では地域活性化に特に取り組んできている地域であると見ております。地域の見解はどうであるのか。新聞等で発表されてから地域の見解についてどのように把握されているか伺います。

次に、③環霧島ジオパークとの連携につなげられないのか努力をすべきと思いますが、再度自然洞穴橋として発信する考えはないか、まず市長の答弁を求め、登壇しての1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

迫議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、誘致立地企業についての①市内各企業の実態把握及び企業懇談会等についてのお答えをいたしたいと思います。

市内企業の実態調査については、例年4月から5月にかけて各企業を訪問するとともに、主に雇用者数の増減について調査させていただいております。企業立地懇話会については、平成25年に設立しましたが、年2回研修会を開催し、それぞれの企業間での情報交換や、また、平成27年度からは、曾於高校での企業説明会を実施しております。

2、企業からの環境整備、雇用等への対応についてお答えいたします。

市内立地企業からの主な相談内容は、雇用に関する相談等が多かったところです。これについては、ハローワークでの募集に加えて、市営放送やコミュニティFM放送の活用、曾於高校での立地企業合同説明会の開催、また、本年度から都城市や志布志市及び三股町と連携して、人事担当者の研修会の実施や中途採用及び新規卒業者確保に向けた取り組みを実施中です。

3、今後の企業誘致の見通しについてお答えいたします。

現在、ビジネスホテルを含めて4社の新規誘致・増設計画があるところです。最近の都城市及び県内の状況は、物流倉庫業の進出が主なものとなっており、電子部

品等の製造業の誘致は難しいところですが、曾於市といたしましては物流関連企業に加えてバイオマス発電所や農産物等の加工工場等の誘致にも積極的に取り組んでいるところです。

2、ユズ振興についての①平成24年度からのユズの生産量と生産額についてお答えいたします。

24年度の実産量は714トンで、生産額は8,921万3,000円。25年度の実産量は905トンで、生産額は1億1,408万円。26年度の実産量は631トンで、生産額は8,173万7,000円。27年度の実産量は871トンで、生産額は1億897万3,000円となっております。28年度は、11月30日現在で生産量1,000トンを超えております。

2の出荷時期と受け入れ態勢とユズ農家の声を把握しているかについてお答えいたします。

出荷時期については、ユズの色づきぐあいを検討しながら、ことしは10月24日からスタートして12月5日までの予定で、班ごとに出荷数量を均等に割り当てながら受け入れを行っております。搾汁センターの処理能力を考慮して今の態勢となっておりますが、11月10日前後の出荷が集中しており、今後の検討課題だと考えております。ユズ農家の声については、まとめて出荷したい方や出荷数量をふやしてほしいという意見要望があるところです。

3、搾汁センターの増改築における今後の対応と生産量、生産額、面積についてお答えいたします。

搾汁センターは、現在3台の搾汁機械で一日最大25トン进行处理していますが、あと1台の増設を考えております。4台になりますと、一日30トン以上は処理できると考えており、出荷態勢や利便性が向上いたします。

生産量については、平成24年度に建設した冷蔵保管庫の収納容量が出荷数量で最大1,500トンまでは対応できますので、その生産量までは大丈夫だと考えております。生産額につきましては、加工ユズの単価が1kg当たり平均127円となっておりますので、今後も価格の大きな変動はないと考えます。面積については、大隅町、財部町の希望者を中心に増反を考えていきたいと思いますが、来年度分の苗木は、雪の影響で確保できませんでしたので、30年度から取り組みたいと思います。具体的な面積については、加工施設の容量から考えますと、当面20haから30haの増反を考えております。

3、七村地区の上鶴橋についての①上鶴橋に対する見解についてお答えします。

新聞記事にも掲載されたとおり、上鶴橋の天然アーチは大変珍しい現象と捉えており、大切に保存したいと考えております。また、新聞報道後、見学に訪れる観光客も多くなっており観光地として紹介していきたいと考えております。

2、地域住民の認識を深め活性化につながる手立ては考えられないかについてお答えいたします。

現在、鹿児島大学の地質学の大木教授が、現地調査の報告書を作成中であり、それが完成した後に市民向けの啓発資料等を作成し、自然洞穴橋としての上鶴橋の認識を深めていただくつもりです。大木教授も全国的に非常に珍しい地形であり、ジオパークの目玉になると評価されており、近隣の溝ノロ洞穴及び桐原の滝などとあわせて、学習面及び観光面で活用することにより、霧島ジオパークの一つとして地域の活性化につなげられるのではないかと考えております。

観光面では、上鶴橋の近くには速玉神社のほか、蛍の生息地や蓑原地区80haの水田に水を送る水路橋やサイフォンなど、豊かな自然と文化遺産が数多く残っており、観光特産開発センターでもツアーに組み入れたい意向を持っております。素晴らしい財産を活用して財部地区や七村地区の活性化につなげられないか検討していきたいと思っております。

3、霧島ジオパークのジオサイトとして連携し対応していく考えはないかということでございますが、今後、霧島ジオパーク協議会と桜島・錦江湾ジオパーク協議会が統合される計画も持ち上がっております。この天然のアーチは始良カルデラの噴火による入戸火砕流が固まったものであり、大変珍しいものであると霧島ジオパークの事務局である霧島市の担当課長が視察に来られました。霧島ジオパークと桜島・錦江湾ジオパークが統合されれば、両ジオパークが交差する地域として本市への注目も集まるものと期待していますので、観光地としての上鶴橋のアーチを積極的に紹介していきたいと思っております。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

まず、本市における誘致立地企業についてですが、今日までの対応をいろいろ答弁いただきました。けど、やはり物事については結果、数字だという気もしますが、市長は、曾於市の市長に就任してから丸3年、4年目です。その中で昨日も企業の議論がだいぶ高まったなというふうに思っておりますが、今日までの3社企業誘致ということについてはどのような見解を持ってるか。それとあわせて、昨年に計画が出ております曾於市のまち・ひと・しごと創生総合戦略による方向づけはどうなっているのか。せっかく立てた目標について、やはりこの見解を伺いたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

企業誘致というのは、きのうもお話しましたように、私たち曾於市に高校生を含めた若者が残っていただいて、また働いてもらうためにも大事な事業であります。

また、地域活性化のためにも企業がふえるということは大変ありがたいことであり、その努力は精いっぱいしていきたいというふうに思います。また、人口増対策についても、やっぱり基本は働く雇用のあるというのが基本でありますので、引き続き努力したいというふうに思います。

○17番（迫 杉雄議員）

答弁としては今の答弁なんですが、やはり今日までなかなか企業誘致というのは難しいと、経済的にもいろんな分野で難しいことは重々わかっております。けど、やはり目標に向かって創生総合戦略に立ててる分の姿勢をひしひしと外に発信しなければ、言葉にあります絵に描いた餅ということに終わっても大変なものがありますし、どこの自治体も似たような体制だということも理解しております。

ただ、1点申しますと、聞くところによりますと、隣の都城市は4年間で31社、雇用が1,600人と、数値を聞いた覚えがありますが、それと比べればやっぱり自治体規模の差かなと思います。けど、それにちなんで、一方から言えば、やはり曾於市においては自然豊かなという言葉の目標のもとに進めていきます。それがゆえに、やはりその角度から外に発信しなければいけないし、企業立地促進事業というのがありますが、その中でやはり答えというのを見せなきゃいけないし、また、政策の中にも出ておるように、大都会のほうに支援員を立ててるということですが、それも今日に始まった、ここ一、二年で立てたものでもないし、旧町時代からやはり都会に企業誘致に対する支援員っていいですか、推進をお願いして今日に来ております。

その中で、やはり努力はしてもらっているんだろうと思うけど、その角度からのやはり企業誘致の道はあるのか、今この答弁の中で出ておりますが、今後の企業誘致についての答弁もあります。やはり大都会での支援員の活動について1回聞かせてもらいたいと思います。ただお願いで終わってるのか気になるところです。できますなら、ビジネスマッチング等についてはどうなっているのか答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

企業誘致に関しましては、県の企業立地の係のところ全国的な相談が来られます。その中で県のほうも相手の要望を聞いていろんな地域を紹介されております。企業立地の推進委員の方々もいろんな各地域の情報をいただいたら、私たちのほうにお話をつなぐようになっております。そのような状況を、結果を踏まえて担当課長がある程度つかんでおりますので、情報だけを紹介したいと思います。

○企画課長（橋口真人）

それでは、企業立地支援員の活動につきまして御報告いたします。

企業立地支援員の制度につきましては、26年度の補正予算でお願いしまして、27年度から活動しておりますが、27年度は関東に1人、関西に1人、名古屋に1人お願いしております。

訪問企業につきましては、1社を2回、3回回った事例もありますが、主に製造業、ソフトウェアサービス業、研究開発施設、流通業等をお願いしております。

関東の方につきましては1年間で112回の訪問、関西の方につきましては1年間に97社の訪問、名古屋の方につきましては89社の訪問でございました。この方につきましては、訪問先にある程度のお知り合いがあるとか、または鹿児島県出身の方がいらっしゃるとか、そういうところを中心に回っておりますが、主に創業の状況とか、従業員数の話をしながらも新增設の計画、あるいは鹿児島県、あるいは曾於市のほうに進出する希望はないか、あるいは今後の雇用計画はないか、そういう形の質問をしながら曾於市の紹介もしていただいているところでございます。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

今、答弁で言ったように、東京、名古屋、大阪というふうに支援員の方はそのように足を運んでるという数字を言われましたが、創生総合戦略に出ておるように、どういうふうにやっていけばというのは私も知恵もないし、言葉もないわけですけど、やはり都会の企業と我々曾於市の条件的な、自然的な条件的な企業をビジネスマッチングさせるということにも努力しなければいけないのじゃないかなと、最近つくづく見ながら考えておるところです。

その類いで、やはりなかなか地方まで企業が進出するというのは至難のわざだということを先ほどから口に出しておりますが、これを活かして、やっぱり曾於市の知名度、認知度を上げるなり、産業についてのPRをすれば、そこらあたりからビジネスマッチングで何かこう一歩、二歩前に出るんじゃないかなという考えでありますので、再度、企画課長、答弁を求めたいと思います。そこまで進んでなければ今後の努力だと思います。

○企画課長（橋口真人）

支援員の方々につきましては、もちろん曾於市の紹介もしてもらっているんですけども、訪問した企業さんの悩み事等も聞いているところでございます。

その中には、やはり、例えばある企業におきましては、曾於市は農業の町ですので、農産物についての問い合わせとか、そういうのがあるところでございます。そういう中で、例えば、メセナ食彩センターのユズとかを紹介したりとかですね、そういう活動もしております。

終わります。

○17番（迫 杉雄議員）

今後、目標並びに戦略だというふうに捉えて、最大限の努力をされると思います。それにあわせて、やはりきのうも出ておりますが、ビジネスマッチング等において、まず1番目に空き工場とか空き地の情報提供というものもあるんじゃないかと思えます。きのうも出ましたですね。議員が出た、企業誘致を展開する考えはないかというような議論も当然だと思います。そういう角度から市内の各地域ごとの現在の工場空き地ですね、また可能な環境、そういうものはどういうふうに理解、把握しているのか答えてもらいたいと思います。

○市長（五位塚剛）

きのうもお答えいたしました、末吉の内村工業団地の空いている土地については、既存の企業の拡大をお願いいたしました。横山食品さんについても、もう本社を私たち曾於市に移していただき、もう全面的にこちらのほうでしてもらおうということをお願いし、また担当副市長も出向き、そういう要請を行ったところです。ニチレイにつきましては、私自身が東京の本社に出向き、規模拡大を要請し、曾於市の今度は野菜まで、カット工場までつくってもらうという方向で今進んでおりますので、そういう形で進めていきたいというふうに思います。また、一番手前の入り口も面積が広がったんですけど、全部買っていただいて組み立て工場までつくるといことで、今話が進んでおります。

そうなったときに、もう曾於市には企業誘致的な場所がありません。財部の工業団地については、前の企業が1つ空いておりますけど、ちょっと値段的に非常に売買できない状況でありますので、そのあたりをまた詰めたいというふうに思います。

曾於市全体に企業を呼べる大きな空き地、そういうところがなかなか現実的になところですので、今後、対策はまた強化しなければならないというふうに考えております。

○17番（迫 杉雄議員）

いろいろ現状の言葉で言う大変な難しさもありますが、やはりこの場を議論として、前伸びな議論をすべきだというふうにここに立っております。

先ほどの1回目の答弁で、企業に対する企業立地懇話会等を年に2回開催してるという答え、答弁がありましたが、これについて、やはり企業が企業を引き連れる、もしくは企業が企業もというような観点から、やはり現在の企業について、やはり伸びてもらわないかんし、できれば一方という雇用をふやしてもらわないかんという考えです。

その位置から考えますと、企業側の悩みとか懇話会にどんな事情をはらんでるかとか、つかんでいるかという、答弁の中にも出てきました。雇用力がないとです

ね、雇用が大変苦勞してるということ等を私は再三企業を訪問すれば聞くわけですが、これに対して、このままでどうしたもんかと、人口は減るわ、市内での企業に働き手はおらんわというのでありゃ、もうなかなか腕を組んだだけで前進しないわけですが、ここらあたりをどうやって進めていくかということをいいますと、企業側は企業側なりに募集、ハローワーク等にかけてるという話です。けど、集まりませんと。どの会社に行っても人手を集めがならんというのが開口一番です。そこらあたりを市のほうも、市長もつかんでおるわけですので、これをどうしたもんかということで、やはり考えてもらいたいと思いますし、あと一方、やっぱり雇用の問題と、やはりこっちの当局のほうとの連携を密にしていけば、企業もやはり一つの曾於市の言葉でいいますと、曾於市の住民です。それでまた、努力やら発展性につながると思いますが、そこらあたりをどう考えているかですね。

よくのぞいてみれば、例を言えば、横山食品は、もう旧町時代から、真っすぐ四国から来てもらった企業だし、それで、理解するのは、農産物、サツマイモとカンショ等があるということだけを狙ってきたのかなあというふうに理解をしておりますが、企業側は企業側で努力して、本市のカンショばかりではないなというところもあるようです。そこらあたりをやはり的確につかんでもらったり、一方から言えば、ナンチクはどんどん国外に牛肉、豚肉を出せというような議論にもなりますが、そこらあたりを企業側の事情を的確につかんで懇話会がなされているのか、再度答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市内の方々に、企業に集まっていただき懇話会をスタートさせました。やはり人的な確保が非常に厳しいというのが実態であります。

それにはいろいろ理由はあると思います。やはり雇用の形態の、福祉のことを含めて、あと賃金の問題とか、休みの問題とかいろいろありますので、場合によっては都城のほうの企業のほうにかなりの市民が流れているのは、これは実態であります。ですから、やはり企業のほうも、企業なりに努力をして頑張っていただきたいということも含めて懇談会をやっております。

また、曾於市内の企業の中身について、地元の高校生を含めて親の人たちが中身を知らなかったというのがありましたので、曾於高校に企業の方々に来ていただいて、会社のPRをしていただいて、そして雇用をするんですよという、そういうことも含めて今始まりましたので、新年度から何人か地元の企業に残ってもらうのができましたので、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○17番（迫 杉雄議員）

市長が答弁されることは、当然私と議論をするわけですので答えてもらうだけ

ど、先ほども言ったように、この企業誘致というのはここ3年、近年に始まったものじゃないわけですね。今日までもやっぱりそれなりの努力をしてきたけど、今になってちいとはこう市長の答弁でもうちょっと頑張らんにやいかんというふうに受け取ります。さかのぼった過去をとにかく言う必要はないんだけど、今日まで努力してきたのはどうだったのかなというふうに言い返すところですが、やはり今の答弁で、やっぱりそこまでそこの努力して、我が曾於市を守るなり、また、せっかく立てた創生総合戦略を生かすなり、何年か後に目標達成が数値であられるように努力してもらいたいというのが、この私が今立っているところですが、ちょっと外して、先般、10月の28日ですね、そうしんの食・観商談会が盛大に行われましたですね。

それについて当局が出席、参加。主催は曾於市も名前が書いてありますが、どのように受け取ったのか、丸々そうしんがやったから、曾於市は名前を貸しただけなのか、ああいう機会を捉えて、やはり企業の動きやら企業誘致につながるように、小さなチャンスでも大きく生かさにやいかんというようなふうに考えますが、市長は出席されておりますよね。行政報告の中には出ておりましたが、どういうふうに捉えましたか。もしも曾於市はただ主催ばかりでしたよというんだったら、もうそれでいいんですが。

○市長（五位塚剛）

そうしんさんのほうから曾於市でいろんな企業の方々を集めてPRをしたいという相談がありました。非常にありがたいことでありましたので、曾於市も同時に協賛をするということでいたしました。

また、市内の企業にも入っていただき、また曾於高校も入っていただいたり、いろんな意味でのイベントでありました。非常に全国から、また外国からも来ていただきまして、私たちの曾於市の魅力ある農産物に対して非常に関心を持っていただきました。今後、ビジネスチャンスが生まれるというように思っております。このことについても内部的にまた検討し、またそうしんのほうにも今後の協力要請を含めて進めていきたいというふうに思います。

○17番（迫 杉雄議員）

そういうふうに、再三のこの場ですので口に出すんですが、企業誘致の難しさ、大変さを、やっぱり小さなチャンスをつかんで大きく前進するというふうに方向を見出してってもらいたいと思います。

この件でまだまだ議論する機会があれば大いに議論して、せっかく立てている総合戦略の中の目標を達成してもらおうと口に出しております。

あと確認になるんですが、通告の中に今後の企業誘致の見通しについての見解と

ということで答弁されました。現在、ビジネスホテルを含めて4社の新規企業増設計画があるところだというふうに答弁されましたが、先般、全協でもビジネスホテルの進出について説明から、ああ、いいことだと、これは先々が、展望が明るくなるなど思っておりますが、状況はどうですか。あれから2カ月、3カ月過ぎますが、説明どおりの進捗でいつごろとか、そのほかにもいろいろ明るいニュースがあるかと思ひますし、4社という数字が出ておりますので、目標、これは1回、一気に達成できるなどというふうに考えたいと思ひますが、答弁を求めたいと思ひます。

○市長（五位塚剛）

ビジネスホテルにつきましては、末吉町のメセナ温泉の敷地内をお願いをしたいということで準備を進めてまいりました。今、最後の詰めの段階に入っておりますので、確定をいたしましたら、また議会にも報告をいたしたいと思ひます。そのための12月議会で土地の分筆のお願いもしてあります。

ほかの企業についても大隅町のたばこ共販所の跡に野菜加工をしたいということで、今話が進んでいるところでございます。

そのほか大隅町にもバイオの会社が来るということで、今地元の説明会を開いて同意をもらっておりますけど、もう少し時間がかかるかなと思っております。

末吉の内村工業団地については、先ほど報告したとおりでございます。

そのほか、もう土地がありませんので、今後の対策をまた引き続き進めていきたいというふうに思ひます。

○17番（迫 杉雄議員）

企業誘致については、きのうも再三同僚議員の議論の中で言葉が出ておりますし、また今後も、もう一生懸命企業誘致に努力することが人口増を招かなくても、人口減少を完全に抑えるし、また、市の発展につながるということで、大きな目標で進めてもらいたいと思ひます。

それでは、もう2番目のユズ振興についてに移ります。

やはり先ほどの答弁の中で出ておるとおりだというふうに思っておりますが、端的にユズ振興というと、やっぱり先ほども言いますように、旧町時代からの、今日までも30数年たっておりますよね。ということは、やっぱりここ数年来、ユズ農家も20年たち、30年たつて技術の向上といいますか、それなりに曾於市のユズ振興はもう本当に形づけられたし、後はこれからの問題だと思っております。

その中で、端的にユズは年々大きくなると、これは当然自然の中ですので、大きくなれば生産量はふえるということで、先ほどの答弁の中で、やはり見ますと、24年度からと数字を出しましたが、もう端的に生産量が多くなれば、実績額もふえるということで、27年度が1億8,900万ということになって、ことしは恐らく1,000ト

ンを超えているということです、1億は優に金額的にも上がるんだというふうに捉えます。

そう捉えますと、肝心な今後の対応、面積についてとか、また生産額を上げるためにはというようなふうになりますが、1点だけ、面積増を一旦切ったのはもう何年になりますかね。93haを一旦もう増植しないというふうにしてから何年になるか、答弁を。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

搾汁センターの容量もございまして、面積の増をとめたのが、ちょうど平成24年度から新植はもうとめているというふうに理解をしております。

○17番（迫 杉雄議員）

時期的にも今後の問題としていろいろ考えてみますと、93haを今後の問題としますと、確実に生産量が上がるということで、ことしの裏年に関して1,000トン上がってますので、これは思い以上にやはり増えるのかなと思っております。そのあたりから、1回目の答弁でユズ農家のいろんな情報を答弁されましたが、特にそれ以外に把握してないか、市長がここに答えられた分以外には何もないですか、端的に答えてもらいたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

やはり生産農家のほうからは、我々は地区を区切りまして一日おきに出荷をしていただくという体制をとっておりますけれども、どうしても一番今ネックになってきているのが高齢化ということがあろうかと思います。自分で収穫ができなくなったということで、作業班を同好会のほうで組んでいただいておりますけれども、その作業班が今本当にフル稼働をしていただきまして、各農家から収穫の依頼が来たところに行きまして、一日で済ませていかないと次のところまで追いつかないという部分がございました。そういった部分もありまして、出荷が集中してしまったという部分もございます。

今後は、この高齢化する中で、この園の管理及び収穫体制、こういったものの人的な配置といいますか、そういった部分が非常に問題になってくるのかなというふうに考えております。

あとは、お勤めの方々につきましては、やはり土曜、日曜で収穫をされますので、月曜日あたりの出荷を望まれる方が多いということがあるようでございます。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

いろいろ各それぞれのユズ農家は問題を抱えていると、けど、表面的には一生懸命やっているわけですよね。やはり一生懸命やっている農家の姿は、それなりに支えていかんやいかんということ等を見ておりますと、やはり、この場でも議論をせにいかんなどと思って今回ユズ振興を議論するわけですが、もう端的に言いますと、環境、気候ではどうしようもできません。自然には勝てません。今回は特別だったのかなと思いますが、今課長が答弁されたように、ユズは前々日に収穫して、3日ばかり置いて出すわけにはいかんわけですよね。そこらあたりに一つのネックとして対応せないかん。割り当てられた300kgか400kgか500kg、そこあたりをできれば作業班でも依頼して500、600kg、一日で出せれば、案外と農家も楽になって、ああ、ユズ農家のユズ振興にだいぶ寄与するんじゃないかと思いますが、そこらあたりまでは考えられませんでしたか。

農家あたりですよ、300kgや400kg、まあ500kgは多いかもしれんけど、そこぐらいの出荷割り当てであれば、どうしても、答弁にも出ておりましたが、搾汁の件につながると思います。割り当ての少ないことに対しては農家は何も言ってこないんですか。

○農林振興課長（竹田正博）

今年の出荷につきましては、各班に一日の出荷量を割り当てた関係で、いわゆる面積の少ない人も均等に割り当てられた班がございました。そういった形の中で、一日例えば60kgとか、50kgだよとかいう方がいらっしやいまして、非常に何回も出荷しなければならないという不便さがちょっと出たところであります。

したがいまして、今検討しておりますのは、やはり搾汁センターの増設も必要だというふうに考えておりますが、食彩センター側としても一番ユズの搾汁で時期的に11月の10日前後というのが、一番果汁がたくさん出る時期でございますので、その時期にやはり工場の稼動時間をやっぱり長くするということも考えていきながら、その辺を集中的に集荷ができる体制にできればいいのかなというふうに、今後検討していかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

○17番（迫 杉雄議員）

ここでいろいろ内容を議論すれば、細かいところ、ユズ振興に対する取り組みが出てくるわけですが、それはまた振興課のほうで十分対応してもらおうということで、端的に申しますが、答弁の中で出ましたように、搾汁センターについて増設を考えている。それから、食に広げることに對して20町歩、30町歩ということで考え、30町歩という数字を見れば、93プラス30ですので120ですよね。120を超えるわけですので、そこらあたりを十分もう見通しのきくように対応していかなければ、逆に年々生産量がふえるのに関してどうのこうのという議論がすぐできるわけです。

一方では、廃園も何カ所かあるって前、答弁があったのですがね、廃園に対する取り組み等も、もう端的におろしていったらいいんじゃないかと思いますが。

農家のいろんな話を聞きますと、まだ五、六年しかたっていないと、そこに1反歩とすればまだ生産量におっつかないと、そういう方々に割り振っていくような、もう手立てをしたほうがいいんじゃないかと。もうあそこは高齢化で、もう何年後は廃園だということも大体わかってきておるし、それに対する園の振り方ですね。そこらあたりもちった検討をされたことがありますか。できれば、今取り組みを始めた人は、もうできればそこ一、二年で、まあ俗に言う生産して収入につなげたいと思っているはずですので、そこらあたりの議論が進んでいるのか答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

実際、今年度も、もうユズが高齢でできないという方がお二人いらっしやいまして、その方が隣の自治会の方が購入したいというようなことがございまして、その2人分の農園を購入されて出荷をされてるという部分がございます。

今後は、またそういった希望があらうかと思いますが。できれば近隣の方でユズを取り組みたいという方は、新植するよりも、その年から収穫ができるということでございますので、そういったマッチングについては積極的にやっていきたいというふうに思っております。

○17番（迫 杉雄議員）

それでは、そういうふうに今後一生懸命やるということですが、今答弁にありました今後の搾汁センターの増改築といいますか、ふやすことに対してちょっと質問をするわけですが、現在の3台の搾汁機の一日の最大が25トンということですね。そうすると、掛ける3でよろしいわけですかね。75トンで、違いますよね。それはそれで、今後4台にふやすと、1台ふやすとなるとどういようなトン数になるか、そこを先、目安を出してもらいたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今3台でいきますと、機械的な能力からいきますと、1台が7トン弱ぐらいということで働いておりますけれども、実際はちょっと時間を長くして最大で25トン搾汁を一日しております。これを1台ふやすことによりまして、30トンから三十二、三トンというふうに我々は見えておりまして、ただ、1台増設したからそのままそのトン数がふえるという部分ではなくて、やはり皮も別に分けてとらないといけない、搾汁をする、今度は果汁が出る量が多くなりますので、その箱詰め作業も出てくる

ということで、効率的には単純的に1台ふやしたから、そのトン数ふえるということではございませんが、予想とする部分については、30トンから三十二、三トンは一日でいけるんじゃないかというふうに考えているところです。

○17番（迫 杉雄議員）

単純に1機ふやしたからちゅうて、その仕事量はふえるわけとは言えないわけですね。そこらあたりをもうちょっと議論せないかなかなと思います。

そしたら、1機増設するのに予算編成時期ですが、どのぐらいの試算をされてるのかですね、内々でも大まかでも増設費用をどのくらい見込まなできないなという額をちょっと答えてもらいたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

搾汁機につきましては特殊な機械でございまして、1台ふやすということで、搾汁機の本体自体は約1,000万ほどいたします。ただ、それによります今度は、この果汁が出てきたときの後の処理、そういった装置、それから皮を分離する装置、ラインのつけかえというのが必要になってまいります。ですので、総体的に恐らく予算としては2,000万を超える予算になるんじゃないかというふうに考えております。

○17番（迫 杉雄議員）

2,000万ぐらいの、端的に言えば増改築が1機分だというふうに受け取っていいですかね。1機増設してそのままさっきも言ったように搾汁アップにつながるのであれば越したことはない、けど、今はらんでいる問題は、やはりこの一日の出荷量にどうしても割り振っていけないという生産量ですので、そこらあたりを再度考えて、2,000万か3,000万かという金額を予算査定ですので、余り言える立場じゃないんですが、一挙にユズ振興という角度から弁をしますと、もうちょっと踏ん張って一日の搾汁量のアップにつながる計算はできないもんか答弁を求めます。

○農林振興課長（竹田正博）

今年度もそういった形で、集荷が一日40トンを超える日がございまして、次に積み残した経緯もございます。

そこで、食彩センターの常務とお話をさせていただきまして、集中いたします11月の前半から11月の15、6日までの間、搾汁の工場のいわゆる稼働時間の延長はできないかということを今協議をしているところでございます。と申しますのが、今大体5時から6時までで搾汁の作業を終えておりますので、これを二交代制で8時から9時ぐらいまで回していくということが検討できないかということは考えております。それによって、その日の集荷分は搾汁ができるという形をとれないかと。

もう一つは、やはり前日に雨が降ったりしますと、かなり腐敗するユズが出てまいりますので、やはり、その日に集荷したものをその日に処理ができる体制という

ことについては、やはり工場の稼働時間の延長ということで今検討に入っているところでございます。

○17番（迫 杉雄議員）

一日の搾汁量を考えて、アップするために、一応29年度に増設ということですが、搾汁量のアップがなければ、どうもこうユズ農家に対してやら、また今後のユズ振興に対してどうも大きく前進しないんじゃないかなという気がします。市長、今、課長が答弁されたように、1機増設で2,000万ぐらいは見らにやいかんだろうと、それでも今のような議論になりますが、もうちょっと規模を大きく考えれば、またそれはそこに1,000万プラスかというような議論になります。そこらあたりをユズ振興に対する取り組みは、市長はどういう見解か、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ユズの振興は、やはりこの間、食彩センターを中心として定期的に会議を持っております。やはり曾於市の特産品の一つでありますし、また財部、大隅の方々からユズを植えたいという声がかかなりありましたので、今回ふやす方向で決定をいたしました。

そのためには今でも非常にことしなんかは非常にたくさんの量が入っておりますので、やはり搾汁機を1台ふやすということをまず前提として進めたいと思います。

その後、冷蔵施設も整っておりますので、何といても付加価値を高めるための新しい新商品を開発して、もっと利益が上がる体制づくりを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

進めることには市長も当然だというふうだと思いますが、今答弁の中で出たようにユズの付加価値ということの角度からいきますと、市内の食品やいろいろなものにユズ何とか、ユズドレッシングとか、いろいろなものが、もうユズを使ったものがたくさんあるわけですね。そこらあたりから考えれば、ユズを売り出すのには、曾於市がユズを売り出すのは当然だといような角度から大いに貢献しているし、また、ふるさと納税に、返礼品にもユズ製品は出ているんじゃないかと思いますが、やっぱり曾於市ちゃユズよねというのを、まちっともう少し大きく発信する考えはないかですね。今やっていることをやっているから、火に油を注げればいいなというような考えです。

それと、やはりよく面積のことを、今話を言いましたが、90町歩、93町歩を九州一とみなせば、全国一ちゅうのはもうちょっと上にあるんじゃないかと思いますが、せめて面積で日本一になれないのだったら、生産量で日本一になればいいんじゃない

いかと。また、ユズの発信で日本一になればいいんじゃないかと。できれば、ユズ栽培の日本一からおりてくればいいんですが、全国一からですね。そこらあたりの感覚はありませんか、再度答えてもらいたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ユズについては、先進地はやはり四国の高知県が優先地であります。特産地であります。馬路村というところがありますけど、小さな村で農協が経営されているやり方は加工品を含めて30数億の売り上げをしております。そういう意味では、私たちも学ぶところはかなりあるというふうに思っております。

日本一を目指したいと思って調べましたら、四国の高知県のほうにありましたけど、まだまだ私たち市が努力をしなきゃなりません。新しく市が合併をされて、さらに上の生産量を持っているところがありまして、日本一を目指したいですけど、まず確実にこの今の状況を把握しながら、確実に後のこの農家の支援体制を含めてしないと簡単にはいかないと思いますけど、いずれにしても付加価値を高めるための手立てというのは今後大事になってくるというふうに思います。農家にとってもキロ当たりの単価を上げましたので、非常に農家の方々も喜んでいただいておりますので、さらに努力したいというふうに思います。

○17番（迫 杉雄議員）

この件でまだまだ議論をこの場でできませんので最後ですが、馬路村が出ればですね、馬路村はほとんど曾於市のユズ農家の人たちは、もう何年も前に調査に行っております。当然目標やいろいろな頑張りようの励みは持って帰っておりますが、先ほども言いましたように、やはり面積で全国一、日本一になれば生産量でなろうと、この線なら可能だと思います。私はこう見て、ユズ栽培についての技術は、曾於市はほかの地域よりもかなり高度だなと。低木仕立てを見てですね。いろんなところに私も所管でユズを調査に行っておりますが、やっぱり低木仕立ての生産が一番いいかと、技術からいけば日本一を目指すことはいいんじゃないかなというふうに考えているところです。

それとあわせて、先般の10月の28日のそうしんの食・観商談会には、たまたまその、たまたまじゃないですか、松崎了三さんという馬路村を仕立てた人が講演を来てるわけですね。何でここに来れたのかなと、曾於市のユズはにらんでいたのかなというふうに私は変わった角度から話を聞いておりましたが、そういう形から、持ち上げられるものは牛肉でもカンショでも何でもあるのに、ユズも持ち上げろというような意気込みで、29年度の取り組みをぜひ希望を大きく立ててもらいたいと思います。

答弁があれば答えて次に移りたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ユズの振興については、九州の中でも非常に先進地であります。ユズの農家の方々も非常に意欲を持っておりますので、これはやっぱり加工のほうに力を入れて曾於市のPRを含めて精いっぱい頑張りたいというふうに思います。

○議長（原田賢一郎）

ここで、迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分
—————・—————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○17番（迫 杉雄議員）

次に、3点目の七村地区上鶴橋について質問を続けます。

まず、再度申し上げますが、やはり曾於市においては今後の目標として「豊かな自然の中で笑顔輝く元気なまち」ということで、やはり自然を大切にすることというのが、もう一番、一丁目の一番地の看板であります。

その中で、今回4月21日、24日、26日、続けて1週間、1カ月の間に、3回新聞記事で載せてもらうということは、ある意味みんなそれぞれびっくりと同時に、大切なものが発見されたというような感覚になられたと思います。私もちょうど行ったときは、もうきれいに右岸のほうが伐採をされており、前行ったときよりもかなりイメージが違ったなという感じがしたところです。

市長は十分答弁の中でもありましたように、この入戸火砕流の降下物堆積の溶結岩、凝灰岩ですか、これに対する感覚というか、七村地域、まだずっとこちらまでも、始良カルデラの流れがあると思いますけど、一応霧島山から見下ろしたらそこまでというような感覚をどのように持っておるか再度答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回、地元の方が発見をしていただきまして、本当にありがたいなと思います。そういう意味では、7月の新聞に報道されまして、私たちも全く認識しておりませんでしたけど、そういうすばらしい入戸火砕流のそういう自然の現象でできた橋があるという、そういう川があるということは曾於市の宝だというふうに思います。

私たちの市の職員も、課長も見てもらうということで現地をほとんどの課長に見てもらいました。それで、何らかの形で、広く観光地としてできないかということも今検討をしておりますので、下流のほうからはすぐ入れるんですけど、上流から

では、今のところなかなか入れる道がありませんので、そのあたりを含めてどういうふうにできるかということを十分検討して進めていきたいというふうに思います。

○17番（迫 杉雄議員）

まあ、私の勉強不足や認識不足はこれだけしかありませんが、市長もそれなりにこの自然の洞穴橋に対して認識を持たれております。それを置いて、やはり答弁の中でも出ましたように、あの地域、七村地域を指しますけど、いろんな人々が言葉で言う再認識ですね。今までずっとあそこを生活しておったけど、やはり新聞に載って再認識されておりますが、最初でも、1回目の質問でも言いましたように、七村地区は大いに財部の中でも特に活性化を目指している地域だと私も認識しております。

その角度から、地元の声を市長は直接、地元の住民から何か聞かれましたか。いろいろな情報だけですか。地元の人と接触されて、ですねとか、もしくはできるだけの宝にしたいねとか、そういう話の類いはあったのか、端的に答えてもらいたいと思います。

○市長（五位塚剛）

七村の方々とこのことについて直接話し合いをしたことはありませんけど、地域の責任者の方々から、まさかそういう歴史ある、貴重価値があるということは全く地元の人たちも知らなかったという声は聞いております。

具体的に今からどうにかして、その地域の活性化にしてほしいという、その直接的な要望はないところでございます。

○17番（迫 杉雄議員）

あと似た類いで質問をしますが、今申しましたように、あの川の右岸側の木がもう地主によって伐採されておりますよね。あれで、もう目につくようになってるわけですね。あそこに木々が立っておれば、何かこう探しに行っても見つからなかったんではないかなというような気がしますし、あれについての状況はどの類いですかね。あの河川敷をのかせば民有地ですよ。その何か調査はされているんですかね、木を伐採されたのは市民だと思いますし、住民だと思いますし、そこらあたりの情報をお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回、台風16号によって、市道のほうにかなりの杉が倒れまして、これは民有地ですので、その方が伐採をされました。後のことについては、これは大事なところですので、また地権者等の方とまた相談をして、当然あそこに来られると駐車場もありませんので、そういう意味での駐車場としての場所として提供はできないか、そういうことを含めて、今後具体的に詰めていきたいというふうに思います。

○17番（迫 杉雄議員）

そういうような今の答弁ですので、最大限の努力はされると思います。そういう類いから、やはりもう早い時期に間を置かずに、やはりPRするために、7月21日から数えると、もう4カ月過ぎるわけですね。曾於市としては何か広報的なものがなされたのかですね、ただ見に行って、わあ、いいなと、これは勉強になるなと、その類いなのか、企画の市報なりでも記載されたのか、ちょっとされとれば私が目についてないだけで対応はされてるんですか、されてないんですか、これからなんですか。

○市長（五位塚剛）

この件に関しては、新聞で報道されましたので、市民の方々はある程度関心のある方は見に来られたような状況も聞いております。行政としては、やはり社会教育課を交えて、また地元の方々、いろんな方々と、市道のあそこの改良工事も入っておりますので、そのこともありますので、十分担当課を含めて議論させていただきたいと思います。

今、直接この間、この場所を市の行政として広報したということはないと思いますが、あります。ないですね。どっかないですよ。はい。基本的にはないというふうに思っております。

○17番（迫 杉雄議員）

ないということで、私も見ておりません。どうですか。新聞記事によって、俗に言えば、曾於市の住民だけが新聞を見て勉強になってるなあと、あの地域までの堆積物だということが勉強になりますが、当然、俗に言う学校教育とか、その類いでも勉強になるんじゃないでしょうか。そうすると、やはり抑えてあえて4カ月、5カ月、何かの形でコラムでも載せないという感覚はないような気がするけど、やはり一挙に自然の宝だという角度から、曾於市のものだと言葉は悪いですが、いう角度から何かこうPRじゃない広報につなげる感覚はないですか。企画課長、さっき市報といいましたけど、そういう類いは文面なんですか、記事が載りきらないというのであればいたし方ないんですが、まあ何カ月もたてば、月1回の中の一こま、何か取材してもいいような気がするけど、検討はされましたか。あえて載せてないんですか。

○市長（五位塚剛）

このことについては、先ほども答弁いたしましたように、全ての課長を現地に出ていって一応見させていただきました。仮に広報で今出したときに、やはり駐車場の問題、また直接あそこにおりる場所が今のところありませんので、やはりそういう非常に危険性もありますので、行政としてはちゃんとした対応をとってほしい

がいいというふうに思っております。十分検討させていただきたいと思います。

○17番（迫 杉雄議員）

当然、今対応される角度で十分検討して何かあその上は市道七村何とか線ですか。当然市道ですので、建設課あたりとも対応をちゃんと見きわめなきゃいけないだろうという気がします。

そういう類いから、やっぱりこう、いいものは早目に議論して進めなきゃいけないと、火が冷むらいねという田舎の言葉がありますが、そこらあたりから、もうすぐ正月を越えれば去年のことだというような捉え方をあります。ああいう類いのものがずっと残っていくのであれば、記録、形、置かんにゃいかんけど、市長、こう話は変わるけど、先般の10月、11月8日の環霧島会議であえて曾於市にはこういう自然の宝があると言いましたが、そのちょっと前からわかっていたんだけど、それまでの感覚は、先ほど答弁された、市長の答弁の中に出てきましたが、ジオパークの事務局長も霧島の担当課長も視察に来られたということですが、この時期はいつですか。答弁されてますよ、今さっき。

○商工観光課長（荒武圭一）

多分8月の中旬ぐらいだったというふうに記憶しております。

○17番（迫 杉雄議員）

8月っていえば、11月8日よりもずっと前ですよ。何かこう話が進んでないと、私は当然話題に、話題といいますか、会議の中に1行、上鶴橋の自然洞穴橋という漢字が出てくるのかなと思っておりましたよ。けど、一滴も出てこないし、対応をされてないんですよ。対応をしてないから悪いという意味じゃないですよ。私が言うように、いいものは大きく生かせよという論法です。宝の持ち腐れになるよりも、いいものは大きく生かせばいいんだけど、市長は当然もうわかっているはずですよ。感想はどうですか。あの会議で今商工観光課長が答弁された8月には環霧島の担当課長は視察に来られていると。来られたわけでしょう。ここらあたりをもう1回掘り起こしていいものはいいもので磨かにゃいかんという考えです。つい最近来たのだというのだったらいまし方ないけど、もう新聞に載って即来ている。けど、11月の8日の19回の会議には言葉は出てきませんでしたが、ちょっと私は市民の立場からちょっともったいないなという気がします。市長は当然、感想があると思いますが、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

私自身も、だから新聞に載ったすぐ現場を見させていただきました。また、あそこを通るたびに確認しておりますけど、特に台風の後の状況で、杉山を伐採していただきましたので、非常に場所的にはもっとわかりやすくなりました。

ただ、今この状況をすぐに発表してどうのこうのという、いろいろまだ支障があります。あの市道は、あの通りは非常に狭いこともありまして、今、市の拡張工事しておりますけど、市としては、やっぱりちゃんとした状況をつくりながら、ちゃんと紹介したいと思います。

環霧島の関係でも、一応ほかの方々は知らないだろうと思ひまして、一応新聞の切り抜きを紹介をしたところです。

今後、会議がずっとまた開かれますので、整備をしてやはり紹介をしたいというふうに思います。

○17番（迫 杉雄議員）

いよいよ時間がありますが、今後の対応、第20回の霧島会議のことですね、そうじゃないんですか。それか、担当が発表する機会がまだあるんですか。その次の20回の会議前にそういう会議があるんですか。そこらあたりは私はもう全然わかりませんので、できるもんなら、やはり答弁されてる内容を、やはり地域の皆さんに頑張ってもらなり、あと今、市長が再三答えている、まあ、その今の現況があります。ここも踏まえての一步前進の対応をするべきじゃないかと思いますが、環霧島での報告の中に入れたらいけないとか、もしくは、狙いは溝ノ口洞穴までのジオサイトじゃなくて、あそこまで広げろと言いたいんです。そうすると、曾於市におけるエリアが広くなるし、霧島市、えびの、もしくは小林のエリアに、また曾於市でもなけりや何がために環霧島会議を今日まで続けているのかっていう。曾於市はほんのそこにおるだけですよね。やっぱり参加して霧島、この地域の認識を高めるためには、自然のもので、そこまでアップするのが曾於市のPRだと思います。

今後どうしてもここで、この次は我々ももうちょっと勉強して議論を進めたいと思っておりますので、今後の対応を進めてもらいたいと思ひますので、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

基本的には先ほどから申し上げておるように、非常にすばらしい財産のあるものでありますので、この財産をやはりこの環霧島会議を含めて多くの方々に見ていただきたいというふうに思ひます。そのための準備に入りたいというふうに思ひます。

○17番（迫 杉雄議員）

また次の機会に議論をさせてもらいますが、最初は開口一番に豊かな自然を生かした、そしてつくる笑顔の輝くまちと目指す以上は、やっぱり自然を大事にせにゃいかんし、物を大事にせにゃいかんということで、現在、ほかの自然石橋じゃなくて、普通の石橋も曾於市に、前も議論したことがありますがたくさんあります。ま

た今度の16号で壊れています。ここらあたりも十分検討して観光に生かせるなり、教育に生かせるなり、歴史の角度を高めるなり、ぜひしてもらいたいと思いますので、教育長には通告しておりませんでした。考えがあれば答弁を求めて終わりたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

迫議員、時間が過ぎておりますので、これで終わります。

○17番（迫 杉雄議員）

もう終わりです。答弁があれば。

○教育長（谷口孝志）

先ほどから市長も答えておりますように、この上鶴橋については、鹿大の大木先生の調査報告もまた後日出ると思いますので、そこは十分検討しながら、先ほどあった石造物等も含めて、文化財としての活用については、今後また十分検討をしていきたいというふうに。

○17番（迫 杉雄議員）

終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○6番（今鶴治信議員）

6番、自民さくら会の今鶴です。議長の許可を得ましたので、私は大きく3項目について市長に質問いたします。

まず1番目に、市長の政治姿勢について質問します。

①以前、南日本新聞に日本共産党を離党したと掲載されていましたが、離党が認められた日時はいつか、②離党した理由について質問いたします。

次に、ドローンレース大会の中止について、①中止の理由は、②ドローン特区申請への影響はないのか質問いたします。

最後に、市長公約について、①米の沖縄への販売の実績は、②そお鹿児島農協を通しての米の販売は曾於市以外の米も含まれているのではないのか、③低年金で入

所できる老人施設の実現はどうなったのかを質問します。

以上、壇上からの1回目の質問を市長にいたします。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

市長の政治姿勢についての①共産党の離党が認められた日時についてお答えいたします。平成28年7月15日付で離党の手続を行いました。

離党した理由についてお答えいたします。

私が3年前に市長選に立候補するときは、フラワーパーク建設反対の市民の会が母体でありました。今は「住みよい曾於市を創る市民の会」と発展的に変わり、市民の会からの要請がありましたので、党を離れることにしました。

ドローンレース大会の中止についての理由についてお答えいたします。

本市でのドローンレース大会の開催については、世界大会出場者決定のための日本大会の地方予選の位置づけであり、全国初の取り組みとなることから、市のPR効果等を期待し、9月定例会の一般会計補正予算に計上したところです。この世界大会は、ドバイで本年3月に第1回大会が開催されたものであり、翌年度以降も継続して世界大会を開催すると告知があったところです。

しかし、開催スケジュール発表の時期になっても世界大会の案内がないことから、関係団体等へ確認したところ、第2回の世界大会開催は、実施しない可能性があるとの報告を受けました。このため、ドローン世界大会の開催が不透明となり、その出場者を最終選考する日本大会も開催されないことから、本市での予選会も開催することができなくなったところです。

2、ドローン特区申請への影響についてお答えいたします。

今回、本市が特区認定を目指し、事前申請した内容は、ドローンによる農薬・肥料等の空中散布にかかわる国等への手続の緩和と地域を限定して飛行区域及び飛行方法の規制緩和による関連企業誘致のための環境条件整備にかかわるものであり、レース中止に伴う影響はないところと考えます。

3、市長公約についての①米の沖縄への販売実績についてお答えいたします。

沖縄への米の販売は、玄米出荷で平成27年度は最初6月に26年産米を50袋ほど直接出荷いたしました。その後、沖縄食糧株式会社から8月下旬に「あきほなみ」約1,800袋の注文があり、そお鹿児島農協を通じて出荷しております。28年度は、年度当初に3,000袋の予約がありましたので、現在順次出荷し、総体で3,600袋を出荷する計画であります。

②、農協を通しての米の販売は曾於市以外の米も含まれているのかについてお答えいたします。

27年産につきましては、8月下旬に注文があったこともあり、そお鹿児島農協の市内契約出荷数量だけでは不足しましたので、約1,080袋を曾於市及びそお鹿児島農協管内から出荷し、残りを県内産で対応いたしました。28年産につきましては、年度当初に予約がありましたので、3,600袋全てを曾於市内産で対応できております。

③の低年金で入所できる老人福祉関係の実現はどうなったかということについてお答えいたします。

私が市長になってから、あらゆる可能性や代替案を調査研究してきました。実施したのが、低年金生活者でも利用できるように、多床室に限定した特別養護老人ホームの建設を募集し、民間活力で整備をいたしました。国や県が個室を推進する中、プライバシーも守れる多床室の建設を県に特別に許可をもらい、高之峯に整備をいたしました。事業主体は法人ですが、私の政策に基づき市が主導することにより、国・県の補助金を受けて、ことし7月1日にオープンいたしました。

この施設は、年金額が80万円未満の非課税世帯では、高額な介護サービス制度と併用することで、一月当たりの利用料金は約3万8,000円で年額45万6,000円になります。国民年金の額は約78万円なので、国民年金だけの高齢者でも入居できます。また、福祉年金受給者のようなさらなる低所得者は月約2万4,000円の年額28万8,000円で入所できます。

私の公約の究極の目的は、低年金で入所できる老人ホームの整備です。市がつくるということに限定すると公約は達成しておりませんが、整備するという目的は私の政策により、市の主導のもとに低料金で利用できる特別養護老人ホームの整備ができました。

そして、現在、考えているのが空き家を利用した緊急の場合に素早く対応して、入所できる施設を考えております。高齢になると病気や虚弱などによりひとり暮らしに不安があったり、緊急的な支援が必要になる場合があります。そんなときに、いち早く対応して支援ができる施設を考えており、同時に空き家対策につながるため、来年度の実現を考えております。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

ただいま市長より1回目の答弁をいただきました。質問項目順によって質問していきます。

新聞の報道によりますと、今回、支援者の要望で共産党を離党したということが載っていましたが、今答弁をいただいた中では平成28年7月15日付で離党の手続を行いましたとありますが、離党を認められたというのはありませんけど、手続

を行った日が7月15日で、実際離党は完結した日時はいつなのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には、共産党に入るのも自由ですし、離党するのも自由ですので、このような手続をしましたので、それで了承をしていただきました。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

それでは、7月15日で共産党を離党したということに間違いはないですね。

○市長（五位塚剛）

そういう手続をしましたので、そのように思ってもらってもいいと思います。

○6番（今鶴治信議員）

確認でございますので、そういうふうに思っただくじゃなくて、離党されたのは7月15日であるかを伺ってるところでございます。

○市長（五位塚剛）

手続をちゃんとしたのでありますので、それ以上は私の問題ですので、このとおりでございます。

○6番（今鶴治信議員）

だから離党をされたのが7月15日であるのかというのを伺っておりますので、明確な答弁を求めます。

○議長（原田賢一郎）

今鶴議員、行政上に支障がない分に関しては云々というのがございますので、質問をちょっと変えていただけますか。

○6番（今鶴治信議員）

確認したかったんですけど、明確な答弁はできないということでありますので、続きまして、この中に保守系支持者に共産党籍があると応援しづらいという声を受けて、指示組織から離党要請があったからという、今回は離党をして次の来年7月の市長選に臨むという内容だったと思いますけど、これに間違いはないですか。

○市長（五位塚剛）

私を支えていただいている市民の会というのがありまして、市民の会から、ぜひ引き続き私を応援をしたいという要請がありました。その中で、できましたら共産党籍を抜いてもらおうと多くの方々が支援をしたいという声がありまして、それに沿って対応をいたしました。

○6番（今鶴治信議員）

平成25年の12月議会の海野議員の一般質問で、市長は共産党員というのは私の生き方の問題でありまして、そのことが私を支えている私の哲学でございますという

ふうに答弁されていますけど、この信念というか哲学とまで共産党員の誇りを持っておられた市長が本当にそういう理由で今回やめられたのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

共産党の活動、共産という政党というのは、私の日本の政党の中でもすばらしい政党だというふうに認識しております。今市長になりまして、多くの市民の方々が私の活動を含めて市長としての立場を応援をさせていただいております。そういう形で市民の方々から、またそういう私を支える市民の会から要請がありましたので、そういう方向で今進めているところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

またその中で考えが変わって離党するわけではないということではありますが、これまで五位塚市長は、最初、党の共産党公認で1回出られまして、そのときは残念ながら落選でございましたが、前回、共産党籍があつて無所属で立候補されて、見事に今市長になっておられるわけでございますが、私としては信念を持って、その党籍についてもやってこられた実績が今の五位塚市長になってるんじゃないかと思っているところでありますが、その点につきましては、本当尊敬しているところがあります。

しかしながら、今回、その保守系の支持者から党籍があると応援しづらいからという理由で、信念を持ってこれまでずっと続けてこられた共産党員を本当に離党されてまでしなくちゃいけなかったのかということについては、本人としましてはどういう考えでそうされたんですか。

○市長（五位塚剛）

市長の仕事というのは、やはり市民に対して平等に、私の基本的には優しい市政をするということですので、その基本的な理念に立って要請がありましたから、その手続を踏んで、また次回の市長選挙に臨みたいという、そのつもりでございます。

○6番（今鶴治信議員）

以前、私がいただいたパンフレットがございます。これは鹿児島市の中で市長が講演されたということでございますが、鹿児島市のことですね。2016市議選・市長選挙で命と暮らし平和を守る市政への転換を打ち、タイトルがチェンジ鹿児島、鹿児島市政シンポジウムの案内、日時、11月28日、土曜日、13時30分から16時30分、会場、サンプラザ天文館6階ホールです。第1部、講演、市民との公約実現、市長がかわれば市政も変わる、曾於市長五位塚剛氏、2013年7月の曾於市長選挙で九州初の共産党員の市長が誕生、五位塚さんを支えた市民の会はなぜ勝利できたのか。そして今、五位塚市長は市民との公約実現に全力投球中ですという内容で講演をされた案内書には書いてありますが、このときは講演に行かれたのは事実ですか、

どうか伺います。

○市長（五位塚剛）

要請がありましたので行きました。

○6番（今鶴治信議員）

報告ということで、日本共産党鹿児島市議団というふうに書いてありますけど、下のほうにですね。やはり共産党として九州で唯一の市長として、それはまた誇りでもあったと思うんですけど、今回はやはりそれを捨ててでも2期目に向けて支持者の関係でやめられたということで間違いはないですか。

○市長（五位塚剛）

先ほども申し上げましたように、私を市長に押し上げていただいたのは、フラワーパーク建設反対の市民の会が母体でありました。この公約は基本的には中止をいたしましたので、新しく新しい母体ができまして今支えていただいております。その市民の会から要請を受けましたので、党籍を離れることにいたしました。その保守系の方がどうのこうのということじゃなくて、市民の会から私をぜひまた引き続き応援したいということでありましたので、そういう状況で今なっておるところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

大体はそういうことなんでしょうけど、御自分で、この南日本新聞に保守系の支持者の党籍があると応援しづらいという声を受けて支持者から離党要請があったという説明で、考えは変わってないから、変わって離党するわけではないというふうに書いてありますけど、これが間違いない、一面であるのは間違いないでしょ。

○市長（五位塚剛）

市民の方々にはいろんな考え方があると思います。建設業の方々、また自民党员の方々、また公明党の方々、いろんな方々ありますから、やはりいろんな思いがあると思います。そういう中の1人にはそういう方もいらっしゃるというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

以前は無所属、共産党でありながら無所属ということで、私が聞いた中では離党されてなかったんですかという市民もたくさんいらっしゃいました。それはこれまでも同僚議員の質問の中で、私は共産党の推薦は受けなかったけど、共産党员として離党はしていないということは、もう表明されてますので、それは市民の誤解だったと思っておりますが、今回も考えやらイデオロギー的なものは変わらずに、ただ支持者の要求で、指示を得やすいために共産党を離党されたというふうにとられても仕方がないと思いますけど、この点に関してはどうですか。

○市長（五位塚剛）

今、全国的にいろんな政治状況が変わりつつあります。例えば、この前、新潟で県知事選挙がありましたが、米山さんという方はもともと民主党の方でありましたが、党籍を離れて無所属で多くの県民の方々が応援をする形で当選をされましたけど、やはり政治というのはそういうふうに出る状況によって大きく変わっていくだろうというふうに思います。その中の私たち地域でもそういう要請がありましたので、それはそれに応じて市民のための市政をやるという原点に立って今私がいるところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

今、この3年か4年目になりまして考えは変わられたと思うんですけど、私がいろんな人に聞く中では、私はフラワーパーク反対のためだったとかはわかりませんが、1回限りの市長ですからということで立候補されたと聞いて、いろんな方からそういう話を聞いてますけど、事実最初はそういう気持ちではなかったんですか。

○市長（五位塚剛）

よくそういうことを言われますけど、私みずから1回目で終わるということを行ったことはありません。誰かがそういうふうに出るのをされたのかもしれませんが、市長というのは、基本的には4年ごと、その状況によって選挙するわけですので、いろんな市議にしても、今度でやめるというふうに言っても、市民からもう1回出てくれといえども、当然そういう話もあるわけですけど、私から1回でやめるということは言っておりません。

○6番（今鶴治信議員）

ボイスレコーダーや何かに撮ってるわけじゃないけど、結構肩書きのある人からもそういう話は聞いてますので、市長はそれを認められないということでしょうけど、実際上は、まだなってる前でしたので、選挙期間前に私はもし当選しても1回のつもりで出ますというのは何人も聞いてますけど、そういった覚えはないのかをもう1回伺います。

○市長（五位塚剛）

ありません。

○6番（今鶴治信議員）

また、市長の政治姿勢ということで通告はしておりませんでしたけど、きのう同僚の泊ヶ山議員からもありましたけど、財部の広域農道の災害復旧工事が保安林の関係で、一応、前、以前は耕地課長のほうは当初3年かかるという説明でございましたけど、1年間に短縮できた理由についてお答えできたら質問いたします。

○市長（五位塚剛）

保安林であっても災害の場合は特別に同時並行で工事が終わった段階でそういうことが解除もできるということで、国からも、また県からもそういうアドバイスがありまして、同時並行で今進めているところであります。

○6番（今鶴治信議員）

そのことは本当市民にとってもよかったことだと思ってますけど、ここでまた大休寺副市長にお伺いします。

私のところに市民より電話がありまして確認でございますが、財部きらめきセンターで行われた年金受給者の大会におきまして、大休寺副市長は挨拶の中で、広域農道災害の復旧工事の期間短縮のために野村参議院議員にお願いしたと挨拶で話されたということでございますが、これは事実でございますか。

○副市長（大休寺拓夫）

農林担当の議員さんでございましたので、事実でございます。

○6番（今鶴治信議員）

森山裕衆議院議員ではなかったのか伺います。

○副市長（大休寺拓夫）

森山先生のほうは直接お願いはしてあります。ただ、災害の関係の議員ということで、野村先生の名前を出したところであります。

○6番（今鶴治信議員）

私もある会で森山先生とお話する機会があつて、大休寺副市長は野村先生にお願いしたという挨拶の中で私は聞いてませんが、そういう市民からの連絡がありましたということで、先生も苦笑いをされておりましたけど、私が聞いた話の中では、災害現場に前池田市長とここにいらっしゃる議員の各町の支部長の方々と一緒に行つて現場を見ていただいて、その中ですぐ対応をしていただきまして、保安林の同時並行を指示されたと聞いておりますが、この点は間違いであるのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

一番最初に森山先生を現地をお願いしたのは、私のほうであります。ちょうど7月に隣の向江公園で八坂神社の祈願祭がありましたので、そのときに中村秘書と話をしておりましたら、森山先生が時間をとれるということで一緒に出向きまして、現状を見ていただきまして、ここは実際は保安林なんですけど、保安林解除ができなくて非常に困っているんですよというお話をいたしました。

その中で森山先生も、これは災害であるから保安林解除についても国とも協議をして、なるべく同時並行でできるようにということもアドバイスをいただきました。その後、前池田市長と行かれたのか、それは私はわかりません。現状はそういうと

ころでございます。

○6番（今鶴治信議員）

それだったらやはり、そのことも含めて、前農林水産大臣の森山先生に対しても失礼じゃないのかというのが、思います。私がいろいろ話を聞いた中では、災害担当では野村先生もいらっしゃるかもしれませんが、地元には森山先生がいらっしゃったら森山先生にお任せして、野村先生がその現場等に見に来ることはないということを知っておりますが、この辺につきましては野村先生も現地に来ていただいたのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

野村先生と私は直接現地ではありませんけど、いろんなところで森山先生に相当力を貸していただきましたという御挨拶はいたしております。しかし、もうこれ以上この問題を一般質問項目に出してないのはちょっとおかしい質問だと思いますので、これ以上はもう答弁はいたしません。

○副市長（大休寺拓夫）

農協の年金友の会のお話でしたので、そのときには森山先生のお話は出しませんでした。当然我々としては森山先生だけに直接お願いはしております。進めてきたところであります。

ただ、そこ、農業者年金の関係、JAの関係がありました関係で、ちょっとそのときに言葉足らずでしたけれども、野村先生の名前だけ出したというような状況であります。

○6番（今鶴治信議員）

先ほど、私も八坂神社の慰霊祭には参加しておりましたが、そのとき森山先生も忙しい中、駆けつけられましたけど、もう1回確認であります。市長はそのとき中村秘書、森山先生にお話をし、現地に一緒に行っていたのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

よく聞いてください。先ほども私は、そういう事実発表をしましたですよ。行きましたと言いましたですよ。

○6番（今鶴治信議員）

確認のためにもう1回聞いたところでございます。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、今鶴議員の質疑を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

—————・—————

休憩 午後 零時 02 分

再開 午後 1 時 18 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6 番（今鶴治信議員）

先ほど議運を開いていただきまして、ちょっと時間をとらせて申しわけなく思っております。

最初の質問です。質疑通告を出しておりましたので、公人としての、市長としての明確な答弁がということで、ちょっとしつこくなつたことをおわびいたします。

続きまして、第2 番目のドローンレース大会の中止について質問をいたします。

答弁書でいただきましたけど、ことし3 月が第1 回大会であったということで、第2 回大会に対しての、全国大会前の九州大会をとり行いたいということだったと答弁書でわかりましたけど、この大会を共催する予定だった東京の企画会社はどこなのかお伺いいたします。

○企画課長（橋口真人）

企画会社につきましては、東京のFPV Robotics という会社でございます。代表者は駒形氏でございます。

○6 番（今鶴治信議員）

私もドローンは、テレビでは見たことがありますけど、ドローンレース大会は中止になったわけですが、どういう技術を競うレースだったのかを伺いいたします。

○企画課長（橋口真人）

レースの方法につきましては、ドローンにはカメラが付いておりまして、無線で操縦者が見れる仕組みがございます。いわゆる、映像つきの眼鏡を見て操縦する方法。それと目視でそのドローンを見ながらレースをする方法の2 つのレースがあるところでございます。

○6 番（今鶴治信議員）

世界大会に対する予選ということで、去年は全国大会で1 回で決まったというわけですけど、全員協議会でも聞きましたけど確認のため、曾於市で行う予定だった九州大会の位置づけは、全国大会に対してどういう位置づけであったのかお伺いいたします。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

2つのレース方法を先ほど説明いたしましたが、そのうちの映像を見ながら操縦する方法について、1位の方がその全国大会のシード権を得られるという方法でございました。

○6番（今鶴治信議員）

第1回世界大会における全国大会の、ことし3月に行われた全国大会の開催時期と参加人数は何名だったか、わかっておればお伺いいたします。

○企画課長（橋口真人）

第1回の世界大会でございますが、各国の予選を勝ち抜いた100チーム以上という形であります。それを2日間で32チームに絞っております。32チームで決勝という形でございます。レースの本開催につきましては3月の9日から11日まででございました。

○6番（今鶴治信議員）

これは世界大会ですか、全国大会ですか。

○企画課長（橋口真人）

世界大会ですので、世界各国から集まっております。

○6番（今鶴治信議員）

参考までに全国大会を聞いたところでしたけど。

○企画課長（橋口真人）

日本の全国大会でございます。開催日が2月14日に開催されたところでございます。

申しわけございません。参加チーム数は、ちょっと把握していないところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

質疑通告を、これも詳しくは出していなかったんで、九州大会をたまたま世界大会がないということで、当初9月の予算のときは、12月に開催ということで、全国大会のチーム数も担当課長が把握してない。九州大会をもし行う場合は、大会運営費350万を組んでおられましたけど、何チームぐらい来る予定を立てられて、九州大会をやる予定だったのですか。

○企画課長（橋口真人）

2つのレースで、まず映像を見て操縦するほうが10チーム、それから目視でレースをするほうが40チーム、合計50チームの予定でございました。

○6番（今鶴治信議員）

全国大会はFPV Roboticsは主催ということでありましたけど、九州管内で10チームと40チームも兼務で出られる方もいらっしゃるのかわかりま

せんけど、40チームぐらい出るのは可能であるかどうかは、どこが市は共催でしょうけど、どこが中心になって行うつもりだったんですか。

○企画課長（橋口真人）

この運営につきましては、まずレース参加者につきましては、このレースを提案しました都城市のスカイブロッサムという会社でございます。曾於市につきましては観客動員をという形を考えてたところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

この都城市のスカイブロッサムというのは法人ですか、それともどういう、愛好家グループなのかどうかを伺います。

○企画課長（橋口真人）

スカイブロッサムにつきましては、法人登録はしてないところであります。

○6番（今鶴治信議員）

それと、私は総務委員会でございますので、詳しい内容はわかってませんでしたから、大会運営費の350万円の内訳が、大体大会をする予定だったのでわかってると思いますので伺います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

350万円で、市の補助金が350万円でございますが、支出につきましては、まず企画費でございます。コースの策定等でございますが、これが84万円、それからレース等の開催費として61万円、それから運営費でございます。運営費のうち統括責任者、運営ディレクター、アシスタントディレクター等で35万円程度でございます。その他広報費で70万円ほどみているところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

その中で、全員協議だったか、誰かの総括質疑であったか記憶が定かでございせんけど、都城市のスカイブロッサムに80万円ぐらい出すような話もあったと思いますが、運営費、広報費等をお願いするので、その80万円だったのが間違いがないかどうか伺います。

○企画課長（橋口真人）

今回のスカイブロッサムの提案におきましては、スカイブロッサムさんへの報酬は考えていないところでございます。たぶん80万円というのは企画費であると思うんですけども、これがFPV Roboticsの企画費ということで54万円、それから開催準備として30万円、84万円でございますが、この件だと思っているところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

議会の総括質疑等やほかの議員の中でも、ちょっと9月で時期も、そのレースが3月の予定だったら早くしなくてはいけなくてはいけなかったんですけど、今回、世界大会がずっと行われていたらですけど、今お聞きした中では、第1回があつて第2回というのが今回はなかったということで、せっかく組んだ予算が結局は使われなかったと、結果としてですけど。やはり、全国大会の参加チームがどのぐらいあるか、いろんな準備不足もあった中で、今回たまたま世界大会がなかったということで中止になったということでありまして、この辺に対しての運営、もし開催されるとしても滞りなく運営できる自信はあったのかどうかを伺います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、大会運営でございますが、これは東京のFPV Roboticsというところが第1回目を開催し、本年度も秋田県で開催し、また今後も開催する予定である、12月に今度は東京で開催する予定の会社でございますので、十分運営力はあった会社であると考えております。

また、観客動員につきましては、広報の予算を組んでおりますので、観客動員のほうにつきまして曾於市のほうでいろいろ動くという形で計画しておったところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

今後、世界大会を見込んでの予選というのも大事な大会だとは思いますが、PR活動とか曾於市のドローンに対するPRという意味であれば、全国大会が開催がされるのであれば、来年以降、世界大会を視野に入れなくても、九州大会、全国大会があれば九州大会は行ってもいいんじゃないかと思うんですけど、来年以降はどう考えられているのか、伺います。

○企画課長（橋口真人）

このドローンの業界、あるいはこのドローンレースにつきましては、もちろん今回のFPV Roboticsという会社もありましたが、幾つかの団体ができているようでございます。

例えば、一般社団法人日本ドローンレース協会とか、あと福岡のほうでも曾於市出身の方が主催してレースごとをやっているところでございます。来年度以降は曾於市が主体となって実施するかどうかは、まだ決めてないところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

今回は、準備不足等もあつて、私たちもいろいろ意見を言いましたが、また特にこのドローン大会と直接は関係ありませんが、ことしは台風16号関係で大変被害が出ており、水田等の刈り入れ等の農作業も相当遅れてまして、こういうときにド

ローン大会もちょうど時期が悪いよなあと感じているところでしたが、結果的に世界大会がなかったということで、中止になったということで、思いきって英断されたということは評価したいと思っております。

それと、ドローン大会につきましては以上としまして、ドローン特区について質問をいたします。

先ほどの答弁で、ドローンによる農薬、肥料等の空中散布における国等の手続の緩和のためにドローン特区というものを申請して認可していただくということで特区申請をかけているところでございますが、現在までの状況はどうなっているか伺います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

今回の特区申請でございますが、事前申請という形で9月6日に内閣府の国家戦略、内閣府の地方創生事務局のほうに提出しております。その後、10月3日に上京いたしまして内容の説明等を行ったところでございます。現時点でおきましては、この内容について、まだ内閣府から回答はないところでございます。

ちなみに、今年度6月17日から7月29日に受け付けた分につきましても、まだ12月回答ができないということで、この分が済んでからの処理になると考えているところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

この前もちょっと都合により、実演会には参加できなかったんですけど、その中で農薬等の空中散布にも適応できる、そういう大型なドローンがあるということで、今、特区認定によるメリットはそういう農薬散布等などが緩和されるということもありますけど、ほかにも考えられるメリットはどういうのがあるのかお伺いします。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、ドローンの活用でございます。先日、農薬散布についてのデモがあったと思いますが、そのほかに上空からの映像、あるいは動画等により人が踏み込めない場所の災害の点検、あるいはPR動画の撮影、そういうところに利用されるところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

申しわけございません。

ドローンの活用法でございますが、農薬等の散布のほかにカメラをつかった映像の撮影により、人が踏み込めない場所の災害現場の撮影、あるいはPR動画の撮影

等が考えられるところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

きのうの同僚の泊ヶ山議員の質問でもありましたが、ドローンパイロット養成校で何人か受講されたという答弁がございましたが、ドローンパイロット養成校の現在の主催者はどこか。また、10時間ぐらいちゅうたか、時間がかかると、その免許みたいなのをいただくのにかかるとは思いますけど、1回当たりの授業料はどのくらいかかっているのか、質問いたします。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、ドローンパイロット養成校でございますが、これにつきましてはスカイブロッサムが主となっております。

それから、受講料でございますが、まず初級コースでございますが、初級コースにつきましては2日間で座学等を含めまして、飛行時間が2時間、これで10万円でございます。

それから、中級講座でございます。これは初級を含みますが、これにつきましては5日間かかります。中級コースは5日間かかきまして、金額は30万円でございます。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

初級講座と中級講座で相当受講料が違いますけど、どちらも修了証明が出されるのか、またこの修了証明があれば、どういうことに利用できるのかを伺います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

初級コース、中級コース、ともに認定証が発行されます。この認定証を持っておかないと、国交省への飛行届け出の申請書に添付できませんので、この認定証がないということは、飛行の届け出ができないということになります。

○6番（今鶴治信議員）

それと、この前、全員協議会でありました財部南中学校跡のパソコン室かなんかの南榮工業は企業誘致みたいに来るという説明がございましたけど、スカイブロッサムはまた養成校で、その南榮工業はどういうことをする目的で進出されるのかを伺います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

南榮工業につきましては、主にこの産業用ドローン、いわゆるこの前デモフライ

トをしました農薬、肥料等の空中散布、それ等の法律の講習会等を行います。

○6番（今鶴治信議員）

将来的にはきのうの市長の答弁では、何かそういう部品をつくれないうという将来的展望でしょうけど、そういう話もありましたけど、この前のD J Iでしたっけ、D I J ですか、どちらですか。

（「D J I」と言う者あり）

○6番（今鶴治信議員）

D J I のそのドローンを取り扱い店という位置づけですか、南榮工業は。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

今回、南榮工業さんが財部南中跡を利用して教室を開きますが、これにつきましては、いわゆる農薬散布等の講習会でございますが、会社名はD J I でございます。

○6番（今鶴治信議員）

通告外で済みませんが、農林振興課長に伺いますが、今の既存の、私も以前、役員で航空防除の大型ヘリのやつに参加しておりましたけど、曾於市のほうでも助成をしておりますけど、水田の大型ヘリ、また今、リモコンヘリによる水田の航空防除が現在行われてますけど、大体でいいですけどどのくらいの面積かどうか、把握しておれば教えていただきたい。

○農林振興課長（竹田正博）

確実な面積は持ち合わせておりませんが、有人の航空防除につきましては年々減少をしてきている状況でありまして、無人ヘリがかなり多くなってきております。大隅町につきましては、もう半分以上は無人ヘリになっているという状況でありまして、末吉地区につきましても、今、無人ヘリが約60から80haほどあります。それから、財部地区につきましても大きなところについては、ほとんど無人ヘリになってきているという状況になっているような状況です。

○6番（今鶴治信議員）

私もそのリモコンヘリの効率と今回行うドローンによる航空防除の違いがよくわかりませんが、感触としてリモコンヘリは相当効果だと聞いておりますけど、ドローンの免許取得も結構かかりますけど、今後はこのドローンが普及していったら、これに代われる器材なのかどうか、どういう感触であるかを伺います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、無人ヘリと今回の産業用、農業ドローンでございますが、これは全国農業新聞の資料で申しわけございませんが、この解説によりますと、無人ヘリとドロー

ンとのすみ分けでございますが、やはり広大なところにつきましては無人ヘリがやっぱり主流という形で書いてるところでございます。

そして、この産業ドローンにつきましては、面積的に少ないところ、中山間地域等が使いやすいのではないかという論評が出ているところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

今後のことで、既存のそういう無人ヘリと、また中山間地で比較的狭いということ、ドローンが利用できればすみ分けて競合しないのではないかということで、今後、これが普及することを期待するところでございます。

続きまして、市長の公約について質問をいたします。

市長は米を沖縄への販売ということで、この間、最初50袋が出発しまして、去年が1,800袋、ことしはまた3,000袋を、あきほなみを送ったということでございますが、私もそお鹿児島農協を通じてということで、そお鹿児島農協が取り扱う米はほかの地区もありますので、曾於市に限って出たのかと思ったら、ことしから曾於市産の米を3,600袋送ったということで、それはそれで評価するところでございますが、實際上、農家は米を収穫して、農協を通じて販売するわけでございますが、沖縄への販売ということで、船賃などのコストもかかるわけですが、通常より曾於市のあきほなみを送った人の手取りはふえたのどうかを伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

沖縄への米の出荷につきましては、価格的なものにつきましてはそお鹿児島農協さんのほうで交渉されております。私どもが知れてる範囲の中では、鹿児島の港までつけての価格ということでありまして、船賃等というのはこちらで負担するというものではないということでありましたので、価格的にはこちらで農協さんが通常出されてる価格とそんなには変わらないということでお伺いしております。

○6番（今鶴治信議員）

その沖縄への販売ということで、この前の市長行政報告にもありましたえど、11月24日から25日にかけて曾於市沖縄フェアで、新米のトップセールスに行ったと報告に書いてありましたけど、曾於市沖縄フェアというのはどういうものだったのか、またその新米のトップセールスはどういうことをされてきたのかを伺います。

○市長（五位塚剛）

沖縄のほうに米の販売ということで出ていきました。ちょうど新米ができて、曾於市の米が向こうのほうにもう届いておりましたので、一応私のほうはスーパーを2カ所、曾於市の米ということで、あきほなみをちゃんと炊飯器で炊いて、それでおにぎりにして来たお客さんに試食をしてもらおうと、こういうやり方で参加いたし

ました。

1日目は、やはり5kgの米が三十何袋売れたということで、かなり評判はあったようでございます。そういう状況でございます。

○6番（今鶴治信議員）

市長自ら宣伝のために出向かれたということで、あきほなみということで、鹿児島県が推進している米でもありますけど、やはりヒノヒカリ等もございしますが、沖縄の評価ではやはり、あきほなみのほうが食味的にもいいということで、あきほなみという品種が特定されているかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

私たちのこの曾於地域は、大方ヒノヒカリが多いんですけど、向こうのほうの要望があきほなみが欲しいということでありました。しかし、ヒノヒカリもほかの米問屋さんが欲しいということやら、あいがも米、また特別栽培米も欲しいということで、需要はあるというふうに思っております。

○6番（今鶴治信議員）

沖縄への販売ということで、年々実績を上げられておりますけど、曾於市の米農家にとっての直接的価格が変わらないぐらいだったら、メリットとしてほかの地区に売るとどういうメリットがあるのかを伺います。

○市長（五位塚剛）

沖縄県は、沖縄の県土の中で米を栽培されておられません。一部、石垣島のほうでありますけど、全国から米が来ております。それで、沖縄には、今、全国、海外を含めて700万人から800万人の観光客が来ておまして、やっぱりこういう方々がいろんな米を食べておりますので、その中に曾於市の米というのが一つのブランドで出ていけば、またいろんな意味で広がっていくんじゃないかと思っております。

今後については、ぜひ、500俵を目指して、もうずっと契約栽培ができるような形をするというのが農家にとっては非常にありがたいことだと思いますので、そういう方向で進めたいと思います。

○6番（今鶴治信議員）

日本人が、この間、米離れということで海外から入ってくるより、日本人が主食として米離れが進んでいるということが、今の米の消費低迷になっているというのを聞いたことがございます。

その中で、今までなかったというので、沖縄のほうに売り込むというのも、それなりには評価があるとは思いますが、実際上は沖縄でそういうふうにしてほかの米よりも曾於市の米が評判になればいいんですけど、ちょっとあれが違いますけど、ふるさと納税もことしも順調に進んでいるというのがありますけど、その中でもや

はりブランドとして曾於市の米はどういうふうに取り扱っているかどうか、位置づけはどうかを伺います。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税の米は財部の米を中心をお願いしております。財部の道の駅からいろいろ集めてもらってやっておりますけど、市民の中には自分で米を栽培して、自分で独自で売ってらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。米は自由販売ですので、しかしまとまった米をやはり曾於市の米を出すというふうになれば、ある程度組織的に、農協のほうに中に入っていて、一等米を検査をしたものを出すというのは非常に大事なことでありますので、いろんな形でまた今後も、販路は広げていきたいというふうに思っております。

○6番（今鶴治信議員）

少しでも曾於市の米が売れるということはいいことでありますので、今後とも期待しているところでございます。

続きまして、3番目の低年金で入所できる老人施設の実現について質問いたします。

先ほど答弁いただきましたけど、特別養護老人ホームをつくりましたとありますけど、私も以前から質問で言っておりますけど、介護保険事業以外の老人福祉施設ということで何度も確認しておりましたけど、先ほど答弁されたのは、介護保険事業に乗る特別養護老人ホームじゃないのですか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（小園正幸）

お答えいたします。

介護保険事業に乗る特別養護老人ホームでございます。

○6番（今鶴治信議員）

これは、要介護度3とか条件がありまして、誰でも入れる施設じゃありませんし、介護度の認定がいります。そして、こういう施設は前池田市長時代も、御存じのようにたくさんあるので、市長はそれはあるのはわかっていらっしゃって、公約では低年金で入れる比較的元気な方でも入れる老人施設ということで、この間、何人もの同僚議員が質問しておりますけど、40万円から50万円で入れるということでございました。

その中で、9月議会の同僚の徳峰議員の一般質問で、低年金で入居できる老人ホームは中途半端にやっては市民の評価が分かれる、無理してやるべきではないと思うがという質問に、議会だよりを見て私も書いてるところでございしますが、来年度は事業計画に載せたいという答弁されたとありましたが、平成29年度当初予算が予算編成によりまして、この事業は計画されているのかどうかを伺います。

○市長（五位塚剛）

1 回目の答弁でもお話をいたしました。市民の中には元気な、自分のことが身の回りを含めてできる老人がいらっしゃいます。そういう方々も、もう一人暮らしであるから、できたらそういう老人ホームに入りたいという声があります。できましたら、そういう方々をまた上げてもらって、空き家を利用してそういう方々を一つのグループとして、場合によってはどっかの、施設の方々と契約をしたいなというふうに思っております。それできたら29年度の当初予算でお願いしたいなというふうに思います。

○6 番（今鶴治信議員）

当初予算でそういうことを組むということですので、期待をして待っておりますが、しかし、そういう受け皿になる方々がいないと、市が直営はできないと思いますけど、確認でございますが、そういう事業計画をしても、それを受け入れ、その四、五人で一緒に共同住宅みたいで、また見守りする人も必要となりますけど、そういう受け皿があったときにということで、よろしいのか伺います。

○市長（五位塚剛）

この事業をするには市が、全て職員が対応するわけにはまいりませんので、やはり一番いいのは、こういう施設を持ってらっしゃる福祉関係の施設の方に運営をしてもらったほうが一番ありがたいというふうに思います。そういう方々と今、協議中でありまして、決定されれば受けますよということとなっております。

○6 番（今鶴治信議員）

一人当たりに係る費用というのはどういう施設でも大体同じだと思うんですけど、人件費、経費を含め。その中で、介護保険事業に乗らない場合は、市単独でそれに助成を出されるのか、運営費に。そこまで計画されているかどうかを伺います。

○市長（五位塚剛）

まだ最終的な決定はしておりませんが、今、内部的に進めておりますけど、今の状況だけ担当課長から報告させます。

○介護福祉課長（小園正幸）

それではお答えいたします。

この事業がもしうまくいまして、いろんな法人の方々、そしてできるということになりますと、一応、県のほうに申請をいたします。県のほうに申請をいたしますと国庫補助金が付くようになっております。100%の国庫補助金なんですが、上限が510万6,000円です。この510万6,000円の中で、そういういろんな入所をできる方々を対象に運営をしていくということになります。

以上です。

○6 番（今鶴治信議員）

510万円ほどの助成金が付くということで、これは事業を始めるときの単年度でやるのか、継続的にそういう施設にはそういう助成が入るのかどうか伺います。

○介護福祉課長（小園正幸）

3年をめどにこの事業につきましては、補助金がつきます。それ以降につきましても、まだ確定はしておりませんが、一応3年はもう付くということになっております。

○6 番（今鶴治信議員）

第6期の介護保険事業計画が策定、今、第7期が策定されるわけですが、県のほうでもこういう事業をつくるということで、しかしながら、これまでもいろいろ民間でも取り組まれた中で、やはり消防法とかいろんな面でクリアする課題も多いかと思いますが、やはりこの間は、そういう消防法とかそういうのもクリアした場合の事業ということで、認識してよろしいでしょうか。

○介護福祉課長（小園正幸）

お答えいたします。

さまざまな、いろんな条件が出てくる可能性もあります。それを全てクリアをしないとできませんので、消防法等に基づくクリアが必要な場合には、その申請をして消防のほうに確認をいただくということにはなると思います。

以上です。

○6 番（今鶴治信議員）

今後、29年度に出されるということでございますので、具体的に事業内容をまた確認してからこの件につきましては、質問させていただきます。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、伊地知厚仁議員の発言を許可いたします。

○8 番（伊地知厚仁議員）

先に通告いたしました4点について質問をいたします。

まず第一に、9月12日から20日にかけて台風16号が鹿児島県に上陸し、2カ月以上が経過をいたしました。特に鹿屋市、垂水市、錦江町では住宅の全壊、半壊や瓦が飛ぶ被害が多数判明して、道路や橋の崩壊など、インフラ被害にも大きく被害がなされ報じられたところです。

本市においても、田に流木等が流れ込み、稲刈りができず、共済組合の補償の申請の札がいたるところに立っておりました。現在、測量設計も終わり、復旧工事に入るわけですが、台風16号の被害について詳しく検証し、今後の対策を講じなければならないと思うところです。

そこで質問をいたします。

①に2カ月以上が経過した災害の状況を報告されたい。

②今回の災害は大雨による水田への被害、強風による倒木被害が多いが現状をどのように把握されているのか。

③に河川氾濫被害も多く出ているが、復旧をどのように進めていくのか。

④に今後も同様な被害が発生すると思われるが現状に戻す災害復旧でよいのかをお伺いいたします。

次に、第2に市営住宅建設についてですが、これまで旧町の中心地である小学校とか中学校のある周辺に建設候補地として整備されてきたと思うところです。市内の過疎地においては地域振興住宅を建設し、小学校の生徒数もふえ、地域には大変喜ばれているところです。市外からの転入者に対しての住宅であり、市としては人口増対策に大いに貢献している事業ですが、市内在住の若者で、特に過疎地の農業工業社については結婚して住宅をどこにするのか、大変苦勞していると聞いております。婚姻後、四、五年では住宅は建てられませんので、市内のアパートか市営住宅、民家を借りて通勤農業をしている後継者がいるとのことでした。

そこで市として、①過疎化の進む地域に地域振興住宅でない一般支援住宅の建設はできないかお伺いします。

②農業地域での農業後継者対策としての市営住宅は検討できないかお伺いいたします。

次に、第3に八合原台地の農道排水路整備についてお伺いしますが、これまで私を含めて数名の同僚議員が質問しております。私も3年前に質問しておりますが、八合原地域に住む市民にとりましては、生活環境の整備は死活問題であると思われます。今回も前回同様と同じような質問ですが、①合併後のこれまでの取り扱いの状況は。

②五位塚市政になってからの整備状況は。

③検討委員会で今度についてどのように検討されているのか。

④補助事業がない場合は市としてどう改良していくのかをお伺いします。

続きまして、第4、農地流動化推進対策についてお伺いします。

ここで、⑤の利用権設定をする上で「地主が亡くなった場合」とありますが、ここを「地主が亡くなっている場合」で答弁を願いたいと思います。

農地流動化は、農業を経営する農家の方々が、農地の利用集積を含めて効果的なかつ安定的な農業経営を図る上で、農業活性化として大きな効果を期待される制度であります。本市においても、農業認定者の方々がこの制度を利用して魅力ある農業経営をされていると聞いているが、この制度について一部簡素化ができないかをお伺いいたします。

①利用権設定をされてる農地面積は。旧町ごとにお示してください。

②利用権設定をされていない農地面積はどのくらいか。旧町ごとにお示してください。

③この状況をどのように認識しているのか。

④補助事業で国の監査が入った場合、利用権設定された農地は認めるが、やみ小作の面積は認めないと聞くが、その実態をどううかがえるか。

（「捉えるか」と言う者あり）

○8番（伊地知厚仁議員）

補えるか。

（「捉える」と言う者あり）

○8番（伊地知厚仁議員）

ごめんなさい、捉えるです。捉えるか。

⑤利用権設定をする上で地主が亡くなっている場合、複数の相続人の印鑑が必要で手続きが煩雑となり利用権設定が難しくなる。手続きの簡素化ができないか。

以上、4項目について壇上よりの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、伊地知議員に対してお答えをしたいと思います。

質問事項の1から3までは私が答弁いたしますが、質問事項の4については農業委員会会長に答弁をお願いしたいと思います。

1、台風16号についての①2カ月以上が経過したが災害の状況を報告されたいについてお答えいたします。

耕地課関係の災害状況については、市単独補助210件の3,753万6,000円、本災395件の10億1,370万円、応急作業405件の1億2,073万8,000円となっております。

建設課関係の災害状況については、前回の臨時議会で報告した8号補正と内容に変更があります。まず、国から補助金を受ける公共土木災害ですが、河川が7件で

6,770万円、道路が63件で4億9,660万円、合計70件で5億6,430万円です。

市単独で実施する災害復旧工事については、河川が13件で620万円、道路が91件で3,189万円、合計で104件で3,809万円です。

倒木や崩土等処理の応急作業については、河川が14件で約748万円、道路が177件で4,068万円、合計で191件で約4,816万円となっております。

②、台風被害の現状把握についてお答えいたします。

今回の台風は、大雨と強風による山林からの崩壊土砂、倒木が多数発生し、河川をふさぎ、水田等への被害及び道路等の路肩決壊が多数発生したのが特徴であります。その原因の一つとして、皆伐した山林で再造林されていない箇所や手入れ不足の山林等が考えられます。

③、河川氾濫被害の復旧の進め方についてお答えいたします。

河川の埋そく災害については、建設業組合等に委託して除去作業をお願いし、全て完了したところです。

護岸決壊等の災害復旧は、原形復旧を基本とし、公共土木災害についてはこれから年末年始に国土交通省の査定を受けて工法決定し復旧することになります。

④、現状に戻す災害復旧工法について、お答えいたします。

公共土木災害復旧事業での護岸決壊等については、「原形復旧を基本とし、原形に復旧することが著しく困難または不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設とすることができるとありますので標準工法を基本に現地に合った復旧工法を国に申請していきます。

2、市営住宅建設についての①、過疎地域への市営住宅の建設についてお答えいたします。

市では、市営住宅等の新規建設の計画はなく、既存の市営住宅等長寿命化計画により、老朽化した団地の集約を検討しながら建てかえを進めているところです。

市内の市営住宅等には75戸の空き家があり、対して入居を希望している待機者は28人となっている現状であり、今のところ一般の市営住宅等の建設は計画しておりません。

②の農業後継者対策の市営住宅の建設について、お答えいたします。

市では市営住宅等の新規建設の計画はなく、農業後継者対策の市営住宅建設も計画しておりません。市といたしまして、一般民家の空き家を利用した住宅対策を検討していきたいと思っております。

3、八合原台地の農道排水路整備についての①、合併後のこれまでの取り扱い状況についてお答えいたします。

八合原台地については、平成20年度から21年度にかけまして、大隅八合原台地道

路及び排水路等整備計画検討委員会を開催し、この地域の道路整備や配水問題について検討を行いました。

その後、市が管理する市道、農道、排水路につきましては、年次的に整備を進めてきており、一部は完成しておりますが、現在も整備を継続中であります。

竹山地区を除くほかの箇所については、市単独事業や農道等維持補修工事等で対応している状況で、宅地化と農振除外が進んだことにより、耕地課の事業としては採択ができない箇所が多いのが現状であります。

②の五位塚市政になってからの整備状況についてお答えいたします。

私になってからの八合原台地の農道排水路整備状況は、6路線で総延長350mであります。

③、検討委員会での検討状況についてお答えいたします。

平成27年11月27日に大隅八合原台地道路及び排水路等整備計画検討委員会を開催し、現在までの計画に係る進捗状況を検証し、懸案事項並びに今後の計画について現地調査を行っております。

八合原台地の竹山地区については、現在、県営シラス対策事業の平成29年度採択に向けて、土地改良法に基づく事務手続きを進めているところであります。採択になりますと、平成29年度から平成33年までの5年間の予定で、事業費4億円の排水路整備事業が行われます。

竹山地区以外の整備につきましては、平成19年度から平成29年度計画の県営中山間地域総合整備事業終了後に、次の総合整備事業等を活用し、整備計画を進めてまいります。計画では、平成32年度着工を目指しております。

④、補助事業がない場合の市としての改良についてお答えいたします。

財政的には国県の補助事業を活用して年次的に整備していくのが一番よい方法ですが、補助事業での対応が難しい場合は、市単独事業での整備や原材料支給による受益者での整備をお願いしております。

以上です。

○農業委員長（森岡俊弘）

農地流動化対策についてお答えいたします。

利用権設定されている農地面積については、財部地区が498ha、末吉地区が881ha、大隅地区が650haで合計2,038haとなっております。

全体の農地面積に対する利用権設定の割合は約24%となっております。

②の利用権設定にされていない農地面積については、財部地区が1,515ha、末吉地区が2,604ha、大隅地区が2,301haで、合計で6,420haとなっており、全体の農地面積に対する割合は約76%になるとなっております。

次に、③のこの現状をどのように認識しているかについて、農家の高齢化が進んで、耕作者が減っている現状から、優良農地については担い手の方々へ利用権の設定などにより集積していかなければならないと考えております。

今後も貸し手、借り手の意向が伺いながら集積について努力していきたいと考えております。

次に、④補助事業で国の監査が入った場合、利用権設定された農地は認めるが、ヤミ小作の面積は認めないと聞くが、その実態をどう捉えるのか。このことについては直接、国の監査を受検したことはありませんが、農地法の改正により平成27年4月1日から任意の台帳でありました農家台帳が法定化されましたので、その農家台帳に記載されたものを認めるというようなことになったものと思われます。

ヤミ小作については、農地法または経営基盤強化促進法に基づく正式な契約ではなく、貸し手、借り手が双方合意のもと契約しているもので、農業委員会としては把握ができないものであります。

⑤につきまして、利用権設定する上で地主が亡くなっている場合、複数の相続人の印鑑が必要で手続が煩雑となり利用権設定が難しくなる。手続の簡素化はできないかについてお答えいたします。

所有者が亡くなっている場合、速やかに相続登記をしていただきたいと思いますとおりますが、いろんな事情により相続登記がなされない農地が散見されます。このような未相続農地のうち利用権設定については相続人の過般の方の同意が得られれば5年を超えない期間の利用権設定ができます。

また、全員の同意が得られれば5年を超えて利用権設定ができるようになっております。

このようなことから、手続の簡素化については、県農業会議や全国農業会議所を通じて国の方へ納税管理人などの届け出があるものについては、その納税管理人に1人でも利用権の設定ができるような法改正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○8番（伊地知厚仁議員）

まず、1番目の台風16号についてですが、先般、南日本新聞の記者の目というところがありまして、今回の台風につきまして、これは垂水の職員のことが書いてありまして、今回の災害で仕事が多すぎて、朝から晩まで家族と顔を合わすこともできないと。この災害の査定などについて、いろいろ職員が難儀、苦労してる、その点でこの新聞に書いてあったのは、職員も大変なときですけど、日ごろから体に気を付けて市民のために今後も休むときに休んで、そういうかねての仕事だけじゃなくて、自分の体も大切にしないとということが記者の目に書いてありました。

また、きょう出水市の市職員が過労で自殺というような新聞報道が出ておりました。長時間残業、2カ月間で200時間を超える、土日がなかったというような、そういった新聞報道がありました。それを見まして私も今回の16号災害で本市においても特に大隅支所管内ですね、相当な被害状況、きょうの市長答弁にありますように200件あるいは本災が395件と、金額にしても10億を超えるんだ、こんな大きな災害の市民からの通報で駆けつけたりとか、電話があつたりとか、あとは現場に行ったりとか、大変なことだったと思うんです。そういうことで、市職員の市長がそういった現状をどういうふうに使われているのか、まずそこから始めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

職員の場合は、通常勤務のほかに、今回のような台風災害によって耕地災害、土木災害、いろいろ今回は特にふえました。3町別に見たときに特に大隅町の災害が非常に多いということで、急遽対応をしなきゃならないということで、もとOBの方にすぐに応援をいただいて、支援をいただいております。

それと同時に、財部、末吉のほうのある程度こちらのほうが仕事の収まりましたので、本庁と財部のほうから、今、大隅のほうに応援をしているところでございます。

また、きょうの新聞を受けて、総務課長を含めてだいぶ検討いたしまして、平日も夜遅くまで残業しておりますけど、もう一定の時間で帰っていただきたいということと、土曜日、日曜日の出勤も夕方5時までにしてもらって帰ってもらうという、そういう方法を指示しようということで打ち合わせをしたところでございます。

○8番（伊地知厚仁議員）

市長の答弁で、職員の健康管理、これは本当大切だと思います。手空き、手空きって言っちゃ失礼ですけど、大隅に財部あるいは末吉、あるいはOBの方を加勢をもらうっていうのは、大変有意義な選択じゃなかったかと思っております。

市長答弁に入らせていただきますが、先般、上村議員も同じような質問をされておりまして、この中で災害の件数と金額等は書いてあるんですけど、実際、今度の災害はどういったのが災害の大きな要因であったかちゅうのは、各所管課でわかればちょっと説明していただきたいと思うんですが、わかりますか。

○市長（五位塚剛）

今回の台風の特徴的なのは、大体台風はこの南のほうから吹いてきておりまして、今回の場合は全く逆の方向から北向きのほうでありまして、やはり杉が今までそういう対応が木自身が慣れてないということもあって、かなりの倒木があったというのが特徴であります。

それと市道、農道のこのいわば敷地のちょうど境に相当植えてあります。それが

結局、市道、農道を壊す形で、結局その杉が倒れたために市道、農道を削ったというのが大きな特徴であったというふうに思います。

また、河川については川が氾濫をして、それで川に流れてきた杉やらその他の廃材を含めてあらゆるものが水田に流れ込んでいるというのも特徴であるというふうに思っております。

○8番（伊地知厚仁議員）

こういった災害、ちょうど私の記憶では10年ぐらい前にも似たような災害があったと思うんです。そのときの災害を未然に防ぐ検証がなされていたのかというのが疑問に思うところでございます。

今回の場合は、今市長が答弁にありましたように、風向きが違ったと。いつもでしたら南から東から吹くんですけど、今度は北から吹いたから特に山にしては根の張ってない、杉、ヒノキが倒れたと。それによって風倒木です。それがまた大雨によって河川に流されて大きな災害出たということなんですけど、その原因を考えますと、この2にあるように、ある程度、自然災害じゃなくて、これ人災でもあるような気がするんです。

今、山をほとんど杉を切っております。皆伐しております。皆伐して持ち出しにいろんな作業道路を入れて、縦横に作業路が入っております。そこに雨が降った場合は一目瞭然です。今回も私のところに災害に遭われた方が来られまして、実際、人災じゃないんですかねと。田んぼの上の山が全部崩れてきてるんです。田んぼ全部埋め尽くして。あるいは、切った切り株まで入ってきてると。これどう見ても人災じゃないかというような相談を受けました。しかし、これを補償してくれっていてもそういった機関もないわけですので、災害復旧しかないですよと、そういうふうに納得していただいたいんですけど、実際、そういう面があるかと思います。ですので、前回も私は再生林については口をすっぱく言いましたけど、ぜひ、これは再生林を進めていかないと、今後もまたこういった災害が出てくると思います。そこら辺たいの結局災害を未然に防ぐ、そういった検証対策を今後も取り入れていただきたいと思うんですけど、どうでしょう。

○市長（五位塚剛）

山の伐採については、基本は全伐をしたら再生林をしてもらうというのは基本であります。そのことは伐採する業者に、地主さんにそのお願いをし、また鹿児島県下の中でも曾於市は最も再生林に対する支援をしておりますので、引き続き努力していきたいと思っております。

○8番（伊地知厚仁議員）

今度は少し補償関係について話をしていきたいと思いますが、今回ちょうど

9月の末20日ぐらいということで、ちょっと稲がもう色づきまして、あと10日、2週間すれば稲刈りが始まるようなそういう時期でした。そのときに河川が氾濫して田んぼが埋め尽くされて、そのときの被害なんですけど、この被害状況についてはどのくらいの金額があったかちゅうのが計算できておりますか。

それやら、水田だけじゃなくて畑作でもちょうど白菜の種まきとか、そういった芽ができていたと思うんです。そこら辺との農業被害ちゅうのは、このきょうの市長の答弁の中に出ておりますか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

作物に関する分については、先ほどの答弁の中に入っておりませんでしたので、作物の県に報告しました。被害の状況をお答えいたします。

まず水稻でございますが、面積にしまして50haでございます。被害額840万4,000円でございます。その他、大きいのが野菜でございますが、これも野菜全般になっております244.2ha、被害額で7,361万3,000円でございます。そのほか、果樹、あるいは高原作物、飼料作物いろいろあります。そして、あと畜産関係の畜舎とかそういったものもございまして、総体で1億977万7,000円という額が県へ報告をした数値でございます。

○8番（伊地知厚仁議員）

今、聞きますとやっぱり農作物にも1億を超えるような被害が出ておるんです。この被害に対して補償はほとんど、水田についてはあります、水田補償ちゅうのはしかし、共済組合が支払うんですけど、それは金額的にすればそんなに大きな金額じゃないわけです。ですから、災害があれば農家は損だけなんです。ですから、その損をせんように未然に防ぐような対策をやっぱり行政はとっていかないといけないと思うんです。

今回、私は月野周辺を見て回りましたが、結局、前回の復旧工事で河川の護岸をあと1mかさ上げをしておれば、多分今回の災害は出てこなかったんじゃないかなろうかと、私はそう思うんです。ですので、前回の災害が今回は、何ですか、検証されていない。ただ、もとに現状復帰だけの災害復旧では、また同じことが出てくるんじゃないかと思うんです。ですので、この市長答弁の護岸が崩れた場合の原形復旧だけじゃない、国交省と河川について、河川をS字をまっすぐするとか、あるいは今言ったように護岸にまたかさ上げをするとか、そういった話し合いちゅうのはできないもんなんですか。

○市長（五位塚剛）

河川については、特に非常に難しいものがあります。だから、基本的には寄り州

については県のほうにお願いして定期的に砂の除去をしてもらうんですけど、これは除去しても大雨があると、ほとんどまた元に戻るような状況であります。抜本的な対策としては幅を広げるか、かさ上げをするかの問題ですけど、今回の財部の中谷地区は陥没しませんでした。それは、前の災害で県のほうで川に土嚢をずっと1 mのを積んでおりまして、これも相当、結果的にいい影響だったんだろうと思いまけど、そのあたりが県も国を含めて、いろいろ意見があるんですけど、なかなか予算がないということでできておりませんけど、また今回、こういう災害がありましたので要望をしていきたいというふうに思います。

○8番（伊地知厚仁議員）

ぜひ、そういった要望をして次回また同じような災害が出ないような復旧工事をしていただきたいと思います。

前の災害のときも、大隅の支所がつかったことがあるんです、隣の郵便局もつかりました。だから、前川ですけど、前川の時もそういったありますので、いつでも災害は起こりうるわけですから、そこら辺たいもぜひ、災害復興の工法を変えてもらうような国との協議をしていただきたいと思います。

災害についてもう一つ。今度の場合は、結局、風倒木、ほとんどの山が倒れたとこいっぱいあります。この補償についてはほとんどないわけです。森林組合に聞いてみますと、保険を掛けているところは下りますけど、それ以外は出ませんと。その場合、今度は山の持ち主や今の現状まま、ずっと置いとくわけにはいけないと思うんです。そこら辺たいを森林組合との協議ができれば、あの風倒木の処理というのをば、何かの補助事業みたいのはないのか、そこらのあたりの検証、補助事業のあれはないのかちゅうのを検討はしてみたことはありますか。

○農林振興課長（竹田正博）

今回の場合には、民有林もかなりの被害を受けてるようでありまして、実際、私どもの林政係のほうでも全体をまだ把握しきれてないような状況でございます。でするので、被害についても森林保険に入ってる部分については、全部該当を把握ができてるということでありまして、ただその民有林の今、倒木を何かの事業で撤去するような形という部分については森林組合にもそういった今の機動力ではちょっと無理かなと思いますし、そういった補助事業というもののについての検討はまだしていないところでございます。

○8番（伊地知厚仁議員）

ぜひ、そういった補助事業ないかというのを調べてみてください。じゃないと、あのままずっと置いとけば次にまた災害が出てきますよね。そこら辺たいはひとつ検討の課題だと思います。

災害については、これで一応終わります。

続きまして、2番目の市営住宅の建設ですけど、市長答弁の中には現在、市営住宅の建設は考えていないと、新規は。住宅の75戸の空き家があると書いてありますけど、この75の空き家ちゅうのはほとんどが旧町の町周辺。天神丘とか大隅で言えば。あるいは月野の中の住宅とか、鉄筋造りの3階、4階建てのところじゃないかと思うんです。

そうじゃなくて私が言いたいのは、過疎地のほうに1棟ずつでも地域振興住宅みたいな、ああいう住宅があれば、非常に今の農業後継者が助かるんじゃないかと、そう思っただけの質問でした。これらについては、私が大隅南の出身ですので、たまたまあそこの運動会に行ったところに地域の方々から、ぜひ、我が家の大隅南にもああいう地域振興住宅は建設はできないのか、検討してもらうように市のほうに伺ってくれと、そういう相談を受けまして、そうじゃないとせっかく地元で一生懸命農業してるんです。そういう人たちが結婚した場合に地元には住めないんです。そこから辺たいもやっぱり行政がもう少し温かい手を差し伸べてもらってもいいんじゃないかと、私は思うんです。

市外から入ってくる方々も確かに人口増対策になりますけど、やっぱり自分のところにいる市民ですから。また若者ですから。今から子育てをする人たちですから、そこから辺たいも同じ市民ということで考えていただきたい。特に農家の後継ぎですので、農業は朝早くから晩の遅くまで農作業をします。結果的にそれが町から通勤農業をすればその時間帯は農業には従事できないわけです。

ましてはまた、若者ですので消防団なんかにも入っております。いざ火災ちゅうときに極端にいうと、岩川の天神丘から大隅南の詰所まで行って消防車を走らせないといけないと。極端にいうとそういう事例もあるかと思うんです。そこから辺たいをもう少し市長、温かい目で見えていただきたいと思うんです。はい、答弁があれば。

○市長（五位塚剛）

この問題は以前から、3町の中で農業後継者からの強い要望であります。ですから、非常に私自身、その気持ち、どうにかしてやりたいという気持ちはあるんですけど、一つ市内の方にそういう形で農業後継者つくったら、次から次にふえてくるだろうというふうに思います。陳情も受けました。ですから、何らか対策したいということで今、検討しておりますけど、とりあえず今、南校区にちょっとした市の土地やら建物やら、また民間の土地もあるようですので、まずそのあたりがうまくできないかということのをちょっと先に検討して、またいろんな意味で財政的に厳しい状況に入っていきますので、そういうことも含めて、今の振興住宅と同じようなやり方は難しいと思うんですけど、もうちょっと値段の安くできるか、そういうこ

とを含めて検討をさせていただきたいと思います。

○8番（伊地知厚仁議員）

市長の答弁書の中には、一般の民間の空き家を活用した住宅対策も検討してありますと書いてあります。確かに、田舎の空き家は結構あります。ありますけど、そこを住むといっても昔の住宅ですので、極端にいうと風呂場、トイレとか、到底今の若い世代には住めるような民家じゃないと思うんです。若い人はきれいなところに住みたいですから。そうした場合に、活用もいいんですけど、相当な改造をしないと入れないような状況です、今。そこら辺たいも検討してありますけど、その検討に値するのか、市長もその後継者対策についてはいろいろ頭をお使いですので、しかし、私としては市内全域がそうじゃないと思うんです。後継者がいっぱいいるような農家ちゅうのは、私が知る限りではやっぱり大隅南、ああいう大きな法人組織があるようなところには、若い後継者がおります。そこら辺たいもちょっと考えていただきたいところがあるんです。それが何かあれば。

○市長（五位塚剛）

特に南校区は、農家住宅を建てようと思っても、一種農地が多くてなかなか残念ながら建設ができない状況であります。それですから、今、古い建物があって廃墟になってるところもあるようですので、そういうところを場合によっては市のほうでも協力して解体して、そこに民間の市内の建設業をやらいろんな方々が自分の不動産業としてやりたいという方もいらっしゃると思いますので、市がそういう意味では絡んで、確実にお金が返ってくるという方策があれば、手を上げる方もいらっしゃると思うんですけど、そういうことも含めてちょっと検討させていただきたいと思います。

○8番（伊地知厚仁議員）

私も市長と同じようなこと考えたんです。今、ちょうど桜ヶ丘の団地をPFIで検討しておりますから、ああいった民間活力資金を活用して、その一戸建ての住宅ができないのかと。それは大いに検討する価値があると思うんです。お金を持つて方はいらっしゃるから、いっぱい。それを一旦つぎ込んで家賃で返ってくるとなればそこら辺たいをすれば貯金の金利にもいいちゅうて、ならやりますよちゅう人がいらっしゃる可能性はあります。そこら辺たいも検討して、若者に地域に住んでもらう、農業をしている地域に住んでもらう。そうすることによって、また小学校も生徒の数がふえていくわけですので、通勤農業をするよりも地元におったほうがよかですから、ぜひ、それは検討していただきたいというふうに思っております。

市営住宅についてもこれで終わります。

次が第3番目の、八合原の農道排水路整備ですけど、これもこれまで私を含めて数多くの議員が一般質問で行っておりますが、答弁書にもあるように極端にいうと、全然ちゅうわけじゃないですけど、進んでいないんです。

そこらあたりを、あそこに生活する市民にとりましては、本当に行政は何をしているのかと言いたいぐらい、死活問題になるようなそういった地域です。曾於市内でも八合原という、人口が一番多い。ましてやそこに住む人たちが一番また不自由をしている、そういうことなんです。それにはやっぱり行政の手を差し伸べないと、ただあそこには農振除外をして、補助事業は何もないと。補助事業がないからできないんじゃない、それは言い訳です。やろうと思えば市の独自の、少しずつでもいいですから。1年間に1路線。長いこたないんです。市道から市道まで300mか400mかないか、そういうところ一本ずつでもいいから、ちょっとでもいいんです。市はちゃんと計画してやっておりますよというのをあそこの住民に見せていただきたい。市長、どうですか。

○市長（五位塚剛）

この問題は、非常に長年の懸案事項でありました。そのために県営の事業を今回取り入れて、ほぼ県のほうで認められていく方向ですので、今後、4億円のお金を投じて排水を、まず大きな排水入れんとできませんので、これができるとまた身近な市道の改良工事、また排水工事を随時やっていきたいというふうに思います。

○8番（伊地知厚仁議員）

今、市長がおっしゃったのは、桜ヶ丘前の農振地域のことなんです、シラス対策。ここに書いてあります。県営シラス対策で29年度の採択に向けて、今、事務手続きを進めているところでありますと。あそこは今、私なんかもそこら辺ちょっと前から聞いておりました。シラス対策事業でやるよと。大隅支所長そうですね。採択はもうできそうなんですか、どっち。

○大隅支所産業振興課長（小松勇二）

お答えします。

竹山地区については29年度採択でほぼ間違いないところでございます。

○8番（伊地知厚仁議員）

あそこの農地をつくっている方々は今の答弁は相当喜んでいます。大体、水がはけないわけですから、作物をつくっても。それが着手されるということは、あその場所については、私が言いたいのはあそこのほかなんです。今、人が住んでるところ、住宅があるところのそのことを一番言いたいんです。ですから、これはシラス対策の補助事業できますが、あっちはできないです。そのことを市長はどう考えているかちゅうのを私は聞きたい。

○市長（五位塚剛）

非常にあの地域も、私も何回か通りました。やはり、スタートのときに大きな排水を入れときゃよかったんだなというふうに思っております。そのころは、私も一議員でありまして、特に大隅町のことはよくわかりませんでしたので、結果論ですけどいずれにしても、生活する方々がいらっしゃるわけですので、何らかの形でやっぱり距離を伸ばすように努力をしていきたいというふうに思います。

○８番（伊地知厚仁議員）

27年の11月の27日に検討委員会を開催しましたとありますが、その以降は、1年たつんですけど、検討委員会は開催されていないわけです、そうですね。これだけ、私なんかは一般質問のたびに言うのに1年間に1回も開催されんちゅうのは何ですか。

○副市長（大休寺拓夫）

検討委員会の委員長は私ですので、お答えいたします。

昨年11月27日に現地も含めて検討いたしました。進捗状況とあとその後の新しい状況も含めて建設水道なり、産業振興なり建設課、耕地課あわせてみたところがあります。その結果がことしの28年度の予算に反映をしているというのが現状であります。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

28年度の予算に反映しております。

要は予算が潤沢にあればすぐできるんですけども、市道については予算の範囲内で随時やっております。

あと、ことしと去年の状況、そんなに状況は好転はしないわけですけども、悪化もそんなにはしてない。これは同じ状況でしたので、ことしはまだ開いておりません。同じような状況でしたから、担当課にはそれぞれその進捗状況なり、そういうものを整理しておけということで指示はしてありまして、今のところ委員会を開く予定はございません。ただ、予算についてはそれぞれ話はしておりますので、一番急ぐのは要望書等上がってきておりますから、その中で一番緊急性を要するもの、そういうものについて先にやっていくと。あとは予算の付きぐあいといいますか、範囲内でなるべく延長を伸ばしていきたいというのが実情でございます。

○８番（伊地知厚仁議員）

今、大休寺副市長の検討委員会についても聞きましたけど、予算の付きぐあいというのは市長の考え方ひとつですものね、違いますか、ですね。

原材料支給でセメントでやるちゅうのもあるんですけど、これは地域の方々の労

力が必要でして、ましてや側溝も付かない、それだけのいえばセメントを流すだけですから、やっぱりやるのであれば、先ほど私が言いましたとおり、少しでもいいんです。50mでも100mでもいいんです。やっていますという姿勢を行政は見せていただきたいと。要はそこだけなんです。市長、新年度予算では少し出てきませんか、そんなの。

○市長（五位塚剛）

私になって350mぐらい工事ができたんじゃないかと思っているんですけど、基本的にはまた伸ばしたいと思います。目に見える形で、地元の議員さんの頑張りがあったんだということがわかるように、少しは努力したいというふうに思います。

○8番（伊地知厚仁議員）

市長の答弁を期待しております。

それでは、農地流動化について委員長のほうより答弁がありまして、まずこの1番目と2番目ですけど、利用権設定した農地としてない農地、パーセントで言えば100%になるんですけど。実際、この面積が農業委員会を通じてはもうこれしか出しがならんわけですけど、俗にいうヤミ小作です。これがかなりあるんじゃないかと私は思うわけです。今、農家の平均が何歳ぐらいですか。70歳ぐらいでしょう。70歳ぐらいの方が本当に農業をされているというのは、少ない思うんです。つくっても田んぼの米ぐらい。米ぐらいは自分が食べるんだからつくらんにかんという気がしますが、畑についてはもうほとんど大規模農家に貸してあるような現状じゃないかと思うんです。

そうした場合に、この数字が果たして、今さっき言ったみたいに農業委員会はこれなんですけど、実際の数字とは違うんじゃないかと。農林振興課ではこれについてはどげな考えか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

ヤミ小作というのは、私どもも水田転作の場合については、農業委員会に届け出されておりますかということで、届け出をしていただくということにしております。畑につきましては、私どももその部分については把握をしきれていない状況ではありますが、ただ、認定農業者になっていらっしゃる方については、しっかりと事業に乗せてあげていただきたいということと、農林振興課のほうでは農地中間管理事業も推進をしておりますので、そこに乗せかけられる部分については、そちらに乗せかけていただきたいという推進はしているところですが、現状的には把握ができてない状況です。

○8番（伊地知厚仁議員）

多分、これは行政じゃもう把握はできないと思うんです、ヤミ小作については。ですけど、実際は、農業委員会を通じて貸し借りしたほうが両方にとっても、いいわけですから、お金が入ってきますから。ですけど、何でこれができないかちゅうと、今、5年と10年なんですって。

（「利用権設定の」と言う者あり）

○8番（伊地知厚仁議員）

利用権設定の期間は。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

事務的なことでございますので、私のほうでお答えさせていただきます。

議員の質問については、未相続のうち相続までしてない農地のことであると思いますが、相続がされていない農地につきましては、利用権設定につきましては相続人の過半、例えば10人いらっしゃった場合は6人の同意があれば、5年間の契約ができます。10人相続人がいらっしゃいまして10人の同意がいただければ、その5年以上、10年間もできるということになっております。

ただ、そういうことで相続ができるような状況であれば相続を済ましていただきたいということを、こちらとしてはお願いをいつもしているところでございます。

以上です。

○8番（伊地知厚仁議員）

局長はそう言いますけど、今の相続で安い田んぼやら畑を、ましてや借り手もないようなところを相続しますか。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

実は、そういうところもあると思います。土地の価格が非常に安くなっております。お父さん名義でお父さんが亡くなって、一応またうちのほうに相談に来られることもありますので、ぜひ相続については兄弟で話し合いをしていただいて、済ましていただきたいということをお願いをしております。そこには、何でもかといいますが固定資産税等の問題も出てまいりますので、私は冗談でいつも言うんですけれども、皆さん方が相続してもらわないとうちの給料がもらえませんというような冗談も言いながら、できたらそういう形で話し合いをしていただいて相続済ましていただきたい。そこには今までお父さん、お母さんが皆さん方を育てるために一生懸命頑張られた土地ですよという話を添えながら、そういう話をしているところです。

以上です。

○8番（伊地知厚仁議員）

ちょっと、また元返りますけど、この利用権設定についてここ二、三年の動向はどんな感じなのか。あるいはまた面積、あるいはその人数とかちゅうのは、どうい

った傾向で今、進んでおりますか。もう変わらない、あるいはちょっと右上がりとか下がるとか、こういった傾向ですか、ここ二、三年の状況。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

確かな数値を持ってきておりませんが、今、前回の農林業センサスからいきますと、非常に規模拡大された10ha以上の農家がふえてきておりますので、そういうところからいきますと、優良農地につきましては利用権の設定等が進んでいるものと考えております。

ただ、山間部等の田畑につきましては、有害鳥獣の関係もございましたり、いろんな形で耕作放棄地といいますか、そういう形になっていくところがふえてる状況であるというふうに考えております。

○8番（伊地知厚仁議員）

今度は、市として農地流動化対策としての支援策、極端にいうと補助みたいなのは曾於市にはありましたっけ。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

これにつきましては、合併当初からあるわけですが、利用権設定を6年以上されますと、新規の場合、貸し手、出し手のほう、それから借り手のほうにつきましても助成金が付きます。10年以上につきましては、それ以上に若干多めの助成金という形で、それも推進しているところでございます。

その活動につきましては、農業員の皆さん方が日常活動の中で、一応利用権設定等についての活動をしていただいておりますので、その中でいろいろお話をさせていただいてやっているところでございます。

○8番（伊地知厚仁議員）

先ほど、局長が言いました答弁にありましたとおり、その亡くなっている場合は、そこら辺たいが結局、今、大規模農家の場合はいろいろ利用権設定してるところがたくさんあると思うんです。その中で、俗にいう農業委員会に通じてないやつというのも結構あると思うんです。そこで、亡くなっている、会計検査は結局農業委員会はきません。会計検査に来るのは農林振興課のほうです、補助事業の場合。会計検査きた場合に、そこら辺のどの利用権設定をしてるかっていうのを全部調べていく。そのときに、いや最初の面積とは違うと。これじゃ結局補助事業はおらんかったんじゃないかというような、そういった指摘を受ける場合がかなりあるちゅう話を。そのときに、今、ここに書いてあります。農家台帳、この農家台帳が法制化されれば、それはいらなくなります、利用権設定。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

この農家台帳につきましては、26年度までは任意の台帳ということで一応、ずっ

と農業委員会のほうで管理しております。農家台帳ということで、27年の4月から法定化されまして農家台帳について経営面積、全部一筆調書といいますか、名寄せといいますか、田畑のその家族がつくっている農地について、全部つくってあります。それについて、一応所有をしているもの、それから利用権設定しているものも全部入ってくるわけです、一筆ごとに。その合計面積が田畑で幾らということを出しておりますので、それがもとになるということでございます。

先ほど、議員が言われました、その会計検査の関係でございますが、確かに昨年度だったと思うんですが、あるところに来まして、その農家台帳の台帳の写しをくださいということございました。ただ、事業を行う場合の面積等について、そこで農家台帳を添付しなさいということがありませんでしたので、実績にはそういう形で、実際、農家の方も実際自分でつくっている面積等について報告をされていたところが、一応そういう農家台帳を添付してくださいというのが監査のときにあったという話は聞きました。だからそこに、面積の差異があつてこれはどういうことですかというような話があったというのは聞いております。

その話を聞きましたので、それが利用権設定ができるものであれば、そういう形で速やかにしますのだというようなことで対応すればどうでしょうかということで、お願いをしたところでした。

○8番（伊地知厚仁議員）

今の局長の答弁で、大体わかりました。

しかし、この手続の簡素化ちゅうのはやっぱり必要と思うんです。これだけ高齢化が進んでいけば。ましてや、相続放棄じゃないですけど、じゃあ直さないとはかなり出てくると思います。だから、そこら辺たいをまずここに書いてある国のほうへ納税管理人、税金をだれが納めているか、その人一人でもいいんじゃないかというな、それが簡素化です。そういった傾向をしていけば、まだまだ今、若い後継者が農地をどんどんふやしていって、農業してる人には一番いい簡素化に結びつくんじゃないかと思うんです。

その、ここにも書いてあるように、その納税管理人についても利用権設定ができるように法改正をお願いすると。そのお願いしているのは、結局、今はまだ申請段階ですけど、とおりそうなんですか。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

これにつきましては、先ほど会長のほうから答弁があつたとおりでございます。

県の農業会議を通じて全国農業会議所、それから国のほうに一応形で、そういう納税管理に1人でも届け出がある分についてはその方代表で利用権設定ができないかということで、今、相談しております。

ただ、国のほうは、農林水産省のほうですが、農林水産省、今度は法務省のほうとの協議も必要であると思います。相続人が多数いる場合に、いろいろなクレームが出てくる可能性も異議申し立てとかいろいろ出てくる可能性もあって、法務省のほうがちっとまだ首を縦に振らないよというような情報は伺っているところですが、引き続き、利用権を設定して優良農地を守っていくためにはどうしても必要なことだろうというふうに思いますので、農業委員会全体でそういう形でお願いをしていきたいというふうに考えております。

○8番（伊地知厚仁議員）

今回、4件についての一般質問をしました。

私がした質問、全部が市民の生活、あるいは農業をするに当たっての一番大切な質問じゃないかと思います。ぜひ、これが予算に反映される、あるいは国にも申請ができますように、極力皆さんの力を結集して進めていかなければと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩	午後	3時14分
再開	午後	3時23分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第9、八木秋博議員の発言を許可いたします。

○9番（八木秋博議員）

本日、最終バッターですんで、大変でしょうけど、いましばらく御辛抱願います。通告による3つの事柄について質問してまいります。

まず、第1項目め、財政計画における市有財産管理処分について伺いたいします。

五位塚市政において、3度の決算を経てきているわけですが、先々月、認定なされた平成27年度決算から、現在の財政状況をどのように総括なさっているのか伺いたいします。

また、本10月に示された来年度からの10年間曾於市財政計画においても、冒頭、これまでの有利な起債の発行期限や主要財源である地方交付税の縮減等で今後の財政運営に苦慮する中、財政健全化への取り組みの歳入確保の方策として、財産収入

が殊更に強調なされているとお見受けしますが、その歳入計画において、市有財産の管理処分の分野はどれほどのものか、市長の所見をお伺いいたします。

次に、数字についてであります。3町合併後、11年間で道路等インフラ整備を除く購入土地面積と売却した土地面積、その金額はおおよそいかほどか、お伺いいたします。

また、計画分譲地や宅地用土地は皆が理解し、方策もありましょうが、その他、多くの利用目的のない遊休市有地等の仕訳抽出は所管各課なされているのか。そして、その売却等、処分方法はどのようにしているのか、どう考えてられるのか、お尋ねいたします。

次に、2項目め。再生可能エネルギーについて質問いたします。

まず一つ、曾於市直営の太陽光発電設置は、第1号は新装なった平成17年の笠木小学校校舎屋根かと思いますが、それら設置箇所数とワット数、売電額は幾らになるのか、お尋ねいたします。

また、市有地ら貸し付けによる太陽光発電の設置箇所数とその規模、そして、その賃貸料はいかほどかお示ください。

次に、平成26年度から3年目となる曾於市住宅用太陽光発電設置補助実績とその効果はどう見てられるのか、お伺いいたします。

明日8日にも再稼働するのか注目されている川内原発であります。平成23年の東日本大震災における原子力発電所の事故による教訓から、事業用エネルギーも燃料エネルギーから再生可能な自然エネルギーにシフトされてゆくのは確実であります。我が曾於市においても、企画課により、平成26年3月、再生可能エネルギー基礎調査として、風力、小水力発電の事業可能性の検討が報告されております。その後、事業化導入等について何か進展があったものか、お尋ねいたします。

次に、3項目め、岩川・財部高校跡地利活用問題について質問してまいります。

まず、両校跡地とも活用案が出ておりますが、その後の最新の進捗状況を概略御説明ください。

次に、振り出し部分の質問になりますが、そもそも市長の示された岩川小学校移転案は、どこから出たものか。その最大ポイントは何であったのか、お尋ねいたします。

ほぼ同時進行しているが、少し活用形態違いのためか、不毛感のある財部高校跡地の活用案は何がネックになっているのか、お聞きいたします。

次に、「人の弓は引くな」ということわざがあります。曾於市で引こうとしている弓は、いずれも、もともと県の弓であります。そのもとである主、県の動きはどうであるのか。県での活用検討はなされているのか。弓に手をかけてられるのか、

お尋ねいたします。

また、これら2つの広大な県立高校廃校跡地について、五位塚市長はみずから、国、あるいは県の重臣に要望、陳情ら相談されたものか伺いたいしまして、1回目の質問とします。終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、八木議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、財政計画における市有財産の管理処分についての①、平成27年度決算における市の財政状況についてお答えいたします。

地方自治体の財政状況を示すものとして、実質公債費比率、それと将来負担比率であります。平成27年度の実質公債費比率、将来負担比率とも国が示す基準を大きく下回っており、現在の財政状況は良好な状態にあります。今後も、この指標等を注視しながら健全な財政の運営に努めてまいります。

②の今後の財政計画の歳入における市有財産の管理処分の位置づけについて、お答えいたします。

財政計画の中でも歳入確保の方策として、未利用財産等の売り払いを積極的に行い、維持管理経費の削減と宅地分譲の促進により、財産収入と人口の増を図ることとしております。

よって、未利用財産等の処分は財政計画におきましても、自主財源の確保という意味で大事な位置づけとなっております。

③、合併後、11年間の購入土地面積と売却した土地面積とその額は幾らかということで、お答えいたします。

合併後、11年間の購入した土地は、道路用地を除いて、303筆48万7,617.21m²で、6億7,528万9,777円です。また、売却した土地は、230筆16万7,551.16m²で、3億4,993万9,262円です。

次に④、売り払い可能な市有財産等の仕訳抽出はなされているかということでございますが、現在、市で管理する売却可能市有財産としては、財政課、地域振興課等で管理しております行政財産の役目を終えて、未利用になった普通財産と、企画課、地域振興課で管理しております宅地目的で整備された分譲地、また、建設課で管理しております都市区画整理事業保留地等があります。

売却可能な市有財産等につきましては、末吉、大隅、財部3地区ごとに現地調査を行い、抽出し整理しております。

⑤、売却処分等の周知方法、手法についてお答えいたします。

未利用普通財産、分譲地及び都市区画整理事業保留地の売却については、市のホームページや広報誌、現地看板等で周知を行っております。未利用普通財産の処

分につきましては、市の不動産価額評定委員会で価格決定後、看板を設置し、売り出しております。

2、再生可能エネルギーについての①、曾於市直営の太陽光発電の箇所数等についてお答えいたします。

曾於市が所有している太陽光発電設備は4カ所ありますが、笠木小学校が20kWで27年度決算における1年間の売電額は7万5,552円、末吉中学校は50kWで売電額は19万9,680円、財部中学校は2カ所ありますが、20kW部分の売電額は27万2,545円で10kW部分はイオン環境財団からの寄贈のため、売電できないことになっております。本庁舎については、30kWで売電はありませんでした。

なお、1年間の電気量節電見込み額は合計で195万円となっております。

②、土地等貸し付けによる太陽光発電の箇所数等についてお答えいたします。

太陽光発電事業所への市有地の貸し付けは2カ所あり、末吉町南之郷平澤津が2MWの発電施設で、年間賃貸料は392万1,900円です。

また、旧大隅北中学校跡地については、877.4kWの発電施設で、年間賃貸料は155万6,000円となっています。

2の③、住宅用太陽光発電設備設置補助についてお答えいたします。

本市の住宅用太陽光発電設備設置補助は、平成26年度から始まり、26年度は77件385万円、27年度は50件250万円の実績となっています。これにより、住宅用発電設備の普及促進が図られ、省エネルギーの推進に寄与することができたと考えております。

2の④、再生可能エネルギー基礎調査後の展開についてお答えいたします。

基礎調査の結果、本市においては太陽光発電やバイオマス発電、中小規模水力発電の利活用が見込まれております。

今後このような発電設備の設置を検討している企業等に情報を提供していきたいと考えております。

3、岩川・財部高校跡地利活用問題についての①、両校跡地の活用案進捗状況についてお答えいたします。

まず、岩川高校跡地について説明いたします。

市といたしましての活用案は、跡地の大部分を岩川小学校の移転用地として活用し、残りの部分を駐車場や災害時の避難場所等に活用しようとするものであります。現在、この案を県に文書で提出し、県内部の関係部署との協議、調整をお願いしているところであります。

次に、財部高校跡地についてであります。去る10月25日、第1回財部高校跡地利活用検討委員会を開催し、現地視察を行った後、支所の会議室でこれまでの経過

や今後のスケジュールなどを説明いたしました。

具体的な提案につきましては、12月中旬に開催予定の第2回検討委員会で意見をいただくことになっております。

3の②、岩川小学校移転案の最大ポイントについてお答えいたします。

岩川小学校移転案の最大のポイントは、工事完成までの長い期間、児童に不便をかけることなく教育が継続されることにあります。よって、これまでどおり運動場も使えることから、弥五郎どん祭りの開催にも支障は出ないということになります。

また、仮設校舎の設置費用や屋内運動場の建設費用が不要となることから、財政負担を軽減できることも大きなポイントになります。

③、財部高校跡地活用案のネックは何かについて、お答えいたします。①で答弁しましたとおり、現在利活用案が出ていない状況でありますので、今後の利活用案をまとめる上で、何が支障であるか、また、どんな支障が考えられるか判断できないところであります。

④、県の廃校跡地活用検討についてお答えいたします。

2つの高校跡地のいずれにしても、県としての活用策はないと伺っております。

⑤、国・県に対して利活用要望と陳情についてお答えいたします。

県に対しては、これまで継続して要望し、協議しているところであります。国に対しては、要望、陳情は行っておりません。

以上です。

○9番（八木秋博議員）

1項目めから数点再質問してまいります。

この財政の分の一番最初の分の状況なんですけど、財政状況は、ほぼ好調という答弁でございましたけど、好調の中にも財政計画の中には硬直状態だということでの明記がございますけど、財政改革は、歳入をふやすか、もしくは歳出を減らすかということなんだろうけど、今後の歳入は減少方向だということで、ふやせる歳入項目は何かということで、現在、よく市長がおっしゃいます、ふるさと納税ですね、これは結構いいところまでいってるみたいなんですけど、ちょっと参考としてお聞きしたいんですけど、このふるさと納税、全国で数値はバラバラですね。大きいところもあるし、小さいところもあるし。国からの地方交付税、これは、このふるさと納税が悪い意味で反映される帰来はないか、もしおわかりでしたら伺いします。

○市長（五位塚剛）

全国市長会がありまして、全国の市長の方々を対象として、ふるさと納税についての講演会がありました。国はなるべく、地方でも特産を生かしたふるさと納税を

進めてくださいということでありました。そのことによって地方交付税を減らすとか、そういうことは全くないところでございます。

○9番（八木秋博議員）

じゃあ安心してそっちのほうに精を出していただければと思っております。

もう一点、その財政についてちょっとお尋ねしますけど、財産収入、27年度が決算の部分で5億5,000万円、これが、かねてが大体、年次計画的には向こう10年間も2億円ぐらいの数値を設けてございますけど、まず、この27年度の5億5,000万円のおおよその内訳ですね、私、決算のメンバーに入っておりませんでしたので、これがいかほどの数値が伸びている分なのか、それと、財産収入で年次計画をおおよそ2億円ぐらいつけてございますけど、その分の2億円という根拠ですか、そういうのがもしわかるようでしたら概略説明を求めます。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、財産収入につきまして、27年度の実績ということで、決算では5億5,000万円ほどの財産収入が入っております。この5億5,000万円の一番大きいものは、ふるさと納税の基金繰り入れということで、直接土地の売買とか、そういったものじゃございません。それで、土地の売買に関しましては、27年度実績が2,600万円ということでございます。あとは基金に対します財産収入でございます。

それから、財政計画に上げてあります財産収入でございますけれども、2億円じゃなくて2,000万円だと思いますけれども、2,000万円につきましては、29年から38年の計画をしておりますけれども、土地売り払い収入を1,000万円、それから、29年度から国有分収林の立ち木売り払い収入を1,000万円見ております。その2,000万円を計上いたしておるところでございます。

○9番（八木秋博議員）

2,000万円という、これでは2億になっているみたいですね。単位が1,000円ですんで、たしか2億円みたいですけど。それはいいですけど、2,000万円っていうのは、でも期待する分にしてはかなり低い数字で、はてなというような感じがしますんですけど、その数字はまた後で見ていただくということで、先ほど購入部分の数値も出ましたですけど、あすから、ほかの同僚議員も質問があらうかと思えますけど、胡摩のフラワーパーク跡地、この処遇を、市長の答弁かれこれを聞いていますと、企業誘致がベターというような話でございますけど、もうそろそろ何か、アクションを起こしません。もう4年間たっていますけど、方法論ですよ、そのまま放置しておくのか。もう今、市の部分ですので、例えばの話ですけど、材木を切って更地にするとか、あるいは分筆みたいな整地をするとか、そういう方法のアクションを起こせば、何かまた市のほうも本気になっているというような感じがすると

思うんですけど、あのままずっと、そのまま放置されているような感じがしますけど、市長、どうお感じになっていらっしゃるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

胡摩のフラワパーク跡地の問題については、市のほうでも何らかしようというふうに思っております。ほかの議員さんが一般質問の予定でありますので、余り言うと、ちょっとかみ合わない部分が出るということで、もう勘弁していただけるとありがたいと思います。

○9番（八木秋博議員）

では、ちょっと項目を変えます。そしたら、もう一点感じている部分がございます。地域振興住宅、もう既に100棟超したところですかね、これも受け売りは、いずれは払い下げますよということになっていきますけど、現在、旧末吉町のほうで活性化住宅ですね、これが幾らか払い下げの実績があるかと思えますけど、もしその実績がおわかりでしたら、建設課長でも。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは説明いたします。

昨年の27年度に市有住宅の原口団地1棟を処分しているところでございます。その団地につきましては、1戸でございますが、1軒499.94m²で、土地につきましては111万6,366円で売り払ったところでございます。それから、建物につきましては、木造平屋1階建て1棟でございますが、90.29m²を396万1,855円で売り払っているところで、合わせて507万8,221円で売却したところでございます。

以上です。

○9番（八木秋博議員）

今、1棟、値段を聞くと、結構いい値段なんですけど、もう、でも地域振興住宅も、そろそろどこで明らかにする時期じゃないかと思うんですね。なぜかという、この原口団地は今、こういういい値段でしょうけど、新しければ高いんですよね。放っておいて、長くなると安い。このギャップというのもございますんで、どこかで何か手を打つ時期が来るんじゃないかと思えますけど、どうですか、市長。

○市長（五位塚剛）

この事業は、市の単独事業ですけど、全く一般財源で事業を行っていれば、これはもういずれも可能です。ただ、事業を国のお金を借りてやっておりますので、一定の制限がありまして、これをちょっと今の振興住宅が簡単に売却ができないところでございます。

○9番（八木秋博議員）

でも、言葉を返すようですけど、即売らんでもいいんですよね。ただし、いつご

ろまで、めどは立ててほしいという感じがするんですね。恐らく、その言葉がなければ、現在、入居者もその気分にはなっていないんでしょうけど、入る時点で、いずれは払い下げますよという、そのいずれがいつですかというのがあるわけですね。どこかでかやっぱり考えるべきところがあるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○市長（五位塚剛）

旧末吉町のやつは、もう基本的には全部、希望があれば売却できますので、そういう方向で、また明らかにしていきたいと思います。

今、新しいものについては、財政課、また建設課と十分検討して、折り合いができれば、当然そのことについての国との協議も必要ですので、検討してみたいと思います。

○9番（八木秋博議員）

では、次の質問ですけど、売り払い可能な市有財産の仕分抽出は今されているかということで、今、答弁がいろいろございましたですけど、まず感じるのが、ばらばらなんですよね。ばらばら。当然、所管がいろいろございまして、ここにあるとおり、企画課、財政課、地域振興課、建設課、この中に恐らく教育委員会部分もあるかと思いますが、どこでかまとめられんもんですかね。

一つ、いい例を申し上げますと、末吉の上町土地地区画ですね、これ、建設課長、先ほどちょっと口頭通告はしておりましたですけど、全部で何棟あって、何棟残っておって、何年かかっていますか。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、上町地区の保留地について説明いたします。

保留地全体の面積が4万7,955.75m²でございます。152筆でございます。現在、処分をしている面積が2万9,386.58m²で、99筆でございます。それから、残っている面積につきましては、1万8,569.17m²で53筆でございます。これにつきましては、平成3年から処分開始といいますか、売っているわけでございますが、今の進捗率にいたしますと、61.28%ですので、いつ完売できるかというのは、設定ができないという状況であります。

以上です。

○9番（八木秋博議員）

行政ですから、ゆったりとしてますけど、恐らく民間工事がこういう形をとったら、即、潰れてるんですよ。それは行政ですからいいということでもないんで、どこでか売る方法を考えないと、これだけじゃないんですね、一応、目につくのが2つぐらいありますよね。そく下の住宅、末吉町栄町、高原病院の隣ですかね。こ

れと大隅町岩川の森園、これも何年も前から、やっぱり話は出るけど、一向に処分されてないというのは、どういうことかちょっとわかんないんですけど、市長、何か所見ございません。

○市長（五位塚剛）

区画整理については、もともと旧末吉町時代にスタートした、区画整理をする中で地権者の方々に30%ぐらいの減歩をしていただいて、そのお金で売却したお金を充てて事業をするというのが、もともと計画で、スタートが坪18万円でした。現実には、そういう形でうまく売却できなかったということもありまして、今まで残っております。それを今、地域の周りに、ある程度合わせた形で進めており、今、だいぶいろいろな方々から申し込みがあって、今売れるようになりました。

また、ほかのところについても、もうちょっと売れる場所なのか、そのあたりも含めて、買ってもらえる値段なのか、そのあたりの問題があると思いますので、また担当課でもなるべく処分できるものは、もう処分したいというふうに思います。

○9番（八木秋博議員）

方法論なんですけど、処分したいというのは山々なんだろうけど、行政の方に私なんかと言うのは酷なんですよ。商売人じゃないんで。でも、商売人じゃないゆえに、皆さんは恐らくおろそかにするかと思います。きょう、会議に出てらっしゃる皆さんは特にそうだと思うんですよ。あと一、二年したら俺はおらんごんならい、もうここは穩便に済ましたほうがいいなというような感じもあるんじゃないかというような気がするんですけどね。

方法論として、どうですか。例えば、この上町のこれにしても、方法論、考えてみてくださいというのがあるんですよ。方法はあるかと思うんですよ。例えば、一番簡単な方法は、坪単価を下げることですよね。あるいは、もうただ近くにして、地域振興住宅みたいなやつを建てますよと、あるいはアパートを建てますよというような方法もあるかと思います。あるいは建て売りという方法もございますんですよ。そうしたら、今まで買った人に対しての恩義というのは晴れると思うんですよ、建て売りで。そういう方法は、例えば今、そのノウハウは、恐らく建設課あたりは持っていますんで、そういう方法もとれようかと思います。

いつも努力してますということで、何年か前、分筆をちょっと下げたら、ちょっと売れたという場合もありましたですけど、これもちょっと頭打ちで、今、建設課長が言ったように、いつまで売れ残るかわからないということも、これも果たしてどうかなというような感じがします。

それと手法、売る方法ですね、ホームページということも出ましたですけど、ホームページに本当はもっともっと出してほしいと思うんですけど、充実すると

思いますか、ホームページ。

○市長（五位塚剛）

ホームページだけじゃ処分はできないというふうに思います。ホームページの内容についても、だいが改善をいたしまして、しておりますけど、やはり問い合わせはあるようでございます。やはりまた現地も、もうちょっとわかりやすい看板を立てなさいということで指示もいたしましたし、そして今、若い人たちが買える面積というのがあるみたいです。だから余り広いと、なかなか土地にお金をかけたくないというのが若い人たちの声みたいです。だから、やはり面積を小さくして、売りやすいようなやり方を含めて、もうちょっと工夫したいというふうに思います。

○9番（八木秋博議員）

ぜひ、ホームページと看板だけに頼らず、各新聞を使うとか、あるいは市報に載せるとか、そういう方法もございますんで、ぜひ努力していただければと思っております。

では次、再生エネルギーについてまいります。

私、これは何を聞きたいかと申しますと、私、出身は大隅北中なんですけど、北中のグラウンドいっぱいこの太陽光発電が敷かれております。景観そのものはどういうことはなんですけども、過疎地ですんで。ただし、ちょっと、はてと考えるところがございます。

先ほど報告がございましたですけど、年間150万円そこそこですか、大体これを計算してみますと、年間92万9,279kW、恐らくこれが大体40円前後だったのかな。そうすると4,000万ですね、年間。4,000万掛ける20年は8億なんですね。この業者はどうかというと、初期投資ですから、ほとんどイニシャルコストだけで、ランニングコストは余りかからないと思います。3億から4億かかったのか、恐らく4億ぐらいはもうかってるといえるのか、行政の土地に人のふんどしで相撲をとるといえるのか、これは商売の鉄則なんだろうけど、この考えるところは、自治体が運営するということではできなかったのか。これは反省なんですけど。あるいは、こういう部分は失敗がないですね、電力会社がいち早く買い取る、売電するやつですので。あるいは、余り世の中よく行かないけど、セクターを組むとか、そういう方法はできなかったのか。あるいは、これからもそういう方向はできないものか。もし、感覚的にでも市長がおわかりでしたら。

○市長（五位塚剛）

このメガソーラーがスタートしたときの状況は、あのときにキロ42円で契約ができていれば、いろんな行政もメガソーラーをされているところもあります。その当時、そのときに財政的な余裕があれば、そのことも多分議論だったんだろうと思い

ますけど、残念ながら私たちの地域でそういうふうになりませんでした。

また、民間がいろんなところでメガソーラーをされました。だから、当初、建設された方々は非常に今いいようではありますが、もう今は、非常に価格が落ち込んで、メガソーラーの運営する会社自身も、今、倒産をする時期に来ておりますので、これは経過がわかりませんが、今後も市がそういうのをやるという計画はないところでございます。

○9 番（八木秋博議員）

このメガソーラー、太陽光発電に関しましては、国あたりの指導がございまして、いろんな調整がされている部分で、かなり弱い部分もございしますが、その分、規模を小さくした部分には、かなり有利な部分も示されているようでございます。

それは別として、今、市長のほうでは今のところは予算的な云々がありまして、ということなんでしょうけど、話はちょっと変わりますが、榎木段に家畜ふん尿のバイオマスの発電の話がございましたですけど、もし、企画課長あたりはその分の進捗状況をもしおわかりでしたら、これは大隅北校区には説明も済んでるんで、あとが全然ナシのつぶてみたいなんですけど、もしおわかりでしたら。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

榎木段の件でございしますが、株式会社トーヨーエネルギーファームの立地を予定している会社でございします。この件につきましては、地元水利組合等につきましては、話し合いが終わりまして、地元水利組合も了解をしているところでございます。現在、その建設予定地に里道がございしますが、里道の使用権につきましては、その里道を使っている方と交渉中でございまして、現在、その状態でストップしているところでございます。

○9 番（八木秋博議員）

じゃあこれは進んではいるということですね。凍結にはなっていないという形でですね。はい、わかりました。

では、もう一つ。住宅用の太陽光発電設置補助に関しましては、またあした同僚議員もございしますんで、そっちのほうに譲るとして、再生可能エネルギーの調査、この導入について、こっちの答弁のほうにも、とりあえず4番目のほうに、「発電設備の設置を検討している企業等に情報を提供していきたいと考えております」ということは、やはり先ほど市長がおっしゃいましたその中には、運営には参加しませんよというようなことで捉えていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねします。

○市長（五位塚剛）

私たちの地域では、やはり全国の中でも鹿児島県というのは太陽の日照時間が長

いということで、やはりかなり企業の方々が、また民間人も太陽光メガソーラーをされておりまして。あと、水力発電についても、条件はあるんですけど、企業の方でやりたいと言う声もあるようでございますので、そういうところについては、どうしても地域の水利組合との関係がありますので、そういう方々に情報を流して、市としては協力できるところは協力をしたいというふうに考えております。

○9番（八木秋博議員）

そうですね。太陽光発電と風力は限られるということでさておいて、小水力発電にしては、かなり注目されております。この報告の中にも評価の高い4地点ということで、桐原の滝、市之坂堰、松田堰、天神領堰ですか、4つ出てございますんですけど、この報告書は企画課長、どこが作成したんでして、企画課はどの程度関わっております。

○企画課長（橋口真人）

小水力発電を含めまして、再生可能エネルギー基礎調査につきましては、平成25年度に調査会社に委託したところでございます。調査会社につきましては、手元に資料がなくて、後で報告させていただきます。

○9番（八木秋博議員）

恐らく、あんまり吟味はしていらないんだなというような感じはします。なぜかという、この報告書にもございますように、この小水力発電はかなり有力だし、中身を見ますと、菱田川水系が本当は水量も多くて、いいところなんだけど、いろんな制限があったりで、4つのあれをしますけど、菱田川に、これは今後、業者からの問い合わせがあった場合、企画課長が「いや、わかりません」じゃいかんから、ちょっと教えときますけど、菱田川の高松頭首工のもうちょっと上に、幻の大きな滝が2つございます。市長は御存じですよ。わかりませんか。大きな滝が2つあるんですよ。落差もそうですし、水量はもう菱田川ですから、佳例川の水が流れてきますんで、水量は大川原峡の、あの何倍もございます。高さは恐らく、桐原の滝ほどはないですけど、その下の三連轟ぐらの価値はあるし、もう業者さんがちょっと見たら、あっと驚かれたような状況です。この書類を見るていらっしやったけど、それには載っていないんです。通称駒山の滝と竹ヶ谷の滝と2つございます。ぜひこれは調査していただければと思いますけど、企画課長。

○副市長（八木達範）

それでは、あの地域は私がよく知っていますので、答弁をさせていただきたいと思いますが、この小水力を、当然、委託会社にお問い合わせをして、今調査して、4つの候補地が上がっているわけですけど、いろいろ調べてみますと、水利権の関係が出てくるわけです。といいますのは、水田を始めるのは、大体四、五月ぐらいから、

終わるのが10月です。その間は水利権があるんだそうですけども、それを除いたときは、やっぱり国、県とかなり協議をしないと、その水利権の問題があるということで。ですから、この小水力につきましては、何社か問い合わせが来ております。ただ、その水利権の問題を解決しないと先に進まないという問題がありますので、ですから、そこら辺を今後どうしていくのか。そして、先ほど提案があったところも、ここには出てきておりませんので、私も実際現場は見ておりますので、そこら辺がなぜここに出てこなかったか、そこは調査してみたいというふうに思います。

以上です。

○9番（八木秋博議員）

今後、恐らく、今、副市長がおっしゃったように、何件か問い合わせがあったということでしょうけど、この小水力に関しましては、ぜひ手を組んでいただければという話が来ようかと思えますんで、ぜひ御検討いただければと思っております。

では次に、3つ目の項目ですね。進捗状況は先ほど答弁いただきましたんですけど、私、この岩川小学校移設案に全面から反対というわけじゃございません。ただし、ちょっと異議的なことがございますんです。答弁のところではいろんな理屈というか、は述べていらっしゃるんですけど、岩川地区の振興とか、あるいは小学生的のためとか、本当にそうかなという感じがしとるんですよ。なぜかという、振興に関しましても、小学校が今あるところを別なところに移すだけですよね。今の小学校のためには運動場も使えるし、仮設も必要ないとかございますですけど、岩川小学校をよう考えてみてください。場所は、そんな仮校舎を必要なぐらいの狭さじゃないです。今は、確か280名ぐらいですか。一時期は1,200名を超す生徒がおったんです。ということは、今、校舎でも余っているのがいっぱいあります。ということは、今校舎がある、校舎分のところでも、一時期別な教室をとって使っておけば、すぐできるというございます。

それと、もう一つ言わせてもらいますと、弥五郎どんのために小学校が難儀するという必要もございません。どうですか、市長。

活性化のために今市長がようおっしゃいますけど、本当に市のために、あるいは岩川のために、岩川高校跡地に岩川小学校が移設するということが貢献になるのか。それをちょっとお尋ねしますけど。

○市長（五位塚剛）

岩川高校が本年度で廃校になったというのは、もう事実であります。その建物、館が残っております。県はそこを再開発するという意味は全くありません。それを前提、それと、岩川小学校は今後、老朽化で古くなって耐震の問題も出てくるし、いろんな問題が出てきます。私たちはその両方の問題は基本的には当たり前として

検討しなければなりません。いろんな振興策が議論されておりました。しかし、いずれにしても、何をするでもお金が必要でございます。そういう意味では、やっぱり一番可能な、まず小学校をどういうふうに移すかという問題と、あとのまた弥五郎どん祭りとかあったときに、駐車場の問題、また何か起きたときの災害用の場所として、まずそこがスタートだろうというふうに思っております。そうなったときに、岩川小学校の建物のあとの解体がまた今後出てくるとは思いますけど、その後の利活用という形では、もっとまたいい意見が出るだろうとは思いますが、そのことを、一応、検討委員会に市の考えを出しまして、市民の方々も地域の方々も、もうちょっと何かいい活用がないかということ、やっぱり議論されたみたいですけど、やはり今の現状の中では、いろんなスーパーを持ってくるわけにもできないし、病院を持ってくるわけにもできないし、結果的にこういう形で今進行しているという状況でございます。

○９番（八木秋博議員）

なぜ私、この問題をここに問題提起したかということ、利活用問題だから、問題と出したんですね。検討委員会の答申でも、ちょっと読んでみますけど、「長期的な視点から児童生徒の教育環境を第一に考えて行われたい。国の政策変更、情勢の変化に対しては、答申にこだわることなく取り組まれたい。岩小移転に関しては、地理的、歴史的観点から反対の意見もあった」ということなんですけど、これも反対は少数ではないと思いますね。検討委員会のメンバーを見ても、本当にPTAのお子さんを持っていらっしゃる方は少ないだろうし、恐らく、下場の方が多いというのもあるんですよ。

岩川小学校280名、恐らく大半は八合原からの通学だと思います。こういう環境から見ても、かなりの反対意見があったのじゃないかなとは思っております。

それと、今、先ほど市長のほう、県のほうはないということなんですけど、県のほうがないって、県の責任はないのかというような感じがするんですよ。それと、市が、苦肉の策を出したのかなというような感じもします。というのは、先ほどことわざは出しましたが、人の弓を引くなということなんです。人の弓というのは、県の弓なわけですから、そういうことわざがあります。

それともう一つ、ことわざがあるということですね、牛追い、牛に追われるということわざがあるんですね。牛追い、牛に追われる。県のものを扱うことによって、活用活用ということでやると、何か市のほうに全部、何もかも責任から何から来るようでございます。もう少し県も、これにタッチしてほしいというような形があります。それも活用に関してです。市任せじゃなくて。それをどこで誰が話を持っていくかということなんでしょうけど、質問させてくださいませ。

10月4日の新聞に、曾於市若手職員でにぎわい創生プロジェクト会議がございましたですね。これで恐らく報告書はございましたでしょうけど、この報告書で、一般的な廃校についての意見というか、提案がございましたと思うんですけど、何か、もし記憶ございましたら、それを述べていただけますか。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。廃校の施設利用として、IT関連を想定して、教室ごとに部屋を企業に貸していくという案が出されたところでございます。

○9番（八木秋博議員）

新聞のほうでは、何か別な学科を持ってくるとか、教育関係を誘致したらどうかというようなことが新聞には載っておったようでございます。

それも含めてなんですけど、市長が一番最後の質問では、国に対しては要望、陳情は行っておりません。これも、本当に活性化させるつもりがあれば、何かもうちょっとやる方法があったんじゃないかと思います。

例えば、11月の9日、総務省支援事業で、錦江町、上川中、この廃校には総務省のほうから支援が出るというようなことも載っておりました。それと、11月10日には戦略特区で大学獣医学部新設、このお話もございましたですけど、これもいち早く私どもが飛び込んでみたんですけど、この獣医学部というのは、鹿大の獣医学部があるから、その対象にならんというような回答があったみたいでございます。それにしても、同じ大隅半島でも廃校になりました有明高校、それと高山高校、これはいい施設が県から入ってるじゃないですか。恐らく、これも大崎の町長、あるいは肝属の町長が黙っておって来たはずじゃないんですよね。それはその分の努力をして、トップ営業があったから、これは成就したんじゃないかなと思いますけど、市長、どうですか。反省を込めて何かございせんか。

○市長（五位塚剛）

反省を込めると言われましたが、私も市長になりまして、まだ3年ちょっとですけど、精いっぱいいろんな形で頑張ってきたつもりなんですけど、現状は国、県にしてもいろんな考えがあって、こういう結果を出しております。私たちもいろんな知恵を出しながら、やっぱり地域活性化を進めたいというふうに思っております。南中学校の跡についても、光ケーブルが来ているわけですので、ここにやっぱりIT企業を引き続きできないかということなんかも考えておりますし、また、財部高校の跡も今の教室を生かした形で、何か昔風の今の机、テーブルを生かして、生涯教室を本当にできないかということもいろいろ考えておりますので、引き続き、現状としては、今の状況を含めて、また検討していきたいというふうに思います。

○9番（八木秋博議員）

最後に、ちょっと異なことをお尋ねしますが、教育長、県教委というのは怖いところなんですか。

○教育長（谷口孝志）

私自身の感触としては、県教委を怖いという気持ちでは思っておりません。

○9 番（八木秋博議員）

2つの高校跡地のいずれについても県としての活用策はないと伺っております。ないというはずですよ。考えてくれないんですから。考えてくださいとお願いするということも大事じゃないかと思います。ましてや県教委にないですかといえば、県教委は持っているはずはないんですよ。県教委じゃなくてその上を、別な部分に、市長、顔を出してみてください。どうですか。

○市長（五位塚剛）

私も市長になりまして、この間努力をしてきましたが、また知事も変わりましたし、いろんな形で接触を持って、曾於市のためにいろんな提案をしていきたいというふうに思います。

○9 番（八木秋博議員）

御期待申し上げます。終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日8日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時20分

平成28年第4回曾於市議會定例会

平成28年12月8日

(第4日目)

平成28年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成28年12月8日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第10 岩合 昌昭 議員

通告第11 宮迫 勝 議員

通告第12 岩水 豊 議員

通告第13 山田 義盛 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1 番	岩 水 豊	2 番	岩 合 昌 昭	3 番	泊ヶ山 正 文
4 番	上 村 龍 生	5 番	宮 迫 勝	6 番	今 鶴 治 信
7 番	九 日 克 典	8 番	伊地知 厚 仁	9 番	八 木 秋 博
10 番	土 屋 健 一	11 番	山 田 義 盛	12 番	大川内 富 男
13 番	大川原 主 税	14 番	海 野 隆 平	15 番	久 長 登良男
16 番	谷 口 義 則	17 番	迫 杉 雄	18 番	（ 欠 員 ）
19 番	徳 峰 一 成	20 番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 持 留 光 一 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	今 村 浩 次
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	永 山 洋 一	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	八 木 秀 久	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	富 岡 浩 一	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一

企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
財 政 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 野 実
税 務 課 長	中 山 浩 二	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	久 留 守	水 道 課 長	堀 内 光 秋
保 健 課 長	丸 野 哲 男	会計管理者・会計課長	桂 原 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農業委員会事務局長	小 浜 昭 二
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		
財部支所産業振興課長	上 岡 慶 男		

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第10、刈合昌昭議員の発言を許可いたします。

○2番（刈合昌昭議員）

おはようございます。質問に入る前に訂正を1カ所お願いします。3番目の全国学力テストの状況についての1番ですけれども、ことしの9月と書いてあると思うんですが、4月に訂正をお願いします。

それでは、3項目について通告しましたので申し上げます。

胡摩地区のパークゴルフ場、フラワーパーク等の建設中止の跡について。①、パークゴルフ場、フラワーパーク等の建設中止になってから4年がたちます。市長は跡地に企業誘致の相談など進展があったか示してください。②、市長は通勤するときパークゴルフ場、フラワーパーク等の建設中止跡地を見てどう思われたか示してください。③、諏訪地区、特に土地を快く提供してくれた地域住民は、先祖代々の土地、今は草が伸び荒れ放題の土地、企業誘致ができなかった外山木材を考えて、企業誘致以外の有効活用を考えてないか示してください。

2、太陽光発電所の状況について。①、旧町ごとに太陽光発電所が設置されている状況を示してください。②、太陽光発電所が設置されている土地は、地目ごとの状況を示してください。③、太陽光発電所の設置している法人、個人の内訳を示してください。

3、全国学力テストの状況について。①、ことしの4月に行われた全国学力テスト27年度比較分析を示してください。②、学力テストの結果、今後の課題、問題を示してください。③、29年度春卒業の曾於高校一期生の進路状況を示してください。

以上で終わります。

○市長（五位塚剛）

刈合議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。質問事項の1から2まで

は私が答弁をいたしますが、質問事項の3については教育長に答弁をお願いしたいと思います。

1、フラワーパーク予定跡地についての①跡地活用の進展について、お答えいたします。

都城の株式会社、外山木材さんの後は、現在ないところです。

②、現状についての思いについて、お答えをいたします。

市民の多くの方々がフラワーパーク事業等をなくしてよかったという声を多く聞いております。感想といたしましては、同じような思いであります。

③、企業誘致以外の有効活用について、お答えいたします。

市民の多くの方々から、土地を提供されております。この土地については、契約書にフラワーパーク建設事業となっておりましたが、今後、市民のために有効利用させていただくために、用途変更の同意をいただいているところでございます。基本は、地域活性化を目指したいと考えております。

2、太陽光発電所の状況についての①旧町ごとの太陽光発電所の設置状況について、お答えいたします。

市内の太陽光発電所については、全ての太陽光発電設備の把握が難しいため、固定資産税の償却資産申告による課税容体としての太陽光発電設備によって、お答えをいたします。旧町ごとの設置箇所は、大隅町に171カ所、末吉町に230カ所、財部町に89カ所、合計で490カ所となっております。

②の太陽光発電所が設置されている土地の地目ごとの状況について、お答えいたします。

家屋の屋根や敷地内などに設置してあるものは、地目は宅地であります。山林や農地等を整備して設置したところは、その敷地内を雑種地として地目認定をいたしております。

③、太陽光発電所を設置している法人、個人の内訳についてお答えいたします。

設置箇所数490カ所のうち、個人が310カ所、法人が180カ所となっております。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（谷口孝志）

渚合議員の3項目め、全国学力テストの状況についての①ことし4月に行われた全国学力テストの27年度比較分析ということについて、お答えいたします。

県と比較した場合に、県平均を100としますと、小学校国語Aは、本年度が99で前年度比プラス4ポイント、国語Bは、28年度が91で前年度と同じ、算数Aは、28年度が91で前年度と同じ、算数Bは、28年度が93で前年度比プラス3ポイントとなっています。

次に、中学校の国語Aは、28年度が99で前年度比プラス6ポイント、国語Bは、28年度が94で前年度比プラス3ポイント、数学Aは、28年度が100で前年度比プラス9ポイント、数学Bは、28年度が95で対前年度比プラス15ポイントとなっております。

次に、②の学力テストの結果後の課題、問題等について、お答えいたします。

小学校、中学校ともに、全般的に基礎・基本の定着においては改善が見られますが、活用する力については依然として課題があり、厳しい状況にあると言えます。

その他、学校間の格差が大きく、また成績上位層の割合が少ないことも本市の特徴であるとともに、喫緊の課題であると言えます。

しかし、平成27年度と比較しますと、小学校、中学校ともに県平均との差は縮まってきており、特に中学校では、ほぼ県平均レベルまで伸びた教科もあり、本市の児童生徒の学力は後退することなく、着実に改善されつつあると考えています。今後もこの結果を踏まえ、今年度の重点に掲げております「授業改善を学力向上へつなげる」ということを、これからも継続的に指導を徹底していきたいと考えております。

次に、③の来春卒業予定の曾於高校一期生の進路状況について、お答えいたします。

現在、曾於高校の進学希望者は卒業予定者152人の59%に当たる90人、就職希望者は、39%に当たる59人、その他未定が2人となっております。

進学希望者の内訳は、4年制大学が30人、短期大学が9人、専門・専修学校が34人となっております。また、就職希望者の内訳については、県外就職が21人、県内が19人、公務員希望が15人、縁故採用等によるものが4人となっております。

なお、就職内定率は、11月30日現在で、就職希望者の96%に当たる51人となっております。

以上です。

○2番（刈合昌昭議員）

今、質問、答弁いただきました。2回目入っていきますけども、まずフラワーパーク、ゴルフ場のことですけども、この土地、中止ということが決まってから4年という月日がたつんですけども、地元の人から見ますと、やはり草が生えて大変見た感じということもあったし、少しがっかりしてる住民が多いように見受けられます。そういう点で今回この質問をしたんですが、市長としては企業誘致ということで進んでおられました。市長としてもトップセールスマンとして企業誘致ということで大阪、東京へ行っているいろんな話をされたと思うんですが、その中の中いくと何回ぐらいの回数で企業誘致をされたか教えてください。

○市長（五位塚剛）

ちょっと意味がよくわかりませんでしたけど、このフラワーパーク跡地のところを前提として企業誘致をした、訪問したかということですかね。

（「そのとおりです」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

この胡摩のところに企業誘致に来てくださいということで、特別どここの会社を回ったということはありません。

○2番（淵合昌昭議員）

市長、私、実は勘違いしていたかもしれませんが、外山木材については、企業誘致ということでやりましたよね。というのは、それが変わったということではないですかね。要するに、最初は外山木材を企業誘致ということであの場所を選びましたよね。ということは、その跡というのはあの場所は一応しないということではないですか。

○市長（五位塚剛）

この胡摩のフラワーパーク跡地については、基本的には市が一応取得をしておりました。ただ、そのときにこの事業を中止しましたので、その跡地について、今町の都城の外山木材さんが製材所として企業誘致として進出したいという要請が向こうからありましたから、企業誘致という形でできればいいなということで進めてきたところでございます。ただ、残念ながら国の補助事業とまたいろんな手続が全部できませんでしたので、もう撤退をさせていただきたいという状況でありました。

○2番（淵合昌昭議員）

市長。あの土地、1億五、六千万かかっている土地の中で、何かの形でっていうのか、やはり市民にちゃんと企業誘致でも結構です、また違う形の利活用ということは考えてませんか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市がもう取得をしておりますので、ただ契約書はフラワーパーク事業ということで、前市長との中で契約されておりますので、今、市といたしましては、市の活性化のために用途変更の同意をお願いして、全て同意が得られたならば、地域活性化の方向のための事業変更ということを考えております。

○2番（淵合昌昭議員）

じゃ、お聞きしますけども、市長その用途変更の感じはどうなるんですか。まだいぶかかりそうですか。

○市長（五位塚剛）

行政といたしましては、相手の気持ちを大事にしながら誠意努力をしていって全

てを完了いたしましたら、そういう方向で進んでいきたいというふうに思います。

○2番（渚合昌昭議員）

企画課長、何％ぐらい済んでいますか。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

同意事務につきましては、人数で申しますと90.1%でございます。

○2番（渚合昌昭議員）

この場所については、場所的にどんな感じなんですかね。例えば、全体を合わせて隅っことか真ん中とかありますけど、そういうことでの答弁できますか。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

未同意のほうが多いですので、未同意の地域について御説明いたします。畑部分がありますが、畑部分が3名の4筆でございます。それから山林部分でございますが8名の19筆。これが主に畑、これが北、真ん中、西と分かれております。

未同意は以上でございます。

○2番（渚合昌昭議員）

市長。これ、同意がないともうできないんですか。例えば、その半分でも何か使うとかいう形でできないんですか。

○市長（五位塚剛）

まず、杉も伐採をしなきゃなりませんので、やはり効率的な事業を進めるためには、やはり基本は同意を全部もらって、ちゃんとしたほうがいいだろうと思っておりますので、その中途半端でとかそういう形では今のところ考えておりません。

○2番（渚合昌昭議員）

今の地籍調査をしましたよね。2年前です。あの辺、県道沿いですが、山林は別として今あるところだけでもできないかということを質問したんですけども。

○市長（五位塚剛）

具体的にまだそういうのはありませんので、地権者の方々とちゃんと誠意を持って同意をもらえるようにした上で進めたいと思います。

○2番（渚合昌昭議員）

やはり地域の方によっては、要するに本当に先祖代々使っていた土地が、ああいふ形に放置というのは大げさかもしれない、まあ放置ですけども、草が生えている状態を周りから見て、草が生えて種が飛んでくるという話もあります。そこを十分踏まえて、例えばそうやったらちゃんと手入れする。あの土地を刈って手入れするということは考えてませんか。

○市長（五位塚剛）

畜産農家の方もいらっしゃいますので、飼料をつくってもらうとか、今のような雑草として飼料等も使えますので、内村工業団地も今まであいているところを飼料として使っていただいておりますので、それは可能ですのでそれは現状を見て対応したいというふうに思います。

○2番（淵合昌昭議員）

ずっとほっとくと、やはり今の土地、竹がおえてきたりということがあるらしいです。今、市長が言いましたけども、畜産農家、当市は畜産農家が多いですので、そういったものの活用ができるわけですね。お聞きします。

○市長（五位塚剛）

今、同意をいただいている部分について、問題がないところはそういうところで飼料畑として、一定の期間は農家に貸し出すこともできるというふうに思っております。

○2番（淵合昌昭議員）

本当にあの土地の状況を考えたときは、できれば市長が言ったとおり飼料を作付してもらおうとかいう形の方法をとっていただいて、ぜひやっていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

それでは、2項目入っていきますけども太陽光発電のことで質問をします。

実は太陽光発電所、あちこち再生可能エネルギーということですのでごくいいんですが、最近、多分個人か法人かわからないんですが、いろんなどころの山合いにつくってあります。のり面やら、流末のことも含めてちゃんと整備されてないところがあって、水路に崩れているということが起きています。これに関して何か市として行政として、やはりきちっとした決まり事を決めていただければと思ってるんですが、どうですか、市長。

○市長（五位塚剛）

市内における太陽光発電がいろいろあります。現実として、昨年も6月から7月にかけての集中豪雨によって、いろんなどころで被害が起きております。農地を転用した場合においては、農業委員会でちゃんと排水対策をしてくださいということでの意見をつけることはできますけど、この山林については、残念ながらどこにも基本的には制限をかけることはできません。基本的には、今後も太陽光をつけているところについては、行政としても排水対策をちゃんとしていただきたいというお願いは今後していきたいというふうに思います。

○2番（淵合昌昭議員）

この太陽光発電を設置するに当たり、行政のほうに承諾を得るということの条例

はないんですか。

○市長（五位塚剛）

基本的に、農地の場合は農業委員会のほうに届け出許可がありますけど、開発行為を伴うものについては当然ながら県のほうにも届け出があります。そういう意味での、ありますけど、どうしても行政としてだめですよということでの、これはなかなかできない部分がありますけど、やはり指導として排水について、後で災害が起きないようにということはお願いはしたいというふうに思います。

○2番（瀏合昌昭議員）

発電所の大きさといいますか、規模といいますか、それは無制限ということはないですか。

○市長（五位塚剛）

曾於市内には、大きいところが三州ゴルフ場ですね。跡地です。これは18メガですけど、これは基本的にはゴルフ場のコースについて申請されましたけど、要するに九州電力との関係で、どれぐらいの規模で契約できるかというのがまず前提になってくるだろうと思います。だから、ほとんど旧片倉製糸工場の跡も、面積全てを基本的には対応しておりますけど、それは幾らという規模は、九州電力さんとの話し合いでのいかんで市が制限するということはありません。

○2番（瀏合昌昭議員）

今、市長が言うとおりの企業間を企業だとある程度この地元のことやいろいろなことを考えて設置されたと思うんですが、前にちょっとつくった、多分個人だと思うんですけども、木を伐採して伐採したものの要するに流末がよくできないために現在田んぼのほうに落ちてくる状態が来てます。その中でいくと、やはり行政としてある程度の縛りと申しますか、条例をつくってある程度やっていく必要はあるじゃないかと思うんですが、どうですか、その辺のことは。

○市長（五位塚剛）

太陽光メガソーラーに関しては、多分これ以上は余りふえないだろうと思います。当初、キロ42円の契約がもう30円を切っている状態で、もうメガソーラーの運営会社自体が倒産をするような状況になっておりますので、もう採算が合わない状況に今からなりますので、当然ある程度おさまってきたのじゃないかなと思っております。また今後については、十分申請があったときは市といたしましても、そういう排水対策について十分対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

○2番（瀏合昌昭議員）

今、市長が申したとおり本当に電力が下がってる中でいくとだと思えます。ただ、一つ困ったのが、一番高いときの42円で契約してる方がいらっしゃるわけですね。

そこを何ていうのか、契約を売るというのかな。そういう形のものがあるらしいです。聞くと。例えば、Aという人に42円で申請しているんで、転売して権利を売るというのがあるらしいんですが、そういう話を聞いてませんか。

○市長（五位塚剛）

現実には私たちの曾於市内で、そういうことがあったということは聞いておりません。

○2番（淵合昌昭議員）

本当に再生可能エネルギーということで太陽光が大切なものだと思うんですが、今、市長が言うとおりに、買い手の九州電力のほうで安くなってきたんで、これ以上はないと思うんですが、やはり行政としてもある程度太陽光のこの対策を。もし、大きな災害とか特に今は雨量が多くなってます。災害も本当台風16号中心にして出てますんでそういうことを考えながら、ぜひ企画課が中心になろうかと思うんですが、ぜひ注視していただきたいと思ってますんで、よろしくお願いします。

それでは、3番目にいきますけども、今度は教育長よろしくお願いします。

今、教育長から学力テストの比較、あるいはいただいたんですが、大変教育長がこうやったから成績が上がってんなってというのがあったんですが、何か努力されましたか。

（笑声）

○教育長（谷口孝志）

一番努力をしていただいたのは、学校現場であると思っております。正直言います、平成26年にここに参りましたときに、最初の校長会を余り日がなかったんですがしましたときに、率直に言って校長先生方から感じた印象は、当時の現在の曾於市の子供たちの学力の状況に対して、個人的には個人別にはあったと思いますけど、全体としてはそれほど危機感がないというふうに感じました。曾於市の子供たちは、鍛えれば伸びる子供たちだと、そういうことでやりましょうということで、やっていったんですが、やはりその当時、後で中村課長もいろいろ答弁するかもしれませんが、中村課長とも話す中で、それまで私どもに校長さんたちから後で来た言葉で、教育委員会があれやれこれやれと言うから、我々はこうしてやっている、みたいな感じがありました。

そういうことがあって、私どもがやはりこの現状を改善していかなければいけない。せめて、同レベルまでは持っていこうやということを目標に据えながらやったわけですけど、その中で一部の校長さん方には、今もういらっしゃらない方もいらっしゃいますし、まだいらっしゃる方もおりますが、一部の校長さん方には今度は出たのは、教育委員会からちゃんと示してくれと、これをせえ、あれをせえという

のを示してくれと、そうでないと自分たちは何をやっていいかわからんと。全く相反する考え方があったわけですね。

私どもがその後をやっていきましたのは、とにかくやはり子供たちの学力を上げるためには、先生たちの指導力を高めていくこと、先生方がしっかりと指導していくことが大事じゃないかということで取り組みを進めて参りました。個別には、授業の学校訪問等もしました折にも、あるいは研究授業等で指導主事等がまいりました折にも、やはり子供たちがしっかりと授業に取り組んでいるか、それから授業の始まりできょうはこういうことをやるんだと、つまり目当てがしっかりと子供たちに把握されて、そして授業の終わりにはきょうはこういうことを学んだ、こういうことができるようになったというような授業になっているかどうか。そういうことをそれぞれの学校で検証してもらって、そういう授業がやっていけるようにしましょうやということでやってきたわけなんです。

議員の皆様方にもお目通しいただいたと思いますが、27年度からこのような曾於市学力向上プランというものもつくりまして、そして各学校の先生方一人一人にこれを配布して、授業をするに当たっての参考にしてもらい、あるいは校内研修等で活用してもらい、あるいはまた指導主事等が参りましたときにも、これをもとにしながら授業の振り返りをして、より一歩ずつでも改善していこうということで取り組んでいきました。

それに対しては、後は校長先生を初めとして学校の先生方が、やはりそれぞれの自分の学校の児童生徒の現状をしっかりと見てもらう。あ、これでいけないということに気づいてもらったというか、そういうふうに意識を変えていただいたと。これはもう感じております。

その成果が少しずつ見えつつありますが、ただ、まだまだ我々が目標とします全国、県そういったレベルにちゃんと並ぶというところまではまだ届いていません。県のほうには少しずつ今近づいてきつつあるし、あるいはこれは先ほど答弁の中でも申し上げましたが、学校間の格差がありまして、やはり同じ小規模校でも、非常に結果が、子供たちの力がついている学校もあるし、小規模校なのにまだまだというところもあります。

それから、大規模校といいますか、大きい学校でもその改善のあった、今上がってきた一番の要因というのは、大規模校で何校改善が見られて、特に中学校では、その改善の傾向が見えた結果が、数字としてもあらわれてきております。そういうことで冒頭申し上げましたが、やはり学校の先生方が、曾於市の子供たちを何とか力をつけさせようということで取り組んでもらってしている結果が、少しずつ改善に向かっていることだというふうに思ってます。

それから、子どもは一方でまた学校だけが取り組むものではなくて、学校の取り組みというのを家庭でもしっかり理解してもらって、保護者も一緒になって子供たちを鍛えていってもらいたい。そういう意味で、今年度はこの「家庭学習の勧め」というのもつくりました。これは各学校を通じて各家庭に配布しております。これはまた、ただ配ればよいということじゃなくて、学校のほうでも折に触れてこれを活用しながら、保護者とも話をしていってくださいと、そのようなことをお願いしております。

私は、管理職研修会でもあるいは先生方といろいろ話をするとき、やはり一つ一つ細かいことでも積み上げていくことが、やがて大きな変化となって出てくるだろうと。そういうことで、こつこつやってみようということ今お願いをしているところであります。

○2番（淵合昌昭議員）

教育長のお話を聞きますと、本当に私もこの話については何回か質問をしています。教育長に前もお願いしましたが、学校を回って行ってくださいという話もしました。やはり、現場の先生方の思いも教育長の言うとおりの一つ一つの積み上げというふうに思っています。1ポイントも上がっているというのはすばらしいことだと思ってますし、やはりこの関係というのは、小学校の小規模校だといいますが、大規模校はどうしても全体的に足を引っ張っているという点も多々あったと思いますが、そういう点での何か指導方法で変わったことがあったら教えてください。

○学校教育課長（中村涼一）

では、質問にお答えいたします。

曾於市の学力については、今教育長のほうから熱く語られていろいろ話があったと思いますが、実際の実態としては、今曾於市全体で私自身が学校教育課長として大きく感じているのは、やっぱり学校間の格差があると。

非常に頑張っている学校と、なかなか頑張っている割には結果が出ていないということで、特にまず大規模校が全体的には結果を出していないと。これは私が来た3年前からの大きな課題でございました。学校も今大規模校もそういった意味では、県平均、全国平均を上回る学校も出てきました。また、依然としてなかなか結果が出せていないんですが、我々が授業を見に行ったり、学校に研修会に行ったりする中で徐々ではありますが、学校の授業が変わってきている。また、学校の先生方の雰囲気も変わってきている状況もございます。そういった意味でいうと、一つ変わってきているのかなと思っています。なかなか学力については、一朝一夕に結果が出るというところはないんですが、私としては徐々に先生方の意識が変わり、授業が変わって、子供が変わっていくんじゃないかなと、そういうふうに期待をしてお

ります。

以上です。

○2番（渚合昌昭議員）

やはり全体的な底上げと申しますか、やはり平均点を上げるというのは大事だと思っています。27年度の決算委員会の中でも委員の方から言われたんですが、やはり全体の上下の差を縮めるという点が私は今から大事だと思っております。いつも言いますけども、全国で言うと、東北のほうが相当レベルアップしている中でいくと、やはり格差がないということも言われています。飛び抜けたりもないんですが、平均点が上がっているということも言われていますけども。

やはり一つは私思うんですが、この間、曾於高校の子供とだったり、市民祭ですけどもだったり、2年生の子供さんですが、話をしたんですが、その生徒に、男の子だったんですが聞いたんですが、どうだって聞いたら、ああ今すばらしいですよって、何すばらしいかって聞いたら、先生方がいいということ言われたんですね。先輩はどういった感じの進路を持っているかって聞いてみたら、半分以上の方が進路をとということ言っていると。ということ言っています。

本当に先ほど出てますけども、財部高校そして岩川高校、廃校になった曾於市に1校の曾於高校です。だからそういう面でいくと、やはりその小学校、中学校の学力が曾於高校に反映していくと私はもっています。やはり、まだまだ宮崎県のほうの学校とか、あるいは違う市町村の学校に行かなくても、曾於高校はあるんだということも思ってます。逆に、都城のあたりから曾於高校に来るぐらいの価値を持ってたらいいなと思ってるんですが、その辺をお聞きします。

○教育長（谷口孝志）

今、渚合議員のほうから言われたとおり、私どもが目指しているのも、曾於市の子供たちは、もちろん5学級200人の定員しかありませんけど、その定員いっぱい、定員を超える志願者が、曾於市の子供たちが曾於高校を希望すると。そういう状況になることを願っておりますし、そしてまた、曾於高校に入る子供たちが確かな学力を身につけて、そして高校でさらに鍛えてもらう。そういう形が一番理想だと考えておりますので、そういう形に近づいていけるように学校現場と一緒にあって、力を合わせていきたいというふうに思います。

○2番（渚合昌昭議員）

課長は中学生では専門性ということなんですが、小学校でも多少は専門性の学科のほうで先生がやっていらっしゃるんですかね。ちょっとお聞きします。

○学校教育課長（中村涼一）

お答えいたします。

中学校は教科担任制ということですが、小学校の場合は学級担任がそれぞれの教科を行っておりますので、専門性というところかというと、中学校とは若干違うということになります。

○2番（渚合昌昭議員）

私、前、新聞かテレビで見たんですが、専門性の先生が教えると相当学力が上がるということを聞きました。やはり全部とは言わないですが、もしそういうのができるんだったら、1教科でも、理科のほうは何かやっていますかね。何かやってみてね。教えてください。

○学校教育課長（中村涼一）

若干補足いたしますが、理科は大規模校については理科専科、また音楽については音楽専科を持っている学校もございます。それから、大規模校に関しては、少人数加配ということで、算数とかそういう教科の担当する教員がある学校もございます。

○2番（渚合昌昭議員）

本当に、子供は宝でございます。そして、将来を担います。曾於市の将来は子供らと言って過言でないと思いますが、今いろんなことの中で私のこの内容を見まして、少し安心したところがあります。ではなくて、もっともっと子供たちのそういった少子高齢の中でいくと、やはり曾於市の子供たちを大切に育てていくと。あるいは学校が曾於高校ありますんで、そういうことでの人口減にもあると私は考えております。

そういったことで、ちょっとこの間出たんですが、議案書が出たんですけども、要するに補助金の問題がちょっとありましたけども、ちょっと聞いていいですか。通告にはないんですが、今でも曾於高校からの補助というのはどういったものが上げられたか、わかったら教えてください。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

現在の曾於高校支援条例の今回条例改正をお願いいたしておりますが、その前のところで申し上げますと、一番大きなところでは、制服等の購入補助、それからいろいろな資格の取得の補助、それからスポーツ等におきまして九州大会あるいは全国大会に出場したときの補助、広報支援事業そのようなものが補助となっております。

○2番（渚合昌昭議員）

今、補助と言われる曾於高校に関するものというのはちゃんとしてやってる。また、予算というのは別問題としまして、今現状でいくと、そういう形できちっと補

助をやっていくと、子供たちも安心して学校に行けるということを考えてます。先ほどから重複しますけども、やはり子供たちのことを考えながら、曾於高校のぜひ、ほかの市町村から曾於高校に受験したいという子供たちを、ぜひつくっていただきたいと思っています。

以上で私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時54分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第11、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○5番（宮迫 勝議員）

日本共産党の宮迫勝でございます。今回、私は3項目にわたり質問をいたします。

まず1項目は、防災についてであります。

9月19日から20日にかけて、台風16号が大隅半島に上陸して、曾於市を含めて県内各地に大きな被害をもたらしました。今回の災害で、市民の方から多くの指摘や問い合わせがありました。台風の被害を検証し、備えることが防災につながると思い、防災について次の5つを伺います。

まず1つ目、市民からの問い合わせが特に多かったのが、停電時の情報提供のあり方でありました。九電に電話が通じない中で、市からの情報が頼みの綱だと思います。

このことについて市長の所見を伺います。また、停電時の広報等を含めた対策マニュアルはあるのか伺います。

2番目に、災害時の情報提供では、コミュニティFMが期待されますが、災害時の情報提供等の対策マニュアルはあるのか伺います。

3番目に、畜産農家では水が出なくて大変だったと聞きました。断水の原因は何だったのか伺います。

4番目、強風で畜舎等が損壊して、後片づけに難儀された方もいました。瓦れき等の処分について、特別な配慮をしたのか伺います。

5番目に、民家の屋根瓦や板金等が吹き飛ばす被害が多発しました。市営住宅や学校等の建物には、これらの被害はなかったのか伺います。

大きな2項目めに、PFI事業について質問いたします。

まず、さきの一般質問で、桜ヶ丘住宅の建てかえをPFI事業で行いたいとの答弁でありました。その理由として、従来の住宅建設よりも、PFIのほうが約2億円安くなるということでありました。それではまず、PFI事業のメリット・デメリットを述べてください。

2番目に、建てかえの桜ヶ丘住宅の棟数や階数、間取り、戸数等の基本構想はできているのか伺います。

3番目に、PFI事業で進める場合の手順を述べてください。

4番目、PFIとは、民間の企業が施設を長期にわたり管理していくシステムだと思っています。民間が管理する部門と管理期間はどのようなのか伺います。

大きな3項目めは、交通安全についてお尋ねいたします。

まず、市内の県道・市道の横断歩道の白線が消えかかっている箇所が多くあります。歩行者の安全を守るために、関係者と協議して整備すべきではないかと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、財部の新田地域で、農道と市道が交差するところが数カ所あり、交通事故が多発しています。このうちの1カ所に、「止まれ」の標識が立ちました。地元の方や多くの市民から、喜びの声とともに、残りの交差点にも標識を立ててほしいという声があります。

市長の考え方を伺いまして、1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

1、防災についての①停電時の情報提供のあり方についての所見、停電時の広報等対策マニュアルはあるかについて、お答えいたします。

台風16号によって、電柱の折損や倒木による電線の断線等の被害があり、市内各地で停電が発生し、市へも問い合わせが殺到いたしました。

市では、九電に停電状況について何度も問い合わせをしましたが、九電も状況把握や復旧作業に時間がかかっていることから、答えられない状況にありました。

高圧線の通電状況については、把握できるという状況でしたが、低圧線については、現地で確認しないとできないとのことでありました。このような状況下にあつて、九電からの依頼を受け、市では有線放送とコミュニティFM放送で、停電状況について2回ほど放送いたしました。

10月上旬、九電鹿屋配電事業所から市へ、台風16号による大規模停電への対応について説明したいとの申し入れがあり、説明を受けた際に、早目の情報提供またはみずから広報をお願いしたいと要望をしたところでございます。

九電との協議の結果、市との間で停電時の情報共有について、連携を図っていくことになりました。今後は、九電からの情報が入手できた段階で、市といたしましても、積極的に市民向けの情報伝達に努めたいと考えます。

停電を含む災害時における市民への情報提供については、コミュニティFMの「一般財団法人まちづくり曾於」と市で災害時における緊急放送に関する協定を結んでおり、災害時には市の依頼で随時情報提供できる体制をとっております。

「まちづくり曾於」では、緊急時災害時対応マニュアルについて策定済みであり、今回の台風でもスタジオに夜間も詰め、すぐ放送できるように対応したところです。

③、畜産農家で水が出なかった原因について、お答えいたします。水が出なかった理由は……

（「飛ばしてる」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

②がありました。②の災害時の対策マニュアルについて、お答えいたします。

災害時の防災対策マニュアルにつきましては、FM放送において、災害発生時対応マニュアルを作成しております。本マニュアルには、災害時における対策本部の設置や人的体制、災害時に応じた番組編成や通常番組の中止、自治体からの放送要請に基づく放送等についてで、定めてあります。

③の畜産農家で水が出なかった原因について、お答えいたします。

水が出なかった理由は、停電により、自家水のくみ上げができなかったものです。

④、畜舎の後片づけへの配慮について、お答えいたします。

畜産課では、特別な配慮はしておりませんが、市民課に2件の問い合わせがあり、スレート等を受け入れております。

⑤、市営住宅や学校等の被害について、お答えいたします。

市営住宅については、末吉管内で川内団地の雨漏りなど計15件、大隅管内では桜ヶ丘団地の瓦破損など計30件、財部管内では正ヶ峯団地の外灯破損など計18件の被害があり、市全体では63件の報告があったところです。

学校については、2つの学校で3件の被害がありました。末吉小学校では、校舎裏の外階段屋根パネルと屋外トイレの軒パネルが破損し、笠木小学校では、太陽光発電のソーラーパネル1枚が破損したところであります。

PFI事業についての①PFI事業のメリット・デメリットについて、お答えいたします。

桜ヶ丘団地の建てかえを検討する中で、PFI事業を既に実施して成果を上げている自治体が多く、本市としても公営住宅法による住宅の建てかえについて検討しているところです。

メリットについては、1つ目に、民間の資金と技術力を活用し、安くて質のよい公共サービスの提供が可能となることです。2つ目に、国からの補助金が通常事業よりPFI事業のほうが、割り当てが高く配分されることです。3つ目に、工期の短縮が期待されることです。4つ目に、施設内に民間の商業施設等の建設が可能となることです。

デメリットについては、1つ目に、PFI事業の検討には、金融・法務・技術等の専門知識を必要とし、事務手続も複雑なために、アドバイザーの支援を受ける必要があります。2つ目に、設計・施工を一括して任せることになり、現場の管理・監督が行き届かないおそれが予想されます。

②、建てかえの桜ヶ丘住宅の棟数等の基本構想について、お答えいたします。

桜ヶ丘住宅の建てかえについては、5階建ての2棟で68戸を計画しております。間取りは1DK、2DK、3DKの3タイプで、面積はそれぞれ約 $35\text{m}^2 \cdot 50\text{m}^2 \cdot 70\text{m}^2$ を計画しております。ただし、PFI事業を導入した場合は、企業の提案や商業施設の設置等にも関係して計画変更することになります。

③、PFI事業を進める場合の手順について、お答えいたします。

桜ヶ丘団地の建てかえについては、公営住宅法による住宅の建てかえに有利とされるPFI事業について、今後は研修会や説明会を開催し、導入して検討していきたいと思います。平成29年度以降については、ほかの自治体と同様にPFI事業専門の外部アドバイザーの支援を受けて、導入や事業方式について検討を進めたいと思います。

④、PFI事業での民間が管理する部門と管理期間について、お答えいたします。

桜ヶ丘団地の建てかえをPFI事業で実施した場合においては、民間の特別目的会社等のグループを編成していただき、事業を進めていくことになります。市がPFI事業のどのような方式を選択するかで、管理内容や管理期間も変わってまいります。

今回の桜ヶ丘団地については、住宅の新築に係る設計・新築・造成及び旧団地の建物解体・跡地造成までを計画しているところです。新築した公営住宅については、他の公営住宅と同じように、市で維持管理する計画です。

3、交通安全についての①県道・市道の横断歩道の消えている白線設置について、お答えいたします。

道路の横断歩道や外側線・中央線は、歩行者や通行車両にとって安全確保のために大切な役割を果たします。国道・県道については、毎年調査し、消えている路線は県に要望して対応をしてもらっております。市道については、地元からの要望も多くあり、現地調査した上で、警察と協議をして対応しているところでございます。

②、「止まれ」標識の追加設置要望の件について、お答えいたします。

今回、質問にありました「止まれ」の交通安全標識は、県道末吉財部線から新穂自治会に通じる農道蓑原横5号線と交差する市道正ヶ峯蓑原線に設置されております。当該箇所については、以前より事故が多いことから、地元から標識設置の要望があった場所であります。

市といたしましては、交通事故防止の観点から、交差点部分のカラー舗装や交差点手前にゼブラ状にカラー舗装等をするなど、安全対策を講じたところであります。

今後も、道路管理者としての安全対策を講じながらも、それでも事故等多発する場合は、交通安全協会や曾於警察署に現地を確認してもらい、標識設置の要望を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

それでは、2回目の質問に入ります。まず、防災について伺います。

まず市長にお聞きしますが、私は、ふだんから備えることが最大の防災だと思いますが、市長はどう考えるか伺います。

○市長（五位塚剛）

災害にはいろいろありますが、事前に準備するというのは非常に大事なことだというふうに思います。

○5番（宮迫 勝議員）

ことしの3月に防災ガイドブックをいただきました。この冒頭で、いざというときに備え、日ごろから避難場所、避難経路、家族の連絡先、避難所の心がけなどを、この防災ガイドブックと防災マップをもとに話し合っていていただき、防災に役立ててくださいとあります。まさに今おっしゃったとおりなんですね。だから、ふだんの備えがやっぱり最大の防災になると思います。

今回、このガイドブックには書いていませんけども、今回の台風16号のあった中で、市民からの多くの要望や指摘があったことを紹介しながら、問題解決の提案も含めて質問したいと思います。

まず、停電時の情報提供のあり方であります。台風16号での停電の区域、これをつかんでいましたら、ちょっと教えてください。つかんでなかったらいいですよ。

○総務課長（永山洋一）

お答えいたします。

区域等につきましては、九電からまだ詳細な地図等をもらっておりませんが、10月3日に、九電の鹿屋事業所のほうから説明に参りまして、この台風の影響で鹿屋配電事業所管内の契約戸数は17万戸、およそあるというところでございますが、最

大で13万6,000戸、停電率で78.3%停電があったということでございまして。そう
いったところで、復旧に時間がかかったということで聞いております。

○5番（宮迫 勝議員）

それぞれ飛んでるところがあるから、詳しくはつかんでないと思いますけども、
私の近いところ、柳迫校区も約3日間、23日の未明までとまっていたそうです。こ
ちらの方から数件問い合わせがありました。

私に来るくらいだから、市役所のほうへも相当あったと思うんですけども、どう
だったでしょうか。

○市長（五位塚剛）

柳迫校区の場合は、柳迫小学校を起点として都城側と末吉側といいますか、いろ
いろありました。市の水源地も同じ導線でありまして、いつまで停電が続くのかと
いう要望かなりありました。

○5番（宮迫 勝議員）

それで電話等の問い合わせに対しては、どのような返答をされたんでしょうか。

○総務課長（永山洋一）

結果といたしましては、先ほどの停電の状況等については、まだ詳細なその配電
関係というのを九電からもらうことになっておりますので、その際はまた説明でき
ると思うんですが。

とにかく、消防防災の係が現在4名おりますが、4名がとにかくひっきりなしに、
電話を切る間がないぐらいの状況で苦情が殺到しておりました。その中で、こちら
としてもどうしても把握できていない状況でございましたので、なかなか説明が難
しかったとございしますが、とにかく、九電から情報がとれた段階で、早目にそ
ういった情報が提供された場合には広報したいということで、対応したとござ
います。

実際は、平成6年の13号台風ですか、あれ以来の大きな台風ということで。あの
際も大隅半島は電柱等が倒れたりとか、いろいろな災害があったわけでございます
けど、今回はその22年ぶりの大きな台風ということで、杉の倒木等によって、そう
いった電線の破断、それとか電柱とか折れたりとかいう状況がございました。

それで、九電のほうにいろいろと確かめたところ、高圧線というのについては、
実際わかりやすいと、低圧線とか引き込み線については、現地に出ないと、目視
で見ないとわからないというような状況でございましたので、九電のホームページ
上を見ましても、あくまでも高圧線の通電状況しか載ってないような状況でありま
した。

そういったところから、本当に詳しい情報をいただかないと、我々も放送できな

いという、住民にお知らせできないということがございました。

それで、実際は九電との間にも覚書等の取り交わしをしておりますので、そういった履行をしてもらうようお願いしたところでございます。

それから、なかなかまい対応ができなかったのは事実でございます。

○5番（宮迫 勝議員）

そうなんです。九電からの情報がないから、なかなか市民の方には情報伝達ができないと。私も九電に電話何回かしたのですが、つながらないんで、都城の営業所へ行きました。行ったところ、ここも人がいっぱい、やっと係に会って聞いたところ、同じようなこと言うんだけど、その中の私の前にいた人が都城の方なんだけど、どの区域が停電してるんですかって聞いたら、姫城地区だと。そしたら、すぐ近くじゃないかと、何で広報車を出さないんだと、広報車を出してくれば、今どういう状況かわかるから、ここまで来なくて済むじゃないかと、私は商売をしているんだけど、店があげられなくて困ってるっていうことだったんですね。だから、情報の伝達っていうのは、本当に素早く、わかる範囲でやるのが基本だと思うんです。

市のほうがこのような中で、わかる範囲で広報車等を出されたのか、確認したいと思います。

○総務課長（永山洋一）

先ほども述べましたが、九電自体も全く把握できていない状況でございました。当然、市のほうでも把握できていないと。大体、いつごろまで通電するのに時間がかかるのかといった内容等についても、苦情等に対して対応できなかったということから、当然、一番大事なのはいつごろまでに復旧するのかということを、住民の方々は知りたいと思っているわけですが、その情報が入ってない段階での広報はできないということでございました。

○5番（宮迫 勝議員）

私の質問は、曾於市として停電時の広報等含めた対策マニュアル、ちょっとこれ、確認できないんですけども、再度確認します。あるかないかだけお答えください。

○総務課長（永山洋一）

停電時の、実際、市のほうでどのような対応をするというのは、現在の地域防災計画にはうたっておりません。そういったところから、今後、改定を今現在しています。そちらのほうにうたい込めたいと思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

非常に大事だと思うんですね。次の災害のためにも、こういう気がついたところは少しずつ改善して行って、この防災ガイドブックなりを充実させていく。これが

大事だと思います。確認をお願いします。

○総務課長（永山洋一）

そのとおりだと思いますので、今後対応していきたいと思います。

○5番（宮迫 勝議員）

あとは、答弁であったように、九電との連絡、これを10時、お昼3時とか、定期的に連絡、メールでもファクスでもいいからもらうように、情報提供をあらかじめ組んどけば、こちらから電話しなくてもそういう情報は得られるんじゃないかなと思うんですが、やっぱりこういう体制も必要だと思います。どうでしょうか。

○総務課長（永山洋一）

平成18年に、九電と災害復旧に関する覚書というのがございまして、その中で、伝達に対する連絡体制とか、いろんなのがあったわけでしたが、今回、そのようなのがなかなか生かされてなかったというようなことから、また改めて曾於市地区災害復旧に関する覚書というのを、市役所と九電鹿屋配電事業所のほうで締結してまいりたいといったところでございます。

これにつきましては、また広報等についても、災害予想される場合、また災害発生時の広報ということで、台風が接近し、災害予想される場合は、甲——甲というのが曾於市ですが、曾於市の広報手段により、次の広報を九電が要請することができるということで、停電の発生状況と復旧見込み等について情報をいただき、それをまた我々が広報するといった体制等を、今回また覚書を締結いたしますので、充実してまいりたいと思います。

○5番（宮迫 勝議員）

ぜひ、いろんな足りないところ、足してって、充実するようにしてください。

次に、コミュニティFMの対策マニュアルについて伺います。

答弁では、災害発生時のマニュアルはつくってあるということであります。この停電された柳迫校区の方から、頼りにしてたんだけど、コミュニティFM、ある一定の時間は流してくれた——災害情報ですね、だけど、台風が過ぎて天気がよくなったら、通常の放送に返っちゃったって言われたんですね。だから、この区域だけが取り残された。

要するに、地震の発生あったところが、テレビやニュースなんかで流してもらううちは、まだ関心があるなあ。だけど、それが流されなくなると、もう関心がないんだという心理状況と同じですよ。だから、やっぱりこれは行政と密にしながら、連絡密にしながら、定期的に、さっき言ったように、10時とかお昼とかに、わずかでもいいんですね、停電情報を流しますという感じでやってもらえれば、こういう被災者の方は安心するんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回、台風16号に及ぼす影響というのは非常に大きかったというふうに思います。また、停電で一番最初まで電気がつかなかったのが柳迫地域でした。そういう意味で、かなりの電話がありました。市といたしましても、九州電力の鹿屋営業所、都城営業所と直接交渉して、状況をお知らせして早く対応してもらうように、私みずからも何回も電話いたしました。

ちょうどそこまでの途中の山の中で、大きな杉の倒木があつて、それを除去するのに、そこまでなかなか行けなかったというのもありました。そういう状況を随時、今後は報告をして、市民にいつごろになったら電気が通電する予定ですということを引き続き、ちゃんとマニュアルにのっとって、FMでも放送したいというふうに思います。

○5番（宮迫 勝議員）

経験から言いますと、J Rに事故があつたりして電車とまります。こういうときに、まず持つてる情報素早く流す。これがないとパニックっちゃうんですね。だから、私なんかは常にそういう指令とのやりとりしながら、わかる範囲での情報を流すようにはしていた経験があります。

ぜひ、こういう情報の伝達については、お互いに持つてる知識を共有しながら、改善していきたいなと思います。

このコミュニティFMのパーソナリティーの方にお伺いしたところ、こういうマニュアルあつても、立ち上げから開局まで時間がなかったのかな、訓練は受けてないんですね、どういうときにこういう放送しましょうとか。だから、やっぱりパーソナリティーも調査研究をしたほうが、備えになるんじゃないかなと思います。

奄美大島の集中豪雨では、コミュニティFMが非常に役に立ったと言われてます。今回の災害でも垂水とか鹿屋等、大きな被害を受けましたけども、こちらどうだったのか。やっぱりこういうところからも学んだらどうかと思いますけども、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の場合、そういう訓練というのが十分できておりませんでした。まちづくりの会社がありますので、その中で再度研修していただき、いろんな災害がありますので、それに対して、的確な情報をパーソナリティーの方々がちゃんとできるように、市と行政とタイアップして進めていきたいというふうに思います。

○5番（宮迫 勝議員）

幸い、まちづくりの理事には、大休寺副市長もいるので、その点は行政側との連絡がうまくいくんじゃないかと、調査研究の旅費についてもS o o G o o dは予

算がないと思うんで、その辺も含めて対応してください。

次に、3番目の畜産農家の断水についてお伺いします。

停電により自家水のくみ上げができなかったと。この停電で断水した農家の方々は、どのような方法で乗り切ったのか、もし誰かつかんでたらお答え願いたい。

畜産課長、若干つかんでますか。

○畜産課長（木佐貫育穂）

お答えいたします。

今回の台風16号によりまして、畜産農家の水が出ないところが一部ありまして、2日から3日出ていないところがあります。水が出なかったところの畜産農家は、近隣の畜産農家から水を分けてもらったりという話を聞いているところであります。

○5番（宮迫 勝議員）

自家発電機があるところは、これを使ったりして対応した。でも、容量が小さかったんで、オーバーヒートですぐだめになったとか、それからやむを得ず、近くの畑かんの水を利用させてもらったという方もいらっしゃいました。

畜産課長に伺いたいんですけども、このようなときに、行政が何か手助けできる方法はないのか。過去にもいろんな台風、大きなの来みたいですけども、過去にこういう手助けした例はないのか、あったらお答えください。

○畜産課長（木佐貫育穂）

平成23年、24年ですけれども、いろいろ災害が発生したときに、通常の飼養管理に、鶏でいきますと自動給餌器、それから自家水の設備、それから鶏舎等は、相当中暑いので大型の送風機。それから、酪農でいきますと、朝晩、乳を搾りますので、そのため用の電源ということで、それとまた搾った乳を冷やすという形で、発電機等の補助を行っております。

○5番（宮迫 勝議員）

小規模、中規模の畜産農家の方は、貯水タンクを、あるところはそれにためたから助かったと。でも、ためてなかった方は、今回は本当にいい機会になったと、いい経験をしたと。次の台風のとくにやっぱりこの貯水タンクも必要だなという方もいました。

大型の畜産農家の方は、発電機があればなあていう意見もありました。ですが、中で、でも高くてなかなかねって言う人もいました。

やっぱり、畜産農家の支援のため、そして、こういうことを未然に防ぐためにも、そういう発電機なり貯水タンクなりを設置する場合に、ある程度の助成、補助をして支えるべきだと思うけど、そういう考えはないですか。

○市長（五位塚剛）

今回、この台風の停電によって家庭でも停電が続くということで、ポータブルの発電機をニシムタさんとか、いろんなとこに皆さん買いに行かれたみたいで、もうほとんど完売だったというふうに聞いております。

また、リース会社も、次の日に私も電話入れましたら、もうほとんど貸し出しで品物はないという状況でした。そういうことを考えますと、やはり今回のような問題が発生したときに、今までも補助をいたしましたけど、そういう希望者があれば、市といたしましても発電機の購入補助というのを考えていきたいというふうに思います。

○5番（宮迫 勝議員）

ぜひ、内部で検討して実現するようにしてください。

本当に、農家の方は今度の台風16号で、身にしみて停電の怖さっていうのを感じていらっしやいました。やっぱり、この熱意が冷めないうちにしてほしいものだと思います。

次に、瓦れきの処分について伺います。

市民の方から、畜舎とかわらを積んでる小屋なんかが損壊して、片づけをしなくちゃいけない。その中でクリーンセンターに角材やらチクナミを持っていったら、細かく切ってから持ってきてくださいとか言われた。片づけで大変なのに、チェーンソーもない中でそういうこと言われて、困ったっていう意見があったんですね。

市民課長、こういうときには何か配慮はできませんか。

○市民課長（久留 守）

お答えをいたします。

今回の16号について、畜舎とか倉庫の倒壊があったものについて、2件受け付けをしたところであります。また、一般の皆さんについてもそういった台風による破碎、タキロンとかそういったものが大量に出て、それを処分すると。そういったときに、タキロンとかそういったものについては、当然施設にある破碎機、それで処分するわけなんですけども、やはり大きな材木、1 m以上になりますと、どうしてもその破碎機で破碎するには、どうも困難になりますので、詰まったり、そういうおかげでとまったりしてしまうということがございます。

そのために、かねてから木材、あと金属については、1 m以内にカットをして持ち込みをお願いしますといったような御協力をお願いしているところであります。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

10年ぐらい前でしたっけ、中谷校区で集中豪雨による水害がありました。この時の瓦れき等、これ特別に配慮しましたよね。これはどういう経過でしたか。

○市民課長（久留 守）

お答えをいたします。

平成21年か2年のころだったと思いますけども、中谷で河川が氾濫しまして、大量のそういった被災ごみが出てきたわけです。聞いた話によりますと、当然これはクリーンセンターの破砕機で処分がし切れない大量の被災ごみでありましたので、これにつきましては、今の財部の最終処分場でございますが、今、機械等については動いておりませんけども、災害用の施設ということであるわけですが、そこに持ち込みをいたしまして、埋め立てて処分したといったような経緯があったようでございます。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

今回はそこまでの量は出なかったと思うんですけども、やっぱり、そのときそのときに応じて、こういう被災者は困っているわけだから、短く1mに切ってくれと言われても、チェーンソーがあれば楽ですけども、ない人は本当大変ですよ。そういうところは、若干の配慮をしてほしいんだけど、どうでしょう。

○市民課長（久留 守）

今、クリーンセンターにつきましても、19年が経過した施設であります。焼却施設につきましても、それからこの破砕の施設につきましても、老朽化が進んでおりまして、今たびたび機械がとまっているといったような状況があるところであります。

今後、こういった災害というのは特別なことでありますので、なるべくそういった市民の方々が、こういったごみを処分するのに心配のないようにというのは当然でございます。

持って、持ち込まれたごみについては、当然そういった大きなごみにつきましては、投入ができませんので、例えば、敷地の中のほうに一部仮置きして、それをまた少しずつ細かく切って、また入れるとか、そういったことも十分今後検討させていただきたいと思います。

○5番（宮迫 勝議員）

軽トラで運ぶくらいの大きさだから、そんなに長いものはないと思うんですね。だから、仮置きしといて、クリーンセンターにチェーンソーでも準備して、切断してから破砕機にかけるとか、そういう工夫もあると思うので、ぜひ、この点は検討してください。

次に、市営住宅や、学校等の被害。

今、私が心配したのは、この古い建物は瓦が飛んだ事例がいっぱいあったんです

ね。これでほかに被害がなければいいんだけど、そういう2次被害はなかったのか。それと、市営住宅で雨漏りって書いてありますけども、雨漏りによって、内部の被害は出なかったのか。こういうときの雨漏りの被害の弁償っていうか、市には求められないのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

市営住宅については、建物は、市のほうは基本的には保険かけております。ただ、中に居住されている方々が、テレビとかエアコンとかいろんな電気製品を持ってらっしゃる方については、皆さん、自分で財産に保険をかけてくださいということを一応説明しております。そういう台風等で被害を受けたら、そういう形をしておりますけど、市のほうでは内部的なものは、補償はしてないところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

いい機会なので、古い市営住宅を中心に点検をしてほしいんですね。また次、大きな台風が来たときに、こういう雨漏り等が起きないように、これ要望しておきます。

次に、PFIに入ります。

PFIに入る前に、一つだけ、連絡の方法で、緊急メールは今回、何回かいただきました。これでちょっと気になったのが、9月19日の夜8時ごろに、避難勧告の緊急メールをもらったんですけども、避難勧告だから、避難しなくちゃいけないのかなあという思いもありました。でも、国の要請は、空振りでもいいから、早目に避難を呼びかける、これは基本だと思うんですね。やっぱりここを中心にして、これからの対策は考えてほしい、これが一つ。

それから、この防災ガイドブックでの要配慮者を災害から守る。この場合は、地震を想定しての要支援者の救援ていうか、守ることなんですね。今回の台風でも、何人かの方は、怖くて娘さんのところとかにちょっと一時避難をしたとか、そういう方もいました。以前は、家が古くて、台風が来るたびにどっか避難しなくちゃいけないっていうんで、1回か2回、福祉センターのほうに車で送ったことがありますけども、これを見守りと一緒に、地元がしなくちゃいけないのか。もし連絡があれば、交通手段のない方、高齢者や障がいのある方が早目に避難したいんですけど言った場合の対応は、市としてあるのか、ここをお伺いします。

○総務課長（永山洋一）

それでは、まず空振りの件ですが、お話ししたいと思います。今の防災ガイドブックのほうに、11ページのほうにも記載されているんですが、避難準備情報というのがまずはございます。災害対策基本法におきまして、この避難準備情報が第56条第1項によって発令されるわけでございます。

住民に対して予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置ということで、これにつきましては、今回の台風におきましては17時30分に一応発令いたしました。そういったところで、避難行動に時間を要する要配慮者など、また避難場所等への、安全な場所への避難行動を開始していただくと。そういったところで、17時30分に避難準備情報を発令したところでございます。

それと県内に暴風警報が15時12分が発令されましたが、台風の直撃はもう避けられないというような判断から、避難勧告の発令を視野に入れてこの避難準備情報の段階で、避難勧告の発令を視野に入れまして、21カ所の全避難所を開設することになりました。そのための準備等があったことから、また明るいうちでの住民避難を呼びかける必要があったことから、17時30分で発令されるところでございました。

この段階で、有線放送、緊急エリアメール、コミュニティFMを使いまして、避難準備情報の発令と、全避難所の開設を市民に対してお知らせしたところでございます。

また、気象情報等、常時確認して、非常に強い勢力のまま本市を直撃することは避けられないと判断いたしまして、20時に避難勧告を発令したところでございます。

大隅半島では、避難勧告を発令したのは本市のみでございまして、その他、県下では2市2村でございました。

議員のおっしゃるとおり、市民の安全を確保するためには、行政の判断が最も重要だと思っております。今後も空振りはしても、見逃しはしないという体制で臨んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

次に、P F Iについてお伺いします。

きのう、最初の徳峰議員の6日の一般質問に対して、答弁書では、「P F I事業について、導入が可能か、導入する場合、どのような手法にするか、調査検討しているところです」という答弁書がありながら、大休寺副市長は、もうこれでいくんだというような答弁でありました。これはどちらなんですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、P F I方式のほうが、市の財政上、非常にメリットがありますので、導入をしたいというように基本的には考えております。

○5番（宮迫 勝議員）

まだ私なんかも、詳しくどっちがいいのかっていう数字的なことはまだ見えてないんで、ぜひ、それらを出してもらってから、大いに議論したいと思います。

今回は、P F Iについて大まかな基本的な点についてお伺いします。

今回のこの桜ヶ丘の住宅の建てかえをPFI事業にしようと思いついたというか、提案されたのは誰なのでしょう。

○市長（五位塚剛）

私、市長になりましてこの間、いろんな事業を継続してまいりました。特に財部の前玉団地を建設するに当たり、国からの補助金といいますか、非常に少なくなってきた、またいろんな意味で財政的な負担が大きくなってきているというのがわかりました。

当初、計画より交付金が非常に減らされている実態がありましたので、このままいったら、とてもじゃないけど今後の市のいろんな事業に影響あるし、また公営住宅も、これではできないだろうという心配をいたしまして、途中、前玉団地も縮小をしようと思いましたが、ある程度は計画をしながら、進めてきたところですけど。その中で、私自身、何かいい方法があるんじゃないかということで、勉強して、このPFI方式があるというのをわかりまして、基本的には担当課、副市長含めて、PFI方式を勉強なさいということで、私のほうから指示をいたしたところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

答弁書の中に、「PFI事業を既に実施して成果を上げている自治体が多く」とあります。この、既に実施している自治体の名前等がわかれば、ちょっと答弁してください。

○建設課長（新澤津順郎）

それではお答えいたします。

資料の中で、PFI事業による公営住宅の整備をした実績ということで、54カ所の実績をいただいているところでございますが、その中で、曾於市と同様の公営住宅法による建てかえをした自治体とか、幾つかありまして、また、お隣の大崎町並びに鹿屋市につきましては、曾於市と方法は違うんですが、定住促進、例えば子育て支援を含めた高額所得者向けの住宅を計画しているところであります。それを含めまして、一応54カ所の実績を受けているところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

今、公営住宅法によるPFIっておっしゃったけど、大崎町が進めている地域優良賃貸住宅とは違うわけですね、確認します。

○建設課長（新澤津順郎）

大崎町がやっております定住促進住宅整備事業といいますのは、鹿屋も一緒なんではございますが、これについては、所得制限型といいますか、低額、低所得者向けの住宅とは異なりまして、それ以上の所得の方を入っているところでござい

す。

例えば、家賃にいたしましても、曾於市の場合、公営住宅法による家賃の設定いたしますが、この大崎町、鹿屋市の場合につきましては、その採算上、収入と建設費が一致するというのに、0系という略称があるわけですが、市の持ち出しがない程度で、家賃を設定するということで、5万円から6万円の家賃を設定するような事業でございます。

○5番（宮迫 勝議員）

今のところは特に強調してほしかったですね。私なんか頭の中には、大崎町、鹿屋市のつくる優良賃貸住宅と同じなのかな、だから、家賃が高くなるんじゃないかっていう思いが今までありました。

だから、建設課長、もっとそういうところは、強く押し出していいんじゃないですか。でないと、私を含めて少なくない議員がそういう認識であったと思うんですね。どうでしょう。

○建設課長（新澤津順郎）

申しわけありません。先月なんですが、今月もまた議員の方々も含めて説明会といたしますか、研修会を開催予定しておりますので、ぜひ出席いただいて御意見いただければと思います。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

基本構想を聞いたので、大体5階建てが2棟で68戸。これで聞かれたときにはある程度の説明ができると思うんだけど、一番下の企業の提案に、商業施設の設置等も関係するって言ったけど、例えばどういうのができる可能性がありますか。

○建設課長（新澤津順郎）

他の自治体を参考にいたしますと、その住宅の一部を商業施設としまして、例えばコンビニエンスストアとか、あと保育園、幼稚園、それからコインランドリーとかも含めまして、いろいろなものがあるということでございますので、そういうものを含めて、曾於市も検討したいということでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

私はこのPFIっていうのは、例えば民間企業が金融会社から借りて建設して、30年間維持管理をしながら、そこで元手を回収する、利益を回収すると。そういうシステムだと思ってたんです。

ところが、今回この4番目の答弁で、市のほうが公営住宅の維持管理はする予定なんですね。

○建設課長（新澤津順郎）

市が管理すると決めてるわけではないんですが、副市長を初め、いろんなところで会議をする中で、曾於市としては、いろいろな方式があるわけですが、議員の言われた維持管理といいですか、家賃の徴収とか、維持管理も含めて20年、30年やる方法と、建設をして四、五年で引き取るという方法があるわけですが、いろいろな検討をした結果、建築をして四、五年で維持管理といいですか、先ほども言いました、家賃徴収を事務等をしないといいですか、別な住宅と同様の方法をしたほうが効率的ではないかということで、それを中心に考えていきたいということでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

次のアドバイザー委託、その多分議案が出るでしょうから、それまでにはそういういろんな詰めをしてから臨んでください。まだ固まってないと思うんですね。また、そのときに詳しく質問します。

私はP F Iの事業っていうのは、民間には資金があり、経営能力や技術力もあるという前提で、できる限り民間事業者にさせようとしていることだと思います。

しかし、さっき言ったように、民間資金は融資により金利収入を上げるために投入されます。さらに、民間企業は、その経営能力や技術力をあくまでP F I事業を通じて利益を上げる、私はこう思っていました。

今回、これがどうなるかわかりませんが、いずれにしても、住民全体の福祉の向上につながるのか、ここを一番柱に据えて、検証していくことが必要だと思います。このことの上で、次の最後の質問に入ります。

○議長（原田賢一郎）

宮迫議員、済みますか。

○5番（宮迫 勝議員）

終わります。これで終わります。

確認したいんですけども、横断歩道の白線の管理、これからいくと、県道は県ですね。じゃあ市道は市が管理、これでいいんですか。

○建設課長（新澤津順郎）

市道につきましては、市が管理するところでございます。変更とかそういう場合につきましては、警察の協議が必要となります。

○5番（宮迫 勝議員）

消えかかっているから、地元の方から要請を受けて、財部支所のほうに行ったら、そういう関係については、警察だからちょっとこっちではと言われたんで、今回こういう一般質問したわけです。だから、市道でできる範囲だったら、現地調査上で協議して対応してるということだから、これもぜひ、詳しい場所はまた後々述べま

すんで、各支所のほうにもこれは指示をしてください。

市長にお伺いしますけども、こういう道路標識については、すぐにはできないと思うんです。市長の隣の道の駅のところの横断歩道の信号機、これもだいぶかかりましたけども、市長が要望してから、どのくらいかかりましたか。

○市長（五位塚剛）

私が市長になりまして、県のほうにも、また警察のほうにも要望書を出しまして、約3年ほどかかりました。

○5番（宮迫 勝議員）

市民の安全を守る立場から、今言ったように、市長みずからも繰り返し要請することが必要だと思います。今回のこのわずかな農道と市道が交差するところでありまして、事故が多発しているんです。幸い死亡事故は起きてないんだけど、地元からは非常に強い要望がありますんで、再度市長のそういう強い決意を伺って、私の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

財部の新田のあのような地域は、市内にもたくさんほかにもあります。それで、いろいろ要望があるところについて、調査もして、やはり大きな事故が起きないように何らかの形でのスピードを落とすとか、標識を立てるとか、本当に予算の、たくさんあるわけじゃありませんけど、優先順位を決めて、対応を進めていきたいというふうに思います。

○5番（宮迫 勝議員）

最後に1点だけ。一般質問の後に、市道、農道の交差するところに、カラーの部分、ゼブラ状のカラーをしてもらいました。これでもだいぶ、市民の交通安全にかかる意識が変わったんじゃないかなと。地元の方も、これで少しはよくなったという声がありましたので、これを紹介して終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第12、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○1 番（岩水 豊議員）

自民さくら会の岩水豊です。ことし1年を振り返ってみますと、九州では熊本の震災、我が曾於市においては、梅雨時期の大雨による災害、台風16号による災害など、非常に災害の多い年でありました。早期の震災復興と、災害復旧を望みます。また、県、国と協力し、計画的に進むことを望みます。

それでは、一般質問に入ります。

まず、1番目にドローン特区申請についてであります。特区申請の状況を示してください。

次に、ドローンレース大会の現状を示してください。

次に、平成27年度の決算審査特別委員会の審査を受け、承認しましたが、議会より6項目の内容について意見がありました。

まず、宅地分譲政策は旧3町の地域全体に、宅配サービスの問題点の指摘、グラウンドゴルフ場整備など用地取得後事業を行うこと。

また、公共事業のあり方は国、県との協議をして連携を保ちながら取り組まれない。

そして、北部畑かん事業の負担金33億円の財源確保計画をしっかりと立てること。

最後に、曾於医師会立病院の地域医療拠点病院としての充実強化に、もっと力を入れたし。

以上、議会の意見について、市長の見解を伺います。

最後に、9月議会に民間ホテルの誘致について説明がありました。その件について次のことについて伺います。

進出ホテルの規模、開業時期について伺います。

最後に誘致の進捗状況を示してください。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を望みます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、ドローン特区申請についての①状況についてお答えいたします。

ドローン特区申請につきましては、去る10月3日に内閣府の地方創生推進事務局に出向き、意見交換を行いました。主な内容は、ドローンによる農薬や肥料等の空中散布について、国土交通省の承認手続の緩和とドローン関連企業や研究機関、ドローンパイロット養成のため、飛行区域や飛行方法の規制の緩和についても相談したところです。

現在、市が提出した計画書案に基づき、地方創生推進事務局が関係省庁への照会を行っているとのことです。

②ドローンレース大会の現状についてお答えいたします。

本市でのドローンレース大会の開催については、世界大会出場者決定のための日本大会の地方予選大会の位置づけで開催する計画でありましたが、この世界大会は、本年3月に第1回大会が開催され、翌年度以降も継続して世界大会を開催すると告知があったところです。

しかし、開催スケジュール発表の時期になっても世界大会の案内がないことから、関係団体等に確認したところ、第2回の世界大会開催は実施しない可能性があるとの報告を受けました。

このため、ドローン世界大会の開催が不透明となり、その出場者を最終選考する日本大会が開催されないことから、曾於市での予選会も開催することができなくなったところであります。

2、一般会計歳入歳出決算認定の結果についての宅地分譲政策についてお答えいたします。

現在、市が所有する宅地分譲地は、大隅町に2カ所と、末吉町の区画整理地があります。宅地の分譲政策については、市が所有している分譲地や市有地、区画整理地などの現状、立地条件や法的な手続等の問題、事業費と販売価格との調整、また、民間分譲地の動向等を踏まえるとともに、旧3町地域にも配慮し、計画を進めてまいります。

2の宅配サービスの問題点の指摘についてお答えいたします。

道の駅からの宅配サービス事業については、費用対効果の面から御指摘をいただいております。この事業につきましては、地方創生事業の補助を受けて開始した事業であり、少しずつ利用数も増加しております。今の利用者からの要望を聞いた上で事業内容を改善し、利用増を図っていきたいと思います。

2のグラウンドゴルフ場整備など用地取得後事業についてお答えいたします。

工事等の執行については今後用地の先行取得に努め、土地売買契約を締結した上で着工するように心掛けます。

2の公共事業のあり方は、国県との協議についてお答えいたします。

現在も各種県営事業及び団体営事業の予算確保及び新規事業採択等については、県及び国の御指導をいただきながら進めており、県議会議員及び国会議員の方々にも御尽力をいただいております。

2の北部畑かん事業の負担金33億円の財源確保計画についてお答えいたします。

北部畑かん経営事業については、平成33年度までに完了の予定でありましたが、国の補助金が県の計画どおりに交付されず、完了が平成39年度まで延びる予定であります。平成29年度から39年までの11年間の負担金額は、約29億円を予定しており、

その財源といたしましては、過疎債による起債を計画しております。

2の曾於医師会病院の地域医療拠点病院としての充実強化についてお答えいたします。

曾於医師会病院の医師確保や、移転建設等含めて曾於地区医療確保対策協議会で協議していますが、前進していないのが現状であります。今後関係市町とも協議しながら、充実強化のため努力してまいりたいと思います。

3、民間ホテルの誘致状況について、①ホテルの規模、開業時期についてお答えいたします。

今回、誘致を推進している民間ホテルは地上7階建てで、宴会場を有し、宿泊部屋数80部屋で、建設予定されております。開業時期につきましては、平成30年の4月を予定しております。

②誘致の進捗状況についてお答えいたします。

今回、建設予定の民間ホテルは、現地調査や基本設計等が完了し、建築確認の開発行為等の事前調査協議等が行われている状況です。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、通告に基づき、順次2回目の質問をさせていただきます。

平成28年度の第1回定例会議で出された施政方針にはドローン特区申請について何一つ触れていません。再三私も何度も読み返してみたんですが、全く書いてありません。それで9月議会で唐突に提案され、将来展望についての説明不足もあり、12月にドローンの九州大会を開催するとして予算も提案されました。

9月議会の審査採決が9月末にあり、12月中旬に大会を開くとしてありましたが、2カ月足らずで九州全体からの大きな大会が成功するとは、私は思えず、私を初め、数名の議員の皆さん方も反対をされました。心配したとおり、情報収集が甘く、大会中止になりました。

市長、これについて明確な説明と陳謝を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ドローン問題についてはいろいろと、昨年から、都城の団体の方々が曾於市に出て来られまして、曾於市でいろんなドローンの、いろんな講習会やら大会を参加したいという話がありました。そういう中で、当初予算の中ではそのことは触れることはできなかったところです。

その後、世界大会の問題が出てきまして、私たちも内部で相当検討いたしました。

で、現実にはドローンの役目というのがかなり今後大きな話題になってまいります。そういう意味で曾於市がドローンを活用したいいろんな取り組みができるという

ことは大変ありがたいことでありまして、曾於市をまたいろいろPRする大きな役目を果たすというふうに思っております。そういう中でのドローンの大会をしたいということで準備をいたしました。

その事前においては確実にドローンの大会をできるという確信のもとに予算を提案いたしました。

ただその後、諸事情によりまして、しないということがわかりましたので、そのことについての経過を皆さんに報告したところでございます。

その予算について執行はできないということについてはおわびを申し上げたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

私も9月の総務委員会の中で、審議に、審査するに当たり、九州大会を開催するに当たって、九州管内にドローンの愛好家は幾らいるかと伺いましたら、単純な質問です。伺いましたら、たった50人しかいないということだったんですね。

で、50人しかいないのに、50人の大会を2カ月で開催する。2カ月足らずで開催する。どう見ても、スケジュール的に見て問題があると。どうでしょう、本当に昨年から話があって、そういうふうに進むのであれば世界大会の日をそのときに確認しました。未定でした。どう考えても、ドバイの皇太子が開催するということですから、普通、海外に行くとなればパスポート、旅費の手配、宿泊費、いろんなことを考えれば最低でも二、三カ月必要ですね。九州管内で九州大会をするとしても、少なくとも最低、本人が段取りするのに1カ月必要。その前に広報を流してするとしたら、これだけのお金を使ってするとしたときに、PRする期間が長いほど市としての曾於市のアピールにはつながると思うんですね。それが、1カ月足らずですということとは、どうも急に計画を見出したんじゃないかなというところがあります。

私、議員として一番気になるのが、9月議会で提案しました。11月には中止を発表しました。しかし、じゃあ中止ですから私から考えれば、9月議会で追加予算を350万円上がった分については、12月議会で減額の提案をするべきじゃないですか。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

中止の確定がまだありませんでしたので、その時点では落としませんでしたけど、基本的にはもう中止になりましたので、予算は執行いたしません。当然ながらその予算については、まだ議会がありますので削減をしたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

議会も議決責任があります。議会側も。市民の皆さんから、予算は認めて中止と

はどういうことかと、予算を認めたということで、我々議会側も責められます。執行部と議会は同じように責められるんですよ。ですから9月にするときもどうも疑問に思っていて、これが計画どおりできないということであれば、十分我々に発表も直接的には本会議場での発表はないです。担当課長より議運のところで明確に中止ということはなかったです。この前、先月末でしたか、栄楽公園でドローンの研修ですか、あったときに発表されたそうです。私、少しおくれて参ったので直接は聞いておりません。しかし、議会に予算を出して、事業を提案されたわけですので、これは議会の冒頭にでも明確に説明する責任があるんじゃないでしょうか。どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

そのために、議会の皆様方には全協において担当課長から説明をさせました。そのことは基本的には大事なことであると思ひまして、そういう指示をいたしました。

○1番（岩水 豊議員）

全協というのは、あくまでも正式な場ではないと、私は思っております。議会の本会議場で冒頭にでも、市長からその辺の説明については正確に、こうやって報道もされるわけありますので、正確に議会のほうに説明するべきだと思うんですが、全協で説明すればそれでよろしいという考えでおられますか。伺います。

○市長（五位塚剛）

予算というのは、当初予算につきましては、3月の議会で全体1年間の予算を認めていただきます。それで4月から執行始めまして、当然1年間かけて進めていくわけですけど、3月の一番最後の中で最終調整をして、減額をして、また増額するものもありますけど、当然議会に承認を得る役目があります。そういう中で進めたいと思います。内容については、この間、全協を含めて皆さん方にも、ちゃんと報告をしているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

私が伺ってるのは、議員全員協議会、ある意味密室の会だと思うんですね。公になってない会だと思います。こういう市が事業を行う場合、そして市が事業を中止した場合、これは議会で明確に、密室の会ではないところで説明するべきじゃないですかということについて伺っておるんですよ。それを、全員協議会、密室の会で済ましていいというお考えですか。それだけを伺っております。

○市長（五位塚剛）

少なくとも私は、全員協議会は密室の会だとは思っておりません。大事な議員の方々は、市民から選ばれた議員の方々でありますので、公な場というふうに思っております。その全員協議会が密室の会だという認識は全く持っておりません。

○1 番（岩水 豊議員）

では、全員協議会で説明をすれば、市長も出て来ずに、担当課長が説明するだけで中止という説明はそれでよろしいという考えでよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

全員協議会の場で、議員の方々から、市長に出て来て経過を説明しなさいというふうにありましたら、当然ながら私も出て行って説明すべきであろうと思いますけど、そんなことはありませんでしたので、基本的には担当課長というのは、やはり私たち市役所の責任ある部署にある者でありますので、その方が経過を含めて全員協議会の場でちゃんと説明いたしましたところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

全員協議会の場であったことは、議事録にも何も残ってないと私は思っております。正式な場であれば、議事録も残るはずですよ。残ってますか。

○市長（五位塚剛）

全員協議会であっても、議会事務局が立ち会ってやっております。

当然ながら、議会事務局は当然ながら、全員協議会の内容についてはちゃんと議事をとってらっしゃると思います。

ただ、議事録としての市民に全部をオープンする、こういう発言が残るという状況ではありませんけど、基本的には私たち当局と議会の方々と全員協議会というのは、やはり対等な立場で正式な話もしておりますので、それは大事な約束だというふうに思います。

○1 番（岩水 豊議員）

水掛け論になってるようではありますが、そのときに明確に中止という説明が、企画課長されましたか。

○企画課長（橋口真人）

全員協議会におきましては、大会の通知がないということで開催できないということは話したところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

私が覚えてるところによりますと、私書いているメモを見ますと、明確に中止とは言ってらっしゃらないんですね。どうでしたか。

再度、お伺いします。

○企画課長（橋口真人）

全員協議会では、ドバイからの開催の通知がないため、ドローン世界大会の開催が不透明という形で回答しております。

○1 番（岩水 豊議員）

市長、いかがですか。今、企画課長の説明を聞いて。中止ではないんですね。不透明と言われたんですね。

ですから私は、正式な場でちゃんと言うべきではないかということをおっしゃるんですよ。市長がこの前の研修のときに言われたことと、全協のところで企画課長が説明された中には差があるんですね。ですから、明確に言われたいから、私たちとしても、その時点で予算を落とせとかいうことも何も言えない状況でした。

まだ、ひょっとしたらというようなニュアンスを残しておられましたので、それ以上のことを我々も、全協の中では言えませんでした。いかがですか。発言が違うんじゃないですか。どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

担当課長もこの間の世界大会からおける日本大会、また、九州大会の流れをちゃんとつかんでおりましたので、当然世界大会が開催される時期に来ても、その話が来ないということで心配して、いろいろと調整をして確認いたしましたら、開催がされないという方向であったということで、そのことを含めて議会の皆さんたちには、状況をお伝えしたというふうに思っております。

○1番（岩水 豊議員）

私は、課長が説明が悪いという意味を言っているわけじゃありません。課長の説明と市長の発表したのは、市長はもう中止と明確に言われましたね、この前。その前、企画課長から出た分は、不明瞭だというような発言だったんですね。これは大きな違いがあります。そう思われませんか。それだけについてお伺いします。

○市長（五位塚剛）

この前の、ドローンの市民に向けた研修会といいますか講習会のあの時には、確実に担当課としては世界大会、日本大会ができる状況ではないということでありましたので、当然ながら私たちのこの曾於市においても、九州大会ができる状況ではありませんので、中止ということを行いました。

○1番（岩水 豊議員）

ですから、そのところで、初めて中止というのを我々も聞いたんですよ。ですから全協では中止とも聞いてないですよ。ですからきょう今回の12月議会の冒頭にでも、明確にこういうことで中止となりましたということ、はっきり言うべきじゃないんでしょうか。

いかが思います。

○市長（五位塚剛）

そのことについて、議会の冒頭にそのことについてできなかったということは、おわびを申し上げたいと思います。

○1 番（岩水 豊議員）

そうなんです。そこんどこ勘違いしないでください。

我々議会は、正式に中止は聞いてないんですよ。正式に中止は。我々からの一般質問の中で出ただけであって、市長からのほうからは、正式に中止ちゅうのは出てないんです。新聞を見たり、そのとき来たときにドローンの研修があったときに、来た一部の議員は聞いたんです。正式な場では我々議員にはないんですよ。これは議会を軽視していると言いたいと思います。

いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、予算を議会の皆さんたちにお願ひする以上は、その予算が執行ができなくなるということは、我々当局の落ち度だと思います。そのことは深くおわびを申し上げたいと思います。

○1 番（岩水 豊議員）

それでは、ドローン大会の件について、もう一点だけ確認しておきたいことがあるんですが、開催スケジュール発表の時期になっても世界大会の案内がないと、よく聞いてください。開催スケジュール発表の時期になっても、開催発表の時期というのはいつだったんですか。担当課長でおわかりですね。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。これにつきましては、昨年を想定しておりました。昨年在11月でございましたので11月を想定していたところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

わかりました。こういうのが、発表の時期という説明であると、いつというのが明確になりません。日時というのは大事であります。ですから、そういうのは明確に答弁をしていただくように言っときます。

それでは、ドローン特区についての件、お伺いします。

市長、ドローン特区を受けて農薬や肥料の空中散布について、規制緩和の手續上の問題というのがありました。具体的にこれは農産物だと思うんですが、どういう作物を想定されているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

農薬散布となりますと、一番言われるのが水稻の、無人ヘリで今やったり、いろんな形でやっておりますので、やはり今後は水稻における散布も十分可能になってくるというふうに思います。

また、そのほかいろんな園芸もありますので、場合によってはその他のカンショも相当ありますので、カンショ等において、芋虫なんかの発生というのもあります。

ので、そういう駆除等も今後は考えられてくるのじゃないかなというふうに予想されます。

○1 番（岩水 豊議員）

もうちょっと具体的に、特区の申請をするということですので、計画書案も出されたということですが、そういうところにも、作物等についても具体的にもうちょっとつつこんだ作物とか、計画はされているのか、計画書案の中にも出てないのかを伺います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

応募の案件としましては、農薬ということには触れていないところでございます。物件の投下という形で申請を出しているところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

具体性がちょっと見えないんですが、今出たのは稲作水稻ですね。あと、カンショですか。ほかは何か考えてらっしゃるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

農薬散布といいましたら、いろんな、今、農家の方々が手動式また背負っての、いろんなものがありますので、散布にはたくさんの食物がありますので、特別これを具体的に、確実にこれだということはまだ決めてないところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

やはり、計画を立てる上で、実質、曾於市内にある水田が幾らある、水田は今、ラジコンヘリで十分賄っている。それと有人ヘリでですね。あと、先ほどカンショと言われましたけど、まあ農産物地域にはいっぱい産地になっております。白菜、キャベツあり、大根とかありますが、具体的にそういうところまで考えてはない。ただ漠然たるものとして特区を申請されているわけなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

漠然として特区申請をしているわけではありません。ドローンの活用というのは、今までも説明しておりますように、いろんなものがあります。そういう関係で、いろんな森林組合、また共済の組合、JAさん、また民間の個人の方々も興味がありまして、この前も研修に来られましたですけど、今後の活用によっては、早くこのドローンの特区の申請を許可があれば、私たちの曾於地域を中心として、ドローンを活用したいろんなまちおこしができるということで、基本的には私たちのこの曾於地域でドローンを飛ばせる、そういう環境づくりをしたいということで、農薬散布まで含めて考えているところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

農薬散布、農薬散布と簡単に言われますが、私もこの件についていろいろ調べてみたところであります。

ドローン、ラジコンヘリとかいうのを含めて、農薬を散布したりする場合は、産業用無人航空機用農薬、御存じですか。市長。

○市長（五位塚剛）

専門的なことはわかりませんが、今後、農機具メーカーの会社が100万円単位ぐらいのドローンを開発して、広くしていくということですので、これはドローンの資格を持っている方々は、それを自由に利用することができると思いますので、そのためのドローン特区で教習を受けてもらうということの役目を私たちは考えているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

無人航空機による散布が認められる農薬、これには限りがあるということは御存じですか。

知らんきゃ知らんでいいですよ。

○市長（五位塚剛）

その、農薬散布に限りがあるということについては、まだ詳しいことはわかっておりません。

○1番（岩水 豊議員）

私も、ラジコン、ラジコンヘリと言っていいんですかね。無人のラジコンヘリで散布している方、それに携わっている方々にいろいろ聞きまして、無人航空機で散布が認められている農薬というのはやはり少ないんですね。

現に言いますと、白菜、ゴボウ、スイカとかいうものについては、私もこれの認定機関等である農林水産航空協会、それとファミックといいます農林水産消費安全技術センター、ここに問い合わせ、その資料をいただいて調べたら、白菜、ゴボウ、スイカについての空中散布は認められておりません。今現在ではですね。

ですから、やはり市長は農薬や肥料等の空中散布についてということで、1回目の答弁でありましたが、しっかりこういうところも認識した上で、していただきたいんですよ。

現在ラジコンヘリを使って、大隅町並びに曾於市内、曾於郡区を含めてラジコンヘリで稲作の航空防除をしてるグループの皆さん方おられます。1千万円相当の投資をされ、1回に26㍑ほどの農薬を積んで散布できる機械を持ってらっしゃいます。そういう方々に聞いてみても、限られた作物にしか使えないんだということがあるんですね。そこが一番大きなネックなんです。農薬散布については。

ですから、農機具メーカー、ドローンをつくっているメーカー等は農薬をふれま

す。ふれます、ふれます。100ぐらいですかね、積める機械でふれますと言ってるんですが、実際にはふれないんですよ。法律上ですね。ここのところを踏まえているか踏まえてないか、現時点でそれをわかってたかわかってなかったかだけで結構です。答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

私自身も、新聞、テレビ等で、また農業新聞を見ても、国がドローンの活用の規制緩和のほうにずっと動いているようでございます。当然そういうことを受けて農機具メーカーもそれを見込んでそういうものをつくるということで動いております。

また、私たちもいろんなところで、会合でも、今後ドローンの役目の必要性を相言われておりまして、今後ドローンを使った、場合によっては災害時におけるいろんな航空写真の撮り方、いろんなことを含めて非常に出てきますので、その中の農薬散布というような、今後非常に進んでいくだろうというふうに思っております。

○1番（岩水 豊議員）

市長、答弁がかみ合いません。

私が聞いているのは、こういうのがあるということを御存じであったかということだけ伺っております。

いかがですか。

○市長（五位塚剛）

新聞等でも農業による農薬散布を進めるというのが出てきて、それが報道されておりましたので、私はそういう方向になっていくだろうというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

私が聞いているのは、こういう無人航空機による散布として、こういう社団法人や独立行政法人があつて、薬についても農薬についても規制をしているということをお伺いしております。

○市長（五位塚剛）

一定の規制はあるということはわかっております。

（何ごとか言う者あり）

○1番（岩水 豊議員）

全部は知らなかったということでよろしいですね。

私も初めて調べたところでありましたが、今、ラジコンヘリを持って稲作等に散布されている方々についても、やはりそこがネックなんですね。ラジコンヘリだろうがドローンだろうが、無人航空機による農薬散布というのは一緒のことなんですよ。ドローンであろうがラジコンであろうが。

ラジコンヘリで稲作にふってる方々も、その時期に集中するだけであって、年間活用することはないと。ですから、機材についてもなかなか更新が厳しい、大事に使わないといけない、そして技術者の養成とかいうことについても、ネックがあるというような話なんですね。ですからこの実際ふれる農薬がないと、機械を持っても、ドローンだろうがラジコンヘリだろうが一緒なんですね。

ですから、こういうところを見据えた上で、ドローン特区で、特に先ほど答弁で言われた農薬、肥料の空中散布についてとありますが、こういうふうにはいかないんですよ。現状。いかないんですよ。皆さん農家の方も、ふりたいという思いはあります。しかしこういう規制があってふれないんです。拡散するとかいうことで、薬害を周りに及ぼす可能性とかいうのがあって、できないということがあるんです。この規制は、ドローン特区をとったからといって、ふっちゃいけない農薬は、曾於市ではふっていいということにはならないということ、認識していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

どこであろうとふってはいけない農薬はふってはいけないと思います。

○1番（岩水 豊議員）

ですから、私が言うのはドローン特区でこういうような空中散布ができるということ、をうたわれると、農家の方々は非常に期待をするわけですね。一時的な。

資格を取った、じゃあふる、この病気についての薬をふれるか、この害虫についての薬を散布できるかということを調べていくと、行き詰ってしまうという可能性がでるんですよ。ですから、農家の皆さん方の指針になるためには、正確に情報を収集し、一部の企業の話に乗ることなく、国、県に聞いたり、いろんな方に意見を徴集してこういうところというのもクリアしないことには、ドローン特区ということでも、我が曾於市に与える経済効果というのは非常に少なくなると思います。苦勞の割に実りが少ないということになりかねません。

いかがでしょう。今後、特区に向けての申請に合わせて、この辺の資料整理、そして市民に対する説明というものが、十分できるように要望いたしますが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

ドローンの特区については当然いろんな問題がありますので、私たち行政だけではわからない部分もあります。ですから、専門的な事業をされてる方々のアドバイス、また県、国ですね、国に申請するわけですから、関係のところに行って説明を受けて、今、やっております。

最終的には認可してもらうように努力をいたしますけれども、その認可の結果は

どういうふうに使えるんですよということは、当然、市民にまた議員の方々にも詳しく説明をしたいというように思います。

○1番（岩水 豊議員）

私、これはこの前のドローンの研修があったのは11月30日でしたかね。そのときからここ1週間の間で調べて、こういう農林水産航空協会とファミックという農薬等についての安全基準を定めるセンターとかいうのがあるということも知りました。調べていってその中で、私もドローンについて全くの素人であります。たとえ1週間の間にこういう情報が、私ひとりで得られるんですよ。曾於市の執行部が、私議員ひとりが1週間で調べられるようなことが調べられないはずはないんですよ。着眼点とか、ものの考え方に相当あるんですね。

いかに金を投資するということであれば、それを回収したい、市民にそれを返したいというのがあるわけです。そういう中で、たった私ひとりで議員で調べてこれだけわかるんですよ。執行部がこれについてわかってないなんて言ったら、私はおかしいと思うんですね。やはり、何かの新しいものに取り組むというときであれば、そこまで正確に調べるべきだと思うんです。考えるべきだと思うんです。ですから、冒頭申し上げました施政方針にも出てないことを急に出すからこういうことになるんじゃないかなという疑念を持ちます。

ですから、これからドローン特区の申請をしております。これ、認可がおりるでしょう。私もおりることを期待しております。しかし、おりることに合わせて、農家の皆さん方に過度な期待だけ持たすというわけにはいきません。ですからこういう問題があるということを、まだ調べれば、私が調べてるのはほんの一部だと思います。十分調べて先ほどPFI問題についてのメリット、デメリットがありました。それとあわせて市民にメリットの部分だけではなく、デメリットの部分も正確に伝えるべきじゃないでしょうか。

いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ドローンの特区制度というのが、実際今あるわけですね。秋田県の仙北町を初め、認められております。今、全国各地でドローンの特区申請が始まっているようでございます。それに対して、国も、このドローンを使った有効活用を認めていこうという動きがあります。その中で私たち曾於市も、九州の中でドローンを活用したまちづくり、ドローンを生かした人づくり、ドローンを生かしたいろんな事業を計画をしたいと思います。

そういう中で、いろいろまた問題点、課題点はあると思います。そのことについては我々行政のほうも十分勉強して、議員の方々にも説明できるようにしたいとい

うふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

私、これだけこだわるのは、1回目の答弁で出た、主な内容はドローンによる農薬や肥料の空中散布と書いてあるんですね。これが主な内容です。主な内容としてこの1行書いてあるということであれば、やはりここを十分に調査して、市民にメリット、デメリットも含めて調査して市民の皆さんに情報を提供いただけますか。

○市長（五位塚剛）

ドローンの特区を申請しておりますので、大方許可が出ましたら、デメリットというのは実際どういう形がデメリットなのかわかりませんが。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

いや、わかりません。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

いやいや、わかりません。

ですから、実際許可をいただきましたら、私たち行政がどういう形で生かされるかというのは十分検討ができます。デメリットと云ったら、何がデメリットなのか十分検討いたしたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

この問題、いつまでも言うつもりではありませんが、やはり簡単なことですよ。ふれる農薬と、ふれない農薬があるということは、作物によってですね、ふれなければその機械を個人が導入しても何もならないということじゃないですか。投資をしただけでも。

それを私は言ってます。ぜひ、ドローンの件については、今後我々も注視していきますが、我々のほうも調査して、執行部としてそういうところは明確にならないようであれば、議員のほうでも調べてまいりたいと思います。

続きまして、平成27年度の一般会計歳入歳出決算認定の件について伺いたします。

議会の中で、6項目について意見が出ました。これについてはどうするんでしょう。

1回目の答弁にありましたが、率直にこれについては意見を受けて、議会側の意見を受けて、改善すべきものは改善しようという考えであるということによろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、やはり決算の中で議会の皆さんたちがいろいろ調査をし、また研修をされた中で審査した中での意見ですので、これは基本的には大事にしたいというふうに思います。できるものはどうしたら、土地の分譲が売れるか、そういうことは知恵を出しながらやりたいと思います。

また、宅配事業についても、どうしたら利用者がふえるかということも含めて、その担当者を含めていろんな知恵を絞りたいというふうに思います。

そのほかのを含めて努力をしたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、今、出ました分譲については結構です。2つ目の宅配サービスの問題点の指摘というところに入りたいと思います。

議会の意見の集約をみた内容というのは、宅配サービスは医療連携が行われていないと、利用者が非常に少ないと、当初の目的に沿ってされていないということなんです。どうでしょう、その1回目の答弁には、これは言葉どうやって言っているのかわかりませんが、少しずつ利用者も増加しておりますでいいんでしょうか。少しずつ利用者も増加しておるでいいんでしょうか。

実際、こういう表現をされるのであれば、私はこういう表現というのがどうもわかりづらいですね。何名ふえたとか数字で言ってもらったほうが私たちはわかりやすいんですが。

担当課のほうで、最近のここに書いてあるということであれば、増加減少状況についてもわかると思いますので説明を求めます。

○商工観光課長（荒武圭一）

年度初めと10月末現在での、利用者の数を報告したいと思います。

大隅が4月の時点で18名、10月の時点で21名と3名ふえております。

末吉が年度当初15名、10月の時点で15名で、1人減って1人ふえたという状況でございます。

財部が年度当初4名でございまして、10月時点で10名ということでございます。

合計しまして、年度当初37名でございましたが、10月末現在で46名ということで9名の増となっているところでございます。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

利用者が9名増、これは登録者ではないですね。利用者ですね。

○商工観光課長（荒武圭一）

済みません。登録者でございます。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、道の駅を利用した宅配サービスを登録した方の人数であって、現実利用している状況はどうなのでしょう。

○商工観光課長（荒武圭一）

配達回数で申し上げたいと思います。

道の駅おおすみは、4月から10月までで60回となっておりますので、月において4回から12回というような状況でございます。

道の駅すえよしにおいては、7カ月で80回の配達回数でありまして、一番少ない月で8回、多い月で14回の配達です。

道の駅たからべは、52回の配達で、少ないときは2回、多いときで10回という配達でございます。月にです。

あと、利用者数の延べはちょっと書いていないところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

聞けば聞くほど驚きます。地方創生事業ということで、国からの補助金が入ってるからしてるというようにしか見えません。国の税金が地方におりてきているから、地方は金はいらないからしてるんだとしか思えません。

国の金であっても、地方が有効に活用すべき問題だと思います。国からの補助金だから進めないといけない、国からの補助金だから赤字でもいいんだと、経済性を無視したやり方、効果のないやり方でいいというようなことにとれます。

市長、これが本当に少しずつ利用者も増加しているというような数字になりますか。顕微鏡で見るような、天文学的に微量な増加というようなことになるんじゃないでしょうか。どう考えられますか。

○市長（五位塚剛）

私たち曾於市でこの事業を発表した後に、JAさんが同じようなやり方で始めました。農協さんのほうは、お金のおろしもしたりいろんな形でたくさんの商品を持ち回ってやっております。また2台になりました。その後また、シルバー人材センターも同じようなことを始めまして、そういう意味では私たち市が、道の駅を使ってるやり方が、ちょっとまだ魅力が足りないのかなというふうに感じております。

しかし、市民の中にはこのよのような形で、地域で交通手段のない人たちが食料品を含めた物を求めていることは事実でありますので、また努力したいというように思います。

○1番（岩水 豊議員）

地域の中には足の悪い方もおられます。それはもちろん承知の上の話ですよ。私が言うのは医療連携で行うという当初の目的が全然なされていない。それをやるということで、国の地方創生事業の補助金もらってやっているけれど、それには全く

なってないんですね。

でしたら、どうでしょう。もう一回ここで立ちどまって検証してみて、民間がやれることは民間にと。農協を初め、シルバー人材と、個人でやっておられる方もおられます。その方は御用聞きみたいにして丁寧に回ってる方も大隅にもいらっしゃると思います。経営を度外視してやってる方もいらっしゃると思います。あそこのばあちゃんがぐらしから、かわいそうだから、いつも少しずつ買ってくれるから、何を買ってくるとな、おかべが1丁でしたというような部類の話も聞きます。それでも期待して待ってくれてるから、待ってらっしゃいます。どうでしょう、本当にお金を有効に使うということを考えれば、今のやり方であれば、税金の無駄遣いといって過言じゃないと思うんですね。もう少し事業の計画性がなかったと、思ったようにできなかったとした場合、一旦立ちどまって、もう一回検証し直して、見直すという勇氣はないでしょうか。

伺います。

○市長（五位塚剛）

この問題については、ほかにも一般質問でもありました。やはり途中で状況を見ながら判断する時期が来るかもしれません。しかし、今、やってる方々も相当努力をされておりますし、また、このスタート時に資格を持った方々が、体温計を含めた血圧を測るということも考えておりましたけど、なかなかそういう方が来られませんでしたのでそれができませんでしたけれど、まだ始めたばかりでありますので、そういうことでもうちょっと時間を見さしていただきたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

これについては今回だけでなく、昨年からも何回もほかの議員の方も取り上げております。見直す時期が来る、検証する時期が来ると、ずっと来てますよ、そのまま。どっかでか一旦締めて、ぴしっと検証するべきじゃないんでしょうか。

だって看護師の資格を持った方なんかを予定してたと、当初ありましたよね。しかし、ここでこうやって働くことに看護師の方なんか、各医療機関も看護師が足りない状況です。そういうところも見据えた上で、ただ思いだけで看護師を雇ってこうやってすればいいとしても、しかし働く側の気持ち、現在企業誘致でもしかりですよ。持ってきてもコールセンターもしかり、働く人がいなかったから店じまいしたようなもんじゃないですか。働く人があれば私はできたと思うんですよね。ただ、地方の現状というのを、曾於市の現状というのを、しっかりそういう労働力を含めて考えた上で、するべきじゃなかったかと思うんです。

もう少し、ずっと我々も見守ってきました。市長がいつも言われれば。もう少し見守ってくださいと言われます。長く見守ってきてるんですよ。その間、湯水のように

に税金が使われてきてるんですよ。それを考えたら、もうそろそろ見直してもいいんじゃないでしょうか。もう時期はどうに來てると思うんですが。

いかがでしょう。もしもう少し後でということであればいつですか。その時期は。

○市長（五位塚剛）

今、登録者もふえておりますし、またそこで働いてる方もそれなりの努力をされております。

当然、年度年度で決算の状況を見ますので、一つの区切りが、来年の3月末で1年間の状況、また出ると思います。そういうところを見て、存続すべきかどうかというのは当然検討しなきゃならないと思います。国の創生事業も一定期間の役目がありますので、十分検討はしたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

ですから、私が先ほどから言ってますよね。働いている人が、そこで働いてる人が努力してないとかいうことは、一言も言ってないですよ。一生懸命してるのはわかってます。あいた時間についても、いろいろ工夫して募集に走ったり、いろんなことをして道の駅の手助けをしたりとかして、働いてらっしゃることは十分承知しております。私もやはり気になって見にいておりますので。しかし本当に検証するということは、税金の無駄遣い、本当に有効性のある事業をするということで、ここは正確に検証を求めます。早い時期の検証を求めます。

次に入りますが、グラウンドゴルフ場の用地取得問題について、議会ではこの前の決算委員会で指摘されたのは、未買収地があり当初の計画どおり進んでいないと、こうした事業は、用地取得を行ってから事業を行うことを基本にされたいということと言われました。

もう長い議論はしたくありません。どうでしょう。今の現状としてまだ未買収地は残っておりますか。

○市長（五位塚剛）

1カ所だけ残っております。

○1番（岩水 豊議員）

この前、議会の9月の議会だよりで、私の一般質問の中で出た航空写真に印をつけた分がありましたが、あの部分が残っているということで間違いないでしょうか。

○建設課長（新澤津順郎）

議員のおっしゃるとおり、航空写真の枠が残っているところでございます。一筆でございます。

○1番（岩水 豊議員）

私はこれを見て、当初市長が望んだ計画どおりのグラウンドゴルフ場はできない

と、できないですね。当初の計画どおりにあそこの未買収地があったらできないですね。

○市長（五位塚剛）

当初は全部買収したいと思っておりまして、そのことが残っておりますので全体の計画とはちょっと違ってくると思います。

○1番（岩水 豊議員）

市長、どうでしょう。大きなお金を投資して土地を買収し、工事をするわけですね。

これも一時、一時中止して用地取得後に工事を再開すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

全体の面積の大部分が市の土地だったんですね。もともと市の土地です。その中で有効活用するという事で、隣地の山を分けてもらったりしたわけです。当初は分けていただけということになってたんだけど、残念ながら同意をいただいていないのが現状でありますけども、最後まで、まだ同意をもらえるよう努力はしたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

用地が全部済んでいないから、用地が買えるまで一時工事を中止したらどうですか。それについてどう思われますか、だけの答えです。

○市長（五位塚剛）

事業は進んでおりますので、事業はそのまま続けさせていただきたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

ということは、用地取得のめどが立たない状況でも、周りの工事は進めていくということで御理解してよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そのとおりです。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、私としては、やはり基本、今回の答弁にもありましたが、1回目の答弁には、今後はそうしていくということでありますが、この事業についても、これじゃいつまでたっても当初計画どおりのことは完成しないわけですね。真ん中が残ってれば。

私が問うのは、やはり計画を立てたわけですから、計画どおりのものを、市長、つくりましょうよ。その場合、少々時間を置いてもじだを言うてからするというのが基本になると思うんですね。

いかがでしょう。

○市長（五位塚剛）

それは岩水議員の考えでありまして、私たちはそう思っておりません。やはり市民に対しては、早くこのグラウンドゴルフ場を整備して、早く使わせていただきたいというように思います。現状で工事を中止することはありません。

○1番（岩水 豊議員）

じゃあ、計画が計画にならんというような問題になりますよ。

ですから、私この問題については相当いろいろ毎回やっておりますので、考えておるところでありましたが、決算委員会の中での、委員会審査報告書の中でありました、副市長の出席を求めて、新地公園のグラウンドゴルフ場造成工事の進捗状況について質疑があり、地権者の内諾を口頭で得ていたが、1筆の土地所持者が死亡され現在未買収地となっていると。

もう1回確認します。副市長、どちらだったかわからないんですが、内諾を口頭で得ていた。いつ得ていたか、お伺いします。

○副市長（大休寺拓夫）

私が聞きましたのは、建設課長、前の高岡課長のほうがやっておりましたので、高岡課長のほうから、その土地の所有者から承諾を内諾を得ていたということでありまして、日付は覚えておりません。聞いておりません。

○1番（岩水 豊議員）

再度確認です。この事業はいつから始まりましたか。副市長。

○副市長（大休寺拓夫）

この事業につきましては、以前から新地公園整備はありました。プールのところに。市の土地でしたから、そちらを公園化するという計画がございまして、そこは休止をしてたわけであります。で、五位塚市長になってからその後について計画を進めたところであります。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

お答えします。工事自体につきましては27年度から行っておりますが、その以前に実施設計とかを行っているので、用地についても27年度からだったと思います。

○1番（岩水 豊議員）

27年度からということで間違いないでしょうか。認識はよろしいですか。そういうことで。私も26年の末やったか27年度だったかと思ってるんですけど。

まあ、それについては今の答弁で結構です。

私が言いたいのは、この土地を持ってらっしゃる方は、27年ということは、27年

の4月以降ということですね。私が調べたところによると26年の4月に亡くなられているんですよ。26年の4月に亡くなられているんですよ。

ということは、事業が開始される1年前には亡くなられているんですよ。この方から内諾を得られるはずはないんですね。お墓で内諾を得られたのかと言いたくなるような気がするんです。

これは正確な答弁が議会では必要だと思うんですね。日時はわからないまま内諾を得ていたというような形で、議会が出席を求めた審査の中で答弁されてるということは、これは正確を期すわけです。私はその辺の日程で聞いたときは、26年4月に亡くなられているということをお伺いしました。

いかがですか。

○市長（五位塚剛）

実際の具体的な工事設計に入ったのは27年からと思うんですけど、26年度から、この事業についての話し合いは進めておりました。その中で、市のある地域に民間の土地があるということで、そのことを含めて、当時の担当課長に協力ができますかというお願いをいたしました。

そういう状況の中で、協力はできそうだという状況がありましたので、進めていたところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

私は余り、亡くなられた方のことを言うのもどうかと思うんですが、26年4月に亡くなられる前には体調も悪く、そういう自分の意思の判断ができるような状況ではなかったということも伺った上での質疑であります。

正確、有しますので、この件についてはここで議論しても始まりませんが、副市長、議会が要請して質疑をする場合、答弁する場合には、正確性を有します。ですので、曖昧なことで内諾を得ました、内諾を得ましたということは、この中では、議会では書面で交わすべきであるということはいわれておりますが、書面でも交わしてない中であれば、何年、何月、何時、何分、どこでだれさんとこういうふうにしたちゅうのは、ちゃんと勤務の記録の中とかにあるはずだろうと思うんですよ。ですから正確な答弁を、説明を求めたいんですよ。今後これについてはこれから議会、委員会等ある場合には正確な日時を記載して、執行部の方々には説明を求めます。

○議長（原田賢一郎）

ここで、岩水議員の一般質問を一時中止して10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩水議員の一般質問を続行いたします。

○1番（岩水 豊議員）

先ほどの件であります、所有者との合意が口頭であったということですが、それについては、後で結構でありますので、日時、時間等、正確に報告をいただきたいと思います。

次に、医師会立病院の存続についてであります、市長の1回目の答弁で、協議をしてまいりましたが、前進していないのが現状であります。3年たっております。その以前から協議がなされていると思いますが、なぜ、前進しない現状があるのでしょうか。何が問題があるのでしょうか。

その問題点について、前進していない状況をお示してください。

○市長（五位塚剛）

曾於の医師会立病院については、当然ながら曾於市を含めて、志布志も含めて、そこに関与されている医師会の先生、また個人の先生が経営を含めてされているわけです。

我々2市1町は負担金を払っておりますけど、その方々が今の病院を建てかえるということやら、新築移転するかということについて、先生たちは先生たちなりに話し合いを多分されたと思うんですけど、なかなかその先生たちも高齢で、自分のところも後継者はいない、その中でどれだけ負担金を出せるかという、そういうことなんかも議論はある程度あったみたいでございます。そういう諸事情がありまして、簡単にどうするかというのが結論が出てないのが、今の現状だというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

現状が進展がないということですが、私たちが一番心配しているのは、地域医療の拠点としての位置づけというのがあります。

市長が就任されて3年をもう過ぎております。全然進展してないのでしょうか。全く進展してないのでしょうか。伺います。

○市長（五位塚剛）

地域医療については、この間、シンポジウムを開いたりとか、いろんな形ではしておりますけど、その病院自体をどうするかということについては、残念ながらその話し合いが、まだ具体的にはされてないところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

先ほど市長、答弁で、病院の建てかえ等含めて協議ということでありましたが、この協議が、前に進む方法というのは何かないですか。

○市長（五位塚剛）

今回、医師会の先生がかわりまして、当然私たち2市1町の首長も、今後の病院をどうするかという議題が出てくるだろうと思います。その中でまず、医師会の先生たちの考えがはっきり決まらなないと、我々行政も、どういうふうに動くかというのができないのがほかの首長さんも同じ考えだと思います。

しかし、地域医療を守るという意味では、行政の長として大きな役割がありますので、医師確保を含めて、今後また努力していきたいと思います。

○1 番（岩水 豊議員）

どうも見えないんです、市長の答弁では。どうにかしないといけないけど、医師の先生方、医師会の側がしないからということで、放置するのではなく、そういう場を、市長、市長の声かけで持つとか、医師会の先生方を集めて、どうにかせんにゃいかんじゃないか、という話を持ちかけるという方法というのはとれないものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

それについては、医師会の先生たちにもいろんな考えがありますので、私が音頭として、建設しましょうとか、そういうことを含めてなかなかできないとこでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

それでは、市長は、地域医療拠点病院としての医師会立病院の大切な役割というのを踏まえて、市民の方々の医療についての拠点としての考えとしては、何か突っ込んだことはもう、これ以上のことはできないということですか。

○市長（五位塚剛）

いろんな方法があると思います。市民の命を守る、病気やけがを含めて守るということは、いろんな方法があると思います。

ありがたいことに、今度、南九州市にいらっしゃる先生が、末吉町に緊急医療病院をつくっていただけるというふうになりましたので、これも市民の命を守る上では非常に大きな役目を果たすと思っております。

医師会病院の問題については、当然、緊急医療としての役目も持っておりますし、また、都城医師会についても、高速道路の早期完成を目指して、いろんな形での取り組みというのはやっぱり重要だと思っております。そのための陳情も行っておりますので、基本的には、市民の命を守るという役目は変わっておりません。

○1 番（岩水 豊議員）

私が言うのは、具体的に病院をどうするかという、充実強化にもっと力を入れてほしいと、議会全員が思っているんです。今まで以上に力を入れてやってほしいという思いがあるんです。今まで以上の力を入れてやっていただけますか。

○市長（五位塚剛）

議員の代表としては、議長がこの会に入っておりますので、当然、議員の方々の意見も反映ができると思います。私としては、やはり地域医療を守るという意味では非常に大事なことです。会では積極的に意見は言っていきたいというふうに思います。

○1 番（岩水 豊議員）

3年間たって、全く進展していないという現状というのを認識させられた答弁をいただきました。

最後になります。民間ホテルの誘致状況についてお伺いします。

率直な意見です。質問です。できるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちも、この曾於市内にビジネスホテルを望む声が相当ありましたので、大手のビジネスホテルを含めて誘致に努力をしましたが、なかなか実現できませんでしたが、今回は実現をしたいという強い願望を持っておりますので、実現をしたいというふうに思います。

○1 番（岩水 豊議員）

今回、それに合わせてというような形で、せんだっての答弁でありましたが、市有地の分筆を計画しているようでありますが、これは、ここのホテルの建設に向けての手順と受け取っていいんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

はい、そのとおりです。

○1 番（岩水 豊議員）

それでは、土地の売買は幾らを想定しておるんでしょうか。

金額をお示してください。

○市長（五位塚剛）

まだ、最終的な決定の数字は出ておりませんが、大体、1,600万円ぐらいになるんじゃないかなというふうに推測しております。

○1 番（岩水 豊議員）

できましたら坪単価までお示してください。

○市長（五位塚剛）

今、ここには持ち資料がないんですけど、後でよろしいでしょうか。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

じゃあ、ちょっと待ってください。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2 時 2 8 分
再開 午後 2 時 3 3 分
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○農林振興課長（竹田正博）

坪単価をということでございました。まだ、正式な価格決定というわけではございません。これは、時価評価額ということで御理解いただければと思いますので。

坪に直しますと、約 1 万 6,000 円ほどというふうになります。1 m² 当たり 4,861 円という時価評価価格でございます。

○1 番（岩水 豊議員）

契約はいつごろの予定でしょうか。

○市長（五位塚剛）

契約については、まだ日時がちょっと決定できてないところです。また、決定ができればお知らせをしたいというふうに思います。

○1 番（岩水 豊議員）

ホテルの着工はいつでしょうか。建設着工は。

○市長（五位塚剛）

できましたら、今度の議会中に予算が可決になれば、分筆をいたしまして、面積を確定し、また相手方が融資が決定されれば、それに基づいて市と契約を進めたいと思います。それはなるべく急ぎたいと思いますけど、完成自体が30年の4月ということで、約1年間かけて建設をする予定ということになっているところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

現在のこの畑になっている土地、まあ一部、実質は駐車場として市が活用しているようであり、今度の地目・分筆については、正確性を期すという意味でのものも含まれていると思うんですが、そういう部分もあるという観点でよろしいですか。

○農林振興課長（竹田正博）

あの土地につきましては、畑の部分で、今交流センターがちょうど東側の職員の駐車場を利用している部分がございます。その部分まで1筆に入っておりますので、しっかりと用途として、今、駐車場で使っている部分でございます。また、防火水槽もございますので、その部分はしっかりと、畑と、今、いわゆる敷地内の宅地として使っている部分は、区別したいという考えでおります。

○1番（岩水 豊議員）

この畑の部分は、今現在、何に使用されていますか。

○農林振興課長（竹田正博）

今、畑の部分につきましては、住吉営農組合のほうで体験農場として、夏場はトウモロコシ、冬場についてはソバを栽培して、いわゆる幼稚園児、保育園の子供たちの収穫体験なり、そういったものに使っていただいているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

この民間ホテルの誘致に関して、企業誘致としての位置づけであるとした場合、支援策等の検討がなされておりますか。伺います。

○市長（五位塚剛）

非常に大事な施設でありまして、企業誘致という形で支援をしたいというふうに思っております。

○1番（岩水 豊議員）

具体的にどのような支援策を検討しておりますか。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、このホテルでございますが、まず税の減免措置があります。これにつきましては、曾於市の過疎地域の条例に基づき税の減免ができるところでございます。

それから、施設整備あるいは雇用促進でございますが、これにつきまして、現行の工業開発促進条例、これを、決定ではございませんが、これをもとに、このホテル誘致に向けた補助金等を検討しているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

条例との整合性はとれておりますか。

○企画課長（橋口真人）

まず、固定資産税の減免でございますが、これについては条例どおりでございます。

それから、このホテルにつきましては、補助金等の要綱はございませんので、それも含めまして要綱等を検討する予定でございます。

○1 番（岩水 豊議員）

条例の変更は伴いませんか。改定。

○企画課長（橋口真人）

条例につきましては、工業開発促進条例、いわゆる製造業、あるいは物流倉庫業、ソフトウェア業でございますが、今回の場合は旅館業でございますので、旅館業を対象とした補助金要綱を検討しているところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

条例でうたわれている部分の改正は必要ないですね。

○企画課長（橋口真人）

条例の改正は行わないところでございます。

（「必要ないか」と言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

条例の改正は行いません。

（「必要ない」と言う者あり）

○1 番（岩水 豊議員）

条例上の問題点はないということによろしいですね。ということですね。

○企画課長（橋口真人）

条例は改正しませんが、旅館業を営む事業主に対しての補助金要綱を検討しているところでございます。そういう意味で、現行の工業開発促進条例につきましては、旅館業が対象ではございませんので、この工業開発促進条例の改正は行わないところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

要綱の追加だけでいいということではありますが、補助金を幾らを想定しておりますか。

○企画課長（橋口真人）

現在、来年度の予算編成の作業中でございますが、現行の工業開発促進条例が、用地取得費が10%、設備投資が3%、雇用促進補助金が1人につき10万円の3年間というのがありますので、これをベースに今、検討しているところでございます。

（「総額、概算」と言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

大体、5,000万円程度になると考えているところでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

5,000万円の補助金等について、条例上の問題がないということではありますが、これについては、私もそれ以上の調査を現在しておりません。次の議会に向けて調

査していきたいと思っております。

市長、質問とは若干ずれますが、きのうの志布志市議会に外山木材に対する 9 億円の補助金が出ておりました。外山木材は志布志市に投資額が 37 億円、新規雇用で 40 名、最終的には 120 名を予定しておるそうです。これが 29 年の 4 月、来年の 4 月には着工して、30 年の 3 月に一部操業、30 年の 12 月に本格操業するということを出ております。

外山木材といったら、議員の皆さん方もお聞きでしょう。胡摩地区に計画をしていた企業ですね。どうでしょう。志布志にこれだけの企業が、曾於市に最初手を挙げたのが、志布志に行くようになってしまいました。やはり、膨大な胡摩地区の土地に進出しようとしていたわけです。その中で、執行部、我々議会側を含めて精査が足りずに、契約問題の解消がないまま進んだために市民感情を害した部分もあったらうと思います。土地所有者の目的、購入目的に対する変更についての心情に触れた部分もあったかと思えます。

これだけの企業が、我々は捨てたんですよ。新規雇用 40 名もある、最終的には 120 名を雇用しようとする企業が曾於市に一番先に手を挙げてくださったんです。それが、残念ながら志布志のほうへ行ってしまうました。私これを見まして、志布志のほうに再度確認して、間違いなく外山木材ですか、と。そうですよ、というような話でした。非常に残念であります。曾於市の議員の 1 人として、大きな企業が来るということが頓挫し、そして、隣の志布志に行ったということは、非常に残念であります。

条件的には来る場所を見れば、私とすれば、さほど胡摩地区と大差ない場所に企業進出しようとしてるんですね。

市長、これについて、通告外ですが答弁いただけますか。

○市長（五位塚剛）

通告外ですけど、答弁をしたいと思います。

（笑声）

○市長（五位塚剛）

この外山木材については、最大限努力をいたしました。国に行っても補助金の申請を含めて、いろんな方法をいたしました。そのために、すぐできるように事前の発掘調査もいたしました。

残念ながら、なかなか理解できてもらえない部分も残念ながらありました。

（笑声）

○市長（五位塚剛）

いやいや、結果的にそういうこともありましたので、非常に残念な思いでござい

ます。本当に企業誘致ができれば曾於市のためになったんですけど、今となつては、向こうのほうで、ちょうど港のところを含めて外国に非常に材木が出るので、最終的には外山木材さんが決断されたので、市としては非常に残念だなという、今はそういう気持ちでいっぱいでございます。

○1 番（岩水 豊議員）

市長の私的な考えが入ったようで、私も残念でたまらないんですよ。理解を私がしていないというような捉え方をされるようでありますが、法整備のところで、市長、あなた方執行部がもうちょっと正確にしてなかったのが原因だと私は捉えています。最初の段階で、契約内容を精査しなかった部分というのが大きな問題です。それを無視して進めたということが、非常に大きなところですよ。

事業を進めるに当たっては、方針を立てた場合には、しっかり計画を立て、検証をしていただくということを望んで、きょうの一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 6 分

再開 午後 2 時 5 0 分

○議長（原田賢一郎）

次に、通告第13、山田義盛議員の発言を許可いたします。

○1 1 番（山田義盛議員）

13番目でございます。最後でございます。お疲れと思いますが、しばらくおつき合いいただきたいと思います。

それでは、さきに通告いたしました件について質問します。

まず、1 番目に市有財産購入地の跡地活用についてであります。パークゴルフ場・フラワーパーク等建設事業は、平成26年の曾於市議会定例会で中止されております。その後、跡地活用検討委員会が設置され、木材会社の誘致が検討されましたが、途中で撤退された経緯があります。そこで質問をいたします。

①に、建設中止となったパークゴルフ場・フラワーパーク等の買収済み面積と用地費について、地目別に報告してください。

②に、売買契約書がパークゴルフ場・フラワーパーク等のために必要な土地とあり、買収済みの方々に契約内容の変更のための同意書をお願いしていると聞いております。その後の進捗状況を次の3点についてお伺いいたします。

アに、買収済みのうち、事業変更に同意済み所有者何名か、また、未同意の方々

は何名か、報告してください。

イに、未同意の地目ごとの面積と用地費は幾らか、報告してください。

ウに、未同意の方々への現状での折衝状況と、今後の見通しについて報告してください。

③に、買収地を今後どのように活用していくのか、市長の考えを示してください。

2番目が宅地分譲事業についてであります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンの定住対策促進事業の中で、具体的な施策として、計画的な分譲住宅団地の中で、都城市等のベッドタウンとしての役割を発揮するなど、定住人口の拡大に向けて、分譲住宅団地の造成を計画的、戦略的に実施するとともに、民間の積極的な宅地分譲を促進していきます、とあります。

そこで、質問いたします。

①に、平成28年度における施政方針の中で、宅地分譲について、新たな分譲地の整備に向けて、農業振興地域等の条件や整備に伴う費用等に見合う分譲価格を勘案しながら、候補地を選定するとあります。現状での進捗状況について伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、山田議員の一般質問のほうに答えたいと思います。

1、市有財産購入地の跡地活用についての①買収済みの面積と、用地費についてお答えしたいと思います。

買収した土地は、山林が27万1,827m²で、9,862万4,907円、畑が1万4,772m²で、1,215万4,980円、田が1,979m²で、49万4,750円となっています。

②同意書の進捗状況についてお答えいたします。

買収済みのうち、事業変更に同意済み所有者は73人で、未同意者が8人となっております。

未同意者の地目ごとの面積は山林3万3,389m²、畑6,682m²となっています。田の未同意はありません。

また、未同意者の地目ごとの用地費は山林1,180万8,664円、畑534万5,600円となっています。

未同意の方々につきましては、今後も引き続き、事業変更の同意をお願いしてまいります。

③今後の活用についてお答えいたします。

未同意の方がおられますので、現時点での活用は未定ですが、今後、傾斜地の山

林部分や平坦な畑部分など、地形に応じて活用していくことも考えられるところでございます。

2、宅地分譲整備事業についての①新たな分譲地整備の進捗状況についてお答えいたします。

宅地分譲については、財部地域を含めまして、人口増対策に大きな役割を果たしております。現在、検討しています分譲地につきましては、大隅北小学校の近くにあります畑を、市へ無償提供の申し出がありました。この畑の造成等を行い、低価格で宅地分譲したいと考えております。

末吉の柳迫地区に市の土地がありますので、ここも宅地分譲をまず進めたいと考えております。

平成29年度に造成工事等の提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○11番（山田義盛議員）

それでは、順次質問してまいります。

まず、るる答弁いただきましたが、答弁書の2ページになりますかこれ、農地の答弁の中で、同意書の進捗状況についてということでお答えいただきました。73名が同意していただいて、未同意が8名となっているということでお答えいただきました。

そこでお尋ねしますが、契約内容の変更に伴う同意書の内容について、報告してください。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。同意書の内容でございますが、まず読み上げます。

「私は、曾於市が施工するパークゴルフ場・フラワーパーク等（仮称）整備事業のために譲渡した用地が、整備事業の中止に伴い、今後、市の発展に資する事業に供する用地への用途変更を行うことについて同意します」という同意書でございます。

いわゆる、市の発展に資する事業への変更をお願いしているところでございます。

以上です。

○11番（山田義盛議員）

同意書の中身については、まことに抽象的な中身ですね。不同意の方の、8人の方への同意を求める内容になってない。私はそのように思う、結論はそれです。

私の考えは、跡地をどのように活用するのかということが、もうそろそろ大事です。いつまでもずっと、先ほど同僚議員も相当質問等ありましたけど、このまま

同意をずっととられとって、結論出ないということは、私は契約の写しをいただきましたけど、これ完全に市側、行政がミステイクですよ。

要するに、ちゃんとフラワーパーク事業で使うんですよと明記してあって、そういう中身になってますから、非常にかたくなに、私がもし売買側でも、ちょっと、そういうことだったんじゃないの約束は、という話はやっぱりされると思うんです、すると思います。

何を言いたいかというと、市長、ちゃんとした跡地の計画を、素案というか計画でもいいんですよ、案でも示すことが不可欠だと私思いますが、市長いかがですか。

○市長（五位塚剛）

この間、フラワーパーク事業を中止をいたしまして、当然市民の意見を聞くということで検討委員会を設けました。検討委員会の中でも企業誘致、またいろんな声がありました。それに伴って、できましたら外山木材さんから、曾於市に来て仕事を再開したいという要請がありましたので、それに向けて進んでいたわけですけど、残念ながらそれがかないませんでした。

結果的に、この市と地権者との合意がそういう土地の売買書になっていたことが、私自身も後でわかりまして、この変更の同意を今もらっていたところですけど、やはり市民の税金で取得した土地ですので、有効活用をするというのは基本でありますので、できたら平坦な部分、かなりありますので、その部分だけでも先に有効活用ができないかということも、内部検討はしているところでございます。

○11番（山田義盛議員）

私、契約書を最近見ました、これ。要するに、ひな形いただきましたけど、この中身を見ますと、非常にこれはやっぱり、きっちりできた契約書だと、私思いますが、売買契約書として。何で、今まで長い時間、説得機会がなかった、まあ外山木材の話がいろいろ出ました。そういういきさつもあることは、私十分承知しておりますが、やはりきちっとした案を、これこれに使わしていただきたいというような、地権者の方が胸にすんと落ちるような案を持っていかないと、先ほど答弁いただきましたが、市の発展に資する事業に使いますんでどうかよろしくと、これでは市長、とてもじゃないけど不同意の方の説得材料にはなりませんよ、ならないと思いますね、私はそう思います。

そういう意味でお尋ねしますが、例をとりましょうか、市長、こういうことですよ。

五位塚市長と私が契約者としますね。市長が売り主、私が買い主とします。一般的な例を示しますから。私のほうから、私が買い主ですよ、五位塚市長に、市長取りましょうか、五位塚さんに、スーパーをつくりたいんでぜひ協力願えませんかと、

こういう話があったとします。そうすると、上等な願いだったと仮にしますわな、そうしますと、売り主の五位塚市長は人がいいから、非常に。何に使うんですか、スーパーですか、地域住民の皆さんに、やっぱり買い物不便だからここに建てばいいがな、というような形でですね、仕方なく、大事な先祖から続いた土地を譲渡されたとしますね。そうすると、私が買い受けて、いろいろと計画したらお金が足らんとか、いろいろ法的に規制があるとか、いろいろあるでしょう。そういう意味で、もうこれはやめたと言うて、ほかの人に売買したとします。で、売買した人が何をしようとしているのかわからない。そういう状況を鑑みたときに、売られた五位塚市長は、五位塚さんでいいでしょう、違和感が残るでしょう。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

一般の売買のときは、当然目的があって買われるわけですので、それを想定して売られるわけですので、当然そういうふうになると思います。それで、売った後そのものができなかつたら、当然何ができるんだろうという違和感になると思います。

○11番（山田義盛議員）

さすが、五位塚市長ですね。違和感残るでしょう。ああ、山田は約束を守らんかったなと、これはもう契約を破棄してもらわないかんと言うかもわかりません。それが、今、契約書から一連の流れであると私は認識しております。

そういう意味から、目的をきちっとつくり上げてやって、不同意の方に説得をお願いをすると、これは大変な時間がかかるかわかりませんが、そういう姿勢を見せるべきだと思うんです、市長。

市長、お尋ねしますが、不同意の方に市長は何回接触をされて、お願いに上がりましたか。

○市長（五位塚剛）

この8名の全員とは会っておりませんが、相続を、相続というか代理人の方もいらっしゃいますので、この8人のうち、6名は私はお会いしたんじゃないかなと思います。で数名は、2回ぐらいお伺いしました。

そういうことで、一番最後に同意をしますよという方が2人ぐらいいらっしゃいましたので、一応気持ちよく同意してもらうところを、今、待っているところでございます。

○11番（山田義盛議員）

いろいろと働きかけたということについては私も認識いたしておりますが、市長、そこで、さきの6月議会で同僚議員の泊ヶ山議員が一般質問で、今後は曾於市も農業公社必要であるんじゃないかということでお尋ねがあっている。そこで市長は、農業公社が必要であるんでということで明言されてますよね、それは間違いな

すよね。確認しておきます。

泊ヶ山さんの明言ですよ。要するに農業公社は今後必要であるということです。

○市長（五位塚剛）

農業公社については、今ナンチクさん、農協を含めて話し合いをしているところでございます。また、各担当のほうで今、事務手続を含めて進めているところでございます。泊ヶ山議員の質問については、そのとおりでございます。

○11番（山田義盛議員）

ちゃんと答弁されてまして、間違いないと思いますが、例えば、そういう案をおつくりになって、そして、これは農業公社っていてもいろいろありますけど、曾於市にちなんだ、曾於市がやらなきゃいけないようなことの農業公社をおつくりになる計画とか、きちっと、今後検討するとなったのですから、その検討は、6月でそのような発言されてますが、少しは検討されたんですか。

○市長（五位塚剛）

当然ながら、こういう農業公社をつくっていく場合に、事務所とか工場とか農場とか、いろいろ出てくるわけですので、一つの方策として、検討はしているところでございます。

○11番（山田義盛議員）

検討してるっていうことですね。

それで、先ほどにまた、前に戻りますけど、先ほど来の議員の質問の中で、不同意の方についてはきちっと全て同意を求めた上で、今後展開を考えていくということだと発言されましたですね。発言されましたね。

というと、不同意の人8名いらっしゃれば、その人の同意をとらなきゃいかん。契約書からそうなるんだから。同意をとるためには、このような私がさっきから申し上げるとおり、ちゃんとした案をつくって、同意を求めたほうがいいという私の考えですけど、市長はこのことについてどう考えますか。

○市長（五位塚剛）

農業公社の問題については、まだ具体的にどれだけお互いに、資本金を含めて出すかという問題、またどのような形で農業公社をつくるかという問題、最終的にまだ、合意ができておりませんので、当然ながらこれを、ある程度できたら、議会にも相談する必要があるというふうに思います。

その段階で、確実にそういう方向ができたときは、当然土地の問題やら融資の問題、いろんなことがありますから、その土地の問題がそうなったときは、農業公社として、JAさん、ナンチクさんもそのほうがいいという合意が得られれば、大きな方法論の一つだというふうには思っております。

○11番（山田義盛議員）

議論がちょっと、私の例えばで言いましたけど、私はやっぱり、未同意の方には契約書もきちっと順序どおりやられているし、恐らく異議申し立ても出ていると私は聞いております。異議申し立てですよ。この中身を、手元にないですが、この中身をちょっとお聞きしますと、先祖から代々守ってきた土地を、何回もフラワーパークにつくりたいんで分けてほしいと、何回も来られたというんですよ。文書ですよ。そして、そういう中で、一番引っかかったのは、県外の木材会社に売却すると聞いていると、驚いていると言うてるんですよ。驚いてると。そりゃあそうでしょう。その売買契約を結んで、ちゃんとフラワーパーク・パークゴルフ場ができるということでお待ちしてるのに、途中で池田市長から五位塚市長にかわって、フラワーパークについては中止しましたから、そして、そのときにやっぱり説明に行って、実はこうこうなんですよ、という話はされたと思うんです。そして、今日まで、その間に跡地利用で、検討委員会やられて、そして外山木材さんが、先ほどから話ありますように、進出しようかなということで、いろいろあったから。

私は、原因は、こういう会社が進出に当たって、これは林地開発ですから補助金も伴わなきゃ事業運営できないわけですから、こういう土地も確保できなきゃ来ないと思うんですけど、市長はそのことは、反省を含めてどうですか。

○市長（五位塚剛）

最終的には撤退をされましたけど、その状況は外山木材さんもよく理解されておりました。ですから、売買できないところは除いてでも、できるところだけでやりましょうかというところまで合意はできておりました。残念ながら、まだ、国のほうが融資の確約がちょっとできなくて、非常に残念でした。

また、地権者に対しては、こういう理由でフラワーパーク事業中止いたしましたけど、それにかわる地域活性化のための企業誘致になりますし、雇用も生まれるし、いろんな意味で活性化になりますということは、誠意を持ってお伝えしたんですけど、残念ながら合意を得られなかったというのが実態でございます。

○11番（山田義盛議員）

それでは、今後、市長に御提案申し上げますが、曾於市の農業者の減少や、高齢化などの課題に対応した担い手への農地集積や、多様な農業担い手の育成確保を進めるために、跡地利用に農業公社の設立を提案したいと思いますが、前向きに検討しますか。市長、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

内部では、この土地の活用ということと、また、農業公社のことを議論しておりましたので、ここはこういう形もいいなというのは、検討はしてあります。しかし

まだ、三者交えた中での土地について、ここについてこういう形で利用したいということについては、まだトップでの話し合い等しておりませんので、今後また随時会議がありますので、一つの案という形で提案はできるというふうに思っております。

○11番（山田義盛議員）

今後、検討を進めるということで聞かしていただきました。

もう一つ、肝心なことでお尋ねしますが、未同意の方々にも曾於市の農畜産の発展のために同意をしてくださいというような、要するに、そのとおりやと、まあ曾於市の発展のための、そういう一番曾於市の基本である農畜産の関係についてやるのかと。そうしたら、そのようなことをおっしゃって同意を求めたら、私は御理解いただけたと思いますよ。御理解いただけたと私は思います。

最後に、この件について市長、市長の熱意を聞かしてください。

○市長（五位塚剛）

曾於市は、畜産のまち、農業のまちでございますので、この未同意の方の中にも畜産農家がいらっしゃいますので、そのことを含めてお話すれば、合意を得られる方もいらっしゃると思いますので、熱意を持って進めていきます。

まず、このJAさん、ナンチクさんを含めたこの中で、市の考え方を明らかにして、また具体的に提供ができるようなものがあれば、やはりこれは、はっきりとするものがあると思いますので、今後努力していきたいというふうに思います。

○11番（山田義盛議員）

余談になりますが、先ほどの地元の渕合議員からもありました。心配してることありました。渕合議員は、恐らく地元で相当この件については悩んでおられると思いますよ。夜も寝れんでしょう。

（笑声）

○11番（山田義盛議員）

みんなが心配しています。八木議員からも出ましたね。もうそろそろ決着、道筋を立ててくださいと、みんな議員が思ってることなんです、みんなが。ぜひそこはお願いをしておきます。

この件については、この辺で質問を終わります。

それでは、2番目の宅地分譲事業について、これについても、今回の議会では活発に、3人だったかな、の方が宅地分譲について御質問をされてますが、私はちょっと視点を変えて御質問をさしていただきたいと思います。

まず、お伺いしたいのは農業振興地域の条件や整備とあるが、具体的な内容について説明してください。

課長でも誰でもいいです。お願いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。農業振興地域の整備ということでございますが、平成27年度から3年間、今、農業振興地域の見直しという形で事業をしております。28年度、今資料収集をしているわけですが、土地の利用状況なり、農林業、畜産業、そういった見直しに必要な情報収集を行っておりまして、平成29年の7月ごろになるかと思いますが、最終的に県のヒアリングを受けるということになります。それから、県のほうのいわゆる修正もあろうかと思いますが、大体、11月から2月ぐらいまでにかけて、結論が出るということで、簡単に言いますと、その地域を除外するか、編入するかとか、そういった部分の決定がなされるということになります。

○11番（山田義盛議員）

これをなぜお尋ねしたかという、宅地分譲を行うに当たっては、農振地域の除外も出てくるし、できたらそういう広いところを使って作業を進めてほしいという観点からスケジュールを聞かしていただきました。

それでは次に、都城市との、市長、ベッドタウンというのは、曾於市のどの辺を言うんでしょうか。市長、どのようにお考えですか。

○市長（五位塚剛）

都城市のベッドタウンといたら、基本的には末吉の街の中もベッドタウンになるでしょうし、いろいろ考え方あると思います。ただ、都城市の人たちの状況は、やはり、曾於市との県境、市の境、このあたりが非常に今、都城は特に住宅街化しております。ですから、私たちの曾於市の財部に近いところは、非常に都城の職場に近いということもありまして、広くベッドタウンという意味では好条件だというふうには思っております。

○11番（山田義盛議員）

そのとおりです。今、市長も御存じか、いつも都城志布志道路の関係については、会合にいろいろと参加されてると思いますな。私もおととい走ってみました。一周。平塚のインターチェンジ、五十町のインターチェンジ、そして今町ですね。これは開通しております。そして、その他の整備区間にも着々と開通に向けて作業が進んでいるという状況です。

今、曾於市街の土地取引について、不動産業界が相当な動きをされていると、これについては市長は認識はありますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、私も相当聞いております。私も都城工業高校出身でありまして、母

校の前に立派なといいますか、広大なニシムタが建設されました。これも大きなその影響だと思います。

要するにインターの近くに、やっぱり集約していくという、あの近辺に非常に人口が密度してきておりますので、不動産業者が非常に私たちの財部側もかなり買収をされているようでございます。それを認識しております。

○11番（山田義盛議員）

認識ありますね。なぜ私がこれのことを言うかということ、先ほど答弁していただきましたが、末吉、大隅については具体的に答弁をいただいております。大隅については、北小学校の近くにありますが畑を市へ無償提供の申し出がありましたと、これを検討していますということですね。これもまた結構です。末吉については、柳迫地区に市の土地がありますので、ここも宅地分譲をまず進めたい。これも結構です。

問題は、先ほど言われたように、このインターチェンジの近くについては、財部については、具体的に出てないんです。検討されていない。私さっき言ったように、農地の関係も出てくるからお尋ねしているんですよ。そういうのを早く動いてくださいということをお願いというか、やってほしいと思いますが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

27年度から農地の見直しが始まりましたので、まず最初に会合いたしました。それで、財部地域のこの養原に近いところの農振を外せる可能性があるところは、基本的には外しなさいというようなことをいたしました。

図面を見れば、白地になっているところはすぐわかりますので、それ以外で農振のところで、かなり厳しい条件はありますが、しかし市の活性化のためにこの住宅がつながるところについては、ちょっとまとまったところも検討しなさいという指示をしておりますので、再度検討して、ここを宅地分譲をするということをしたと思いますけど、基本的には、今、財部の方々に土地の高い値段では買えませんので、できたら市が買える値段で提供していただきたいということを、今、お話をしておりますので、今後詰めていきたいというふうに思います。

○11番（山田義盛議員）

私も土地の価格等については、調べてみました。要するに、県境から、財部の2号線の県境の向こう、いわゆる五十市側、これについては8万円から9万円です。坪ですよ。坪8万円から9万円。そうしますと、高速道路のセブンイレブンからこちらの財部側については、そんな値段しないでしょう。四、五万円ですよ、高くても。そうすると、4万円から5万円違うんです。例えば、若い人たちが土地を求めるに当たって、100坪としましょうか、500万円違うんですよ。そういう条件が整っ

ている。

それについては市長、認識されているでしょう。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

私もいろんな方々から話を聞いておりますので、その条件は聞いております。

○11番（山田義盛議員）

私は、このことを考えたとき、都城市等のベッドタウンとして曾於市をつくり出す、絶好のチャンスなんですよ。チャンスです。三股町を見てください。逃してなかったんです。だから、どんどん人口もふえていきますし、三股に負けちゃいかなんですよ。要素があるわけですから。そう思いませんか。市長、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

この間、私も市長になって、なぜ都城市の両隣の三股町は人口が、減少もあるんでしょうけど維持しているかということ、やはり都城の人たちが三股の町境、県境のところにいっぱい住宅ができております。ですけど、なぜ我々曾於市のほうにできないかということ、やはりそういう農振の問題やら、いろいろありましたので、今、畑の売買は一反歩で50万円です。だから、坪でやはりこれは私たちできたら、坪で1万で分けてもらえるとなると、300坪300万円で買えますので、これをやはり造成をして、もっと安く宅地分譲ができれば、かなり曾於市にも都城近辺の人、またよそから帰ってくる人がいらっしゃると思いますので、そういう具体的なことを計画をしていきたいなというふうに思います。

○11番（山田義盛議員）

計画をするということですから、農振地の見直しもあります。これ、チャンスです。都城志布志道路を考慮した、宅地分譲地の建設について、もう猛烈に取り組んでほしい。それによって人口増になるじゃないですか。会社もできませんよ、そんなに曾於市には。そういう交通アクセスとか世の中の動きを見つつ、やっぱり政策を打つ、これは非常に大事です。

そのことを、私はそう思いますが、市長、最後に、やりますよね。大きな声で言ってください。

（笑声）

○市長（五位塚剛）

まず、その前に私も就職試験がありまして、これに受からないと大きな事業はできませんけど、精一杯努力をしたいというふうに思います。

○11番（山田義盛議員）

よし、それじゃ努力をするということですから、約束は守ってくださいね。

今回は、曾於市にとっての重要課題の中から、私は2点に絞って質問いたしました。

た。

当局から一定の方向性を示されたものと理解したところです。テレビでおなじみの東進ハイスクール講師の林修先生のお言葉をかりますと「いつやるの、今でしょ」ということです。このことを申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日 9 日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

_____ . _____ . _____

散会 午後 3 時 2 9 分

平成28年第4回曾於市議會定例会

平成28年12月9日

(第5日目)

平成28年第4回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成28年12月9日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

（以下2件一括議題）

第1 議案第61号 曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

第2 議案第62号 曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について

（以下2件一括議題）

第3 議案第63号 曾於市税条例等の一部改正について

第4 議案第64号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

第5 議案第65号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について

（以下2件一括議題）

第6 議案第66号 字の区域変更について（大路地区）

第7 議案第67号 字の区域変更について（東迫地区）

（以下5件一括議題）

第8 議案第68号 指定管理者の指定について（財部交流館）

第9 議案第69号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）

第10 議案第70号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

第11 議案第71号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

第12 議案第72号 指定管理者の指定について（曾於市民プール）

第13 議案第73号 平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

（以下3件一括議題）

第14 議案第74号 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

第15 議案第75号 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

第16 議案第76号 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

(以下 3 件一括議題)

- 第17 議案第77号 平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
第18 議案第78号 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
第19 議案第79号 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

(以下 2 件一括議題)

- 第20 議案第80号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
第21 議案第81号 曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について
第22 議案第82号 平成28年度曾於市一般会計補正予算(第10号) について

(以下 7 件一括提案)

- 第23 議案第83号 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
第24 議案第84号 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
第25 議案第85号 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
第26 議案第86号 平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第27 議案第87号 平成28年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について
第28 議案第88号 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第29 議案第89号 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1 番	岩 水 豊	2 番	湊 合 昌 昭	3 番	泊ヶ山 正 文
4 番	上 村 龍 生	5 番	宮 迫 勝	6 番	今 鶴 治 信
7 番	九 日 克 典	8 番	伊地知 厚 仁	9 番	八 木 秋 博
10番	土 屋 健 一	11番	山 田 義 盛	12番	大川内 富 男
13番	大川原 主 税	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	谷 口 義 則	17番	迫 杉 雄	18番	(欠 員)
19番	徳 峰 一 成	20番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 持 留 光 一 総務係長 吉 田 宏 明

専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	今 村 浩 次
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	永 山 洋 一	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	八 木 秀 久	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	富 岡 浩 一	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
財 政 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 野 実
税 務 課 長	中 山 浩 二	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	久 留 守	水 道 課 長	堀 内 光 秋
保 健 課 長	丸 野 哲 男	会計管理者・会計課長	桂 原 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農 業 委 員 会 長	森 岡 俊 弘
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一	農業委員会事務局長	小 浜 昭 二
大隅支所産業振興課長	小 松 勇 二		

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

ここで、訂正申し入れの発言の願いが出ておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

昨日の一般質問の中で、岩水議員の宅配サービスの件で、私が答弁の中で足のない方々のという表現をいたしましたけど、交通手段のないという方々の意味でしたので、そういうふうに訂正させていただきたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第61号 曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第2 議案第62号 曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第61号、曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、及び、日程第2、議案第62号、曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

最初の61号について3項目ほど質問いたします。

第1点は、今回の条例の制定は、提案理由にも書いてありますように、公選制、戦後ずっと続いてきた公選制から任命制へと大きく、これは、変わる提案でございます。対応、今後のこの対応によっては、改悪ともなりかねない心配がある点でございます。その点での、特に今後、任命制に変わりますと市長の役割責任が非常に大きくなりますけれども、この点での所見をお聞かせください。改悪ともなりかね

ないという点もありますので所見をお聞かせください。

それから、第2点目は、関連いたしまして、この農業委員会のこれまでの役割、仕事、これは、少なくなっているのかあるいは多くなってるのか、ほぼ変わらないのか、農業委員会の業務について担当課からお答え願いたいと考えております。

第3点目は、この農業委員の数がこれまでの推薦を含めて33人から19人に変わります。御承知のように、合併後曾於市においては、これまでの議会を初めとした要望等もありまして、ほかの市町村に比べても少なくない人数の33人でしたが、今回から19人に変わります。

一方で、それを補う意味どうかわかりませんが、推進委員が新たに19人が条例の3条で規定されました。で、3点目の質問は、この推進委員の役割、あるいは目的について説明をしてください。これが61号でございます。

次に、62号についてでございます。61号と裏表の関連の条例でございます。

質問の第1点は、この市長が農業委員の候補19人を、農業委員を19人任命するのに選考委員会が62号で設置されました。この選考委員会が一方で大きな役割を果たすことは言うまでもございません。で、この条例見ますと、特に、9人以内となっております。その中で、特に私は、副市長の役割が非常に重要じゃないか、メンバーから見ましてですね、次に、農業委員の経験者の役割もより重要ではないかとも考えております。質問でありますけども、曾於市の場合9人以内となっておりますが、市長は何名をこの選考委員のメンバーに加えたいと考えているか、その場合、規定の中ではどこの部門かが、複数、2名以上にならなければなりませんけれども、それぞれ、総体で何名、そして農業委員経験者を含めて何名をそれぞれ予定しているか、考えておられるか、お聞かせ願いたいと考えています。

で、最後に、ことは7月は改選の時期ですよ。ですから、あと半年少々しかございませんけれども、もし議会がこの2つの条例を制定を一応可決したとして、今後、来年の夏に向けてどういった流れでこの条例に、新たな条例に沿っての運営を行っていきたいと考えているか、今後の流れについてもあわせて説明をしてください。

以上です。

○農業委員長（森岡俊弘）

おはようございます。ただいまの質問にお答えいたしますけれども、事務的な処理のことは事務局長に一任させていただきたいと思います。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

まず、農業委員の業務でございますが、農業委員の業務でございます。現在、現在と申しますか、任意業務としましては担い手の農地集積、集約化、耕作放棄地の

発生防止、解消という仕事が農業委員の仕事でございました。

これが、今回の農業委員会等に関する法律の改正によりまして、これは今まで任意業務でありましたこの業務が必須業務に変わっております。担い手の農地集積、集約化、耕作放棄地発生防止、解消、それと新規参入の促進、それと、もともとがありますように農地法、もしくは経営基盤強化法等に基づく許認可、事務というのが農業委員会の仕事でございます。

これにつきましては、平成21年12月の農地法の改正によりまして、非常に、平成22年度から仕事が多くなってきております。といいますのが、今まで、それまで任意でありました農地パトロールという業務が毎年1回は必ず農地パトロールしなきゃならないということになっておりますので、その業務が非常に多くなったということでございます。それにつきましては、少子高齢化に伴う耕作放棄地の増加に伴うものだというふうに考えているところでございます。

推進委員の仕事でございますけれども、農業委員の仕事に関しましては、先ほど言いましたその仕事が出てまいります。推進委員の仕事に関しましては、議決権はございませんので、まあ、農業委員会の総会に出てくることで意見は述べられますけれども、決定権はないというようなことで、通常の業務につきましては、その耕作放棄地の解消、それから担い手の利用権の集積、そういうものが大きな仕事になるということに考えております。

それから、第62号でございますが、9人の内訳でございます。農業委員経験者3名、それから認定農業者3名、女性団体の代表者1名、それから、鹿児島県大隅地域振興局農林水産部の職員1名、農林振興を担当する副市長1名ということで9名を考えているところでございます。

それから、スケジュールでございます。今定例会に議案を提案しておりますので議決いただきますと明けて1月になりましたら委員候補者、それから最適化推進委員の公募について地区とか団体等への周知を考えております。その後2月には、市報、インターネット掲示板、農業委員会だより等による広報の準備を行い、3月になりましたら、市報、インターネット掲示板、農業委員会だよりによる広報を開始いたします。

で、新年度になりますと4月の上旬から募集期間はおおむね1カ月となっております。1カ月となっておりますので、曾於市といたしましては、4週間、28日を計画しているところでございます。ですので、4月になりましたら4週間の公募を行います。で、その公募が5月の上旬には済むと思いますので、その段階でその応募用紙につきまして農業委員会から農林振興課のほうに書類を届けまして、その後、農林振興課のほうで選考委員会を開催していただいて、5月中にはその19名の農業

委員の選考をしていただきたいというふうに考えているところです。

そして、6月になりますと、一応6月の定例議会がございますので、同意案の提案ということになろうかと思います。同意案提案いたしまして議会の議決いただきましたら、7月にその委員候補者への辞令の交付ということになろうかと思います。そして、現在の委員が7月の19日まで在任いたしますので、その後に、7月20日になりますと、市長招集の総会を行ってその中で一応もろもろの、会長とか会長代行の互選等を行うという計画になっているところでございます。

そして、最適化推進につきましては時期をずらして、7月に公募を行いまして、農業委員と同じような形で公募を行いまして、公募をいたしまして8月上旬に農業委員会のほうで最適化推進委員については委嘱となっておりますので、それを決定いたしました後、8月の総会において農業委員のその最適化推進委員の承認いただいた後、9月1日から最適化推進員については仕事をしていただくというような計画でいるところでございます。

以上です。

（「市長の役割」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

今回、農協法の関係の法律改正がありまして、このような形で、今まで農業委員の公職による選挙制度ありましたが、市長からの任命になります。最終的には市長の権限で任命いたしますけど、当然ながら、これについては農業委員会の中での議論がありまして、その中でいろいろ候補者についての地域割りとか年齢とか、いろんな各種団体の状況を見て検討委員会で提案されますので、最終的に私がそれを受けて提案するという決定権ありますけど、市長が個人的にいろんな個別的なことを推進するということはないというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。ただいまの農業委員会の事務局からも詳しく説明、あるいは今後の流れについて説明がありましたけども、それを踏まえて2回目の質問であります。

深い審議は建経のほうでされたいと思いますけども、まず、質問の第1点であります。今の事務局長の説明をお聞きいたしますと、農業委員の候補を公募で決める場合も、あるいは7月以降、推進委員を公募で募って決める場合も、この選考のあり方が、これは非常に重要となります。これまでは選挙だったから、不正はあるいは不明良な点は基本的にはなかったと思うんですね。

で、質問でありますけども、やはり、その選考過程における透明化が必要だと思うんですよ、透明化がですね。そのあたりは十分検討がされてると思うんですけ

ども、こういった形で透明化を行っていききたいと一応準備されていますか。これが質問の第1点であります。それは、規則か要綱でもう既にうたわれてありますか、やはり、これは制度として、やはり、しっかりと決める必要があるかと思っております。選挙に変わる、いわば、任命制の移行の過程の中での選考委員会の果たす役割があるからでございます。

その点で、特に私が質問したいのは透明化。これはどのように制度として保障していますか。これが質問の第1点であります。

それから、第2点目でありますけども、局長の説明にもありましたように農業委員の役割、仕事は基本的にはそれほど減ってないですよ。ですよ。今の説明をお聞きしますと。で、その点で、役割、仕事、業務は現在と今後も基本的には変わらないというか、むしろ部門によっては忙しくなる部門もあるかもしれません。そうした点での、中での公選制から任命制への移行であることもお互い考えていきたい点でございます。

で、第2点目でありますけども、言うまでもなく農業委員会の役割は、こうした、今、局長から説明がありました幾つかの、まあ、業務の運行だけでなく、国や県に対して、特に国に対して意見を上げるという、これも重要な役割ですよ。実際、この間、旧町時代を含めて合併後も幾つか意見を上げられてきたと思うんですよ。それは今後も制度として保障されて、そして、全く変わらない形で位置づけとしても、いわゆる意見具申はできるわけですね。これの確認方の質問であります。

それから、事務的な質問で3点目ありますが、答弁でありましたようにこの選考委員会の中で、この農業委員の経験者3名を一応考えているということですが、今回については現職の農業委員は3名は一応含まれてなくて過去の農業委員経験者ということで理解してよろしいのかですね。これは、文言上の確認の質問でございますけども。以上3点でございます。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

透明性につきましては、一応選考委員会の運営基準というのを設けていきたいというふうに考えているところでございます。

（「今からですね」と言う者あり）

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

今からです。といいますのが、選考委員会ができました後に一応定めるものということであってございますので、そのような形で3月に向けてたたき台をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

それと、提案等のことですが、行政機関等への提案ですが、これにつきましては、今度改正された農業委員会等に関する法律の第38条で関係行政機関等に

対する農業委員会の意見の提出ということでございますので、今までどおり、農業者の代表としての、機関としての意見につきましては市初め県のほうにも提出できるというふうに考えております。

それから、選考委員の3名の農業委員経験者となっておりますけれども、現職の農業委員は考えておりません。過去農業委員をされた方ということで考えております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

次に、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○5番（宮迫 勝議員）

質疑通告書出しましたので、これに沿って質問いたします。もう徳峰議員が言ったところは省きたいと思いますが、通告書の3番目、議案第61号のほうですね。定数がそれぞれ19人ありますが、その根拠を述べてください。それから、議案第62号の関係で、農業委員候補者の選考に当たり、候補者になるための手順、条件、手続等を、簡単でいいですからちょっと説明してください。2番目に、第8条で、庶務を農林振興課に置くと思いますが、私は、もうてっきり農業委員会におくのかなと思ってました。その理由を説明してください。

以上です。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

お答えいたします。

定数がそれぞれ19人であるがその根拠を述べられたいというようなことでございます。

農業委員の定数につきましては上限が3つに区分してあります。曾於市の場合は、昨年の農林業センサスの数値が農業者3,818戸、経営耕作面積4,874haということで、農業者の数が1,100を超え6,000以下で農地面積が1,300haを超え5,000ha以下の農業委員会に該当いたしますので、委員の定数は上限が19人となっておりますので、19人で提案してあります。

また、最適化推進委員についてでございますが、区域内農地面積のha数を100で除した数以下と規定してあります。先ほどのセンサスの面積からいきますと49人以下ということになりますけれども、現在の農業委員の数が公選30名、議会推薦3名、それとJA、共済組合、土地改良区から3名ということで合計で36名の定数がございます。そこ辺を勘案いたしまして、同数ということでお願いしているところでございます。といいますのが、農業委員と最適化推進委員につきましては連携して活動していただくというのを根本に考えておりますので、そのような形でお願いして

あるところでございます。

それと、62号の関係でございますが、農業委員の候補者の選考に当たり候補者になるための手順、条件、手続等について御説明申し上げます。

手続についての募集方法でございますが、市内の地区または全域からの推薦、法人または団体からの推薦及び一般募集を考えております。

条件については、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会に属す事項に関し、その職務を適切に行うことができる者となっております。で、その委員の過半数につきましては認定農業者ということになっております。そのほか、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係のない者、最低これは1名でございますが、含まれることとなっております。また、年齢や性別により著しい偏りが生じないように配慮することということにもなっております。

手順につきましては、先ほど説明申し上げましたが、現在の委員の任期が来年7月19日までとなっております。そのようなことから、6月定例議会に同意案を提案しないと間に合わないということになります。したがって、先ほど言いましたとおり、4月から5月にかけて4週間の募集期間を設けて行くと、そして、5月に委員候補者選考委員会を開催して候補者の選考を行い、準備を完了しなければならないと考えているところでございます。

第8条で、庶務を農林振興課に置くとある、その理由はということでございますが、今回の農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員について、選挙制度の廃止、そして議会・団体推薦による選任制度を廃止しまして、市議会の同意を必要とする市長の選任制度へ一元化されたものでございます。そのようなことから、市長の権限に属するものでございますし、また、農業委員の過半については認定農業者という条件がございますので、曾於市の認定農業者連絡協議会事務局を所管する農林振興課に選考に関する事務はなったものでございます。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

2回目に行きますけども、私はこれさっき、候補者になるための条件と言いましたけど、資格と言えばよかったんですけども、この参考資料の1ページ、それから6ページですかね、それぞれの農業委員の資格っていうのがあるんですけど、3つありまして、市内に住所を有する者、ただし特別の事情がある場合はこの限りでないと。この特別の事情はどういうのが該当するのか、まず、これが1点ですね。そして、わかりやすく言えば、今現在農業をしてない人でも、まあ、応募っていうか、手を挙げられるのか。この2点の確認です。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

今回の法の改正によりまして、この、特別の事情がある場合はこの限りでないというところについては、市外の方でも結構ですよという話になります。

それと、農業してなくてもいいのかと、というのが利害関係を有さない者ということで、最低1人は農業委員として入れなさいというふうに法の中で決められておりますので、それは出てくると思います。ただ、基本的には、農業委員については地元根差した活動をするというのが基本だろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

○6番（今鶴治信議員）

通告をしておりますんですけど、大体、内容は今の説明でわかりましたが、先ほどいただきました資料の中に末吉地区、大隅地区、財部地区の定数は示されておりますけど、これも農家戸数とか面積で決められたと思うんですけど、どういうところでこういう人数を出されたのか、あと、今までは公選制で各地区、私のときはなかったんですけど、選挙で選ばれた農業委員が現職でありますけど、その方々が、やはり、継続してやりたいといった場合の、まあ、それまでの実績等とかもあると思うんですけど、そこら辺も選考委員会でそういうのも、まあ、初めての人もいらっしゃると思うんですけど、そういうのも加味されるのか、また、あと、大字ごとがありますけど、その辺の地区的な配分的なものも選考委員会の中では対象とされるのか、それとあと、私も農業委員会におったときですけど、曾於市農業委員会は女性農業委員が結構人数がおられて、いろんな女性活動もされていますので、先ほども、女性も含むというのがありましたけど、そこら辺で女性も、できれば、応募者の中から決められるんですけど、何人ぐらいはとかいうのも対象にされるかどうか、を伺います。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

その定数といいますか19人を割り振ってる分については、最適化推進委員でございます。それについては、今回の法改正の中で最適化推進委員の募集に当たっては区域を区切って募集を行うということとなっております。

で、当初、いろいろと細かく考えたところでございましたけれども、大字ごと校区ごととかいろいろ考えたところでございますが、もしそこで出てこない場合にいろいろ問題が出てくるなと思ひまして、旧町ごとにしたところでございます。旧町ごとの総体の農家台帳面積を19で割りまして、それを旧町ごとの農家台帳面積でしま

したところ、そのような数字が出てまいりましたので、そのような形になったところでございます。

それと、現職の農業委員を有利にする、何と申しますか、そういう形で見るとのことですが、それについては、後の選考委員会の中での判断でございますので、私がどうのこうの言えるところではございません。

それと、女性農業委員についてですが、女性農業委員についても、先ほど言いましたとおり、性別、それから年齢等に偏りがないということがうたってございますので、そのような形で募集はしていきたいというふうに考えております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第3 議案第63号 曾於市税条例等の一部改正について

日程第4 議案第64号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議案第63号、曾於市税条例等の一部改正について及び、日程第4、議案第64号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

質問は3点です。

第1点は、これまでの説明と重なる点もあるかと思いますが一応質問いたします。

第1点は、今回のこの改正の、63、64号まとめてであります、この改正の中心点を説明してください。非常に、読んでも、私だけじゃないと思うんですが、わかりづらい内容でありますので、中心点を説明してください。

それから第2点目は、曾於市ではこの今回の改正でどれだけ影響があるのか、もしあるとしたら、こういった形でどの程度影響があるのか、を具体例も示しながら説明してください。

それから、質問の第3点目は、施行日が来年の平成29年の1月1日となっております

ます。通常は、この種の税関係は4月1日が通常じゃないでしょうか、で、来年の1月1日では、この運営上、業務の遂行上、支障、問題点は出ないのかどうかを含めての質問でございます。

以上3点です。

○税務課長（中山浩二）

お答えいたします。

議案書のほうは9ページと17ページになります。

議案63号曾於市税条例等の一部改正、それと議案第64号国民健康保険税条例の一部改正について、条例改正の主な内容と曾於市への影響についてお答えいたします。

まず、市税条例の第19条、43条、48条、第50条は、ほぼ同じものでございまして、ことし3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に合わせての条例改正でございます。内容は延滞金の期間計算の見直しの関連でございまして、市民税等の納税者が申告をした後に減額更正がされて、さらに、その後に増額更正や修正申告があった場合には、納付の翌日から増額の更正があった日までの期間は控除して計算するのを定めるものでございまして、その期間は延滞金を課さないという条文でございます。

（「今まで、実際に延滞金あったんですか」と言う者あり）

○税務課長（中山浩二）

はい。

また、附則の第20条の2と3でございしますが、こちらは所得税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたのを受けまして、5月25日の法律施行令等の一部を改正する政令が出まして、住民税の課税の特例として特例適用利子等の額や特例適用配当などの額に係る所得を分離課税にする改正でございます。なお、この特例適用利子等の額や特例適用配当の額に係る所得で、曾於市内でこの所得を有するような申告はないと思われ、曾於市内では影響はないと考えられます。

次に、議案第64号の国民健康保険税条例の一部改正でございしますが、こちらは5月25日の市税条例と関連してる部分でございます。法律施行令等の一部改正をする政令で、住民税の課税特例といたしまして、今まで申し上げました特例適用利子や特例適用配当などの額に係る所得は、今回の、このたびの議案で分離課税にお願いしているところですが、これを国民健康保険税につきましては、従来どおり、所得額の判定や軽減判定の際は総所得金額に含める旨の改正でございます。従来どおりでございます。したがって、国民健康保険税の条例改正につきましても、従来と変わらないもので、影響はないところでございます。

それと、施行令、通常ですと4月1日で専決処分で全ての改正をお願いするのが

今までの流れでございますが、ことしは、平成28年度税制改正につきまして消費税の期間延長がうたわれまして、それに関する車体課税、いわゆる、自動車取得税や軽自動車税等の関連で、これが正式に決まりますとその税額を県と軽自動車税の関係で協議しなくてはならないとか、そういった、ずっと受けてまして、その関係もありまして、今年度、28年度の税制改正全てを専決処分ではしなくて、その状況を待ちながら経過を見ておったんですが、この29年1月1日の部分だけはもう地方税法に合わせて改正をしなくてはならないということで、今回12月の議会にお願いしたところでございます。

（「業務上の支障はないんですか」と言う者あり）

○税務課長（中山浩二）

業務上の支障はございません。

それと、また3月には積み残しの分がございます。法人税の改正と、あと軽自動車税の減免関係がございますが、こちらのほうは、また、3月議会で28年度改正分をお願いする予定でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

現場で仕事をしていないために、説明が十分わかりにくい点がありましたけども、2回目の質問に移ります。

基本的に、この63号と64号、条例改正は行われたとして、これまでと、市民から、納税者から見て、そう大きな影響はないというふうに基本的には理解したいと思います。訂正があったら訂正してください。

ただ、答弁漏れですか、冒頭申し上げました、説明がありました63号の3月31日の公布の延滞金の期限切れ計算等の見直しについては影響があるかないかが答弁がされておきませんので、この1点だけ、影響がないのかどうか説明してください。

以上です。

○税務課長（中山浩二）

まず、延滞金のほうでございますが、こちらは逆に期間を控除するということでございますので、納税者の方にとっては延滞金が減額になる、計算上……

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（中山浩二）

これはそれぞれの期間で、申告の期間によりますので……

（「年間を通してどれだけの影響があるかないかという単純な質問です」と言う者あり）

○税務課長（中山浩二）

具体的には、ちょっと、計算上はできないとこなんですけど、延滞期間をします
ので、その期間が短くなるということで御了解いただけたらと思います。

それと、今回の1番大きくなっております特例適用の利子及び特例適用の配当で
ございますが、これに関しましては、この配当、利子等の内容は、国内居住者が支
払いを受けております事業所得のうちに、これは外国において設立された団体の所
得として取り扱われる特定対象事業所得に係る利子、所得、そして配当所得、そし
て譲渡所得、一時所得、雑所得を一般的にはいうわけでございますが、今回、台湾
との間の租税の関係でこういった改正があったところでございます。曾於市内には、
恐らく、申告者は、こういった方はいらっしゃらないと思います。今のところで把
握しているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、私、議会議員としては、どれだけ影響があるのかど
うか、納税者の立場からの単純な疑問あるいは質問になるわけですね。

で、1点質問でありますけれども、今回に限らんですけれども、税関係は市民にとっ
ても切実な問題であります。で、今回のこの条例改正が一応議決をされたとして、
市民への、あるいは納税者への周知徹底というのは、こういった形で行われるんで
すか。非常に、ただいまの質疑をしても、私自身もわかりづらい点なんですよね。
しかし、やはり税金に係る問題だから、決まった以上は納税者に通知するというか
周知徹底を図るというのは、これはもう民衆政治においては大原則だと思うんです
よ。それをわかりやすい形ですね、で、こういった形で今後、考えていますか。そ
のスケジュール等について説明してください。

要望したいのは、とにかくわかりやすい形で、その場合も、簡潔でいいから説明
する努力をしていただきたいと思いますけれども。答弁してください。

○税務課長（中山浩二）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、周知というのは本当に税の関係では大切であるかと思ひます。
で、今までも6月議会で専決処分等が行われまして、承認されますと市報、有線等
を通じて周知してる状況でございます。今回も、また、改正にかかわる分は、また
市報等、有線、そしてFMを通じて市民の方々への周知と、あとそれのほかにやっ
てるのは、税で申し上げれば軽自動車税等なんかは、それぞれの申告の中に入れた
りして、改正等を周知してる部分もでございます。できる限り今後ともさらに検討し
ながら市民の方々にわかりやすく周知するように努力してまいります。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第65号 曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、議案第65号、曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案65号について質問いたします。これは文厚委員会に付託になりますけども、最も大事な、今回提案された議案の中の1つであるし、個人的にも疑問、あるいは違和感といいますか、を強く持っている内容でありますので、あえて本会議で質問をいたします。

1回目は、4項目の質問であります。市長が答弁されるか、教育長が答弁すべきか、それぞれ判断して答弁してください。

第1点は、高校のそもそも卒業生が大学などに進学するか、あるいは就職の道を選択するか、これは、言うまでもなく、本人の自主的な判断の問題であります。当然、ですから、これは教育委員会を初めとして尊重する考え方でなければならず、そして、何よりも、教育上も公平で、そして公正に対応すべき問題ではないかと思っております。

ところが、今回のこの改正案は、大学等の進学者には市民の税金の一部を使って祝い金を支払う、一方、就職する卒業生には税金を全く支給しない。こうした考え方は、あえて言いますと教育上も、さらには行政上も見識のある公正で公平なやり方とはとても言えないと私は考えております。この点についての、これは教育長ですか、答弁をしてください。

質問の2点目、国公立の大学に進む者には30万円を、一方、私立や専門学校等へ進む者には5万円を支給する、つまり、6倍も差額をつけて支給するのも、これは

おかしい考え方ではないでしょうか。何を根拠とするかであります。こうした考え方ですと、私立に比べて国立が、単純化して言いまして、6倍の価値があるということにならざるを得ない、のではないのでしょうか。これも教育的な観点から見てもまずいやり方ではないかと思います。説明をしてください。

質問の3点目、全国の大学を見ますと、入学の難易度、難しいか優しいかでは国公立よりも難しい私立大学は数多くあります。この点からいいましても、30万円と5万円を分けるやり方は合理性がないと考えておりますが、いかがお考えですか。説得ある説明をしてください。主観的な説明は一切必要ありません。ここは議会ですから、客観的な説明をしてください。

最後に4点目、私立大学は入学金、あるいは授業料が国公立よりも高い、この点からも不公平で納得できないという市民の声も私はいただきました。こうした点もどうお答えになるか、説明してください。

以上、1回目は4点目の質問であります。

○教育長（谷口孝志）

徳峰議員の質問にお答えいたします。

1点目ですが、大学進学をするか、あるいは就職するか、それは本人の自主判断であって尊重すべきだと、大学等への進学者のみ祝い金を交付することは公平ではないと考えるがということでしたが、今、基本的な考え方は、徳峰議員のおっしゃることのとおりだろうと思います。

今回、この条例改正案を提出いたしましたのは、実は曾於高校の方からのたっただけのお願いがございまして、後ほどまた重複するところもあるかもしれませんが、開校以来3年を経過しまして、特に、曾於高校の5学科の中で文理科の希望がずっと低い段階で続いておりまして、御承知のとおり過去3年間でも定員の40名に対して半数にも達しておりません。

学校側としても非常に危機感を持っておられまして、この文理科のほうにぜひ、今、都城市内とか、あるいは、ほかの市外に出ている曾於市の優秀な子供たちを、ぜひ、その曾於高校の文理科で勉強してほしいと、これが一番の願いであります。私どもも、御承知のとおり、市内に3校あった県立高校が、今、1校になったわけですので、この1校を何とか振興していかなきゃならないということで、これまでもこの支援条例で支援をしてきたわけでありましたが、学校のそのような状況を聞き、また、私も、例えば、これまで県の方針によって県立高校が整理統合された新設校が、新しい高校になってから10年ほど経過して、学科によっては、非常に定員割れがずっと続いたと。ということで、早くも、例えば、1学級減というような処置をとられております。

このままで進みますと、文理科がずっと定員割れ、半数にも満たない状態が続くとすれば、遠くない、まあ、10年ぐらいたつと、当然、その判断材料にされるおそれがあると、市としましては学校側の危機感とともに、私どもも、そういう検討対象になる前に、曾於高校の、特に文理科を、やはり、こちらに曾於高校を、曾於市内の子供たちをぜひ向けたい、そういう思いがあつて、決して、その進学等を優先してその就職等の生徒たちに対して差別しようとか、そういうことはないわけであります。

（「客観的な答弁してください。今のは主観が入っています」と言う者あり）

○教育長（谷口孝志）

いえ、主観的じゃなくて、これ高校の結局たつての願いでありまして、校長のほうがそのようなお願いに來られたということで検討した結果であります。

2 番目についてお答えいたします。

国公立30万円、私立、専門学校等については5万円、何を根拠としたかと。これも、むしろ私立のほうがお金が要るじゃないかということですけど、これらについても、学校が、特に校長先生と話をする中で、私どものほうからもこのような疑問を出しました。ただ、学校側の、校長さんの考え方というか、学校の実態として国公立大学進学者には何とか頑張れば国公立ならいけるんじゃないかと、そういう生徒が多いと、そして、高校の今の実態で言うと、私立のほうに進む子は割と何とかやっていけるんじゃないかというような子供がおりますので、そういうふうな状況でありました。そのようなことを踏まえまして、とりあえず、曾於高校の支援ということを考えたときに、今回、このような改正をお願いしたというところであります。

30万円の根拠としましては、国公立の入学金が28万2,000円ですかね、今そういうふうになっておりますので、それをもとにして30万円という形にしました。

なお、ほかの専門学校等への進学者に対しても、今回、この進学金を拡充したことに合わせて、贈呈金額を5万円として、全体的には制度の拡充を図っていこうと、そしてそのことで曾於高校への進学者をふやそうと意図したところであります。

それから、3 番目の入学の難易度は国公立より難しい学校があるじゃないかと、これも、私どももそのように考えたところであります。これにつきましても、高校のほうに、例えば、いわゆる難関私立大学とか難関学科とかあるじゃないかとそういうことについての生徒は考えなくていいのかということを話しました。その際に、高校のほうから出ました回答は、高校側が、まず、私立大学の格付をすることは難しいし、また、教育的配慮に欠ける、というのは、数的な根拠が得られにくいと。例えば、そのときに高校側の説明でありましたのが、例えば、有名進学塾、例えば、

何とか塾というのがあります。そういう塾によっても同じ私立大学の学科の位置づけが違ってる、そういうふうなことで根拠になる数字等が得られにくいので、このことは難しいと、それから先ほど言いました、高校の現段階での考え方としては、私立大学を志願する生徒の家庭は、比較的何とか余裕があるんじゃないかというふうに考えております。ということでありました。

4番目の私立大学、入学金、授業料が高いと、このことについては、先ほど、今申し上げたことと同じようなことでございます。

終わります。

○19番（徳峰一成議員）

細かい点は文厚委員会で質問いたしますが、教育長、ここは議会です。常に今の日本の憲法、教育基本法を初めとした、もろもろの法律、そして曾於市の条例を念頭に入れて高校側とも協議をすべきであります。受けとめた印象としては、これが非常に希薄であったのじゃないかと思っております。今申し上げた憲法や法律を念頭に入れたら、こうしたことにはならなかったと思うんですね。私も、教育関係者を含めて、市外の、何で聞いたんですけれども、私以上に厳しい意見ですよ、これは。いわゆる一般的な、世間的な評価は分かれるかもしれませんが、これ、やっぱり、せっかくだ、いいことじゃないかと言う人も多いかもしれません。ここは議会ですから、恐らく、南日本新聞を初めとして、マスコミ報道されたら、見識ある方々じゃったら、言葉悪いですけども、物笑いになるような、これは内容ですよ、と私は思っております。

で、2回目の質問でありますけれども、まず、五位塚市長に質問いたします。

この予算は一応市長部局であります、絞りますと市長が一応把握、というか、握っております。誰が考えても深く研究したらこれはおかしいと思っておりますけれども、こうした提案をなぜ食いとめることができなかったのか、であります。私もいろんな人たちに、市外を含めて聞きました。別に法律に違法性はないですよ、ないですよ、なぜ食いとめることができなかったのか、率直にお聞きいたします。これが第1点。

それから、第2点目は曾於市の曾於高校を支援する、これは大いに賛成であります。今ある条例の中でも、一部教育長の答弁ありましたが、支援策あります。大学入った場合もですね、高校のときの在学時の成績がよかったら一定の祝い金を支給しております。これも、私、個人的に違和感がありますけれども、違和感あります、これもですね。しかし、今回の提案よりはいいです。差別観、公平性が一定程度ないからでございます。しかし、今回の場合は、客観的に見て、やっぱり、公平でないんですよ。就職する人には祝い金全く支給してないわけですから、在学時の数々

の支援策、あるいは大学や専門学校に入ってからのも単独の奨学金制度、特にこの奨学金制度は基本的に性格が異なるということを考えていただきたいと思うんですね。

今の貸し付け型の奨学金を給付型に切りかえるという、これは、同僚議員を含めて提案があって、私は素晴らしい内容だと思っております。そうした形での、道理にかなった支援策をすべきじゃないでしょうか。この入学者に対してもですね。それが基本だと思うんですよ。あるいは、法や道理にかなってると思うんですよ。その根本が欠けてる。ですから、これは結果論じゃなくて、教育長を初めとした教育委員会としても、高校の意見、要望、これを軽視すべきじゃないと思っております。十分、それは意見を聞きながら違った形での支援策はなかったか、お互いに知恵を出しながら議会に提案される、そうした王道を進むべきじゃなかったのでしょうか、これが欠けてる、と私は言わざるを得ない。この点での答弁をしてください。

3点目、もともとそうした法的な公平性、あるいは公正面から見まして、やはり、最初の発想の段階、対話の段階で問題点があるために、十分な説明が、例えば、国公立と私立大学の難易度についても説明ができないでしょ。最初の発想が間違ってるからでありますよ。いみじくも、答弁がありましたように、例えば、難易度の高い私立大学のほうが5万円で、それよりも比較して低い国公立の場合が30万円、これについては合理的な説明はできないでしょ。合理的な説明がなぜできないかを考えていただきたいんですよ、教育者として。それは、最初の発想が間違っているからですよ。これは、誰でも、100人が100人、1,000人が1,000人、合理的な説明ができないですよ。難しい大学が私立であったがために5万円、それより比較的易しいところの国公立は、しかし、一方で30万円って。これは誰でも説明できないですよ。そこを、やはり、議会ですから考えていただきたいんですよ。議会は法や条例にのっとって審議するのが議会ですから。主観を挟んじゃいけないですよ、こういった問題では。この点で答弁をしてください。

最後に、これは、市民からあるいは曾於高校を卒業しての就職する本人や家族からですね、今私が申し上げた点を教育委員会等にきつい質問があった場合は恐らく、まあ、教育長だけじゃないですけども、説明できないと思うんですよ、説明は。例えば、自分は、自分の意志で、将来のこういった夢を持っていて大学には行かないって、あるいは、行きたいけども事情があって行けない、行かないと、しかし、私にはなぜ祝い金を払わんのですかって、そうした強い意見が出された場合に、合理的で説得できる説明できないでしょ。就職する方々に対しても、包括的な支援制度があったら説明ができますよ。それが欠けてるんですよ。くどいようですが、それは、だから、そうした基本的な、憲法や法律の観点で対応してないからですよ。今、減少面から見て文理科が少なくなっているって、これ何とかしたいって、これ

は、私も聞いておりますよ、質問の前に、関係者から。しかし、余りにも考え方が狭いんですよ、考えが狭いんですよ。文理科を、人数をふやすことっちゃ大いに賛成、そのために支援策することも大いに賛成ですよ。しかし、発想と対応が間違っていると言わざるを得ないんですよ。

まとめて質問いたしましたけども、答弁してください。市長にも1点だけ冒頭の答弁してください。

○市長（五位塚剛）

このことについて市長がなぜとめられなかったかということの質問でありましたが、このことについては、私たち市長部局、そして教育委員会、また教育委員の方々、そして学校の校長先生を初め、学校の先生方と協議を行いました。で、このことについて一番いい方法はないかということで、かなり議論いたしました。で、この曾於市の曾於高校の中では、例えば、獣医師を目指す者もいらっしゃるでしょうということで、私立の大学に行く方もいらっしゃるんじゃないかということで、そのあたりも含めて検討していただきました。

で、最終的には意見交換をした中で、やはり、まず、国公立に子供たちが一人でも多く入っていただきたい、また、大学に行きたいと思っても家庭の事情でどうしても行けない子供たちがいるということで、それに対して入学金のこういう形で支援してもらおうと子供たちが、また、親も、非常に大学に頑張っている自分の人生を頑張りたいという声がありますということも聞きましたので、最終的には国公立のほうに30万円、また、短大を含めた私立の方々には一応5万円までということで決定をいたしました。

で、このことは、まず、教育長も言われましたように、曾於高校の文理科に一定の、今、ほかの高校に行ってる方々が、ぜひ、曾於の文理科に行ってもらっている形で頑張ってもらおうと、また、国公立のほうから曾於高校の文理科も推薦枠がいただける状況になると思います。残念ながら、文理科のほうは、今、人数が少ないために推薦枠がもらえない状況でございます。しかし、普通科、商業科のほうは、今回、第1期生ですけど推薦枠を2名いただきました。ということで、まず、そのあたりを支援することが一番大事だということで思いました。

同じ高校を卒業する、就職する方々に対して不公平じゃないかという御意見がありました。就職する方についてはいろんな思いで就職されます。そのために地元に残るそういう高校生に対して支援ができないかということも今検討いたしております。そして、給付型で奨学金を、市の奨学金を受けている子供さんたちに将来曾於市に帰ってくることが決まれば、奨学金の免除というのも第2段、第3段で、今、検討をしているところでございます。そういう意味で今回は、新たな提案

として限られた予算の中ですけど、そういう提案をいたしたところでございます。
よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（谷口孝志）

お答えいたします。

ただいま、2回目の、1問目については、市長のほうから答弁がありましたので、2問目の曾於高校支援は大いに賛成だと、しかし、今回の内容については違和感があるということでした。

私どもも、この、今、市長も申し上げましたが、例えば、給付型の奨学金の問題とか、こういうこともいろいろ検討したほうがいいんじゃないかということでしたけど、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、とりあえず今、高校が一番危機感を持っているのは、この曾於高校全体はもちろんなんですけど、この文理科の存続、今後の方向、そういうことに対して非常に危機感を持っていらっしゃるということで、私どもも曾於市内の3中学校からすばらしい生徒たちが卒業して、そして、それが都城市とかあるいは、ほかの市外の高校に流れてます。

何とか曾於高校に入ってくれたらということを思いまして、今回は、今おっしゃったようなことも十分、我々も考えましたし、先ほど市長も言いましたが、高校との話し合いの中でもこちらからも出しました。しかし、結果として、今、曾於高校が一番求めているのはここだということでありましたので、このような提案、お願ひをしたところであります。

それから、国公立、私立、合理的発想ができないという、これは主観を挟むなどということですが、決して主観を挟んでいるわけでありませんで、後ほどまた、ほかの議員からのほう出ましたのでその中でと思いましたが、教育委員会でも委員のほうから、この、今、徳峰議員がおっしゃったようなことも出たわけであります。ただし、それについては我々も同じ気持ちでありましたので、しかし、そうしたときに、それを網羅したいということで、また、これも繰り返しますが曾於高校のほうと協議しましたところ、そのようなデータを上げるにはなかなか根拠が乏しいと、で、そういうことで、まずは、国公立へ進学した子供たちへの支援を手厚くしていただければということでしたので、今回は、これでいこうということでしたところであります。

で、市長のほうからもありましたが、例えば、給付型奨学金の問題にしても、今後検討するというよりも、これも私ども、前から市長部局のほうとも検討しまして、このような方法はできないのかと、しかしこれは、今後、継続してちょっと検討していこうという段階になっておりました。その中でこちらのほうを先に急いだというところでもあります。

それから、曾於高校卒業生から、こういうして、進学者だけに手厚くするという
ことについて、もし質問があったら教育委員会は答弁できないんじゃないかとい
うことですが、確かに非常に苦しいところだと思います。ただし、今、現行の中
で、現行支援の中での10万円と3万円につきましても、これも同様でありまして、全
ての卒業生に対して10万円なり3万円を支援しようというものではありません。た
だ、今回は、額が非常に、こういうふうにして上げましたので、反応というか、それ
も大きいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回しか本会議では質問できませんので、はっきり言って私は全く理解でき
ないですよ。減少面だけ見ての議会答弁ですからね。なじまないといいますか、憲
法法律観から見ましてですね。

で、もう3回目でありますけれども、百歩譲って、同じ土俵でといいますか、議
論をするとして質問をいたします。仮に、30万円か5万円かがいいかは別に問題
として、あるいは、今、2回目、教育長も言われた現行のあり方、10万円と5万円
だったですかね、これも、さっき言ったように、私は、やはり、なじまないと思
っておりますけれどもいい内容じゃないと思っておりますよ。しかし、今のこれよ
りは、まあ、よりましちゅうか、どれだけ実効性、効き目あるかどうかは別問題
としてですね。

で、私が申し上げたいのは、やはり、こうした祝い金制度を、まあ、贈呈とい
う表現でありますけど、贈呈するとした場合は、全ての、やはり、卒業生に何
らかの、やはり、祝い金なり、何らかのこの支援を行っていくべきだと思うん
ですよ。高校3年を卒業して、人生これからですから、大学は全てじゃないん
ですよ。そこが欠けてんですよ。自分の意志で、自分はもう高校行かないけ
ども、行けないけれども、どこ行きたいという夢持っている子供いっぱいいる
と思うんですよ。それを今後検討したい、が発想として間違ってるんですよ。
そうした、私は、教育者を望みたいんですよ、高校の先生たちにも、ある
いは教育委員会、教育長にも。そうした大きな発想で考えていただきたい
と思うんですよ。全てが大学、全てが国立じゃないから……。余りに考え
方が狭い。

ですから、こうした支援金を行うんだったら、やはり、全ての卒業生を対
象として、先ほど言いましたが包括的な提案をすべきですよ。一旦、一事不
再議で取り消しができませんので、議会がどういった同僚議員が対応する
かわかりませんが、私は頭から否定するわけではないんですよ。誤解のない
ように。大いに支援したらいい。多少お金がかかっても。で、包括的な、
やはり、しっかりした支援策を改

めて提案していただきたいと思います。大賛成であります、そうだったら。多少問題点があったとしても。

3回目の質問でありますけど、教育長の答弁をしてください。

○教育長（谷口孝志）

基本的な考え方は、私は、徳峰議員と同じだと思います。

ただ、今、包括的な提案をすべきということでありましたが、現在の曾於高校の支援条例の中身は、この祝い金については、今おっしゃるとおり……

（何ごとか言う者あり）

○教育長（谷口孝志）

ええ、卒業生のことは、今おっしゃるように祝い金制で度若干こうして差がありますが、曾於高校の生徒に対する包括的支援をしたいという気持ちは、当然、私どもも持っておるわけでありまして、これはもう市長部局のほうも同じであります。ただ、繰り返し申し上げておりますが、今、曾於高校の置かれている状況、特に文理科の現状を見たときに、これを何とか打開したい、そうしたときには、ああ、これだったら曾於高校の、じゃあ、文理科に行って進学を目指そうか、という子供が出てくるじゃなかろうかと、そういうことを期待して、言葉は悪いですが、一時的な措置として、今緊急対応的にこうしてお願いをしているところであります。

これについては、これがもう絶対的なもので、これでもうあとは変わらないというものではないというふうに考えております。今、議員のほうからありました最も望ましい包括的な提案というのでできるとしたらどういうものがあるかということについては、今後また貴重な意見として頭に入れながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（原田賢一郎）

ここで議案第65号の質疑を一時中止して10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分
—————・—————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、海野隆平議員の発言を許可します。

○14番（海野隆平議員）

議案第65号につきまして質問をさせていただきますけど、今、同僚議員のほうから非常に突っ込んだ質問等がありましたので、少しニュアンスを変えて質問したい

というふうに思いますけど。

確かに私も、曾於高校の文理科が定員割れしてるということは承知してるし、また、ふやそうという、そのふやしたいという、その意欲は十分わからんでもないわけですけど、ただ、進学校と名のつく高校は特進科も進学校と、進学というふうになるわけですけど、長い歴史の上に着実に実績をつくった経過があります。新制高校といえども、こういった30万円というような多額の30万円、5万円というような、多額の祝金を贈呈することで人材を確保するという、このやり方、これはいかななものかなというふうに思うところでありますけど、もうちょっと検討する余地があったんじゃないかと思いますが、教育長なり答弁いただきたいと思います。

○教育長（谷口孝志）

私どもの提案については、非常に大きな反響というか、あるだろうということは十分承知しながらお願いしておりますが、今おっしゃるとおり、いわゆる進学校と言われるところは長い歴史がありますし実績もあります。

曾於高校の場合は、特に文理科ということで、文理科、まあ普通科で捉えた場合に、やはり学校の先生方は一生懸命、今生徒たちの指導をされておりますが、やはり出口の結果というのがまだ一つありません。今度の明けて3月の段階で初めてその結果が見えるわけであります。

そうした中で現状として、いろいろと曾於市もさまざまな支援の方策をとり、また高校側も、中学校における高校説明会等で入学後の子供たちの、例えば模擬試験等の結果を踏まえた変化、そういうことで大いにアピールをされたわけですが、なかなか今、議員もおっしゃるとおり、やはり最終的にはその出口の結果が具体的ものとしてないというようなことで、非常に悩んでおられたわけでありまして、それを踏まえて、今度また明けて3月には公立高校入試があるわけであります。そのような中で、過去3年間20人、半分にも満たない志願状況の中で、何とか打開できないかということでの思いが非常に強いのでしたので、私どもが今回こうしたわけであります。

志願者が半分にも満たない、繰り返しになりますけど、3年間続き、また今度が4回目になるわけですが、その中で、都城市などの高校にまた進学しようと考えてる子供たち、今の3年生に、このような手厚い支援の方策もありますということを示すことで、子供たちあるいは保護者にアピールして、曾於高校の各学科が定員を充足して安定した存続、あるいは曾於高校の活性化につながればということで計画をしたところであります。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

相当、教育委員会でも、もんだ中でのこういった提案だったということはよくわかるんですけど、ただ先ほど徳峰議員の中でも話が出ましたが、私立大学とまた短期大学とは5万円なんですよね、それと国立大学は30万円と、いわゆる国公立大を重視するというような基本的な考え方だろうというふうに思うわけですが、私立といえども、そんならあの私立ランキングを読んでみりゃいいっちゃう一目瞭然なんですけど、難関私立大学、6大学含めて東京理科大とかいろいろありますけど、例を言えば、ほんとに国立大学は滑っても、私立大学が落ちても国立大学に受かるというようなケースもあるんですよ、実際にですね。それほど難関私立大学のほうは今非常に多いというふうに思っております。

だから、こういうふうに私立大学と国立大学、差別した金額を出すこと、実際もう私に言わせりゃナンセンスじゃないかなと、むしろ同一レベルで考えるべきじゃないかなというふうに思うわけですが。そういった中で、やっぱり公平性を欠いてるんじゃないかなという気がしてならないわけですが。先ほど就職される子供さん方の話も出しましたが、やはりそういったものを含めて、そこを総体的に考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思うところですが、再度もう一回、答弁をお願いします。

○教育長（谷口孝志）

御指摘のところは当然そういうことも考えなきゃならない、私どもは、ちょっと繰り返しになりますが、そういうことを全く配慮しないで、もう高校が望むとおりということじゃなくて、その協議の中では今、海野議員がおっしゃったようなことを、私どものほうからも高校側に投げかけました。ただ、先ほど答弁いたしましたとおり、今の現状から見たときには、いわゆる難関私大と呼ばれるところをどう位置づけるかという、その作業が難しいということであって、なおかつ今の現状からいうと、国公立を目指すなら何とか頑張ってみようかというような、その家庭の状況もあるということで、今回はもう最後の気持ちは、とにかくこちらのほうに、曾於高校のほうに入学志願者をふやしたいと、何とかお願いしますということでしたので、私どもも「はい、わかりました」じゃなくて、これを市長三役とも協議し、それからまた高校とも再度協議をしながら検討した結果でございます。

どうか、よろしく願いいたします。

○14番（海野隆平議員）

もう3回目になりますけど、県内の高校の実態を聞いてみると、大口高校でしたかね、100万円を贈呈してるというような話も聞いておりますけど、果たしてその費用対効果はどうかかわかりません。教育委員会のほうでも、その実態は捉えていらっしゃると思いますので、そこはちょっと聞いてみたいと思いますけど、100

万円が功を奏してんのかどうなのか。

それとやはり、曾於高校また３年目でやっと今回、来年の３月で実績が出るんですよね。特進科のほうで定員割れしてるとはいえども、何名の方が進学されるのか、国公立に受かんのかわかりませんが、ただ、先ほどもおっしゃったとおり、やっぱりこういった進学というものについては、実績評価なんですね、何と言っても。やっぱり実績を何年かつくった中で、やはりいい授業されているとか、いい進路の判断をしていただいているんだとか、保護者はそこで判断するわけですよね。だからやっぱり実績というものを十分、十二分に評価した中でも、私はこの提案ってよかったんじゃないかなというふうに思うところであります。

先ほど、西高の話も出ました。今ほとんど西高に行く子供たち多いんです。末吉中学校から約50名が行ってると思います。財部から約20名か30名行くというふうに思っておりますけど、やはりそれなりの、今までの過去に実績があるからですよ。親ならやっぱり実績のあるほうに行かせますよ。30万円やるから、じゃあ曾於高校に来てくださって、買収じゃないけど不謹慎な言葉ですけど、やっぱりお金じゃないと、実績だというふうに私は思います。そこんどこやっぱり背を押すべきじゃないですか。

最後に答弁をお願いいたします。

○教育長（谷口孝志）

大変厳しい指摘でありますけども、そのことは十分私どもも覚悟の上で、承知した上でのこのような提案をしたところであります。

実績がないだけに勝負のしようがないと。では、過去３年間こうして半数にも満たない状況、じゃあそれを打開するにはどうすればいいか。私どもがこれをする前に、先ほどから言いますように高校側の切実なその思いというのがありましたので、私どもはこれは、そのことも十分受けとめながら、ではっていうことでしましたが、これをこのまま未来永劫に続けるのか、それについては、また別の角度からの検討になると思います。

とりあえずは、今度の３月の受験を控える市内の中学生に対して、何とか実績がなければ、じゃあ何でアピールするかということでの苦しい選択であります。

よろしくお願いします。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

県内には３つほどあるようでございますが、まず一番大きいのが先ほど言われました、伊佐市の大口高校でございます。ここの制度は難関大学、これは国公立、私立を含めますが、合格したら100万円、その他の大学は30万円という内容でござい

ますが、今度、平成27年度末、28年度入学の実績といたしましては、九州大学に1人ということで100万円、その他の大学に8人ということで240万円、合計で340万円の実績のようでございます。

なお、27年度におきましては、難関大学はゼロでございましたが、その他の大学が18人ということで540万円の実績でございます。

あと、いちき串木野市の串木野高校というのもしております、ここは短期大学を含む国公立大学進学者への入学金補助でございます。これにつきましては、入学金全額を補助するということで、今の金額で28万2,000円でございます。プラス入学準備にかかる補助ということで別に5万円。ですので平成28年度の実績で、初めての実績がありまして3人ということで、合計いたしまして84万6,000円と15万円、合わせまして112万8,000円という実績があるようでございます。

あと、さつま町の薩摩中央高校というのもあるようでございます。ここも国公立大学に入学した者につきまして10万円ということでございますが、実績については、今はないというふうに聞いております。

あと、県外でも熊本県の上天草高校は、国公立大学に入学した者に入学金の2分の1以内ということで上限15万円、あるいは北海道日高町の富川高校は、4年制大学等に進学した者、国公立、私立含めまして3万円と、そのような状況があるようでございます。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

次に、宮迫勝議員の発言を許可します。

○5番（宮迫 勝議員）

質疑通告書を出してましたので順を追って質問いたします。

まず1番目に、提案理由で「大学等進学祝金贈呈事業を拡大し及び充実し、曾於高等学校への進学促進と生徒の学習意欲の高揚を図り、もって有能な人材を育成し及び輩出するため」とあります。これ読んだときに、曾於高校っていうのは大学進学だけが目的の学校なのかなと思ってしまいました。

これについての教育長の所見を伺います。

2番目に、このことに関して、教育委員会では疑問の意見は出なかったのか。先ほどちょっと曾於高校での先生たちのやりとりは聞きましたけども、教育委員会の中での意見をちょっと紹介してください。

3番目に、ではこの事業を進めたときに効果はどうやって検証するのか、この検証する方法、これをちょっと説明してください。

その検証した結果、じゃあ、この事業をずっと未来永劫続けるのか、教育長が先

ほど「それはまた」って言ったけども、やっぱりここも考えておくべきじゃないかと、賛成・反対は抜きにして、この事業はいつまで続ける考えなのか、こういう議論があったのか、この4点をお伺いします。

○教育長（谷口孝志）

宮迫議員の質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、曾於高校は大学進学だけが目的の学校なのかと。今回、提案理由の中にこのように明記しましたので、そのように指摘を受けたと思いますが、この条例そのものは、曾於高校の在学生等や曾於高校に対して総合的な支援を行うことにより、保護者負担の軽減及び曾於高校の充実・活性化に資するとともに、本市教育の振興を図るということを目的に制定されているわけであります。

そのため、本事業のほかに、資格取得のための補助とか、あるいは全国大会出場の場合の支援事業など、メニューはまだほかにもたくさんあるわけで、したがって、この進学祝金贈呈事業は、提案理由に記載しましたように、曾於高校への進学促進と生徒の学習意欲の高揚を図る目的で拡充するところでありまして、曾於高校が大学進学だけの目的の高校であるとは、もちろん私どもも認識しておりません。

それから、教育委員会では、このことについて何ら疑問は出なかったかということではありますが、11月の先月の定例教育委員会におきまして、議案として提出したいということで協議をお願いしたところではありますが、その中でも、先ほどから出されているように、国公立大学と、いわゆるすぐれた私立大学の進学者、これ国公立大学だけなのかと、そういう私立大学の進学者は対象としないのかということや、あるいは30万円というその金額の根拠はこれでいいのかとか、いろいろ質疑があったところですが、最終的に今回の提案の意図を説明申し上げて、最終的には曾於高校に対する入学促進のために今回やむを得ないというようなことで、全会一致で議決をいただいたところであります。

それから、3番目ですが、事業効果の検証についてはどう考えるかということではありますが、事業効果の検証については、今後、文理科を初めとします曾於高校の志願者数の推移や卒業生の進学実績等について、これが本事業の影響によるものかどうか等を検証していきたいと考えております。

最後に、この事業をいつまで続ける考えかということですが、先ほど言いました、その事業効果を検証する中で、終期については検討していきたいと、現段階ではいつまでやりますということは決めていないところであります。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

2回目に移りますけども、ちょっと私の聞き方が悪かったのかな。

曾於高校の支援の中で制服等の事業目的は、新入生の制服等の購入に当たり保護者負担を軽減すること、今度のこの大学に関する祝金は、事業目的が、祝金の贈呈により生徒の学習意欲を高め、有能な人材を育成し及び輩出する。だから全然違うんですよ。制服とかそういう支援事業が優秀な人材を育成するとか輩出するとか、そういうのはうたってないんです。この大学の祝金事業だけが、これが入ったんで私は聞いたんです。

ことしの9月10日の南日本新聞にこういう記事がありました。「溶接の技、九州大会へ曾於高校3人、県大会で雪辱V」溶接工法で、3年生を初め2年生が県大会で優勝して九州大会に行くと。この人たちは、じゃあ優秀じゃないのかと、曾於高校の名を高めてくれたわけですよ。その中で、こういう大学行く人たちだけが特権的扱いをされなくちゃいけないのかなってという疑問が湧きました。これは、後で委員会の中で審議されるから、今回私が感じた疑義だけを聞きますけども、ここの今私が言った大学進学だけじゃなくて、こういう技術を身につけた生徒たち、この子たちも優秀な生徒じゃないかと、この1点だけ教育長の所見を伺います。

○教育長（谷口孝志）

私は、この今回の溶接技術の大会で優勝した生徒たちは、昨年も学校訪問の際に見ておりまして、もう議員と同じように大変優秀な生徒であるというふうに思っております。

したがいまして、今回のこの改正の趣旨は、今申し上げたようなことでありますが、現に今回、今度卒業する3年生の中で普通科の生徒が1人、もう既に推薦で国立大学に内定をいただいております。それから、商業科の生徒が1人、これも公立大学ですが、に合格内定をいただいている。そういうふうに曾於高校の生徒は、この文理科に限らず優秀な生徒がたくさんおるということは、もう私自身も異論はございません。

ただ、もう繰り返し言うておりますように、今回のこれは、いわゆる文理科というのはそういった進学を目的とする学科でありますので、それを専門に目的としているわけですから、ここへの入学者をとにかく確保したいと。その上で今頑張っている、当然、曾於高校の先生方、文理科だけではなくて、ほかの学科の先生方も一生懸命頑張っていちゃいます。それこそ文理科に負けるかというような気持ちで、いい意味での非常にライバル意識でやっていちゃると私は思っております。だから、こういう結果が出たんだろうと思っております。

ただ、今一番大きな曾於高校の問題というのは、ここであるということを学校側が言われますので、それに対してどういうふうな支援をしていくか。先ほど言いましたように、実績を持たない学校の泣きどころでありますので、今回はこういう形

で、今まだ入学志願を前に控えているわけですので、何かそういうインパクトを与えることはできないかということで、今この時期に提案してお願いをしているところであります。

○5番（宮迫 勝議員）

私が言いたかったのは、その文理の生徒をいっぱい集めたい、これは理解するんですよ、賛成・反対こっちに置いといてですね。だけど何ていうかな、定義の中で事業目的が、祝金事業のその目的がこの優秀な人材っていうかな、有能な人材を育成、輩出すると、じゃあここだけなのかっていうことなんですよ。曾於高校のみんなが優秀なんだから、じゃあ何でここだけこの事業目的にこの文言が入ってくるのか、そこだけなんです。

○教育長（谷口孝志）

ちょっと私の答え方が悪かったかもしれませんが、私は申し上げたのは、今回のこの改正の提案理由の中に、そのようにうたっているわけでありまして、これは当然、意図としては先ほどから申し上げますように、主たる目的は文理科を意識した入学者の増加と、それを狙っているわけです。

今、議員がおっしゃるように、それぞれのこの支援条例の中には、それぞれの事業がありまして、この大学等進学祝金贈呈事業は、これまでの今の現行の条例の中でも、祝金の贈呈により生徒の学習意欲を高め、有能な人材を輩出、育成することというふうにうたっております。

これを踏まえまして、今回の改正の提案理由はこのようにしたということでありま

○議長（原田賢一郎）

次に、岩水豊議員の発言を許可します。

○1番（岩水 豊議員）

通告書を出しておりましたので質疑いたします。

一部、他の議員の質疑に出た部分は省きたいと思います。

まず、保護者が市内居住者で、曾於高校生に限る理由。それと市外の高校に進んだ生徒は別に支援はないのか。

今、曾於高校の支援事業の条例の中に、ことし吹奏楽部が九州大会、沖縄に行かれたと思います。そのときの支援の金額、率なり金額なりを示してください。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

まず、保護者が市内居住者で、曾於高校生に限るのか、市外の高校に進んだ生徒は別に支援しないのかについてでございますが、本条例そのものは、曾於高校に対

する総合的な支援を目的に定めたものでございます。よって、保護者が市内居住者であり、曾於高校生に限り対象とするものでございます。

現在のところ、市外の高校に進学する生徒に対する支援については考えていないところでございます。

それから、吹奏楽部の九州大会参加の支援金額の関係でございますが、これも条例によりまして、九州大会であれば個人は1万円でございますが、団体の場合は5,000円と、1人につき5,000円というふうに定められております。

今回、曾於高校につきましては19名が参加いたしました。ただし、場所が沖縄と、うるま市ということでございましたけれども、規定がそのようになっておりますので5,000円の19名、9万5,000円を支出したところでございます。

以上でございます。

○1番（岩水 豊議員）

2回目に入ります。

まず、吹奏楽部の支援の件であります。市内の中学校も行きましたね。その金額と比べれば大きな差があると思います。果たしてこれが、本当に支援に値するだけの金額かという疑問です。中学生のほうがたくさん金額的には出てると思います。

それについての見解を伺います。

それと、文理科の生徒が少ない、文理科に入学する生徒をふやしたい。これをということで改正の議案が上がってるわけですが、どうも戦略として短絡的過ぎると、金ですね、金で釣るというように感じます。非常に教育的な配慮に欠けると、文理科に生徒がふえるための方策として、金で釣るという手法は教育者としていいのかという見解を伺います。

方法としては、それは今もあるとは思いますが、体験学習授業とか出前授業とかやってるとは思われますが、そういう今中学生に対して、曾於高校の文理科を含め曾於高校全体がすごい魅力ある高校ということ、中学生、小学生に知らしめる方がまだ不足してるんじゃないかと。まずはそっちを充実してから一生懸命して、数的に、例えば毎年何回やってます、毎月何回やってますと、そこまで出せますか。そういうことをして、初めて生徒もふえるんじゃないかと思うんですね。先ほども出ました実績のある高校に生徒たちは進みたい、そういう反例がある中で、特に出前授業、体験学習等を踏まえて、曾於高校の魅力を中学生、小学生高学年等に周知するということが非常に大事じゃないかと思います。

それについての見解を伺います。

次に、先ほど出ました大口高校等の支援、これ伊佐市は、伊佐市内に保護者が居

住してるというのに限ってるんでしょうか。それについても、もしわかれば示してください。

○教育長（谷口孝志）

今の質問の1番目と3番目については、後ほど総務課長のほうから答弁いたします。

2番目にありました、やはり金で片づける、金で釣るという表現でございましたが、そういうのは非常に短絡的じゃないかと、もっと曾於高校の魅力を中学校、小学校に発信する取り組みをもっともっとやるべきじゃないかということでもあります。具体的な回数としては私が押さえておりませんが、小学校への働きかけということでは、例えば一部だと思いますけど、曾於高校の生徒が、例えば花の植えつけとか作物なんかのそういうことで出前授業等でやっていることもあるように私も記憶しております。

それから、中学校に対しては機会あるごとに曾於高校は、データの紹介とかそういうことも含めながら曾於高校への勧誘もしております。ことしは学校の都合でできませんでしたが、過去2年間は夏休み中に、曾於高校の先生方とそれから市内の中学校の有志の先生等で、3日間にわたって曾於高校の教室を借りまして、いわゆるチャレンジ教室ということで、主たる対象は3年生対象でありましたけど、夏休みは高校の先生方から授業をしてもらったり、あるいは中学校の先生が授業をしたりして、曾於高校への理解というかそれを深める一助として、そんな取り組みも曾於高校が積極的に協力してくれましてやった経緯がございます。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

まず、大隅中学校のほうが同じように、沖縄県うるま市で行われました南九州小編成吹奏楽コンテストというコンテストに出場したわけでございます。大隅中の場合は20名参加いたしまして、事業費は約190万円ほどということでございますが、補助金は補助金交付要綱によりまして、3分の1を補助するということになっておりますので63万2,000円でございます。

先ほど申し上げました曾於高校は19名、事業費も約170万円でございますが、9万5,000円というところで、ここに大きな差異が出たところでございます。

通常の九州大会でございますれば、福岡なりあるいは熊本で行われますので、そんなにかけられないんですけど、今回は沖縄ということがございまして、大きな差異が出たところでございます。いえば、全国大会並みの費用はかかったということでございます。

ですので、今条例に、この九州大会団体を5,000円、全国大会は1万5,000円とな

っておりますけれども、ここの値につきまして、もう少し検討すべき余地があるのかなというふうに感じてるところでございます。

あと、もう1点の大口高校の関係でございますが、今手元に伊佐市大学進学奨励金交付要綱というのを持っておりますが、この中には、この対象者の中には伊佐市居住という言葉はないようでございます。

以上でございます。

○1番（岩水 豊議員）

学校の支援ですので、魅力ある高校生活を送れるという形で考えれば、今答弁があった、市長も聞いてらっしゃると思うんですが、今の答弁を踏まえて考えれば、中学校は63万円で、高校は10万円弱と、こういうところを整備して高校の支援の中で簡単に金で釣るような内容で生徒をふやすのではなく、他の方法は考えられなかったかということなんですよ。ですから先ほど、出前授業、体験学習等をされたということなんですが、まだまだ方法はあると思うんですね、まだまだ。ですから、もう少しそういうほうの取り組みをして、実績のまだある高校に負けてる部分があるわけです、生徒が実績のある高校を目指しておりますから。いかに我が曾於高校、特に特進科と文理科に生徒を呼ぶかという手法、手法の問題として、余り金ということに考えるのは大人のほんとのエゴだと感じます。

それと、曾於高校からの提案から、この条例改正の動きがあったのであれば、また文厚委員会等で、校長なりを意見聴取するという形もとれるのではないかと思います。

確認ですが、曾於高校からの提案でこういう祝金ということになったかの確認です。

○教育長（谷口孝志）

ほかに、学校のPRのありよう、理解を深める、魅力ある高校としての理解を深める取り組みがあるんじゃないかということですが、確かにおっしゃるようなこともあると思います。これにつきましては、今後また高校のほうにも話をしまして、もっともっとPRに努めるような活動を拡充してくださいということで、お願いしていこうと考えております。

それから、これは曾於高校からの提案があったのかということですが、この要望は曾於高校からの強い要望がありまして、それをもとに検討したことで、ちょっと繰り返してあれですが、私どももすんなりこのまま、今提案したようなことでわかりましたということではなかったわけで……。

（何ごとか言う者あり）

○教育長（谷口孝志）

そうです、はい。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号は、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後は、おおむね1時より再開いたします。

—————・—————
休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分
—————・—————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第66号 字の区域変更について（大路地区）

日程第7 議案第67号 字の区域変更について（東迫地区）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、議案第66号、字の区域変更について（大路地区）及び日程第7、議案第67号、字の区域変更について（東迫地区）までの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第68号 指定管理者の指定について（財部交流館）

日程第9 議案第69号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）

日程第10 議案第70号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

日程第11 議案第71号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

日程第12 議案第72号 指定管理者の指定について（曾於市民プール）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第8、議案第68号、指定管理者の指定について（財部交流館）から、日程第12、議案第72号、指定管理者の指定について（曾於市民プール）までの以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告がありますので順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

指定管理については一括提案でありますので、その立場から質問をいたします。

今回提案されているのは、来年の3月31日までをもって指定管理が終わる、そうした5提案でございますが、しかしそのほかに、私の持ってる指定管理関係の書類を見ますと、数が若干違うかもしれませんけども、ほかに21件が、指定管理関係の契約が来年の3月でもって切れます。これが今回提案されてないのは、今後直営に戻す、つまり委託に戻すってことで理解していいのでございましょうか。これは1点でございます。

2点目の質問、通告書に基づいて順を追って質問いたします。

指定管理団体の平成27年度の決算額について説明してください。

3点目、指定管理団体のそれぞれの代表者あるいは社長等のトップの名称、名前について示してください。

第4点目、今回のこの指定管理を提案するに当たって、入札が公募、非公募含めて行われているわけでありますけども、この間の、この入札の提案に至った流れ、過程につきまして非公募を含めて、例えば、いつオリエンテーションやったとか、あるいはこの指定管理の決定を行ったのかとか、あるいは団体に対しての一応内定といいますか、通知を行ったのかとか、あるいは仮契約を結んでるのかどうかとか、指定管理料も今回初めてまとめて出されておりますけども、指定管理料等について流れに沿って説明をしてください。2回目以降の質問に関連がありますので、漏れなく答弁してください。

次に、今回も5つの団体等に対しては、公募と非公募に分けて一応入札といいますか、指定が行われております。

まず、この曾於市の指定管理団体の中で、非公募による指定管理団体数が幾らあるか、全体の中で、幾つの中で幾つあるかについて説明してください。

関連いたしまして、市としてはこの公募と非公募、どのような考え方、定義でもって分けているのか考え方を示してください。想像は大体できるんですけども、この厳密な意味での公募、非公募の考え方が聞きたいのでございます。一般論的な説明じゃなくて、この議会から見てわかる形での公募、非公募の考え方を示してください。

最後に、議員の中でも特に5つの中で出されたのが、この財部の悠久の森の指定についてでございます。この71号議案、今回、指定管理団体がかわっておりますが、このことについて質問をいたします。これまでは、この曾於市の森林組合が管理指定を受けておりましたけども、この提案では今後、来年の4月から財部の北地区の公民館にかわっております。なぜかわったのか、これまでの流れにつきまして説明を詳しくしてください。

関連いたしまして、これまで森林組合の管理運営に何か支障や問題点があったのかどうか、そのために交代したのか、あるいは関連いたしまして、森林組合からもう今回は辞退しますって文書か何かでの明確な申し入れがあったのかどうか。口頭じゃやっぱいけないですよ、これは文書じゃないと、後に残りますから、このことを含めて流れで説明してください。

以上、1回目でございます。

○市長（五位塚剛）

先に、大川原峡の指定管理にかかわる問題について、私のほうから説明をさせていただきます。

長いこと、大川原峡のあのキャンプ施設を含めて森林組合のほうで指定管理をしていただきました。決して森林組合が何か問題を起こしたわけではありません。非常に夏のキャンプを含めて1年中管理をしていただいております。ありがたかったというふうに思っております。

今、市のほうで大川原峡のキャンプ場を含めて、あそこの開発を今検討しております。この間、森林組合にも入っていただいて、いろんな角度から、また地元の方々にも入っていただいて検討委員会をずっと進めていきました。

今後あそこに、やはり曾於市の観光地として位置づけて、特に子供たちがやっぱり夏場を含めて1年中来られるような、そういう施設にしたいというふうに思っております。そして、できましたら地元の食材を使ったレストランの経営とか、またいろんなことをしていただきたいということを思っております。

そういう議論の中で、地元の公民館の方々に将来こういう形でしたときに、地元の方々は何らかの形で協力ができそうな感じでしょうかということで、いろいろ意見交換をしましたら、財部の北校区にあります物産館を含めて、やはり特に夏のキ

キャンプ場の問題やら、悠久の森のウォーキング大会とかいろんなことがありまして、地元としても、大いにここの自然を生かした取り組みをしたいという考えもありますということでありました。

それで、私のほうで森林組合長等も交えて、この間、何回か協議をいたしまして、地元の方々がぜひ地域のために、また曾於市発展のために指定管理をさせていただければ、ぜひ頑張ってみたいということがありますよということでは言われましたので、北校区の公民館の方々に集まっていただき、役員の方々に集まっていただき協議をいたしました。

そういう方向で、北校区の公民館がそういう形で頑張るのであれば、森林組合としても協力をしたいということでありましたので、今回こういう形でお願いをした……。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

この間、会は、多分後で農林振興課長から会を開いておりますので、大川原峡の会については報告させます。

9月28日に、森林組合長とも話をいたしました。その後また北校区とも話をして、あと11月18日だったと思うんですけど、森林組合をまた訪れまして最後の確認に行きまして、大体協力しましょうとなりまして、そういう流れでございます。

あとはまた担当課の職員から、課長から答弁させます。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、お答えいたします。

まず1点目の、ほかに指定管理があったはずだがと、直営となるのかといったような質問でございますけれども、今回、29年4月1日からの指定管理のものでございますけれども、ほかに23施設がございました。この中の内訳としますと、の管理者としますと、校区公民館、そういったもの等が、それから自治会、それと地元が管理してます地区公民館、そういったもの等につきましては、29年4月1日からは直営といったような形で指定管理をしないということに……。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（吉川俊一）

公民館の指定管理の戸数につきましては、ちょっとカウントしてないとわからないところでございます。

それから、2点目でございます、非公募が幾らあるのかといったようなことでございますけれども、28年4月1日現在の指定管理の内訳でございますけれども、42施設中、公募が5で、非公募が37でございます。

それから、29年4月1日以降になりますと、指定管理の施設が19になりまして、公募が9で、非公募が14ということになるところでございます。

それから、公募と非公募の考え方でございますけれども、これは条例にも載っておるわけでございますけれども、基本的な考え方は、非公募の場合は、公募による申請の方がいっしょになかったということ、それから選定の基準を満たす団体がなかったといったようなとき、それから地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことができるといったようなこと等を、非公募の考え方として持つとるところでございます。

以上でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは、私の担当しております議案の68号、69号について、先ほど議員のほうから御質問があった部分についてお答えいたします。

まず、議案第68号についてでございますが、先ほどの御質問の②ですけれども、指定管理団体の平成27年度の決算額についてでございます。

こちらのほうは、社団法人曾於市シルバー人材センターでございますが、平成27年度の決算額は3億3,896万8,236円となっております。

次に、代表者でございますが、こちらは八木達範副市長でございます。

それから、④でございますが、入札の過程、指定の内定日、団体の通知日、仮契約の有無、指定管理料でございますけれども、こちらにつきましては、9月1日に指定管理申請書を受け付けました。それから、10月20日に指定管理の選定委員会におきまして、指定管理者、候補者を選定いたしました。10月28日付で通知をいたしております。

仮契約はございません。

指定管理料は、5年間の合計で670万円を限度額としております。

5番目ですが、非公募の考え方につきましては、先ほどもありましたけれども、この財部交流館につきましては、合併の前から財部地区のシルバー人材センターが管理しておりました。今後も同地区の活動拠点施設としての役割が大きく、公募に適さないと判断いたしました。そこで、曾於市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定によりまして、非公募としたところでございます。

次に、議案第69号でございます。

こちらが養護老人ホーム清寿園でございますが、指定管理団体の平成27年度の決算額でございますが、こちらは社会福祉法人輪光福祉会でございます。27年度の決算額は5億7,361万8,399円となっております。

次に、代表者でございますが、こちらは理事長の山内大宣氏でございます。

それから、入札の過程、指定の内定日、団体への通知日、仮契約の有無、指定管理料でございますが、こちらは公募といたしました。9月12日から30日の18日間、曾於市のホームページに掲載した結果、現在の指定管理者である1団体からのみ申請があったところでございます。10月20日に指定管理の選定委員会におきまして、指定管理者候補者を選定いたしまして、10月28日付で通知をいたしております。

仮契約はございません。

指定管理料は、5年間の合計で4億3,200万円ということを限度額としております。

非公募の考え方でございますが、こちらは公募でございました。

以上でございます。

(「公募の考え方は」と言う者あり)

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

こちらは、公募につきましては幾つかの団体から、以前こちらが19年から指定管理をしておりますが、幾つかの団体からそのときも応募があったということでございました。それぞれ、また御意見をお伺いしてということで公募いたしましたが、問い合わせは、実はあったところでございましたけども、結果として1団体からのみ応募があったところでございます。

以上でございます。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは議案70号と71号について、質問項目に沿って答弁をさせていただきます。

まず、指定管理団体の平成27年度の決算額、議案70号の決算額ですが、株式会社メセナ末吉の決算額でございますが、売り上げ及び営業外収益総額で5億7,110万円でございます。

それから、指定管理団体の代表者でございます。代表者につきましては、代表取締役会長が五位塚剛市長、代表取締役社長が吉川益夫氏となっているところでございます。

入札の過程についてでございますが、これにつきましては、曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の5条1項ということで、公募によらない指定管理者の候補者として、これまで指定管理を請け負っていただきました株式会社メセナ末吉を選定したところであります。9月1日付で申請をいただきまして、10月20日に開催されました第25回指定管理者選定委員会において、非公募による選定ということで選定をいただいたところであります。

指定の通知については、同じく10月28日に通知をしておりますが、契約について

は、議決後に基本協定という形をとるということになっております。

指定管理料につきましては、ここにつきましては、利用料総額の95%という形で指定管理料を考えているところでございます。

次に、71号につきまして、指定管理団体の決算額でございますが、財部北地区公民館の平成27年度の決算額は64万1,028円となっております。

指定管理団体の代表者でございます。管理団体の代表者は、財部北地区公民館の館長であります富岡英治氏となっております。富岡英治氏でございます。

あと、この過程でございますが、先ほど市長のほうからも話がございました、当初この指定管理の部分につきましては、森林組合のほうが今まで請け負っていただいておりますけれども、9月の初旬になりまして北地区のほうから、そういった希望もあるというようなことでございました。

そこで若干、この5番目の答弁と重複しますが、9月17日の日だったと思います。公民館の総務の役員の方々に集まっていたところでありまして、そこで市長、それから私、そして担当者という形で、その意向をお伺いしたところでございました。その中で、「指定管理を受けられるのであれば申請をしたい」ということでございましたので、それを受けまして、9月28日に、市長と私と森林組合のほうに出向きまして、森林組合長のほうにその旨をお伝えしているところでございまして、森林組合長のほうからは、「地元公民館が地域活性化のために、そういった要望があるのであれば協力はいたします」ということでお話を伺いました。そういった経緯もございまして、今回この地域の活性化に資するということから、非公募という形で、財部北地区公民館を選定をいただいたところでございます。

この指定管理料につきましては、3年間で限度額を2,415万円という形で考えているところでございます。

5番目の今回かわったことについては、今先ほど申し上げたところでございますが、最終的に11月18日になりまして、再度、森林組合の組合長のところに出向いて行きました。そういった中で、こういうふうにならぬ北地区公民館のほうに一応選考させていただきましたということの報告をさせていただいたところでありまして、それを受けまして11月22日付で森林組合のほうから、今度の指定管理に係る理事会の結果についてということで、この大川原峡キャンプ場については、「地元が地域活性化のために管理したい考えであれば、組合としては公募までして管理するようなことはありません」ということで、「市の施設であるので、市のほうで考慮していただきたい」という文書をいただいているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（河合邦彦）

議案第72号についてお答えいたします。

指定管理団体の平成27年度の決算額ですけれども、11億7,279万3,855円でございます。

②の指定管理団体の代表者名でございます。代表者名は、株式会社メルヘンスポーツの代表取締役の渡辺紘起氏でございます。

入札の過程でございます。公募を10月5日から同月14日まで行いまして、申請がなされたのが、株式会社メルヘンスポーツ1者でございました。同月20日の指定管理者選定委員会にて選定されまして、同月28日付で通知をいたしております。

仮契約はしておりません。

指定管理料は、1年間で830万円、5年間で4,150万円を予定しております。

先ほど、指定管理、公民館関係、直営にかえましたけれども、うちの管理してる施設、17施設になります。

以上、お答えしました。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（吉川俊一）

公募につきましては、これは条例に載っておりますけれども、指定管理の場合は公募が原則でございます。原則に載らないものにつきまして、非公募で行うというふうになっておるところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。5つのこの指定管理団体についての1回目の答弁がありました。これらを見て、総括的な立場でまとめて質問をいたします。

合併後、国の法整備に伴いまして、曾於市でもこれまでの直営から多くの施設が、今提案された5団体を含めて、そして一方、また来年の4月から直営に戻るとというのが圧倒的に多いんですけども、この指定管理制度に導入されましたが、これはこれまでも指摘してきましたけれども、機械的に指定管理を導入したということを含めて、また日が浅いということもありまして、問題点が少なからず発生いたしまして。

当時、五位塚市長も共産党議員団でありましたけれども、この共産党議員団としても問題点を改善を繰り返し要求してきた経過があり、そして今提案された5団体についても、この指定についてもまた大いに改善の余地があるかと思っております。その立場から質問の第1点でございます。

非公募と公募がありますけれども、結果的に公募した団体も今回は、今まで指定を受けていた団体、1団体のみでございます。恐らく今後も例外はあるかもしれませんが、予想するに、実質1団体に固定化されるんじゃないかと思うんですね。これはそうしたことになるざるを得ない、そういった管理のあり方を含めて、いか

んともしがたい事情があろうかと思っております。

これをどのように今後、この分析して改善するか、改善する余地があるか、もちろん検討しなければいけません、結果として随意契約なっておりますから、随意契約なんですね、全てが。これでは、そもそもの指定管理が導入された所期の目的から見ても、離れてきている、あるいは離れてさらに広がってきている感が、一つの側面としては考えられます。その点で当然、分析されて提案されていると思いますので、これは元締めの副市長がよろしいですか、答弁をしてください。

もう実質、公募としても1者に絞られて随意契約になってきているって、この今後の改善点についてでございます。

それから、2点目でございますけれども、これはこれまでも提起した点でございますが、全てが仮契約が結ばれておりません。10月28日に通知が行われて、そして50日たっております。議決をもって通知で契約を結ぶかどうかわかりませんが、本契約は言うまでもなく来年の4月1日ですから、4月1日をもって本契約になるわけでございます。

ですから、その間、空白期間が生じます、約半年間。特に10月28日からこの議会の議決日まで相当期間あります。その2カ月間が、よく考えていただきたいんですが、法律上、理論上は空白なんですよ、空白。理論上も実態上も空白っていうのは行政上なじまないんじゃないかと思うんですよ、仮契約結んでないわけですから。そのあたりは研究されておりますか。これも改善の余地があるかと思っております。もう10年近くたっておりますので分析されてると思います。それを現段階での、この点についての考え方を示してください。

例えば請負契約の場合は、議会議決をもってすぐもうその間にも仮契約結んでるですよ、これともう全然違うんですよ。

これが質問の第2点目でございます。

時間の関係でもうあとはカットいたします。

次に、この大川原峡の問題です。この間いろいろ経過ありますけども一つの側面として、市長初めとして当局もそれなりの、この取り組みといいますか、をされた点はわかりました。しかし、それが十分であるかどうかを考えていただきたい立場から、二、三質問をいたします。

やはり、これまで答弁にもありましたように、長い間、森林組合が指定管理を受けていた。そして、それぞれの取り組みと努力をされてきた。別に問題点はなかった。それが最初から、森林組合の事情と事由によって市に辞退の申し入れがあったわけじゃないんですよ。市長を初めとして当局から、いろいろ経過があって最終的には森林組合から地元の公民館にかわったという流れといきさつがあります。

ですから、一つの側面としては、非常にこれはデリケートな問題であります。森林組合がいわば民間の会社だったら大きな問題点は発生しないけども、森林組合はそうした民間の会社じゃないんですよ。いろんな人の考え方はございます。ですから、十分な対応があったのかというようになると、個人的にも疑問が残ります。

いろいろ何回か出向いておられます。組合長と話をされております。しかしこれは、ある面では半公共的な団体でありますから、ですから、文書で取り交わすことを初めとして、辞退について、されなかったのか。なぜかといいますと、非公募で地元公民館にかえております、非公募で。そこが間違ってる、まずかった、公募の形式をとったらよかった。公募の形式をとって森林組合を含めて対応してたら、十分であるかどうかは別にして、一つのまた違った対応、問題が出てきたんじゃないかと思っております。

この点などについてどうお考えか、詳しくは建経委員会で審議されるでございましょう。

先ほどの担当課長の説明の中で、この森林組合からの11月22日付についての説明がありましたけども、これも十分見ていただきたいと思うんですよ。

組合としては公募までして管理するようなことはありません。今まで非公募だったわけでしょう。だから公募までしてありませんて。まあ、森林組合としての自負心もあるんですよ、自負心もあるんですよ。ですから、非常にこれはデリケートな問題であります。決定的には文書で取り交わしてない。ですから、こういったことが起きてるんですね。

これ以上は質問いたしませんけども、以上申し上げた点についての市長の考え方をお聞かせ願いたいと考えています。詳しくは担当の常任委員会で審議されることになろうと思いますので、以上でございます。

○市長（五位塚剛）

大川原峡の指定管理のことについて、またお答えしたいと思います。

第1回目にお答えいたしましたように、大川原峡を初めとする施設の今後、まあ、再開発といいますか、新しい取り組みをするということで、今、検討委員会を開いております。そして長年、施設の隣で財部の吉村さんという方が、個人所有の施設を管理されておりますけど、もう高齢で今後続けることが難しいという相談も受けました。当然そうになると、あの一帯を市が借り受けてしなきゃなりません。そういうことと、あの近辺の河川が、河川を含めて、いろいろちょっと老朽化しておりますので、当然そのあたりも手を入れなきゃなりません。そういう中で、森林組合も含め交えて、今後のあの地域の開発の議論をいたしました。

基本は、やはりこういう施設は地元の方々が、やはりいろんな形で参加していて、

地域活性化してもらおうというのが、非常に私はありがたいというふうに思っております。

そうすることで、この間の流れを含めて森林組合といろいろ協議をいたしましたら、「それは非常にいいことだ」ということを言っていただきました。やはり地元のためになるということは、森林組合も公共的な立場にある団体であるし、「支援をしたい」というお言葉をいただきました。

それで、指定管理が移った後も、当然ながら森林組合の今までのノウハウを含めて、また、そこに働いている方々を含めて対応しなきゃなりません。今、施設にある物も森林組合の財産でありますし、そういうことも含めて全部、譲り受けるものは譲り受けて、しなきゃなりませんけど。そういうことも全面的に協力し、また夏場のいろんな問題も協力をさせていただきますということをありがたく受けましたので、こういう形をとりました。

当然、なぜ非公募をしたのかということですけど、公募になれば、仮にまた別な方々がなったときに、地元の方々を前提として指定管理をお願いするということで、森林組合とも話し合いをしてる中で、それはできなかったわけでございます。

当然、公募になれば、森林組合としては「公募には、もういたしません」ということも、はっきり言われましたので、非公募方式でこのような提案をしていただいたところでございます。

以上です。

○副市長（八木達範）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

最近、公募してもなかなか応募がなく、固定化する方向にあるんじゃないかということで、行政として、どのように捉えているかという質問であったと思いますけれども。

この指定管理制度というのは、もう御案内のとおり、住民の福祉を増進するのが大きな目的でございます。そのような中から、公の施設を民間業者が持ってるノウハウを活用するというのが大きな目的でございます。

市といたしましても、私を含めて財政課で、年何カ所も監査にも回っておりますし、いろんな意味で、このサービスが低下しないように、いろいろと指導はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、仮契約の考え方ということでございます。仮契約というのは、行為を行っていないわけでございますけれども、これにつきましては、まずこの指定管理

につきましては、まず本人からの申請に基づき選定しているわけでございます。それで、条例の第7条で指定を受けた団体は、指定管理について協定を締結しなきゃならないといったようなことも規定されているわけでございます。

それで今現在、候補者ということで通知をしているわけでございます。

今回、補正のほうにも債務負担行為ということで、そういう委託料に対する予算的な保証につきましても、お願いをしているわけでございますけども、この債務負担行為の議決によりまして、できるだけ早く基本協定を締結するようということになっておりますので、仮協定の締結については考えていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

2点、質問いたします。

1つは、八木副市長がよろしいですかね、監査を含めて足を運んでるということでございますが、これは非常に大事なことでございます。

前の池田市長のときにも、この問題を取り上げて、当時は中山副市長が担当でありましたけども、提案と質疑を受けまして、中山副市長みずから各指定団体に足を運ばれた経過がございます。

質問でありますけど、本年度に入って、まだ1年たっておりませんが、この5つの団体全て回っておりますか。なぜ、そのことを聞くかといいますと、もう実質、非公募、公募の場合も1者だけで、1つの団体だけでございます。やはり十分な監査がトップのほうでも必要かと思っております。場合によっては、市長を含めて、市長みずからが、また管理団体のトップになってる例もありますので、であればあるほど、その点どれくらい回っておりますか。かなり私は、精力的に回る必要があらうかと思っております。絞られた指定管理団体でありますので、金額、これが第1点。

それから、この仮契約については、もっと議論と検討を進める必要があるんじゃないでしょうか。例えば、財政課長、御承知のように請負契約、請負契約の場合は、仮契約についての条例上の規定、一応念頭にあると思うんですよ、念頭に。速やかについていう表現がたしかあったと思うんですね、請負契約の場合は議会議決を得て速やかに仮契約を結ぶって。これはもう昔からの、多くの市町村の無数の経験に基づく、やはりある面では定着したあり方でございます。契約のあり方でございます。

ところが、繰り返しますが、指定管理制度の場合は、まだ日が浅いってことでありまして、例えば本日のこの、を含めて議案提案と質疑と、そして議決まで2カ月間、空白が生じるんですよ、空白が。課長そうですね。

私申し上げてるのは、こうした実態としても、理論としても、2カ月間も空白が生じるようなあり方が行政上なじむかという質問なんですよ、仮契約を結ばないで

ですね。そのあたりについては、検討された上での仮契約を結ぶ必要がないという答弁なんですか。

もう一回、考え直して答弁をしていただきたいと思います。検討の余地は、ほんとにないのかどうかですね。

以上です。

○副市長（八木達範）

それでは、お答えします。

ことし今、あの5つの施設を提案しておりますけども、このうちに、清寿園、メセナ住吉交流センター、そして曾於市民プール、3カ所は回っております。

以上です。

○財政課長（吉川俊一）

仮契約の件でございますけども、地方自治法、工事等におきます仮契約につきましては、これは地方自治法に基づきまして、仮契約を締結しておるわけでございますけれども、今回のこの指定管理につきましては、候補者としての指定をしておりますので、空白期間はないというふうに感じているところでございます。

○議長（原田賢一郎）

次に、久長登良男議員の発言を許可します。

○15番（久長登良男議員）

今、質疑がありましたので、もう重複する点ばかりですので、もうこのことだけ、2点について質疑をいたします。

今回、5件の提案がされておりますが、この施設の一番最初に契約をされた日にはいつからか、5件ともお示ししていただきたいと思いますっております。

それと、あと次に、これはずっとすみません。今回指定する、指定管理をしている施設で何か問題がないかということを出しておりますが、この点につきましては、71号につきましては、これは問題がなかったということで答弁がありましたので、このほかのことで、あと4カ所で何もなかったかどうか、問題があったかをお尋ねします。

それと今後、指定管理のあり方ということで、これもだいぶ、今質疑の中に出たようですので、もうこれもいいですね。

あと、今申し上げた2点だけについて絞って質疑をいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは、議案第68号でございます。財部交流館でございますが、こちらの指定管理は19年度からでございます。

そして、何か問題が発生した施設があったかということでございますが、こちら

の財部交流館については、特にないところでございます。

続いて、第69号でございますが、こちらは養護老人ホームの清寿園でございます。養護老人ホームの清寿園のほうも19年度からでございました。

そして、問題についてでございますが、現在、適正に運営されているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、議案70号と71号についてでございます。

70号のメセナ住吉交流センターでございますが、これも同じく、平成19年度からということになっております。

それから、清流の森大川原峡の管理につきましても、同じく平成19年度からということになっております。

メセナ住吉交流センターについて、これまでに問題があったかということでございますが、いずれもそういった問題はございません。

○社会教育課長（河合邦彦）

議案第72号についてをお答えいたします。

曾於市民プール施設は、平成19年度から指定管理を始めております。

同じく、問題なかったかということでございますけども、今でも指定管理で運営されておりますが、問題があったことはございません。

○議長（原田賢一郎）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○6番（今鶴治信議員）

私は、議案第71号に出してございましたけど、もうそれこそ、ほとんど出尽くして、まあ、1点だけです。

森林組合が、平成19年から取り組まれて、別に問題がなく運営されて、今回、財部北地区公民館がされるってということで、地域活動の一環ということですから、ことだとは感じていますが、私も地元公民館の活動にもよく参加しておりますけど、地区公民館だけでも自主防災、また校区社協絡みもあって大変なのに、財部北はそういう活動が盛んだとは聞いておりますが、これまでの森林組合が培われてきた実績、また財部北地区公民館の期待もわかるんですが、やはり安心安全を考えると、今回のその地区公民館が果たして、いえわかるんですけど、大丈夫なのかと感じております。

また、私の地元も高岡の憩いの森が、森林組合がされておりますけど、まあ、そういう感じで、そういうことは考えてらっしゃないかもしれませんが、高岡のほ

うもこういうふうにして「させてください」と言ったら、可能かどうかを伺います。

それと万が一、子供が利用するच्छゅうことで、事故等があった場合に、森林組合は大きな事業者でありますので、そういう件も人材的含めても安心でしょうけど、1校区公民館の公民館長が、そういうことに携われるかどうかわかりませんが、そこら辺の市民に対する安心安全的なものは大丈夫なのかを伺います。

○市長（五位塚剛）

基本的には、施設は市の財産でありますので、施設における事故等というのは、当然ながら、総合賠償保険をかけて十分対応をしたいというふうに思います。

また、運営に関してもいろんなものがありますので、それはちゃんとした、保険を含めた、対応をお願いしたいというふうに思います。

北校区の公民館で大丈夫なのかという御心配のようですが、これについては十分、何度も検討委員会、開いていただきました。そしてまた、地元の人たちも全面的に協力をしたいということも聞いておりますし、特にまた、あの森の学校も北校区で一生懸命取り組む人がおりまして、また、そちらのほうとの連携も可能であるようでございまして、非常に、地域おこしという形で十分できるというふうに思っております。

また、森林組合のほうからも、いろんな形でまた応援もしたいということも受けております。

それと、南之郷の花房峡の問題だったと思うんですけど、地元から同じような形で、また、させてほしいという話が具体的に出てきたときは、また十分話し合う機会はあると思います。それはまだ、今後の問題だと思っております。

○議長（原田賢一郎）

次に、宮迫勝議員の発言を許可します。

○5番（宮迫 勝議員）

質疑通告のとおりに聞きたいと思いますけども、もう議論されたところは、こちらで割愛します。

まず、議案第70号、メセナ住吉交流センターについて、指定管理料が利用料金の95%だとあります。これは入浴料金だけの95%なのか、その他、宿泊とか食堂、売店、自販機等の売り上げもこれは含まれるのか、これが、まず1点目ですね。

2番目は、もうこれは確認しましたのでいいです。

3番目、過去5年間の指定管理料の実績をちょっと述べてください。指定管理料が出てれば、この中に従業員の給料とかも含まれるんだろうけども、財部温泉センターが、やっぱり若干、指定管理がかわったおかげで、従業員の人数とか、いろんな関係で変わってきてますんで、このメセナ交流センターの従業員の人数、勤務日

数、給料等の労働条件を簡潔に述べてください。

次に、議案第71号、清流の森大川原峡について、1番目のこれはもう経緯も説明されているので、これはもういいです。

2番目の指定管理料のこの積算根拠をちょっと説明してください。

それから、3番目に、校区公民館が指定管理を行うのに、営利団体じゃないんだけど法的な問題はないのか、この点の確認です。

4番目の管理を安定して行う物的能力、人的能力は有してるかって、今鶴議員に答弁があったんですけども、やっぱりここが一番心配でした。

この公民館の、これに携わるメンバー、どのくらいで計画されているのか、検討委員会ではどのくらい説明があつてどういう議論がされたのか、ちょっとその辺を説明してください。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、議案第70号のまず1番目です。

指定管理料の95%ということで、これが入浴料金だけなのか、あるいは宿泊、食堂、売店、自販機等が入るのかということですが、利用料金につきましては、メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の中の利用料金というふうに捉えておりますので、大浴場の入浴料、特別浴室の入浴料、それから研修室の利用料、宿泊の宿泊料、そういったものが該当するということで御理解していただければと思います。

それから、過去5年間の指定管理料でございます。いわゆるその温泉のその利用料の収入の中の95%ということで、御理解いただきたいと思います。平成23年度は7,087万9,290円です。24年度でございますが、7,086万7,340円です。平成25年度でございますが、7,120万3,260円、平成26年度が7,015万1,344円、平成27年度は7,515万6,732円というふうになっております。

次に、4番目でございますが、従業員の人数、勤務日数、給料等の労働条件でございます。従業員の人数につきましては、社員が1名、パートさんが12名おられるようでございます。このパートにつきましては、事務、接客、清掃員が10名いらっしゃいますけれども、この方々が、勤務日数につきましては、月22日間、これは社員も同じでございます。22日間でございます。あと、朝風呂の担当のパートの方が2名いらっしゃいます。この朝風呂担当のパートの方々が、14日間ということになっているようであります。

給料につきましては、株式会社メセナ末吉の就業規則に沿って支給しているというふうなことでございましたので、ただ若干、今言われました、財部温泉とは今調

整中だということを聞いているところでございます。

それから、議案第71号でございますが、指定管理料の積算根拠ということでございます。

まず、収入といたしましては、利用料収入を259万円ほど見込んでいるところでございます。支出につきましては、賃金が786万8,000円、あと、消耗品等の需用費、これが204万3,000円、役務費が23万5,000円、委託料が38万2,000円、使用料11万2,000円として、支出合計から利用料を差し引いた額を、指定管理料として積算をしているところでございます。

あと、3番目でございます。指定管理を行うのに法的な問題はないのかということでございますが、指定管理につきましては、地方自治法244条の2第3項で、条例の定めるところにより、法人、その他の団体に管理を負わせることができるようになっておりまして、曾於市の指定管理の手續の条例の中の5条第1項の規定によって、選考していただいているところでございます。

また、この公民館は、平成27年度、北地区の生活改善センターの指定管理も受けられておりますので、法的には問題ないのではないかと理解しております。

あと、4番目でございますが、管理を安定して行う物的能力、人的能力ということでございます。この今回の指定管理申請について、現在の指定管理者である曾於市森林組合が所有している物的ないろいろな財産がございます。こういった物につきましても、引き続いて使用をするということであれば、それを払い下げていただくというような形で、確定はしておりませんが、そういった形で、今話をしているということでございました。

それから、人的な部分についてですが、やはりどうしても、今までなれた方がいらっしゃらないといけないなということも考えております。当公民館としましては、今の方が引き続き管理をしていただいて、次の方への引き継ぎもしていければということで考えていらっしゃいますが、北地区につきましては、今総務部が4名いらっしゃいまして、運営審議会という形で8名の方がいらっしゃいます。その中で、今検討委員会を立ち上げたということでもあります。そういった中で、今、管理及び経理等の方法等について、検討委員会で進めていきたいということでございました。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

最後の人的能力の関係で、キャンプ場、夏の一番混むときに、多分泊まり勤務になると思うんですね。このときに何人体制でこの対応される計画なのか、これを確認します。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、まだそこまで詰めておりませんが、ただ、お願いをしているのは、やはり森林組合としても、非常にそこは力を入れられて配慮されております。ですからクレームとか、いろんな問題がございますということで、その部分については、十分な人的な配置を考えておいてくださいということをお願いしているところです。

○5番（宮迫 勝議員）

私も、森林組合の担当の方と話をしたときに、やっぱりそこが一番心配だと言ってました。だから、いろんなお客さんがいるよということで、お酒の入っている人もいるし、いろんな関係の人もいるから、その辺はなれない人だと大変だろうから、そこは気をつけたほうがいいですねってことでした。

ただ、ここは十分、担当課のほうも、アドバイスできる場所があれば、アドバイスして問題がないようにしてほしいなと思ってます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

次に、岩水豊議員の発言を許可します。

○1番（岩水 豊議員）

議案71号についてお伺いします。

管理団体の公民館は、総会で、この施設の指定管理に公募するということは、審議、議決されてるんだろうかと。一部の方だけで、選考してるんじゃないのかなというような危惧しますので、その確認を1つ。

あとはもう、ほかの方の質疑でありましたので省略します。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、その点について館長に確認をさせていただきました。

公民館の会則の中で、この北校区の運営方針・事業計画、そして推進・予算等については、運営審議会で決定するというふうになっているようでありまして、総会にはされないんですかということでお尋ねをしましたところ、議会の議決を得ましたら、すぐに臨時総会に諮りまして、承認をいただく予定ですというふうにご伺いしているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

何か、順番は逆のような気がするんですけど。公募するときにそういう審議をして、臨時総会で皆さんの了解を、地区の皆さん方の了解を得て進めるというのが順番であるような気がするんですが、指定管理にこちらからお願いするわけですが、

その辺では問題はないという取り扱いでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

公民館長にそのお話も伺ったところですが、一応大まかな了解は得てるといことなんですが、この指定管理を受けるかどうかにつきましては、9月の初旬に、その運営審議会の中で、十分議論をさせていただきましたということでございました。

恐らく、総会へ諮る時間がなかったのかどうかということもありますけれども、館長さんの話では、やはり議会の議決前に先立って、余り動くとうどうなのかということを考えていたということ言われたところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

指定管理をこちらが委託する側としては、それで問題はないという認識でしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

私どもも9月17日に、北地区の公民館の総務部4役の方々が出席されておりましたので、その中で校区の方々は、それ御理解いただけますよねということでお話をしましたところ、その理解は得られるようにしますということでしたので、こういった形で進んできた経緯でございます。

私どもについては、そのように理解しております。

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

はい、承認されるものと思っておりますので、そのように思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第73号 平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、議案第73号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次、発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

通告に従って、箇条的に質問いたします。

最初の補正9号の時点での財政状況、補正10号が追加されましたので、その中で質問いたしますのでカットいたします。

まず、説明書の49ページの601万2,000円について説明してください。続いて、53ページの296万9,000円について説明してください。次に、55ページの8,735万7,000円について説明してください。そして、57ページの4億7,799万7,000円について改めて説明してください。それから、58ページの180万3,000円について説明してください。それから、59ページの5,258万3,000円についても説明してください。

そして、60ページの1億5,152万1,000円についてでございますが、これについては、先日の全員協議会等でも説明がありまして、この耕地課関係の大隅の支所の補正予算の計上分ですね、60ページの県営土地改良事業の中の、先日全協で説明があったいわゆるこの補償問題についてですね、経過はわかりましたので質問は1点だけです。これの法的な、条例はないと思いますので、補助要綱を示してください。これは例規集にはありますか、例規集であったら、どの例規集の何ページのということで説明してください。これが定かでなかったために確認方々の質問でございます。

次に、64ページと70ページの災害について、まとめて説明してください。1つは旧町ごとについてその件数と金額、そして、これまでも質疑でダブっている点もあるかと思いますが、基本的にはこれで全て予算計上されているっていうことで理解していいのかどうか。査定が終わっていないのも、もう一応入っているという先日の説明でございましたけれども、その後、大隅町の耕地サイドを中心として、市民の中から支所のほうに連絡がある分も恐らくあるかと思うんです。その分も余裕を持っての予算計上であるのかを含めて、基本的には全て計上されているという理解でいいのかどうかの質問です。

次に、最終的には、この来年度、29年度の何月ごろまでに、それぞれ災害復旧が終わると一応予定しているか、考えているかでございます。

最後に、これまでもたびたび同僚議員の一般質問等でもありましたけれども、今回のこの災害は、思わぬというか、思っていた以上に災害が大きかった、旧大隅町を中心としてですね。

そのために担当課職員も大変な努力をしておりますけれども、また、それを受けたこの建設業者等も、10年前あるいはそれ以前に比べて、だいぶこの建設業者の数も少なくなっているし、あるいはそれに対する対応能力といいますか、職員の不足を含めて、だいぶ違ってきていると思うんですね。ですから、このあたりはどういった形で、この入札を含めて、災害復旧を進めていきたいと考えているか。

その点での教訓点やら、今後の改善点はないのかどうか。もっと合理的な効率的なやり方を含めて、先日は鹿児島島の業者からも、一応、この間の準備の中では応援をいただかざるを得なかったという答弁もありましたけども、そのあたりを含めて、教訓点についても、現段階での教訓点を示してください。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、49ページと53ページ、55ページについてお答え申し上げます。

まず、49ページの活動火山周辺防災営農対策事業につきましては、有限会社勝目製茶園が摘採の機能つきの除灰機を1台導入するものであります。事業費は925万円で、補助金額が601万2,000円という形で、増額するものであります。

次に、53ページの296万9,000円については、農地中間管理事業による地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金が確定をしたために総額が1,426万9,000円となり、県補助金の額296万8,000円を増額をするものでございます。

55ページ、8,735万7,000円につきましては、森林整備・林業木材産業活性化推進事業、国庫事業でございますが、株式会社伊万里木材市場が事業主体となり木材選別機の設置、事業費が1億4,137万3,000円で補助金額が7,068万6,000円、ログローダ1台、事業費1,944万円で補助金額が972万円、フォークリフトが4台、事業費1,390万2,000円で補助金額が695万1,000円となり、合計で8,735万7,000円となっております。いずれも補助率については2分の1以内というふうになっておりまして、新しい貯木場を開設する事業でございます。

以上です。

○商工観光課長（荒武圭一）

私のほうでは、57ページについてお答えいたします。

本年度の曾於市思いやりふるさと寄附金の受け入れ額が順調に伸びておりますの

で、議会予算委員会説明資料の13ページ、思いやりふるさと寄附金の歳入額を5億円から8億円に増額いたします。寄附金の増額に比例する形で、歳出の郵便料、広告料、手数料のほか、返礼品を送付する特産品PR推進委託料が増加しますので、今回増額補正をお願いしているものであります。

そのほかに新年度に向けてのパンフレットを作成いたしますので、パンフレット作成委託料166万円と窓あき封筒の印刷費47万6,000円を計上いたしております。

以上です。

○大隅支所産業振興課長（小松勇二）

それでは、私のほうから、58ページの180万3,000円の補助金の内容についてお答えいたします。

これにつきましては、先日の全員協議会のほうで説明をさせていただいております。その支出の根拠ということでございましたけれども、特に条例とか規則とかそういうものはございませんが、被災されたトラクターを新しく、また後継機を購入するということで、市長が特別に認めるというようなことでございまして、曾於市の補助金交付要綱等に従いまして事務手続をさせていただいているところでございます。

畜産振興と後継者への支援を図る観点から、ぜひ必要だという判断で、今回提案させていただいているところでございます。

以上です。

○畜産課長（木佐貫育穂）

59ページ、畜産競争力強化対策整備事業の5,258万3,000円の増についてお答えいたします。

当初予算額の4億1,207万2,000円は、8取り組み主体の概算見積もり額で計上しておりましたけれども、うち2取り組み主体は採択要件に合わず不採択というふうになりまして、残り6取り組み主体が実施計画の段階で変更があり、5,258万3,000円の増になったところであります。

以上です。

○耕地課長（吉野 実）

それでは、60ページの1億5,152万1,000円についてお答えいたします。

今回の補正は、国の大型2号補正に伴い、県営事業の予算増配分に伴う分と、変更減による県営事業負担金の補正をお願いするものでございます。

まず、県営（曾於北部地区）畑地帯総合整備事業負担金1億710万円の増、県営（大隅地区）の中山間地域総合整備事業負担金720万円の減、県営（大隅南地区）かんがい排水事業負担金1,470万円の増、県営（大隅南地区）の農地整備事業負担

金2,832万9,000円の減と、新規事業でございますが、県営中山間地域所得向上支援対策事業負担金6,525万円の皆増でございます。

なお、県営曾於北部地区畑地かんがい事業の平成27年度までの進捗率につきましては、事業費ベースで22.6%、今回の補正議決後の平成28年度末の進捗率は30.9%になる予定でございます。

なお、市の負担金についてですが、曾於北部地区の平成28年度の負担金は補正後、3億5,217万円になります。それから今後、平成29年度から平成39年度までの11年間で約29億円を予定しているところでございます。

続きまして、災害復旧関係、64ページでございますが、今回の補正は10月26日に開催されました第2回臨時議会時に提案していない工事請負費及び災害復旧に係る予算科目の増額補正が主なものでございます。

まず、大隅支所分の測量技術助手賃金3カ月分で48万6,000円、大隅支所分の消耗品費97万6,000円、大隅支所分の災害応急作業委託料26件で650万円と工事発注積算資料作成業務委託料170万7,000円の委託料合計820万7,000円でございます。

それから、末吉本庁分の広域農道仮設道路施設等借り上げ料につきましては1,354万円の減額補正でございます。

それから、工事請負費のことですが、まず末吉地区が28件で1億2,570万円、大隅地区が351件で7億5,750万円、財部地区が15件で3,050万円で、合計394件、9億1,370万円をお願いしております。

それから、大隅支所分の用地取得費の15万円、それから末吉本庁分の市農地災害復旧事業費補助金7件、192万円、大隅、財部支所分の立木補償18万円でございます。

なお、平成28年度の現年発生農地・農業用施設災害復旧費の総予算額は約17億円になる予定でございます。

それから、先ほど質問がございました、余裕を持って予算化はしているかということでございますが、特に大隅地区のことであると思いますが、対応できる予算だということになっております。

それから、工事災害復旧のめどでございますけれども、特に末吉と財部地区につきましては、来年の5月、田植え等の前には完了するであろうというふうに予測しております。

それから、大隅地区におきましては、特に頭首工、それから農道橋がございます。これにつきましては29年度中に完了するのではなかろうかというふうに予測はいたしております。

それから、災害復旧、いわゆる今後の入札関係でございますが、当然曾於市内の

業者をお願いすることではありますが、今までの流れといいますか、考え方につきましては、地域性を持って入札ということになっておりますが、まだ決定ではございませんが大隅支所分が相当な件数でございますので、曾於市内の全業者をお願いするのもあるというふうに予測をしております。

耕地課は以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分を報告いたします。

耕地課と同じように、台風16号による補正をお願いするわけでございますが、今回の補正の内容につきましては、消耗品費、それから委託料ほかでございますが、委託料につきましては、測量設計管理業務委託料として用地測量等をお願いしているところでございます。

それから、災害応急工事作業委託料につきましては、末吉管内におきましては、河川が8件の412万8,000円、道路につきましては、53件で1,283万円、それから大隅管内におきましては、河川が5件で235万円、道路が68件で1,635万円、財部管内におきましては、河川が1件で100万円、道路が56件で1,150万円を応急委託料をお願いしているところでございます。

それから、工事請負費でございますが、市単独の災害復旧でございますが、合計で104件あるわけでございますが、前回、先月のときにも報告いたしましたが、若干数字が違いますので改めて報告させていただきますと、末吉管内で6件で200万円、河川が6件で200万円、道路が37件で1,175万円、大隅管内におきましては、河川が4件で330万円、道路が47件で1,745万円、財部管内におきましては、河川が3件で90万円、道路は7件で269万円となっているところでございます。

それから、公共の、国に申請をする災害復旧事業でございますが、これについては合計で70件、5億6,430万円を予定しているわけでございますが、内訳を申し上げますと、末吉管内におきまして、河川が1件で1,260万円、道路が27件で1億8,100万円、それから大隅管内におきましては、河川が3件で3,900万円、道路が27件で2億1,140万円、それから財部管内におきましては、河川が3件で1,610万円、道路が9件で6,420万円をお願いしているところでございます。

そのほか、公有財産購入費、補償、補填、賠償等、立木補償、電柱保障等の予算も補正をお願いしているところでございます。

それから、今回この予算につきましては調査が完了しておりますので、この予算で対応できるということでございます。

それから、この公共工事等の今後の発注及び完成の予定でございますが、先ほどもありましたが、現在、災害査定を受ける準備をしているところでございますが、

来週から国の災害査定を受けまして、年が明けまして1月から実施設計ということになります。準備にどのくらい時間がかかるかわかりませんが、できるだけ早い時期に発注を完了しまして、小さい工事につきましては、年度内完成をして、繰り越しについても、またお願いをするわけですが、できるだけ農地等の耕作に支障がない程度で、できるだけ早く完成をさせたいと思いますが、全部がそうやってかなうわけではございませんので、最後の工期につきましては、まだ今から災害査定を受けますので、まだ予測がつかないという状況でございます。

（「来年度にはできる」と言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

はい、29年度中には完成できると思います。

それから、今回の災害についての教訓ということでございますが、先日も、市長からもありましたが、今回の災害の特徴といたしましては、路肩の立木等の倒れたものが道路をふさいだり、通行に支障を来したものが多くということでございますので、今後そういうところをまた調査をしていくということになりますが、大切なことにつきましては、日々のパトロールによる点検、それから維持点検が大切だと思いますのでそれに努め、のり面決壊等の危険箇所を把握することによって、道路改良等の早期対応に努めたいと思います。市民生活を守るための維持管理による早期の復旧に努めるために、建設業組合等の協力もお願いをしていくということでございます。

以上です。

（「入札」と言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

入札につきましては、できるだけ早い時期に予定をしているんですが、1月から始まって、年度内には入札の準備を整いまして、できるだけ年度内に発注ができたと思っているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

はい。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問を数項目、簡潔に質問いたします。

まず、55ページでございますけれども、単純な質問でですね、この伊万里木材については代表者と本社はどこになっておりますか。営業所が曾於市内にあるのでございましょうか。

つまり私がお聞きしたいのは、大きな補助になっておりますけれども、国の補助としては、何がこの基準でもって、一応、補助の対象となっているのかです。これまではほとんど森林組合が対象でありましたけれども、伊万里木材が久しぶりというか、計上されておりますので、これは森林組合を含めて、補助率等について差異がないのかどうか。一応、地元、曾於市内の業者という扱いを受けていると思うんですが、これは何を基準として補助が計上されているのかを知りたかったのでございます。これら含めて説明してください。

次に、58ページの180万3,000円について、これは全員協議会でも指摘したんですけれども、これを計上するに当たっての条例上、あるいは条例に類する根拠をやっぱりつくらなきゃいけないと思うんです。この条例上を含めての規則要綱上の根拠がないということは、もう本会議で答弁すること自体がもうなじまないんですよ。副市長、そうですね。ですから、一応、本日の段階で法的な根拠を示していただきたいと思うんですよ。市長のこの規定があったとしても、それもやはり何らかの文書で示された根拠を示していただきたいんですよ。こういった文書でもって、今回は計上されてるという、きょうの段階でですね。少なくとも委員会審議までには間に合わせなきゃいけないと思うんですけども、きょうお答えできたらきょう示してください。その根拠の中身が、妥当性があるかどうかは別の問題として、とにかく根拠を示していただきたいと思っております。

次に、59ページ、クラスター協議会に対する、この大きな金額の補助が、入れかえがありましたけれども、安倍内閣のこの提起によりまして、これも本年度もみるみるうちにといいますか、計上されておりますが、私が質問したいのは、その妥当性についてでございます。

どれだけ、この市としては、一応、中身を十分、この補助団体を調べた上で、やはりこれは補助を出したとしても、トンネル部分でありますけども、問題がないであろうということで提案されていると思うんですけども、これはそれなりに、やはり議会に提案されている以上、今後この目的を達成するように、やはり市としても責任がありますので、これは回り回って、この補助を受ける団体にとってもいいことだと思うんですよ、この補助が活かされるかどうかというのはですね。その点での、提案するに当たっての対応はとられたのかどうかでございます。

今は全国的に曾於市を含めても、物すごい金額でもってこれが提案されておりますけど、これが恐らく2年後、3年後、5年後に、恐らく全国で数多くの問題点が出てくるんじゃないかっていうことをはっきり言って心配いたしております。

ですから、これはその点で、業者を育てる、団体を育てるという意味でも、やはり一定の、そのあたりは調査なり、補助効果を含めて、対応が必要じゃないかとい

うことでの点からの質問でありますので答えてください。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

58ページの補助金の関係の根拠ですが、根拠は曾於市補助金等交付規則の第4条、補助金等の種類、補助率等は、市長が別に定め、予算の範囲内で一部を補助するというで……

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

ページ数は、補助金等交付規則……

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

申しわけありません、7,020ページになります。

曾於市補助金等交付規則、これの第4条に、補助金等の種類、補助率等は市長が別に定め、予算の範囲内で当該経費の一部を補助するというで、本来ですと、ここから各種農業補助金とか建築、いろいろ、建設、分かれてまいります、この件につきましては特殊ということもございましたので、この補助のもととなる交付規則に基づいて市長に文書決裁をお願いをして、この補助率の承認をもらったところであります。それを受けて、議会のほうで予算の範囲内ということでございますから、議会にお諮りをしているということです。

この主な理由としましては、このトラクターの陥落につきましては、市の管理する道路ではないということで、あれば十分できるんですが、そこに交通どめをする権利も私どもにはありませんので。しかしながら、そこに立ち会って、危険防止予防が足りなかったというのも市の落ち度がありました関係で、それプラス、あと新規就農者・畜産支援ということで、16%ほどですけども、市の補助をお願いしたいということをお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、55ページの伊万里木材の事業のことにに関して説明を申し上げます。

まず、この本社でございますが、佐賀県の伊万里市山代町にございます株式会社伊万里木材市場が申請者ということになります。代表取締役が林雅文さんというふうになっております。

なぜこの法人事業が今回曾於市の予算をというようなことであろうかと思えますけれども、今回の事業におきましては、伊万里木材のほうで末吉町の深川に約4ha

ほどの開発許可を取られております。そこに新しくバイオマスにかかわる土場をつくるというようなことでの事業でございます。これにつきましては、いわゆる南九州エリアの木材生産によった部分についての木材流通施設等の整備ということでありまして、国から鹿児島県、そして拠点であります伊万里木材の南九州営業所が深川のほうでございますので、そちらの事業への補助金という流れになっているところでございます。

（「営業所があると大丈夫ってことですね」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

はい、そういった理解で、今回の事業は県のほうから、いわゆる内示を受けているところでございます。

○畜産課長（木佐貫育穂）

59ページのクラスター事業でございますけれども、事業実施後の補助の効果が上がるようにという指導ですけれども、事業実施後の翌年度から5年間ですけれども、事業実施の収益性の効果が上がるようにということで経過措置を見るようになっております。

○19番（徳峰一成議員）

3回目、細かい質問ですけども、2点だけ質問いたします。

ただいまの農林振興課長の伊万里木材についてのですね、もう一回、この補助について末吉の深川に営業所がありますけれども、ここがどういったことを今後新たに事業展開を行うということで、こうした大きな金額の補助が出ているのか、前と重なる分もありますけど、説明してください。

それから、59ページの5,258万3,000円のクラスターに対しての答弁では5年間ですね、収益性を中心としての、この効果については経過措置を行いたいということでございますが、これは実際調査を行うのは、主体としては曾於市ですか、それとも鹿児島県ですか、そこを含めて、そして既にそうした定められた様式での経過措置についての調査項目ははっきりしてるんでしょうか、今の段階でですね、その点でしていただければ、後日伺いますけれども、説明をしてください。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、伊万里木材の新たな事業内容について御説明を申し上げます。

伊万里木材のほうが新たな第2の土場をつくるというようなことで申請をされている土地といたしますか、開発行為の許可を得ている土地が、末吉町深川の8515番地1ほか4筆と8,515番地以下、ほか11筆、全部で4.0259haでございます。

ここにいわゆる貯木場という形になるわけですが、そこに選別機を1台入

れます。そしてフォークリフトが4台入ります。そしてログローダ、いわゆるキャタピラーのコンボですね、コンボの先が、挟むやつがついてると思うんですが、それが1台入るといようなことで、これにつきましては、林地開発は以前に取られていたところの変更許可を受けられておりますので、この事業といたしましては、実際、予算は28年度でございますけれども、いわゆる土地の造成という形が、もっと時間がかかるというようなことでございまして、繰越明許になる予定でございまして、事業としましては29年度の9月から10月ぐらいということでお伺いしているところです。

（「排水を含めて問題ないわけですね」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

排水につきましては、この4haのうちの約30aを調整池として造成することになっております。これにつきましては県のほうの許可を得ているところでございまして、市の関係課、私ども農林振興、それから建設サイド、耕地サイド、一応現場の立ち合いをさせていただきました。その中で、やはり一番我々が危惧したのはやはり排水の件でありましたので、その部分について説明も受けたところであります。

ただ、我々は、もう許可が出た後でございますので、意見書という形でしか出せませんが、そういった排水の対策については万全を期していただきたいということの意見書を付しているところでございます。

以上です。

○畜産課長（木佐貫育穂）

先ほどの質問ですけれども、事業実施後5年間は成果について報告するようになっております。これは市と県が、それぞれの取り組み主体の事業成果報告書ということで、国のほうに上げるようになっておりますので、市と県が指導していくものだと思います。

○議長（原田賢一郎）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○6番（今鶴治信議員）

私は52ページのメセナ住吉交流センター管理費についてです。

これはきのうの同僚の岩水議員の質問でも出ましたけれど、ホテル建設に当たった分の筆ということで、畑の部分もありますけど、転用申請とかは今後される予定なのか。それとホテルの設計とかが、もしできとったら、駐車場とかもだいぶ広く要ると思うんですけど、80室ということで、それで駐車スペース等なども、この1,752m²で十分あるのか伺います。

それと53ページの間管理事業について質問いたします。

今回、また新たに何地区か出ておりますけど、この助成金の新規は1万5,000円とかいろいろあるんですけど、これは地主さん、貸し手に出るのか、借りるほうにも出るのかを伺います。それとまた、この中にある経営転換協力金というのがありますけど、これはどういうのが値するのか伺います。

それと59ページのクラスター事業について伺います。

今回、2者ほど採択されなかったという説明ではございましたけど、どういう点が条件で採択できなかったのか。それとまた、それぞれの事業者でも違うんですけど、大体この助成はというのが対象で出ているのかと、また、それぞれ酪農、養豚、和牛とありますけど、この飼養規模要件とか飼料作付面積等とかの条件がどうなっているのか伺います。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

まず、メセナ住吉交流センターの分筆についてでございます。

これにつきましては、旧末吉町時代に全てあそこは畑でございましたので、そのときに農振農用地の除外はしてあるところでございますが、ただ、畑と、今、職員の駐車場の部分が同じ筆に入ってしまったというふうなこともございまして、そこをしっかりと分けたいと、やはり職員の駐車場も確保しなければならないというふうなことで、隣に防火水槽もございましたので、そこを正確に分筆をしたいということでございます。

この1,752m²でございますが、ここは2筆に分かれておりまして、今回、民間のビジネスホテルに係る分については、分筆前の面積でいきますと3,297m²あるところでございます。駐車場につきましては、私どもも設計書等はまだ確認しておりませんので、そこはちょっと答弁できないところでございます。

あと、農地中間管理事業についてでございます。

農地中間管理事業の地域集積協力金でございます。これにつきましては、その地域に交付するということになっております。あと、経営転換協力金でございますが、これは機構に貸し付けた側、そして経営転換をする方、あるいはもう農業をやめる方について交付をされるものでございます。それから、耕作者集積協力金というのがございますけれども、これにつきましては、いわゆる耕作者の方が圃場を集積したという部分についての対象面積について交付されるものでございます。今回は末吉の久保地区、三枝地区、大隅の梶ケ野地区、財部の今別府地区が適用を受けておりますので、申請をしているところでありまして、当初1,130万円だったと思うんですが、座置で持っておりまして、その不足分の296万8,000円を増額補正をお願いするところでございます。

以上です。

○畜産課長（木佐貫育穂）

クラスター事業の件ですけれども、今回2つの取り組み主体が不採択というふうになっております。当初8つの取り組み主体がありましたけれども、国のほうに上げた段階後に、国の審査するときに審査評価基準というのがありまして、その基準によって優先順位がつけられ、不採択というふうになっております。

畜産クラスター事業の取り組み関係ですけれども、地域の関係者が連携し、結集した取り組みということで、地域内の畜産の収益性を向上、または地域の生産基盤を強化する畜産農家というふうになっているところであります。

○6番（今鶴治信議員）

先ほどのメセナ交流センターの件でありますけど、一応、現在は畑として利用しているけど、もう転用申請は進んでいるという解釈でよかったのかなという質問をいたします。

それと、中間管理機構でございますけれども、地域に出るということでございましたけれども、その対象の畑があるわけですので、それを全体的に来てますけど、個々でそのお金は配布されるのかどうかを伺います。

それと、経営をやめられる方ということで、9戸の30万円ということで大きな金額だと思うんですけど、例えば、現在、お茶等が相当価格低迷で、今後は後継者がいない人はやめようかという方も、今後出てくると思うんですけど、そういう場合に、その茶園を、経営をやめるから第三者に貸して、その人が飼料畑、カンショ等に転換するちゅう場合も対象になり得るのかどうか伺います。

それと、畜産クラスター事業でございますが、その採用のときの点数でちゅうことで、一応、規模頭数とか、そういうのは生産性の向上とか、そういうのが達成すれば、その点数があるとは先ほど説明がございましたけど、頭数規模とかいうのの要件はないわけか、もう一回伺います。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私の1回目の答弁が若干不足していたようであります。交流センターの用地につきましては、実際ビジネスホテルを建てられる側が申請をされる場合には、農用地の転用申請は必要だというふうに考えております。

中間管理機構につきましては、その地域に対して地域の集積協力金というのが支払われますので、例えば自治会であれば、そのまとまった自治会のほうに行くということになりますが、大体、今この末吉の三枝地区なり、大隅の梶ヶ野地区とか、そういった組合をつくっていただいておりますので、そこの組合の会計に協力金と

いう形で国の補助金が支払われます。ですから、その使途につきましては、我々はちょっと追及できないところでございます。

あと、経営転換の協力金というのが、先ほど議員のほうから申されたとおりでございます。今、例えば、お茶をつくっていらっしゃる方がもうお茶をやめて、例えばほかの作物をつくりますよと、ですから、そのお茶畑については、この方にもう、私は機構を通じて貸しますということになりますと、これが0.5ha以下であれば、1戸当たり30万円、0.5haから2ha以下だと、1戸当たり50万円と、2haを超えると1戸当たり70万円と、これは1回限りですけれども、そういった形で、国から交付金が支払われる制度になっているところでございます。

以上です。

○畜産課長（木佐貫育穂）

規模的な質問ですけれども、一応、認定農家を中心としたところが対象になるということであります。

○議長（原田賢一郎）

次に、岩水豊議員の発言を許可します。

○1番（岩水 豊議員）

57ページのインターネット広告料が給付金の増加に合わせて、比例して上がっていくんですが、この仕組みをちょっと説明ください。28年度、当初1,350万円上がってまして、1回目の補正で2,700万円になり、今回4,700万円とふえてきておりますが、増額になればふえるのか、そこを説明ください。

それと、67ページの国庫支出金のほうが減っておりますが、その減った要因等の説明、それと68ページ、都市公園業務委託料、この詳細を説明ください。

○商工観光課長（荒武圭一）

それでは57ページについてお答えいたします。

インターネット広告料につきましては、ふるさと納税の特設サイトであります「ふるさとチョイス」への支払いが主なものでありまして、「ふるさとチョイス」では、広告掲載の頻度、回数や広告枠の大きさによって、「松チョイス」、「竹チョイス」、「梅チョイス」の3つのコースに分かれておりまして、この3つのコースですけれども、寄附額の実績に応じて、「松チョイス」は5%、「竹チョイス」は2%、「梅チョイス」は1%の広告料を実績払い方式によって支払うということになっておりますので、寄附額の増に比例しまして広告料も増加してまいります。

当初予算では、寄附見込み額2億5,000万円の5%で、1,250万円に消費税を加算しました1,350万円を計上しておりました。2号補正では、寄附見込み額を5億円としましたので、5億円の5%、2,500万円に消費税を加算した2,700万円と予算額

をふやしております。今回の補正では、寄附見込み額を8億円といたしておりますので、5%の4,000万円に消費税を加算した4,320万円に加えまして、新規に広告の展開を図るということで、合計でこの金額になったところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分の一般会計補正予算の67ページを説明させていただきます。

社会資本整備総合交付金事業の補正予算の国庫支出金の減額というところでございますが、この事業につきましては、当初事業費を1億2,960万6,000円で、国庫補助金8,402万8,000円を見込んでおりました。当初の国からの割り当てが国庫補助金ベースで43.3%の3,642万6,000円で行っていただきました。今回改めて国の補正予算で追加の割り当てがあったところでございますが、国庫補助金ベースで3,895万1,000円の追加割り当てがあったところでございます。この結果、国庫補助金が、合わせまして7,537万7,000円となったところでございますが、当初予算と比較して865万1,000円少ない金額であるために、今回、国庫支出金の減額補正をお願いしたところでございます。

続きまして、68ページでございますが、都市公園管理費の施設管理費業務委託料の補正についてでございますが、この259万5,000円の補正額につきましては、台風16号による都市公園施設の災害であります。

倒木や土砂除去等の作業委託料であります。主なものは墓地公園や栄楽公園等の8つの公園の倒木処理であります。特に墓地公園につきましては、倒木による墓石を破損した被害も発生し、所有者等からの要望、それから防災上からも、今後倒れてくるおそれのある立木までを伐採する計画を立てまして、今回その伐採等の業務委託をお願いするものであります。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、配付いたしております議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第74号 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

について

日程第15 議案第75号 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

について

日程第16 議案第76号 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第14、議案第74号、平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第16、議案第76号、平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第17 議案第77号 平成28年度曾於市公共下水道特別会計補正予算（第3号）について

日程第18 議案第78号 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第19 議案第79号 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第17、議案第77号、平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第19、議案第79号、平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時16分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第20 議案第80号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第21 議案第81号 曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第20、議案第80号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について及び日程第21、議案第81号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正についてまでの2件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第20、議案第80号から日程第21、議案第81号まで一括して説明をいたします。

まず、日程第20、議案第80号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について説明をいたします。

国は、平成28年8月8日の人事院勧告に対し、平成28年10月14日の閣議によって、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定することが決定され、11月24日に法律が公布されました。

本市においても、国の給与改定に準じ、曾於市特別職の職員及び議会議員の特別給の給与改定を行うものであります。

第1条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と第3条による曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、12月に支給する特別職及び議会議員に係る期末手当の支給割合を「100分の155」から「100分の165」に0.1月分、引き上げを実施するものであります。

第2条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び第4条による曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、期末手当の支給割合を、6月にあつては「100分の155」から「100分の152.5」に、12月にあつては、「100分の165」から「100分の167.5」に改めるもので、平成29年4月1日から施行するものです。

次に、日程第21、議案第81号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正に

ついて説明をいたします。

平成28年8月8日の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員の給与の額を改定することが、平成28年10月14日に閣議決定され、11月24日に法律が公布されました。平成28年4月分の月例給について、国家公務員給与と民間給与を比較した結果、民間給与が国家公務員給与を上回ったため、昨年度に引き続き、月例給と特別給の勤勉手当を引き上げることになりました。

曾於市においても、人事院勧告に準じて給与改正を行うものであります。あわせて人事院勧告に伴う平成29年度からの扶養手当の改正や所要の改正を行うものであります。

第1条による曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、同条例第18条第2項に規定する一般職の職員と再任用職員に係る12月期の勤勉手当に係る支給割合を0.1月分引き上げるとともに、行政職給料表を平均改定率0.2%引き上げるため、別表の改正をするもので、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものです。

第2条による曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正、第3条による曾於市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第4条、曾於市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、人事院勧告により平成29年4月1日から施行される扶養手当の改定に伴う改正によるものと、平成28年12月期の勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げたところですが、この0.1月分を6月期と12月期の勤勉手当の支給割合を改正するものであります。

以上で、日程第20、議案第80号から日程第21、議案第81号まで一括して説明いたしましたので、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

2点、議案の80号の特別職等についての改正について質問いたします。

今回の改正は、ただいまの説明や改正案を見ますと、特別職についての期末手当、これは夏冬の賞与がことしの4月1日にいわば遡及、さかのぼっての改正が主な内容と受けとめております。

質問の第1点でありますけれども、改正されたら、この市長を初めとした、あるいは議長を初めとした特別職のことしの夏冬の期末手当はどれだけ上がって、どれだけの金額になりますか、説明をしてください。

それから第2点目、私たちは、市長もそうございましょうけれども、こうした

非常にデリケートな問題は、市民の世論といいますか、生活実態を含めて十分に考えながら対応すべきだと思っております。

今、曾於市内を、私ずっと、これまでも回りますと、一部の市民の中で、例えば生産農家は子牛価格が高くなっておりますけど、全体としては非常に生活状況は決しているとは言えません。特に多くを占める年金生活者が、なかなか生活が大変というのは御承知だと思います。

そうした中で、今回の引き上げをもし議会が認めたら、確実に、私は、市長と議会に、市民から強いあるいは厳しい疑問と批判が起きることはまず間違いがないと考えております。それでも、なぜ特別職について、職員はともかくとして、今の段階で値上げを提案されたのか。

以上、2項目の質問でございます。

○市長（五位塚剛）

今回の提案は、人事院勧告によりましてお願いをするものでございます。市民によっては、一定の収入がふえている方もあれば、今言われるように、年金生活の方々は厳しい状況の方もあると思います。

基本的には、私たちも含めて、職員もやはり民間の給与がふえているということで、国からの、こういう指示がありましたので、それに沿いたいと思います。

職員のほうは問題ないということ言われましたけど、職員も全く同じでございます。我々、特別職も議員もそれなりの仕事をされてるわけですので、基本的には、率を5%とか何%とか上げる問題ではありませんので、十分市民は理解してもらえらるというふうに思っております。

以上です。

○総務課長（永山洋一）

それでは、改正されたらどれだけの改定額で、金額的にどれだけになるかということでございますが、お答えいたします。

今回の改定についてでございますが、特別職4人分は、12月は期末手当が1.55月から1.65月に改定されますので、その差額分が合計で31万8,000円……

（「市長、副市長ごとに」と言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

一応、合計のほうから述べさせていただきます。

その差額分が合計が31万8,322円となります。内訳は、まず差額分でございますが、市長が9万6,026円、副市長が7万5,900円ずつ、教育長が7万496円が一応差額でございます。また、その後の支給額について、また……

（「期末1回分ですね、夏と冬があるんですか」と言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

いや、これは、今回は冬だけでございます。夏は既に支給されている金額でございます。

議会議員は総額で66万2,170円の差額支給でありまして、平均で約3万4,851円となります。内訳は、議長が4万5,655円、副議長が3万6,570円、委員長が3万4,000……

（「ゆっくりで、いいですから」と言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

はい、わかりました、申しわけございません。

（「もう一回、議長から」と言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

はい、議長が4万5,655円、副議長が3万6,570円、委員長が3万4,730円、議員が3万3,925円、これが今回の改定による差額となります。3万3,925円であります。

それと、その差額後の12月、今度改定しまして、その差額出た分の12月期の期末手当でございますが、市長が158万4,413円、八木副市長が125万2,350円、大休寺副市長も一緒でございます。

（笑声）

（「一人一人違うと思っていた」と言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

済みません、八木副市長と大休寺副市長が125万2,350円であります。それと谷口教育長が116万3,168円となります。それと議員の分の12月期の期末手当でございますが、差額支給後、改定後が、議長が75万3,308円、副議長が56万6,000円、あ、間違えました、これは支給前でございますが、訂正いたします。60万3,405円、委員長が57万3,045円、議員の皆さんが55万9,763円となります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問をいたします。

特別職と職員が全く同じという認識自体が根本から間違っておりますよね。一緒だったら条例も一緒でいいんですよ。特別職と職員の場合は、特に議員の場合は違いますので、だから報酬ということになっているんですね、もうこれは基本でありますので、反論があったら答弁してください。

第2点目は、これも根本からおかしいと思うな。この、額がわずかであるって、これ民報で書いたらがっかりしますよ、五位塚市長の支持派は。

額の問題じゃないんですよ、トータルを市民は見ますから。だから私はトータル

聞いたんですよ。ボーナスが出ない方々はいっぱいいますよ、曾於市内で。そこを考えなきゃいけない、だから私はこの間、ずっと回ってる、意識的に。議会ごとに200名を目標にずっと対話してるんですけども。で、市長の場合、158万円もらってる、議長でも75万もらってる。で、幾ら上がったかの問題じゃないんですよ、ここを見なけりゃいけない。

特に来年は市長選挙、議会にとっても市議会議員選挙が控えておりますよ。そうした中で、選挙をいわば直前に控えての期末手当の提案を行うこと自体が、果たして私たちにとっても賢明な提案であるかという点でございます。市長や、もし値上げを認めた場合に、議員は、市民の疑問や批判にどのように答えるか、「大した金額じゃありません」って答えられますか、とても答えられない。その点で再度、市民が納得いく形での答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

また1回目のときにお答えしました、我々、特別職も含めて、市民のために一生懸命仕事をしております。国がこういう形で人事院勧告を出しました。職員のほうも一生懸命仕事をしております。全く同じような形で、お願いをしたいと思います。これを判断するのは議員の皆さんたちの判断です。その市民が選挙前だから出すか出さないかということでは、私は全くそういう認識には立っておりません。

○19番（徳峰一成議員）

では、再度確認いたします。

今回の値上げがされたとして、市民の大方は理解が得られるということで確信を持つての提案ですね。

○市長（五位塚剛）

私たち当局は十分このことについては議論いたしました。予算を提案する場合は、確信を持って提案をしたいと思います。結果的には議会が判断をするわけでございます。当然ながら、その審判は受けたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第82号 平成28年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第22、議案第82号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第22、議案第82号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に6,625万6,000円を追加し、総額を265億7,091万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正予算は、議員及び特別職の期末手当並びに一般職員の給料及び期末手当の改正による追加と台風16号による被災農業者向けの経営体育成支援事業費補助金の追加であり、歳入から説明しますと、県支出金は経営体育成支援事業費補助金を4,609万8,000円、繰入金は財政調整基金繰入金を2,015万8,000円、それぞれ追加しております。

歳出については、給料、手当、共済費を1,765万7,000円、農業振興費の被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金を382万6,000円、畜産振興費の被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金を4,352万2,000円、それぞれ追加するものが主なものです。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第82号は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第83号 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

日程第24 議案第84号 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第25 議案第85号 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第26 議案第86号 平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第27 議案第87号 平成28年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第28 議案第88号 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第29 議案第89号 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第23、議案第83号、平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから、日程第29、議案第89号、平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの以上7件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第23、議案第83号から日程第29、議案第89号まで一括して説明をいたします。

まず、日程第23、議案第83号、平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に32万7,000円追加し、総額を71億5,789万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、3ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び期末手当の改正による追加であり、歳入については、繰入金を32万7,000円、歳出については、総務費を32万7,000円をそれぞれ追加しております。

次に、日程第24、議案第84号、平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に17万5,000円を追加し、総額を5億5,896万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、4ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び期末手当の改正による追加であり、歳入

については、繰入金を17万5,000円、歳出については、総務費を17万5,000円、それぞれ追加しています。

次に、日程第25、議案第85号、平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に78万円を追加し、総額を55億6,508万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び期末手当の改正による追加であり、歳入については、繰入金を69万7,000円、歳出については、総務費を67万7,000円、それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第26、議案第86号、平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に10万3,000円を追加し、総額を2億982万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び期末手当の改正による追加であり、歳入については、使用料及び手数料を10万3,000円、歳出については、公共下水道事業費を10万3,000円、それぞれ追加しております。

次に、日程第27、議案第87号、平成28年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の17ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に5万2,000円を追加し、総額を1億1,417万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び期末手当の改正による追加であり、歳入については、繰入金を5万2,000円、歳出については、総務費を5万2,000円、それぞれ追加しております。

次に、日程第28、議案第88号、平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に5万円を追加し、総額を1億9,937万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び期末手当の改正による追加であり、歳入については、繰越金を5万円、歳出については、簡易水道事業費を5万円、それぞれ追加しております。

次に、日程第29、議案第89号、平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の25ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に52万1,000円を追加し、予定額を5億5,856万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、一般職員の給料及び期末手当の改正による追加であり、総係費を42万6,000円追加するものが主なものです。

以上で、日程第23、議案第83号から日程第29、議案第89号まで一括して説明をいたしましたので、御審議方、よろしくお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月22日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時41分

平成28年第4回曾於市議會定例会

平成28年12月22日

(第6日目)

平成28年第4回曾於市議会定例会会議録（第6号）

平成28年12月22日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

第1 発言の取り消しについて

（以下2件一括議題）

第2 議案第61号 曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

第3 議案第62号 曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について

（建設経済常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

第4 議案第63号 曾於市税条例等の一部改正について

第5 議案第64号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

第6 議案第65号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

第7 議案第66号 字の区域変更について（大路地区）

第8 議案第67号 字の区域変更について（東迫地区）

（建設経済常任委員長報告）

（以下5件一括議題）

第9 議案第68号 指定管理者の指定について（財部交流館）

第10 議案第69号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）

第11 議案第70号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

第12 議案第71号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

第13 議案第72号 指定管理者の指定について（曾於市民プール）

（文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第14 議案第73号 平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

(以下 3 件一括議題)

- 第15 議案第74号 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第75号 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第76号 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
(文教厚生常任委員長報告)

(以下 3 件一括議題)

- 第18 議案第77号 平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第19 議案第78号 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第79号 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について
(建設経済常任委員長報告)

(以下 2 件一括議題)

- 第21 議案第80号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第81号 曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について
(総務常任委員長報告)

- 第23 議案第82号 平成28年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について
(総務常任委員長・建設経済常任委員長報告)

(以下 7 件一括議題)

- 第24 議案第83号 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第25 議案第84号 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第26 議案第85号 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第27 議案第86号 平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第28 議案第87号 平成28年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第29 議案第88号 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第30 議案第89号 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

第31 議案第90号 曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

第32 発議第5号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案

第33 閉会中の継続審査申出について

第34 閉会中の継続調査申出について

第35 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岩 水 豊	2番	湊 合 昌 昭	3番	泊ヶ山 正文
4番	上 村 龍 生	5番	宮 迫 勝	6番	今 鶴 治 信
7番	九 日 克 典	8番	伊地知 厚 仁	9番	八 木 秋 博
10番	土 屋 健 一	11番	山 田 義 盛	12番	大川内 富 男
13番	大川原 主 税	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	谷 口 義 則	17番	迫 杉 雄	18番	(欠 員)
19番	徳 峰 一 成	20番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 持 留 光 一 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (25名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	今 村 浩 次
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	永 山 洋 一	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	八 木 秀 久	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	富 岡 浩 一	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
財 政 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 野 実
税 務 課 長	中 山 浩 二	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	久 留 守	水 道 課 長	堀 内 光 秋

保 健 課 長	丸 野 哲 男	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桂 原 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 浜 昭 二
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	川 添 義 一		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

○市長（五位塚剛）

平成28年12月9日に追加議案として日程20、議案第80号の提案理由の説明をいたしました。読み上げた議案件名に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

議案第80号を曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正についてに訂正方をよろしく願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの訂正申し入れを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

異議なしと認めます。

日程第1 発言の取り消しについて

○議長（原田賢一郎）

日程第1、発言の取り消しについてを議題といたします。

お諮りします。五位塚剛市長から12月8日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、発言の取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

異議なしと認めます。よって、五位塚剛市長からの発言の取り消しを許可することに決しました。

日程第2 議案第61号 曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第3 議案第62号 曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第２、議案第61号、曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について及び日程第３、議案第62号、曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定についてまでの２件を一括議題といたします。

議案２件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

おはようございます。建設経済常任委員会付託事件審査報告書、建設経済常任委員会に付託された議案11件を12月13日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第61号、曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、本案は、農業委員会の委員の選任方法が公選制から市長による任命制に移行され、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならなくなったことに伴い、これらの定数を定めるものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。各委員の選考は地域性を考慮するのかとの質疑があり、農業委員19名については市内全域から、農地利用最適化推進委員19名については、地域性を考慮し大隅町7名、末吉町8名、財部町4名を選考する予定であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第62号、曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について、本案は、農業委員会の委員の選任方法が公選制から市長による任命制に移行されたことに伴い、その委員候補者の選考委員会を設置するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。選考委員の役割が大きいが農業委員経験者と認定農業者はどのような方々を任命するのかとの質疑があり、農業委員経験者は会長経験者や長年農業委員を務めてきた方々を、また、認定農業者については各町の代表者を考えているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の62号について、１点だけ質問をいたします。

委員長報告にもありますように、来年の農業委員選挙から、これまでの公選制から市長任命制に大きく変わります。そうした中で、62号の報告にありますように、19名の農業委員の定数に対して、どういった方々を公募に参加された方の中で選考委員の役割が非常に大きいわけでありますが、例えば、心配というか考えられるのが、30数名おられる今の農業委員の中、19名以上がいれば今後も続けたい、農業委員を続けたいって公募に参加された場合に、全てを選考委員会としては一応選考できるには制約があります。どなたかはおりていただかなければいけないわけですが、そうした選考委員会の選考過程の非常に困難な問題というか、もうすぐ来年、現実問題となりますけれども、そのあたりについては議論が一定されたでしょうか。

先日の議案提案での同じような質問の中で、この当局としては、一応選考委員会の一応議論のたたき台はつくりたいということでありましたけども、しかし、今私が申し上げたデリケートな問題は、たたき台は恐らくつくれないと思うんですね、行政としては。

その点で、一定の今後の行うたびに修正が必要かと思いますが、まず第1回目として、どういった方向で、その場合に選考する必要があるのか、議論がもしされていたら報告をしてください。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

選考委員会の例外的、例外といいますか、19人に対して36人出たらどうなるかというような、そういったのは出ませんでした。あくまでも選考委員会の判断に仰いでいかなければならないかと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

先日の議案提案に対する私の質問で、当局は一応選考委員会がなるだけ選考がスムーズにいくようにたたき台は今後つくっていききたいということでありましたが、関連いたしまして、このたたき台についての議論はなされたでしょうか。されていたら報告をしてください。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

そういったたたき台についての委員からの質疑は出ませんでした。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第61号、曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号 曾於市税条例等の一部改正について

日程第5 議案第64号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、議案第63号、曾於市税条例等の一部改正について及び日程第5、議案第64号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの2件を一括議題

といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山田義盛）

おはようございます。総務常任委員会の付託事件について報告を申し上げたいと思います。

総務常任委員会に付託された議案6件、継続審査中の陳情2件は、12月12日、14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案6件についての結論を得ましたので報告します。

1、議案第63号、曾於市税条例等の一部改正について、本案は、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、外国人等の国際運輸業にかかわる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴う改正と公布された地方税法等の一部を改正するなどの法律に伴い、改正するものであります。

内容につきましては、市税条例の納期限後に納付または納入した税金にかかわる延滞金や普通徴収にかかわる個人市民税の変更などの延滞金、法人市民税の申告給付や不足税額の納付について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するため定めるものです。

附則は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の改正や特例適用利子等及び特例適用配当等にかかわる個人の市民税の課税の特例で、特例適用利子や配当額等の額にかかわる所得を分離課税するもので、法律改正にあわせて改定するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、2、議案第64号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について、本案は、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたこと及び外国人などの国際運輸業にかかわる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い改正するものであります。

内容につきましては、附則の特例適用利子または配当などにかかわる国民健康保険税の課税の特例で、いずれも市民税で分離課税される特例適用利子、もしくは配当などの額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもので、法律改正にあわせて改正するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第63号、曾於市税条例等の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第65号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、議案第65号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

文教厚生常任委員会に付託された議案8件について、12月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

まず、議案の第65号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について、本案は、曾於高校の卒業生に対する大学等進学祝金贈呈事業の対象となる学校や祝金の額を拡充し、曾於高校への進学促進と、生徒の学習意欲を高め、有能な人材を輩出・育成するため、曾於高校を卒業した後、保護者が市内に住所を有する生徒で、3年度以内に国公立大学に入学した者に30万円、私立大学等または短期大学等に入学した者に5万円を、対象者1人につき1回に限り贈呈するものが主な改正であります。

委員より、今回条例改正を提案した経緯についての質疑があり、ことし4月の5日、曾於高校校長より市長と教育長に、国公立大学の合格者に支給額を入学金相当額の30万円に増額を求める要望があり、11月4日に教育委員を初め、高校関係者、市長、副市長、教育委員会の3課長との協議がなされ、11月10日の定例教育委員会に議案を提出されることが了承されました。教育委員会の中では、国公立大学と難関私立大学等の祝金の区分についての質問も出されたが、最終的には全会一致で承認されたとの答弁がありました。

委員会としても、曾於高校の支援などの必要性は共通した認識であることを前提としながらも、今回の改正案については、30万円と5万円の祝金の区分に十分説明ができない、進学しない卒業生に対しての支援等が見られない。また、30万円と5万円を支給したとして、どれほど文理科の入学志願者がふえるか疑問である。

また、校長より要請を受けた後、教育委員会は検討委員会を設置するなど、教育関係者や保護者、中学生など幅広く意見を聞いて総合的な支援についての検討をすべきではなかったか。改めて総合的な視野に立った支援策を議会に提案すべきでは

ないかといった意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○11番（山田義盛議員）

それでは、委員長のほうに質問をさせていただきたいと思います。

まず、曾於高等学校校長から依頼があったと、さきの総括質疑でも教育長からも答弁がありましたが、委員会では、曾於高等学校をお呼びして、その真意を聞かなかったか、そういう審議の中で出なかったか、まず1点お尋ねしたいと思います。

2点目が公立大学30万円、私立大学等は、短期大学等は5万円について不公平であるというようなことも審議の中で出ると思うのですが、不公平を是正するための贈呈額の統一等について審議の中で出なかったか、お尋ねをしておきたいと思います。

次に、一定の成果を検証をするためにも時限立法といいますか、例えば5年から10年とか設けるといった意見は審議の中で出なかったか。

以上3点についてお尋ねしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

山田議員の3点にわたる質問にお答えいたします。

その前に、この本件の議案については、本会議でもそうでありましたけれども、その付託を受けた私たち文教厚生委員会でも1人残らず委員の方々が活発な審議がなされました。そして、若干の立場の違いはありますけれども、曾於高校を支援するという点では共通の認識であったということが全体の特徴だったと思います。

具体的にお答えいたします。

今回のこの提案の発端となりました曾於高校の校長を文教厚生委員会ではお呼びしなかったのかでございますが、もちろんそのことも私委員長としては最初の段階で委員会に諮りましたけれども、結論から言いまして、一応今回はお呼びしないほうがいいだろうという、これは委員会全体の総意の意見として、そうした結論になりました。そういったことでございます。

第2点目の御質問の30万円と5万円について、これを一本化することを含めての議論はなかったか。そして、3番目のこの30万円と5万円については、一応やってみて、そして時限的な5年、10年といった行う中での検証を行うという、そうした意見もなかったかでございます。

これは2つとも関連性がありますので、まとめて委員会の御報告をいたします。

結論から言いまして、いずれも委員会の中ではこうした意見はなかったものと記憶いたしております。これが第1点であります。

第2点目は、例えば、この時限立法にも関連いたしますけれども、こうした質問は委員会の中ではありました。本会議でも出されましたけども、県内の自治体の先例として、大口高校の事例がありました。

大口高校は2年ほど前から難関大学、例えば九州大学などには100万円、そして通常の国公立大学には30万円の祝金を支給いたしております。ことしは九大に1名入りましたが、これは補助を行う以前の補助を受けないで入った学生でございますが、質問の中では、このことで大口高校は受験者や、あるいは入学者がふえたかといった委員会での委員の質問に、教育委員会はそのまでは調べてないといった答弁でありました。

そのために、すぐ委員会としては事務局を通して伊佐市に一応問い合わせまして、昨日その結果が出ましたけども、結論から言いまして、30万円、あるいは100万円の補助を出したからといって、少なくとも今までの段階では目立った効果は出ておりません。これははっきりした数字が出ております。文教厚生委員会の方々には、この間の委員会の審議の過程がありましたので詳しい資料もお渡しいたしております。

この点から言いましても、例えば30万円、5万円を一本化したから、あるいは5年、10年の時限立法を設けたから、果たしてどれだけの効果があるか、おのずと結論は出ようかと思っております。

加えて、特に委員会審議の中でもごも委員の方から強調されたのは、曾於高校の支援については全く異存がない。であるために、今回のこの提案は余りにも問題点、疑問があり過ぎる。であるために、教育委員会としてはもう1回総合的な見直し案を出すべきじゃないか、議会が分かれるんじゃないかと、市民も意見が分かれるんじゃないかと、総合的な見直し案を出すべきである、これはまとめを含めて委員から特に強調された点でございます。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

議案65号につきまして質問をさせていただきますけど、かなり突っ込んだ質疑があったというふうに思っておりますが、まず、委員長にお聞きするところでありますが、条例案に対する反対、賛成の方の意見がそれぞれあったというふうに思うわけですが、委員会の中での再度審議の過程、内容等について、もう1回お聞きしたいと存じます。

それと、先ほど、曾於高校の校長なり呼んで審査をすべきじゃなかったかという

山田議員の意見もありましたけど、委員会全体の総意で呼ばないというのが総体的な意見であったというような答弁であったわけではありますが、非常にこの案件は大事な案件じゃないかなと思うところではありますが、現在の曾於高校文理科の実態、または県教委の指導を含めて、当事者でなければわからない部分がかなりあったんじゃないかなというふうに思うわけではありますが、当事者である校長なり、教育長なり、再度出席を求めて、やはり突っ込んだもうちょっと意見を聴取すべきじゃなかったかというふうに思うところではありますが、なぜ委員会の総意と言えどそれまでですけど、やはり委員長として、やはりそれは権限があるわけですので、やはりしっかりした総括的な、また客観的な意見を求める意味でも、やはりそういった意見聴取をすべきじゃなかったかというふうに思うところではありますが、再度お聞きしたいと存じます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

委員会の審議の過程の中で、あるいはこの採決を行う審査の過程の中での各議員の方々でございます。全体として賛成、この議案に、条例改正案に賛成された方を含めて、これを全面的に指示するという、そうした質問はなかったものと記憶いたしております。

例えば、賛成される方も、問題点はもうどう見ても、この整合性の問題を含めて疑問はあるけれども、しかし、この間の経過から見まして、高校長から教育委員会等に出されて、教育委員会でもいろいろ苦労されたと思うんですけれども、それで出された。まず、これをそうした経過を含めて、曾於高校の支援策としてやってみたらどうか、そうした立場での賛成じゃなかったかと思っております。

一方、反対された方々も、繰り返しますけれども、曾於高校支援策については、全く賛成された方々と異存はない、この点は強調された点でございます。誤解のないように委員長報告でも出してくれという、念を入れた、そうした意見でございました。ただ、余りにも30万円と5万円だけに分けたやり方はいかななものかって、果たしてこれでどれほど効果があるのか、そうした意見でございました。

もう一つ、高校長を呼ぶかどうか、実は私も迷ったんです。迷ったんです。私が委員長でなく一委員だったら私ももちろんそのことを提案したと思いますが、副委員長を通して皆さんの意見を聞いてくださいということで聞いた上で、やはり全体としては今回は呼ばないほうがいいであろうって、もうデリケートな問題になりますけど、なぜ呼ばなかったか、あえて委員長報告には書きませんでしたけれども、例えば本会議の質疑を一応思い起こしていただきたいと思うんですよ。

6名の方々が質問がありましたけども、率直に言ってこれを支持するような御意見はなかったですね。率直に言って厳しい意見でした。

ですから、そうしたいわば過程の雰囲気の中で、高校長を呼んでいいのかどうかって、そうした点でやはり今回は呼ばないほうがいいだろうっていう、これはいいかどうかは別にいたしまして、全体の意見であったと理解いたしております。ですから、私も委員長としてそこを当然のことながら一応尊重したわけでございます。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

経過等については委員長のほうから詳しく述べられましたので、一応理解したいと思いますけど、基本的には、毎年定数割れにより、曾於高校の文理科の存続が危ぶまれるといった中での今回の提案ではなかったかというふうに受け取っているわけでありまして、確かに、祝金30万円、5万円といった金額については、今委員長の話があったとおり、検討の余地が十分あるというふうには思うわけですが、曾於高校文理科の育成、存続を考えるならば、修正並びに修正提案といったような考え方も選択肢の一つではなかったのではと思うところでありまして、そのような意見は出なかったのか、再度答弁を求めたいと存じます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

答弁を申し上げます。

海野議員も一緒にこの問題、大事でありますので、考えながら、お互い質疑を深めていきたいと思っております。

例えば、先ほどの山田議員の質問にも同様の質問がありましたけども、今回のこの条例改正案に対して修正ができるでしょうか。30万円と5万円を修正することで全体の合意がされるでしょうか。修正がされないから、そうした修正の意見も出なかったんですよ。議員の全体的な反対した方々の意見は総合的な支援策を出すべきである、30万円と5万円だけじゃないんですよ。そのことを含めて総合的な支援策を出すべきである。だから修正の余地がないんです。

これが3年前に五位塚市政が誕生したときに、曾於高校の支援策は出ました。私を初めとして文教厚生委員会のメンバーであり、当時は同僚の今鶴議員が委員長でありましたけども、それは修正ができました。だから、修正可決いたしましたんです。

今回は内容から見て修正ができないような、残念ながら。そうした経過だった点は御理解いただきたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（宮迫 勝議員）

徳峰委員長に2点ほどお伺いします。

委員会では、この今度の支援策以外に委員のほうから対案っていうか、こういう

のは考えていないのかという議論がなかったのか、これが1点。

2点目に、今海野議員からありましたけれども、今回の提案の理由の一つが曾於高校の文理科の定員割れ、これを非常に危ぶんでるというふうに私は受け取りました。これについての委員会での審議はなかったのか、この2点をお伺いします。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

まず、対案はなかったのかというのは、先ほどの海野議員との関連がありますけれども、対案ということは、これは委員会での審議ですから、いわば修正案ということにならざるを得ないんですよ。全く違ったものの対案は出せないですよ。だから、繰り返しますが、修正案はできない内容であったという点は考えて、また理解をしていただきたいと思います。

ですから、委員会としては、委員長報告にありますように、支援策は大事であるから、総合的な支援策を改めて出すべきじゃないかということを加えたんです。これが委員会での特に強調された委員の方々の意見でありました。これが第1点。

それから、第2点目は、文理科の定員割れについても、もちろん第一義的なテーマでありますので議論がありました。そのための、どうするかという点についても、曾於高校の支援策を含めて議論がありました。

例えば、細かい点になりますけれども、本会議でも質疑がありましたけれども、今ある曾於高校の支援策ですね、これは1年間に昨年度の場合も約900万円お金使っております、900万円。おおむね毎年1,000万円近いお金を使っております。本来だったらこうしたこの間の支援策はどれだけ効果があったかを検証した上でさらに補う点を補っていくという、そうした点が見られない点も含めて議論がありました。

例えば、本会議で出されましたけども、曾於高校生がスポーツでほかのところに行くって、それに対しての補助が十分出されてないという点もありましたよね。

あるいは、最も大事である支援策、今後の課題としては給付型の奨学資金、これを導入すべきであると、同僚議員からも一般質問でも出されました。これはまだ議論されてないと、これも含めて総合的なもの、ほかにも出されました。それはだから対案とか、あるいは議会ではいかんともしがたい問題であるために、改めて総合的な支援策を出してくださいといった、繰り返しますが、ことにならざるを得なかったんです。そうした経過があります。

○5番（宮迫 勝議員）

再度お伺いします。2点目の文理科の定員割れについてはどういう審議内容だったのか、この1点をお伺いします。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

審議内容であったのかということではありますが、これは質問に対して、委員の質

問に対して、当局から定員割れが続いているということは数字の上でも報告があったと思っております。これに対してのだから30万円と5万円の補助ということですね。これを中心とした議論はありましたけども、それ以上の議論はございませんでした。

ですから、敷衍いたしますけれども、総合的な支援策を行うべきであるといった議論でございました。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（土屋健一議員）

10番の土屋でございます。ちょっと発音が不自由ですので、聞き取りにくいかわかりませんが一生懸命質問をしたいと思っています。

まず、学力の高い高校に中学生たちは進もうと努力をいたします。そこで、今回の提案を、私は曾於高校現場から出されてきた願いを当局が採用して提案をされたことは非常によかったなと、もともとと思っておりました。

しかしながら、委員会ではこれが少数で否決されているようでありますけれども、検討内容の中で曾於高校の熱意が上がるのか下がるのかの議論はされたか。それから、先生方の指導環境といいますかね、そういうものまで踏み込まれなかったのかどうか、これをまず聞きたいと思います。

次に、今から曾於高校に行きたいという現在の中学校の生徒、それから保護者、中学校の先生方の考え方、ここらあたりに対する配慮というのは議論がされなかったのか。

そして、とても大事なことでございますが、定例教育委員会にこれが諮られていると、定例教育委員会というのは軽いのか、重くないのか、そこらあたりの議論はなされなかったのか。私は教育委員会というのは、議論は重い議論をされていると思ってます。

以上、3点についてお答えください。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

まず、結果的に否決をされますと、曾於高校への熱い思いについての委員会での審議は配慮ある点も含めてなかったのかということでございますが、反論ではございませんけども、委員長にですね。こういった議論はありました。つまり委員長報告の中にも若干入れましたけども、曾於高校から市長と教育長にそれぞれでありますけれども、この要望があったのが4月9日なんです。そして、途中7カ月間あるんです。この間、教育委員会は何をしてきたかであります。そうした意見はありました。どれだけ努力してきたか。委員会を設置して、そうした審議を想定で行っ

たのか、こういった議論もありました。だから、曾於高校の校長の熱意は大事にしたいっていうのは私も質問をいたしました。そういったことであります。

第2点目のこのことで今からの中学生、高校生、家族を含めて配慮はされてこなかったのかでございます。

これも私としては反論ではなくて、討論の中で私申し上げますけども、もちろん各委員の中でもそういった意見は十分、一定の私を含めて年齢のきている世代の議員でありますからあったと思っております。言葉には出ませんでしたけども、しかし、最終的に判断するのは、その条例改正を認めるか認めないかで議会としては最終判断をせざるを得ない、その点は土屋議員も長年行政を含めて経験がありますので、理解していただきたいと思っております。言葉の節々にはそういった意味を込めた質問ではなかったかと私は思っております。

3点目の定例の教育委員会ですね。これを軽いに見るか重いに見るかという、そうした議論はもちろん言葉の上ではありませんでした。各委員の方々がどのような思いを持っておられるかわかりませんが、文教厚生委員会ですね。議長、これは私の意見は言うといかんですよ。

○議長（原田賢一郎）

委員会の中身だけ言ってください。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

一言言って、私は教育委員会がはっきり言って弱かったと思っております、弱かったと。何をしてるかと、そういったことでございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案に賛成の討論はありませんか。

○9番（八木秋博議員）

賛成の立場から申し述べます。

曾於市3県立高校が合併、その歴史が始まっておりますが、曾於市3中学校の卒業生の半分ほどの入学しかないという現状を見ますと、その原因は明らかであります。県境ということもあり、難関大学志望のため他校へ流れる旧態依然としたカラーができております。そこで設けられたのが文理科であります、まだ実績ゼロのため認知されておられません。

今回の提案は十分とは言えませんが、在校生、また保護者、そして市民全体の意

を引き高校選択肢の一つの理由になり得るものと思います。よって、賛成いたします。

○議長（原田賢一郎）

原案に反対の討論はありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

反対です。反対の討論です。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、議案第65号、曾於高校支援条例改正案には一口で申し上げまして教育的理念に欠け、包括的で総合的な曾於高校の支援策とはなっていない、このため教育委員会は、この間、本会議、あるいは文厚委員会での審議を通して各議員から指摘された点などを踏まえて、改めて議会全体が十分納得いく支援策を提案すべきじゃないか、その立場で反対いたします。

反対する理由の第1点は、曾於高校の卒業生の中で進学する者だけに祝金を支給する。一方、就職する者には何らの支援策も見られない、これは教育的な理念から見てもおかしいのではないのでしょうか。

第2点、曾於高校長から市長や教育長に支援の要請があったのはことしの4月4日でございます。そして、7カ月以上たったの11月の10日に、先ほども議論がありました教育委員会での提案と、そして決定がされ、そして12月に入ってから今回の条例改正の議案提案でございます。

教育委員会はこの7カ月間、どれほど、先ほどもありました曾於高校長の熱意を大事にしながら真正面から検討されたのかでございます、これがはっきりいたしません。

関連して、現在ある曾於高校の支援策は平成27年度では878万円でございます。おおむね毎年これぐらいの支援額でございます。率直に言って少ない支援額ではございません。本来ならば、これまでの支援策の効果などについての検証を十分行いながら、さらに一歩も二歩も前に進める、前につなげる、そういった立場で新たな支援策を検討して議会に出すべきだと言えます。

ところが、そうしたこの間の検証作業をやっていないのではないのでしょうか。このため委員会審議で各議員からこもごも出された今回の条例改正案が総合的な支援策となっていない、そうした指摘があった点も御理解をいただきたく思います。

第3点、本当に曾於市出身の高校生、中でも曾於高校生を支援するのであれば、現在ある貸付型の奨学資金、約200名多くの方が利用しており、定着いたしております。この貸付型の奨学資金に加えて給付型の奨学金をほかの市町村に先駆け

て導入すべきであります。もちろんその内容等については検討委員会を設置して透明性のある検討委員会、十分検討すべきでありましょうが、こうした提案ならば、議会は恐らく全員の方々が心から賛同するのではないのでしょうか。

第4点、国公立等に30万円、私立等には5万円、こうした考え方、あるいは分け方はどう見ても十分な説明ができるものでないことは、本会議などでの質疑でも明らかであります。

私はこの間、一般市民、学生、現在の学生を含めて10数名から聞き取りをいたしました。もちろん保護者からも聞き取りをいたしました、可能な限り。率直に言って、客観的にも評価は厳しい、これはっきりいたしております。評判はよくありません。多かった意見は、曾於高校が特徴や独自性を生み出すための取り組みであり、そのための支援策についてでございました。

例えば、昨日のある大学の学生、連絡がとれました。西高を出ております。30万円、5万円のことを言いましたけども、そうしたことで、例えば西高、あるいは志布志高校から曾於高校には恐らくほとんどが行かないのじゃないか。曾於高校がどれだけ西高や志布志高校に比べて魅力のある、そうしたアピール性を発揮できるか、そのための努力が必要じゃないか、曾於市や教育委員会はそのための支援をすべきじゃないか、率直な意見でありました。私、全く同感いたしました。

先ほど申し上げましたが、大口高校の事例に見られるように、30万円を出したから生徒が多く集まるというわけではないと言えます。

ですから、例えば30万円と5万円の格差を少なくするとか一本化する、あるいは一旦やってみて検証してみたらどうかといった考え方には私は同意できません、残念ながら。そのことよりも、教育委員会は曾於高校の総合的な支援策を提案する、速やかに実施することが、より何よりも現実的で効果的なやり方ではないでしょうか。

以上、4点にわたり討論をいたしました。このため教育委員会は改めて充実した内容の曾於高校支援策を提案すべきではないのでしょうか。しかし、急ぎ過ぎてはいけません。急ぎ過ぎてはいけません。大事な問題であります。透明性のある検討委員会の中で十分に議論したり、検討した上で議会全体が次回は全員が賛同できる内容の濃い提案をしてください。私、そのことを期待して、またそうした立場で来年の3月市議会の一般質問でも質問をしていきたい、そのことを申し添えて反対討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

○3番（泊ヶ山正文議員）

いよいよ来春になりますというと、曾於高校の第1期生が卒業を迎えるのでございます。3年前、夢と希望を膨らませ入学してからはや3年が過ぎようとしているのでございます。その間、一生懸命に運動や勉学に頑張ってこられたと聞いております。私たち曾於市にはことし3月までは3つの高校がございました。今考えてみれば、私たち曾於市に唯一の曾於高校であるのでございます。あと2カ月もしますと卒業式を迎えるのでございますが、私も曾於高校の校長先生とお話をする機会をつくっていただきました。

そこで、今回、大学受験で九州大学を1人、熊本大学を1人受験され、15名の方が国公立を受験するとお聞きいたしました。その15名の中には商業科が1名、普通科が1名入っていらっしゃるそうでございます。

私もこの提案がなされる前に財部のほうで今回高校受験を控えた父兄の方とお話をする機会がございました。私、息子さんの進路はお決まりですかと聞いてみますというと、いや、正文さん、まだ決まっておりません。息子は都城西高か国立高専に行きたいと言っている。しかし、中学校の先生は4大、四年制大学に行くのであれば、曾於高校の文理科で十分であるといって、一生懸命に曾於高校の文理科を勧めていらっしゃる。私もそこで曾於市民の一人として、本当にうれしい次第でもございました。

今回の提案は非常に私も矛盾する点は多々多いと考えております。しかしながら、曾於高校の第1期生の卒業生でございます。曾於高校の第1期生に花を添えるように、今回1回発車してみてはいかがなものでしょうか。発車して脱線したならば修正する。さきも時限立法という言葉もございました。今回ぜひ議員の皆さんの大きなエールで曾於高校に大きな発展とエールを送ろうではございませんか。来春の曾於高校のすばらしい実績が出ますことを願いつつ、私の賛成討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○5番（宮迫 勝議員）

議案第65号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について、賛成の立場で討論をします。

私は、最初にこの議案書を見たときに、何だこれは、何で大学進学する人だけが祝い金の贈呈なのか。そして、国公立大学が30万円で私立大学や短期大学が5万円、この差は何なのだと思っていました。これは本当正直な気持ちでありました。

総括質疑の中でも厳しい意見が出ました。私も厳しい意見を質疑をしました。最もだと思います。その質疑の中でわかってきたのが、曾於高校の文理科の生徒数の問題です。定員割れで危機感を持っている、これが伝わってきました。

私は、曾於高校の校長と面会して直接話を聞いてきました。現在、鹿児島県には曾於高校と同じく統合した新設校が10校あるそうです。そのうちの7校が定員割れが続き募集停止になり、5クラスから4クラスに、4クラスから3クラスへと縮小されたそうです。曾於高校がそのようなことになるのを大変危惧していました。

国公立大学への30万円の件ですが、ある生徒が大学へ行く能力は十分あるんだけど、家庭の事情で進学をあきらめていた。ところが、おじいちゃんが牛を売ってでも応援するから大学へ行きなさい、こう言われて今頑張っている、せめてこの生徒に入学金ぐらいの支援があればどれだけ励みになることかと思う、こういうことでした。皆さん、曾於市の中学校の生徒さんがこのことにより曾於高校に行けば大学に行ける可能性がある、こういう思いで、1人でも多くの中学生が曾於高校へ来てくれればうれしいではありませんか。

私たちは、ことしの3月に岩川高校、末吉高校、財部高校の閉校で寂しい思いをしました。新設された曾於高校が今度は募集停止の危機にあります。曾於高校は県立高校とはいえ、曾於市のシンボリック存在ではないでしょうか。皆さん、いろんな意見があるのは承知しています。ここは一旦この支援事業を始めて5年後ぐらいに効果を検証するのも一つの方法だと思います。議員皆さんの賛同を求めまして私の賛成討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○17番（迫 杉雄議員）

先ほどから委員長報告に対して質疑、また討論に対しても多数出ております。私は賛成の立場から、この議案第65号に討論をいたします。

まず、質疑の中でいろいろ出ました。そして、委員長報告の中でも出ました。まず、金額の問題、30万円、5万円、また曾於市の教育委員会の対応等にもやはり出ております。けど、反面、討論では、やはり曾於高校を、3年たつ曾於高校を盛り上げようという空気をつくろうという、この言葉一つが本当私自身も感銘するところです。

また、議場には財部高校、岩川高校、末吉高校卒業の面々がたくさんおると思います。強いて言いますと母校であります。

そして、いよいよ合併10年たった今日、曾於高校が3年目の初めての卒業生を進学なり、また社会に送り出すところでありますが、先ほどから出ておりますように、

曾於市として曾於高校にどれほどの援助をしてきたのかということに尽きますが、1点、歴史でさかのぼった話をしてみたいと思います。

皆さん方が御承知のとおり、新潟県長岡市、もうちょっと申しますと田中角栄、総理を務めた田中角栄、またもうちょっとさかのぼって山本五十六、この人物がおったところです。ここで幕末、明治維新に戊辰戦争によって長岡藩が官軍にやられました。この中に小林虎三郎という立派な学者、人物がおったわけです。

皆さん方が御承知のとおり、長岡、今、市ですが、長岡藩には「米百俵」という言葉がずっと根づいておりますし、「米百俵の群像」という銅像もあります。その1点の中に米百俵を隣の三根山藩からいただきました。この米百俵をみんなで分ければ一晩でなくなると、そこで小林虎三郎は頑張って、この米百俵を教育に使おうということを提言し、それを実施し、そして今日の長岡市があるというふうに思っております。

我が曾於市に置き換えますと、合併10年、どうですか。教育の問題、いろいろな経済の問題、まだまだです。けど、町の発展には人づくりが一番目の旗印です。そういう観点からひとつ私たち議会も議員も1つしかない曾於高校にあらゆるものを援助し、我が町の発展につながる人づくりを目指す、これはみんな思っていると思いますが、どのようにその雰囲気がつくられるか。

先ほどから質疑、討論の中で出ておる中に、やはり我々議会も、そして教育委員会ももうちょっと腰上げ、人づくりの教育に対する方向づけをつくらなければいけないし、これを議論するのは今回じゃないかなと思います。いろいろ思惑はありますが、一丸となって自分の各それぞれの議員の思いの思惑を上げて、この議案第65号を通して、ここからまた曾於高校の発展と曾於市の教育人づくりを目指す議論の発端にしたらどうかと思います。

ここで、この議案第65号をうやむやに否決するようなことがあつては次の議会の議論で、次の教育の議論でまたひっかかるとありますが、それぞれ議員の皆さん方の曾於市に対する教育の旗を考えてもらって賛成討論といたします。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。本案は、原案のとおり決すること

に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立少数であります。よって、議案第65号は否決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第66号 字の区域変更について（大路地区）

日程第8 議案第67号 字の区域変更について（東迫地区）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、議案第66号、字の区域変更について（大路地区）及び日程第8、議案第67号、字の区域変更について（東迫地区）までの2件を一括議題といたします。

議案2件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

議案第66号、字の区域変更について（大路地区）、本案は県営農村振興総合整備事業（大路地区）の圃場整備完了に伴い、従来の字が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。事業規模等についての質疑があり、区画整理面積4.2ha、事業費6,240万円。受益戸数18戸で、負担率は国50%、県29.5%、地元20.5%、平均年齢70歳であるとの答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第67号、字の区域変更について（東迫地区）、本案は県営特殊農地保全整備事業（東迫地区）の圃場整備の完了に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。事業規模等についての質疑があり、区画整理面積4.43ha、事業費6,134万円。受益戸数14戸で、負担率は国48%、県36%、地元

16%、平均年齢73歳であるとの答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第66号、字の区域変更について（大路地区）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、字の区域変更について（東迫地区）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号 指定管理者の指定について（財部交流館）

日程第10 議案第69号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）

日程第11 議案第70号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

日程第12 議案第71号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

日程第13 議案第72号 指定管理者の指定について（曾於市民プール）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、議案第68号、指定管理者の指定について（財部交流館）から、日程第13、議案第72号、指定管理者の指定について（曾於市民プール）までの以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第68号、指定管理者の指定について（財部交流館）並びに議案第69号、指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）並びに議案第72号、指定管理者の指定について（曾於市民プール）、以上3件について、審査の過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

以上3議案について、指定管理期間が平成29年3月31日をもって満了となることから、引き続きそれぞれの団体へ指定管理者を指定するものであります。

審査に当たり、委員会では、あらかじめ指定管理者指定申請書、事業計画書と収支計画書、平成27年度の事業報告書と収支報告書、指定管理仕様書、年度協定書、基本協定書などの提出を求め審査を行いました。なお、曾於市養護老人ホーム清寿園については現地調査を実施しました。

まず、財部交流館は、非公募により社団法人曾於市シルバー人材センターに、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、指定管理を継続するものであります。指定管理料の限度額は平成29年度が132万円。5年間で670万円であります。

当該施設の概要は、財部町南俣11219番地にあり、土地の面積は2,034m²、建物の床面積は754m²であります。

委員より、施設の利用料や管理状況についての質疑があり、一部は市民に有料で利用していただいております。利用料金は別途市に払っている。シルバー人材センターが使用する大隅、末吉、財部町の施設の中で、指定管理という形で管理しているの

は財部交流館だけであるとの答弁がありました。

この施設は、建設後48年がたっており、修繕費は早目に計画的に行うようにとの意見がありました。

次に、曾於市養護老人ホーム清寿園は公募を行いました。今回、公募があったのは社会福祉法人輪光福祉会の1団体だけでありました。

当法人に、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、指定管理を継続するものであります。指定管理料の限度額は、平成29年度が8,560万円、5年間で4億3,200万円であります。

当該施設の概要は、末吉町二之方3990番地3にあり、土地の面積は2万1,553m²、主な建物の床面積は2,279m²であります。

現地調査では、委員より、当施設の管理責任者に対して、施設の運営、管理状況などのについての質疑があり、現在、入所者は定員50名で満床、その中には介護度3以上の方が入所している。職員はパートを含めて22人。夜間は2人体制で勤務しているが、トイレに行き転倒する入所者が多い。そして、大きな課題は、職員3人の欠員が続いており、シルバー人材センターから補っているが、現状では3人確保する見通しは立っていない。今まで入所者と大きなトラブルはみられないとの答弁がありました。

委員より、職員3人の長期にわたる欠員は、入所者に対するサービスの点からも放置できず、福祉事務所は指定管理団体と連携して、人件費の見直しを含め、総合的に検討して解決していくべきではないかとの意見がありました。

次に、曾於市民プールは公募を行いました。応募があったのは株式会社メルヘンスポーツの1団体だけでありました。

当社に、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、指定管理を継続するものであります。指定管理料の限度額は、平成29年度が830万円、5年間で4,150万円であります。

当該施設の概要は、末吉町二之方2340番地にあり、施設面積は1,877.25m²であります。屋内プール棟と50mの屋外プール棟があります。従業員は正職員2人を含む7人です。

委員より、利用状況等管理についての質疑があり、1年間の利用者数は、平成25年度は3万4,363人、平成26年度3万1,874人、平成27年度3万2,565人。また、1年間の管理費については、燃料費と電気、水道の光熱費などが約1,500万円、指定管理料を含めると約3,200万円になるとの答弁がありました。

委員より、必要な修繕費は早目に対応するようにとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案68号について採決の結果、全会一致

で可決すべきものと決定しました。

次に、議案69号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

議案第70号、指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）、本案は、メセナ住吉交流センターの管理を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、曾於市末吉町深川11051番地の1、株式会社メセナ末吉に指定管理を指定するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。非公募にした理由についての質疑があり、指定管理者の指定の手続等に関する条例により、事業効果が明確に期待できると判断する時は、公募によらず指定管理者の候補者として選定することができるとの答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第71号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）、本案は、清流の森大川原峡の管理を平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間、曾於市財部町下財部6650番地、財部北地区公民館に指定管理者を指定するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。森林組合の理事会が11月22日に開かれ、引き続き管理をしていきたいとの声があったと聞いているが、森林組合の意向を考慮しているのかとの質疑があり、森林組合の意向を聞いて進めていたが、理事会のことは聞いていなかったの答弁がありました。

委員より、地域活性化のためには財部北地区公民館を指定することはいいことであるが、事業内容や緊急時の対応などを考えると、経験豊富な団体が管理することが望ましいので、再検討してほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○17番（迫 杉雄議員）

ただいまの委員長報告につきまして、議案第69号について文教厚生委員長に質問

をいたします。

まず、今回の指定管理についていろいろ審議がなされ、そして、現地まで出かけられたということで、清寿園でいろいろ聞き取られたという報告であります、まず、体制を伺いたいと思います。確認です。

職員が3名欠員ということですし、入所者50名定員は満杯ということですが、この中でシルバーを近年使ってるということと、そして、夜間は2名だということ等ですが、これについての内容はどういうふうに聞き取られたのか。報告の中で出ています、介護度3以上の方がおって、トイレにも行くのが難しいと。そういう状況を再度報告願いたいと思います。

当然、養護老人ホームで公の施設であり、そして、指定管理となりますと、それなり、我々市の当局側も指定管理に期待するものだというのが基本の目的であり、適切な管理、運営がなされていかなきゃいけないし、また、肝心の事業費についても年々少なくならなきゃいけないというふうに考えてますが、2点目にも報告でも出ましたが、平成29年度からは年間8,560万円。そして、5年トータルで4億3,200万円ということです。

この経費については、監査もされておるということですが、ややもすると、今、報告の中で出ました欠員3人分とか、そのほかもろもろということは、なかなか監査の段階でも指摘できないんじゃないかと思います。1点だけ思いますが、やはりこれに対しては、我々議会サイドからも聞き取り難しいことだし、けど反面、福祉事務所のほうはそれを指導、的確に指示することができるかと思いますが、輪光無量寿園につきましては、今回が3年目の公募ということです。

それにつきますと、やはり5年、5年の今日まで福祉事務所のほうからは何も聞き取られていないのか。何経過なく過ぎてきたというふうにとられたか、全般的考えた現地での確認、もしくは委員長の報告を求めたいと思います。

3点目といたしまして、今回の公募ですね。公募について、どうも不透明だというふうに、私は所管ではありませんので、見聞きしてるところですが、どうかすると5年前、前回、前回の時は公募で2社、3社あったというふうに聞きますし、今回も公募がされたというふうに思っておりますが、どのような公募の方法がとられたのか。そこまで確認されたのかですね、答えてもらいたいと思います。

俗に言えば、インターネットで公募をかけていますと。それだけで終わっているのか。いや、ちゃんと市内、市外に対して、前々回までも加味して公募については案内すべきじゃないかというふうに考えます。

どうかすると、民間施設においても公募に対するいろんな対応が難しい。言葉で言えば、なかなかだという言葉で受け取られているんじゃないかなと思いますので、

そのあたりを聞き取っておれば、聞き取るように、聞き取ってなければ、公募のあり方について、今回、6件の指定管理が議案が出されていますが、考えてみる必要があるということで、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

迫議員にお答えいたします。

率直に申し上げて、以前に同僚の迫議員からも指摘もありましたので、委員長の私としても、特にこの指定管理の清寿園については、念を入れて現地調査を含めて行ったつもりであります。

まず、体制の問題であります。ここの体制は報告にも記載いたしましたが、パートを含めて22名体制であります。しかし、報告にも書きましたけれども、3名が、一応、やめて欠員になっており、これを確保を努力してるけども、なかなか確保の見通しが無いといった現場の責任者からの説明でありました。

そのために、これも報告しましたように、やむなくシルバーから3名も応援をいただいている。そうした経過があり、今後も3名確保の見通しが立っているかといった質問に対して、今のところ、残念ながら立っていないといった現場の責任者の答弁でございました。このために、私を含めて現場での質疑の中で、これは市当局、具体的には福祉事務所も、今後、考える必要があるやないかといった意見、問題提起をいたしました。

指定管理というのは、私たちも毎回審査に参加してるように、基本的には指定管理を受ける団体が、極力安く指定管理料をしていただくというのが本来の目的でございます。その中に、指定管理料の中に、じゃあ人件費をどれだけみるかが大きな部分として入っております。

これまでも、この清寿園については、前回は2つの団体が公募に参加いたしました。そして、前々回は確か3つか4つの団体が公募に参加いたしました。公募に参加して、どうしても指定管理の指定を受けるためには、指定管理料を少なくせざるを得ない。その中の大きな部分を占める人件費を、極力少なくせざるを得ないという。そうした問題点が、この間、経過があったわけですね。

そうした中で、特に福祉事務所について、社会福祉関係の施設については、普通の民間の施設でも、なかなか労働条件が厳しくて長続きしない。やめていただく方が多い。なかなか見つからないといった今の市内の実態があります。

そうした中でこの清寿園の3人不足。なかなか見つからないといった状況なんですね。ですから、この点は、この指定管理料は、もう一応、決まっておりますけども、現段階では、福祉事務所は総合的に指定管理料のあり方を、今後、改善して豊かなものにするためには、考えて一定の解決策をとるべきじゃないかといった現

地での委員の意見でございました。この点を、流れを御理解いただきたいと思います。

第2点目の3人分についても、この間、市はどれだけの実態調査を行ったかでございます。個人的に、私、本会議等でも質問いたしましたけども、現地でもお聞きしましたが、1回はこの間調査を市当局も行っているようでございますが、しかし、どれだけ十分調査を行ったのか。これもただしましたけども、率直に言って弱い。抜き調査を行っておりません。

こうした改善点も、率直に指摘をいたしました。実態調査を詳しく行う。いい面ばかりは見ない。問題点がないかどうかを、市としては十分把握する。そうした点の改善する必要があるということで、一応、指摘がありました。

それから、公募のあり方。公募が、今回、1つの団体だけに終わっております。これも、指定管理のあり方から見て、固定化してはいけない。当然の同僚の迫議員の質問であります。

これについては、残念ながら、委員会では深い議論はいたしませんでしたが、本会議の中でも、率直に、私も質問いたしました。本来のあり方から見て、公募が実質上1団体で非公募になってしまう。固定化してしまう。これでいいのかどうか、これはこの清寿園に限らず考えていただきたいということで、本会議でも指摘いたしましたけども、御多分に漏れず、ただいまの清寿園についても同様でございます。

充分な答弁になってるかどうか分かりませんが、以上でございます。

○17番（迫 杉雄議員）

それじゃあ、もうちょっと確認がてら、報告の内容を求めたいと思いますが、まず、欠員が3名欠員と。22名に足せば25名ということとだと。

（何ごとか言う者あり）

○17番（迫 杉雄議員）

19名ですね。理解しました。3名欠員でシルバーを使って、一応、運営すること等で、報告の中で夜間は2名と。けど、介護度3以上がトイレに行くなり、夜、高齢者やからいろんなパターンがあるかと思いますが、その内容で、その体制でいいのかと。ちょっと、私、現場に足を入れておりませんので、2名体制でよう50人を看れるなど。おまけに介護3ですね。

そういうもろもろ含め、また、いろいろ養護老人ホームという施設ですので、家族の面会というのもほとんど少ないということばですね。ほかの所とか、ほかの施設であれば、1週間に1度でも、毎日でも面会をして、家族といろいろ接すれば、家族もいろんなことを察しすると。いい点、悪い点ですね。

そういうことがあるだろうと、私は思います。その中で、聞き取りではそういうことがないというふうに報告されております。当然、調査の中で、管理者、園長を管理者というのでしょうかね。この指定管理の本人を管理者というのでしょうかね、責任者ですね。

そうやって、こういう問題が条件不利な問題が出れば、委員会の調査で記録的記録を見せるはずがないというふうに考えますが、当然、福祉事務所も同行したのだと思いますが、そういうのが過去ないかですね。10年の間にですね。これも不思議なことです。

年に1回の監査が入るかわかりませんが、委員会の調査が入ったのは久々じゃないかなというふうにも受け取っておりますので、そういうことを置いて、今回の公募につながっていると思いますが、1回目の公募、10年前ですね。2回目の公募が5年前ということですね。今回の公募で、なぜ1社だけだったのか。考えればどういった公募したのかと。先ほど1回目で言いましたが、確認をとられなかったんじゃないかな。答弁がありませんでしたけど。

他の施設に対しても、過去2回目の施設に対しても、なぜ公募しないのか。委員長から福祉事務所のほうに問い合わせたのか。その公募件数の問題だと思いますので、それを1点確認をしたいと思います。

あともう1点です。確認がてら、報告の中に出ておりますように、職員がなかなかやめたら見つからないと。そして、報告の中に出ておりますように、近日中に確保することが難しいと、こう施設側は言っておりますが、このまま今後29年度からの公募をするのか。公募の選考委員会なるものはあるが、選考委員会との確認はできとるのかですね。

その公募の内容が明確に伝わってきてないし、ここで質疑する立場で、報告に出ておりませんので、公募のあり方、もしくは今度公募して3回目の指定管理を受ける。ここのインセンティブを議論したのか。ということは、給料的にも、人件費的にも、そして、待遇的にも。

また、22名体制なれば、職員も一生懸命頑張ってもらって、市のほうからの指定管理だという自覚を持ってもらわなければいけないんだけど、どうも聞くところ、委員長の報告が、何かそこあたりが見え聞こえするような報告であります。

後は、そこらあたりを、この清寿園を指導し、管理をするのは、再々言いますけど、福祉事務所ですがね。福祉事務所のほうとこのつながりはどうなっているのか。ただ、5年前に指定管理が可決されれば、そのままでやっているのか。

年間、予算的にも、今回も前年度よりも若干というかアップしておりますが、減らすような努力議論は出ないのか。委員長の所見があったら、この今回の、29年度

の8,560万円、5年間4億3,200万円と。この金額について何も議論はされないのか。

この目的は事業費の削減にあると、私は認識、理解しております。指定管理に出すためには、いろんな管理、運営に対する事業費の削減にあると思っておりまので、そのあたりは議論されなかったか、再度答えてもらいたいと思います。

一緒ですから、公募のあり方について、もう1回、委員長報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

お答えいたします。

前に、これは担当は副市長は八木副市長ですか。よく聞いてくださいね。

その公募のあり方が、一つの核心でありますので、当委員会に今後の改善の余地があると思うからですね。

公募が、今回、不透明ではなかったかといった形で言われたのかということを含めて、再三、強調された点でございます。お気持ちとしては十分わかります、はっきり申し上げますけども。ただ、残念ながら、私を含めて、これについては深い議論はされなかったと思っております。これは反省いたしておりますが、今後、改善をしていきたいと思っております。

関連いたしまして質疑いろいろ出されましたけども、例えばこの10年間何もなかったのかということでは、例えば私、個人的にも3件入園者の方、あるいは職員の方、あるいは入園していた方から、8年間で3件私にも苦情等がありまして、その都度、私は現場の責任者に電話等で改善を申し入れたということで、一例一例をあげながら現地でも、責任者にもそのことは提起いたしました。

だから、問題がなかった、はっきり言って、団体ではございません。今回も同僚の迫議員からそうした意見がありましたので、先ほど申し上げました、特に念を入れて現地を含めて調査をしたつもりでございます。

ですから、この指定管理料のあり方を含めて、十分な、ここでは制約ありますけども、議論は深められませんが、この点は福祉事務所だけでなく市長、あるいは特に副市長の八木副市長、全体の統括責任者でありますので、問題点、改善点はないのかどうか。

委員会では全会一致で、一応、可決になりましたけども、私は大いに改善の余地があると、私自身も委員会審議の中で、同僚議員もそうでしょうけども、強く感じましたので、改善をしていただきたいと思います。

報告の中で、ふれたのはごく一部分であります、その中ですね。十分な答弁であるかどうかわかりませんが、以上であります。

○17番（迫 杉雄議員）

2回、いろいろこう尋ね、肝心な今後の体制、29年度以降の体制ですね。報告に

出ておりますが、指定管理者申請書ということで事業計画書と収支計画ということ等々がまだあるわけですが、この中で、どうして3名の職員確保ができないままですね。できないという答弁を向こうの施設側が言ってるわけですので、努力しないことかというふうに受け取ります。

その中で、今度は金額だけは上げてやると。このあたりを指定管理体制については、いろいろ議論しなければ、今回の6議案に対しても、すんなり今の指定管理者のいろんな努力が見えるところがあるわけですので、それと比較した場合には、委員会の調査はどうだったか、審査はどうだったかというふうに質疑になってきます。

ですから、そのあたりは報告だけですか。29年度以降の指定管理公募のほうは、今、報告されました内容だけでしょうかね。やはり、許可するとなると、その3名の欠員、今後、どうなるかわかりませんが、それに対する当局のほうも対応しなければ、欠陥で指定管理を可決するのかというのは、なかなか異議あります。

と申しますと、類似の施設を持ってる民間があるわけですよ。そこらあたりを考慮すると、今回のこの指定管理の中で、委員会でもうちょっと踏み込んでもらえばよかったんですが。

あと1点だけ。今後もシルバーを使うという意味を聞き取ったのかですね。シルバーを使って管理、運営をするというのを確認してるのか。そしてまた、報告にある3名は確保できないと。そこだけを確認しておきたいと思います。

それと、1点は職員の人たちは、絶対自分の職場ですので、人には口は漏らしませんよ。私も、職員も知り合いはいません。けど、周りの人たちが見ているんです。職員が不満を言うてこうだよということはないと思います。不満は持ってるんです。けど、外には言いません。

そこらあたりで、再度、指定管理のあり方、そしてもう1歩、指定管理がこの69号が結果次第では、再度、当局のほうも調査し、または監督し、そして、福祉事務所はですね、なお一層の指導の立場でならなければ、また、5年間4億3,200万円を持っていかれるのかということは、市民に広がると思いますよ。

私は、ここで声を大きくしている以上は、絶対市民に広がります。ほんの最近のテレビ、マスコミでは、老人ホームとは違うニュースが大きく流れていますよね。保育園のどうのこうのですね。そういう管理やら、指定管理やら、一方のほうの補助金が流れてるんだと。我が曾於市の一般財源だということは、もうちょっと直視してもらいたいと思います。

委員長、再度ですが答えになりませんが、今回のこの指定管理公募については案内したのか。どのような方法あったのか、sonだけ聞かなかったのか。聞かなかったら、また後で聞けばいいんですが、これじゃあ不透明ということばで、委員長

の報告を求めたいと思います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

さっき2回目答弁、報告いたしましたように、なぜ結果的に公募が1団体であったのかという深い突っ込んだ議論は、委員会ではされなかったふうに記憶いたしております、正直申し上げましてですね。

ただ、結果として1団体が固定化することは、本来のあり方はおかしいということとは委員会審議の中で、私自身を含めて、一応、質疑がありました。それ以上の深い質疑はなかったのが経過でございます。

繰り返すことになってしまいますけれども、この体制のあり方についても、先ほど答弁忘れましたけれども、例えば3年前後前にも体制的な問題があって、そのときは、これ委員会審議の中での当局の報告です。福祉事務所から厳しくこの指定管理の団体には改善の指摘があったという、委員会での質疑での報告でございました。

そうした問題点は引きずっておりますので、繰り返しますが、だからこれは私も委員会審議の中で、率直に意見を申し上げたんですけども、指定管理団体では財部の温泉センターでの、かつて人材センターの問題がありました。あの例も引き合いに出しながら、再びこうした事例とならないよう財部の人材センター、その点は仮に指定管理が引き続きこの団体に継続されたとしても、当局としては、改善の余地をされたいということで、意見があったところでございます。

個人的なことを言うとなんですが、だから前回も私、全部反対してるんですけども、今回は委員長ということどうするかわかりませんが。

（何ごとか言う者あり）

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

そこをだから聞いてないんですよ。

○議長（原田賢一郎）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は、おおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○5番（宮迫 勝議員）

宮迫であります。

まず、文厚委員長に議案第69号、養護老人ホーム清寿園について1点だけお伺いします。

欠員が3人の状態が続いているようであります。今後に生かすために、原因はどこにあるのか、やっぱりこういう場合は、賃金を含めて労働条件が悪いとか、そういうのが相場なんですけども、スタッフ等からの現地調査に行ったときに聞き取りはされたのか、この1点をお伺いします。

あと、建設経済委員長に議案第71号の指定管理者、清流の森大川原峡について3点ほどお伺いします。

まず1つ目が、このことについて地区公民館長から直接話を聞かれたのか、2点目が、これがもし議会全体で否決になったときの維持管理について、委員会の中では議論はなかったのか、3番目に、報告の中で、経験豊富な団体が管理することが望ましいということであります。これはどこかの団体を想定しての意見だったのか、また、それはどこなのか、この3点をお伺いします。

以上です。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

宮迫議員にお答えいたします。

いろいろありましたけども、その原因はどこにあるのかということでございますが、これはもうはっきりいたしております。

幾つかある中ではっきりしている点は、やはり指定管理をはじめとした市当局のこの間の対応が1つは課題ではないかと言えます。これは、本会議でも私自身質問したし、また、委員会審議の中でも私を含めて質疑がありましたけれども、清寿園については、結果として公募したのは、これまで仕事をしていた団体1のみでございました。申し遅れましたけど、先ほどの迫議員の質問でも、その公募の過程の中で、委員会審議の中でも問い合わせは2つあったようでございますが、ただ公募に至らなかった。

いずれにいたしましても、継続する形で一応入札に参加いたしましたけども、その中で、指定管理料が毎年幾らずつ、向こう5年間、こうした指定管理料でお願いします。指定管理の中では、職員についてもこういった人数の体制で、そして、給料をはじめとして、こうした1年間の、向こう5年間の人件費で一応やっていきたいというのが出されているわけです。

他方においては、この入札を行う段階で3名の欠員が生じて3名確保のめどが立たない。ですから、そこで、やはり指名委員会では現行の出された指定管理料、あるいは人件費のままで大丈夫なのか、人員確保ができるのかが議論されていなかった、その点を含めて、やはり検討されたいということで、委員会審議の中でも、率

直に、私、市当局に申し上げた経過があります。

その点を特に八木副市長は、やはりそのときの責任者でありますので、きょうの採決の結果はどうなるかわかりませんが、今後の重要課題として考えていただきたいということでの、そういうことを含めての委員長報告でありました。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

宮迫議員の質問に答えたいと思います。

まず、第1の財部北校区の公民館長の出席を求めてありましたが、一応、委員会には出席はしていただいております。

2番目について、今回、委員会としては否決になりましたが、その場合、どうするかということで、一応、準備期間がありますので、そのあと、森林組合が果たしてまだ受け入れてくれるかちゅうのはわかっていないところでございます。

また、私の委員長報告にもありますように、これまで経験豊富な団体ということで森林組合はこれまでやってきておりますので、森林組合が再度公募されるかわかりませんが、そうした期間、もちろん森林組合の意向も聞いて進めていくんじゃないかと思うんですけど、森林組合の理事会としては、大川原峡の指定管理の理事会の結果ちゅうことで、11月22日に今後も継続してできないかということが執行部当局にも上がっておりますので、そこら辺たいのことを委員会は審査しまして、今回は否決ということになったところでございます。

先ほど言いましたように、経験豊富な団体ちゅうのは、これまでの森林組合ではないかなと私は思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

再度、文厚委員長にお伺いします。

私は聞き取りをする場合に指定管理者じゃなくてスタッフ、働くメンバーの方からどういう状況なのかということを聞き取りをされたか、この確認の質問です。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

行く前にそのことも委員会としては議論したんですけど、結果として、もうそこまではしませんでした。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○9 番（八木秋博議員）

議案第71号についてちょっと委員長にお伺いしますけど、経験不足からの不安ということなんでしょうけど、業務内容や緊急時の対応などを考えるということは、悪いということを想定しての意見なのか。それと、内容的に見ますと、森林組合の存在のために否決されたような感じも受けますけど、そういうような意見が出たのかお伺いします。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

審査の中で、過去3年間の利用状況ということで話を聞いております。

平成25年度が1万4,846人、26年が1万2,443人、27年が1万3,319人と、こういう1万四、五千人台の利用者がいらっしゃるわけでございます。

特にまた夏休み等を見ますと、これまで森林組合は対応を常時5人ぐらいで対応をしていると。ましてや、いろいろトラブルも発生した状況等もあるといこうことで、こういった状況等に地区公民館で対応できるか中ののが、一番委員会でも審査の対象になったところでございます。

そういったのが大きな条件等になっております。

○9 番（八木秋博議員）

財部北地区公民館を顧みますと、森の学校とか、きたん市場とか、結構先駆的な部分がありますけど、そういうような利点的なことは出ておりませんか。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

確かにこれまで北校区がやりました清流まつりとか、あるいはウオーキング大会とか、そういうものも出ております。出ておりますけど、これまで森林組合が指定管理を受けまして、管理について、不届きがあったということも聞いておりませんし、ましてや先ほども言いましたように、森林組合の理事会では引き続き継続してやりたいというような意向もきておりますので、委員会としては、やっぱりそういうのを考慮の対象にしてちょうことになるんじゃないかと思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○19 番（徳峰一成議員）

建経委員長に2点質問いたします。

第1点は、この議案の71号並びに72号に係る問題でございます。

先ほどの私の担当していた委員会審議への質疑と重なる質問でございますが、この2つの団体の指定管理を指定するに当たって、当然、これは非公募、その指定を受ける団体は前もって市当局に年度協定書をはじめとして、幾つかの指定された文書を提出をしているわけでございますけども、その中で、1つは指定管理料、特に

指定管理料の中の人件費が、毎年５年間にわたってどれだけの人件費が計画として出されておって、その人件費がやはり大きな立場から見て低く抑えられた人件費となっていないかどうか。

どうしてもこの指定管理料だと、これまで議論がありますように、安く人件費を含めて指定管理料を市に出して、そして、何とか公募の場合は指定管理料を受けたい、競争に勝ちたいという傾向がこれまでありましたために、例えば、文厚にかかわる先ほどの団体でも、団体によっては毎年１％ずつ給料を上げる形での計画書を市に出しております。しかし、一方においては、今回、新たな団体では５年間人件費は据え置きのまま市に出している団体もあります。

そこで質問であります、この議案の71号の大川原峡については、こういった扱いで人件費が出されていたか、もし審議がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。これが第１点。

それから、第２点目の質問は、今の宮迫議員の質問にも関連いたしますが、一応、この指定管理に関する議案で、今日出されたので、委員会で否決されたのは今回が初めてではないかと思っております。この10年近い提案の中で。

委員長報告にも一文ありました経過が、一応、市としては組合長のほうには話をしていたけども、肝心の理事会に諮っておかなかったということもありましたけども、やはり、これは今後、議会もそうですけども、特に、市は教訓ではないかは、今後の課題として考えていかなければならないと思っております。率直に申し上げまして、いいことじゃございませんから。

その点で、こういった教訓点があるか、もし議論が深められていたら報告をしてください。以上２点です。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

私のところは、70号のメセナ住吉交流センターのことについての、多分、人件費のことだと思います。

管理料については、売り上げが伸びたときに、パートさんの手当等についての支給はどうかということで委員会で出ておりまして、今後、観光開発センターとも同じですので、そこら辺たいとも考慮しながら人件費については考えていきたいと、そういった答弁をもらったところでございます。

それと、２番目については、先ほどもいろいろ申しましたが、指定管理について、森林組合もこれまでちょうとできておりますので、委員会としてはそちらの方向性がいいんじゃないかというような判断ではなかろうかなと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

70号について再度確認いたします。

メセナ住吉交流センターについては、そこで働く方々の人件費等については、今後5年間、やはり一定枠引き上げられるという、5年間据え置きということにはならないというふうに受けとめてよろしいでしょうか。そうであってはいけないという立場からの質問であります。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

先ほども答弁しましたように、メセナ住吉交流センターと観光開発センターと両方を兼ねておりますので、今後、売り上げが伸びた場合は考慮していきたいと、そういう答弁でございました。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第68号、指定管理者の指定について（財部交流館）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

賛成多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）の討論を行います。原案に賛成の討論はありませんか。

○9番（八木秋博議員）

賛成の立場から申し述べます。

ひと・まち・しごとの地方創生であります。なかなかこれに合致した話題の少ないところ、自分たちの地域の資材・財産を自分たちで守り、管理し、育てていこうとする試み、大いに歓迎すべきことではないでしょうか。

懸念されることは多々あり、問題点も生じますが、財部北地区公民館諸子の挑戦を見守り、注目してまいりましょう。きっと他地区の活性剤となり得るころでしょう。

よって大賛成いたします。

○議長（原田賢一郎）

原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○５番（宮迫 勝議員）

私は、議案第71号、指定管理者の指定について、1つ、清流の森大川原峡、2つ、指定管理者となる団体、財部北地区公民館について、賛成の立場で討論いたします。

総括質疑の中で、地区公民館が指定管理を行うのに法的な問題はないかとの質疑に対して、問題はないとのことでした。また、管理を安定して行う物的能力、人的能力があるかとの質疑に対しても、あるとの課長答弁でありました。

建設経済委員会の意見は尊重しなければならないと思いますが、私は、北地区公民館は地域の活性化のために手を挙げたと聞きました。公民館長に話を直接聞いたところ、公民館長の話では、北校区の18の自治会で構成され、清流の森大川原峡の指定管理者になることで地域の雇用が生まれ、地域の活性化が期待できる、また、もくもく館で地域の特産品の販売、イベントを行い、盛り上げていきたいということでした。

そのために自治会長や運営委員が中心となり、東市来へ公民館活動の調査研修も行ってきた。指定管理をやっていくことに自身も人材もあるということでありました。

今度の指定管理が否決されれば、大川原峡の管理が空白になります。私はこれは避けたいと思います。

北地区公民館は初めての指定管理でノウハウありません。心配な部分もあります。そこは行政と議会と地元の地区公民館で力を合わせ、助け合っていけば乗り切れると思います。ぜひ、地元の地区公民館に任せてみようではありませんか。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○１３番（大川原主税議員）

私は議案第71号、指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

北地区公民館では、公民館の取り組み活動について、地域の活性化を図るため、毎年新しい自治会長さんと公民館の運営審議委員と年度初めに研修をされております。今年度も日置市の高山地区の研修を実施されて、二十数名の方々の参加があったようでございます。

今月の6日に第10回の公民館運営審議委員会を開催をされました。私も参加をいたしました。今後の指定管理の議会の動向を見守っていきながら、議会の議決を得たのち、1月、来月に臨時総会、または、現在、末吉地区で展開されております学童保育の内容について、公民館としてどのような取り組みがなされているのか、調査検討をしていく予定を確認したところであります。

地区公民館として、ますます高齢化加速が進展していく中で、どうして地域の活性化を果たしていくのか、今回の指定管理は絶好の機会と捉えております。地域が主体となって、地域の将来を展望して、子供たちから高齢者の全体的な配慮をする取り組みもさることながら、地域の活性化に資すると期待をしております。

よろしく御賛同賜りますように心からお願いを申し上げます。終わります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○10番（土屋健一議員）

議案第71号、賛成討論をさせてください。

本提案までの経緯、特に森林組合との関係について、市長から説明がございました。常識をわきまえた、筋の通った交渉を森林組合とされてきたと理解をしています。

清流の森大川原峡、誰がこのことを一番心配しているのか。毎日誰が最も愛着を持って大川原峡を見ているのか。それは生まれ育った地元の方々であります。

地元、財部北地区公民館が指定管理を受けたい、そう願いを出されて、そのことは大切な地域資源をみずから守りたいという地元の熱意、愛情そのものだと私は思います。

地元の申し出に行政はしっかりお答えになりました。森林組合も一定の理解を示された。11月22日、森林組合の理事会があったようですが、当局への一報は、連絡は入っていない、これは委員長報告にもあるとおりであります。

私は、今回の提案は地元の積極性を受けとめるべきだと、そのように思っています。財部北地区公民館の活動とここの北地区の地域力の充実、これを期待して賛成討論とさせていただきます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は否決で

ありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立少数であります。よって、議案第71号は否決されました。

次に、議案第72号、指定管理者の指定について（曾於市民プール）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第73号 平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第14、議案第73号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山田義盛）

それでは報告をいたします。

議案第73号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。

審査における質疑内容と結果について報告いたします。

総務課関係では、電子計算機システム管理費108万4,000円は、納付書改修に伴う収納消込システム改修委託料であります。

財政課関係では、歳入の財政調整基金繰入金を今回の補正に伴う財源不足に対して9,664万2,000円取り崩しております。

思いやりふるさと基金繰入金 1 億 5,000 万円は、思いやりふるさと寄附金推進事業特産品 P R 推進委託料へ基金充当しております。

また、一般寄附金の追加につきましては、本市出身者である西段隆美氏から 10 月 18 日に市政発展のため本年 3 回目の寄附 500 万円をいただいたものであるとの説明でありました。

委員より、財政調整基金は今後どれぐらいの見込みになるのかとの質疑があり、予算上の平成 28 年度末残高見込み額が 18 億 7,067 万 3,000 円で、去年のこの時期と比べると 5 億 7,029 万 8,000 円下回っている。取り崩しの一番大きな要因に災害によるもので、激甚災害の指定を受け補助率は上がったが、土木災害では、市単独の応急作業委託料や災害復旧工事、農地災害では、市単独の応急作業委託料や災害補助金が増大したことによるものである。

また、特別交付税についても、国の本年度の考え方は、地震や災害により 15% カットから算定され、昨年より厳しい状況であるとのことである。しかしながら、目標額である 30 億円は維持したいとの答弁でありました。

歳出では、普通財産管理費 35 万 3,000 円は、旧清寿園跡地のり面復旧工事に伴う普通財産災害復旧工事が主なものであります。

委員より、この土地は毎年災害が発生しているが今回の工法で大丈夫なのか、市単独災害にかけられなかったかの質疑があり、工法については、木さく工法で行い、市単独災害においても全額一般財源であるため、普通財産管理費で対応するとの答弁でありました。

この土地の活用について、将来的に売却の計画があるのであれば、工事なども含め検討すべきではないかとの質疑があり、活用方法が決定したら工事などを行う必要があるとの答弁がありました。

税務課関係では、賦課徴収費 100 万 3,000 円は、通知書、納付書の印刷製本費と課税業務システム改修委託料が主なものです。

市民課関係では、環境衛生費 30 万円は、共同墓地災害等復旧事業補助金が主なものであります。

委員より、今回の補助金是要綱で定めて交付しているが、条例で定めて補助金交付を行うべきではないか、ほかにも条例や要綱等で補助金交付を定めてあり、一貫性がないので、要綱や条例の整備を進めて交付すべきではないかとの質疑があり、補助金交付については、今現在、条例や要綱で定めているので、今後、整備等については十分検討していきたいとの答弁がありました。

補助金などの交付については、事業ごとに根拠条例を定めて適正な予算執行を行うべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第73号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係について、社会福祉費の社会福祉事務費2,359万9,000円は、平成27年度分の国または県に対する還付金であります。概算払い方式であるため、毎年こうした還付金が生じているとの説明がありました。

臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業は、国の臨時福祉給付金事業に伴い、2億2,154万9,000円を追加するものです。対象となるのは、平成28年度分の住民税が課税されていない方で、約1万3,250人に対して、1人当たり1万5,000円を平成29年度にかけて支給するものであります。

委員より、平成28年度の当初予算で予算化された臨時福祉給付金の受給対象者の一部がまだ支給を受けていないようであり、今回の新たな支給に加えて、受給者に漏れがないよう丁寧な通知が大事ではないかとの意見がありました。

身体障害者福祉費の1,440万円は、自立支援医療費の追加分であります。

委員より、更生医療と育成医療の違いについての質疑があり、更生医療は、18歳以上で心臓や腎臓などに障害をかかえる人が障害程度を軽くしたり、残された機能を回復させたりすることを目的とした手術などを受ける際の支援であり、一方、育成医療は、18歳未満で身体に障害を抱える人が手術などにより確実な治療効果が期待できる場合の支援で、どちらも指定医療機関でかかる医療費の自己負担分に対して助成するものであるとの答弁がありました。

老人福祉費の121万7,000円は、訪問給食サービス事業の追加分であります。

委員より、訪問給食サービスの利用者数について質疑があり、9月末現在、末吉町161人、大隅町213人、財部町68人で、全体として増加しているとの答弁がありました。財部町の利用者が少ないのは、宅配弁当業者が独自のサービスを行っているためであり、大隅町の利用者が多いのは、交通事情の悪いところにひとり暮らしの高齢者が多く、訪問給食でこれまで競合するところがなかったためではないかとの説明がありました。

教育委員会関係について、社会教育総務費の240万7,000円は、曾於市末吉町森田のサンノー食品に隣接した興昌寺跡地の崖が7月の豪雨で崩れたための災害復旧費

であります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

議案第73号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）です。

本案は、台風16号による災害復旧工事が主なものであり、歳入では、思いやりふるさと寄附金3億円などを追加し、歳出では、株式会社伊万里木材市場の森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金を7,835万7,000円、現年発生農地・農業用施設災害復旧費を9億1,193万5,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を6億1,960万円、それぞれ追加するものが主なものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

建設課関係では、台風16号による公園内の倒木処理状況と市道新設工事の工期について質疑があり、公園内の倒木処理は応急分のみ完了しているが、未処理分も残っているので引き続き対応する。市道新設工事については3路線を実施しているが、河原・飛佐線と笠木・かんじん松線の2路線が、平成29年5月末と7月末完成を予定しているとの答弁がありました。

畜産課関係では、畜産競争力強化対策整備事業のクラスター協議会の取り組み主体に個人があるが採択に問題はないのかとの質疑があり、法人化が原則となっており、3年以内に法人化する計画になっているとの答弁がありました。

農林振興課関係では、株式会社伊万里木材市場は市外の業者であり、曾於市産の木材は取り扱いえないはずだが、採択要件はどうなっているのかとの質疑があり、今回の補助事業は県内産の木材を取り扱えることが要件となっており、事業者も曾於市内にあるため採択されたとの答弁でありました。

商工観光化関係では、思いやりふるさと寄附金返礼品の肉の品質検査と、すかいらーくや都営三田線での宣伝効果についての質疑があり、肉質の検証はしていないが、これまで肉質が悪いという声は届いていない。リピーターも多く、1万円コースの人気の高い。宣伝効果についての分析はできないが、寄附金がふえているので一定の効果があつたとの答弁がありました。

耕地課関係では、農道維持補修工事の採択基準についての質疑があり、市が管理する農道で公共性と緊急性が高く、災害に採択されないものを基準に市が工事をするもので、市が管理する農道以外の農道については、原材料の採石や生コン支給に

より地元で補修工事を行っているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

建経委員長に4点ほど質問いたします。前もって連絡してありますので、よろしくをお願いしたいと思います。これは議論を深める意味での連絡であります。

まず、55ページの伊万里木材補助8,735万7,000円でございます。

報告にはありましたが、新たにこれは約4haを財部町側に取得をして、そして、業務一環として行う中での機械等に対する補助であります。

心配されるのが、現地に行ったらすぐわかることではありますが、今後の排水流末処理対策、これは大丈夫かといった心配点であります。この問題について、議論がされて来られたら報告してください。

それから、第2点目、59ページ、クラスター補助5,258万3,000円、これは安倍内閣のもと、前年度から農業法人を対象としての、いわば設備等をはじめとした大規模な補助でございまして、今回5,258万3,000円、このことで本年度、実に4億6,000万円、国が曾於市を通してのいわゆるトンネル補助でございます。

これまでも質疑したことでありますが、あくまでも大きな農業法人が対象であります。TPPが実施されますと、一番被害を、影響を受けるのは一般の農家ですが、一般農家対策のためのこの種の補助は現在のところないわけですが、今後もないのかどうか。なかったら、私としてはやはり議会全体として意見を国に上げる、こうした取り組みも大事じゃないかと思っており、そうした立場からの委員会質疑での報告をしてください。

次に、60ページ、北部畑かんの1億710万円の追加でございます。

これまで一般質問をはじめとして、私は再三取り上げておりますが、これで本年度分が3億5,217万円となります。今後、毎年恐らくこうした多額の一般財源を使う負担金となります。一方では、今回、同じページで、いわゆる南畑かん、県営畑かんについての負担金も出ておりますが、今後のこうした負担金のあり方での財政的な側面を含めての議論がされていたら報告してください。

最後に、64ページと70ページの災害復旧費でございます。

今回、合わせて約15億円、本年度、この分を含めて25億円、近年にない多額の災害復旧費でございます。現地調査は時間的にされていないということですが、委員会では、今回のこの台風災害についての教訓点など、議会サイドから教訓点が

出されていたら報告をしてください。

以上です。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

まず、伊万里木材の支出についての4haの取得についての排水流末処理でございますが、今回は大きな面積を取得されるわけございまして、特に排水が問題になるかと思っております。

そこで、委員会としては調整池についてどうなのかと聞きましたところ、30aの調整池をつくりたいと、そういうことで答弁をいただいております。

続きまして、59ページのクラスター協議会の補助ですけど、委員長報告にもありましたとおり、これまでクラスター協議会の補助は法人化が原則でありまして、法人が補助金をもらっているんですけど、今回、委員会でいうと、質問の中に法人が原則になっているがどうかということで聞いたところが、個人であっても3年以内に法人化するという計画があるのであれば、クラスター協の補助金がもらえるという答弁でありました。

60ページの北部畑かんについての負担金については、委員会では審査は出ていないところでございます。

災害復旧費についての今回の台風16号の教訓はどうなのかということでの質疑でございますが、台風についての工事箇所とか、あるいは工事内容とかちゅうのには委員会でも出ましたけど、これを教訓にして、次の災害に備えるというようなのは出ておりません。ただし、パトロールの強化だけは、災害があったときには引き続きこのパトロールは重視していきたいと、そういった答弁でございました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ、伊万里木材の補助について、委員長の答弁では、調整池を30aほど考えているということでございます。これが1つではないかと思えます。

2つ目、やはりこの4haの取得したところから雨が、集中豪雨等の場合に、例えば小倉から七村に至る市道に流れる、そして、それが結果的に集中豪雨の場合に溢れますと、長期的には、下のいわゆる今別府川に流れかねないというあそこの地形じゃないでしょうか。そういった点で、伊万里木材だけではなくて、市当局にもそのあたりの、排水流末処理のあり方は現状でいいのかどうか。側溝もございませんけれども、そのあたりも今後の課題じゃないかと思えますが、議論されていたらお聞かせください。されていなかったら、今後の方向として一応考えていただきたいと思えます。

以上です。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

執行部当局もこの流末処理については大変危惧しておりまして、伊万里木材のほうに流末についての意見書という形で提出したいということでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第74号 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第16 議案第75号 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

日程第17 議案第76号 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第15、議案第74号、平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから日程第17、議案第76号、平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を

終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第74号、平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、並びに議案第75号、平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、並びに議案第76号、平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

以上3議案について、初めに、国民健康保険特別会計補正予算については、保険給付費の一般被保険者高額療養費7,250万円の増額が主なものであります。

委員より、高額療養費が増額となった要因についての質疑があり、65歳以上の高齢者の骨折、心臓病などの虚血性疾患、肺など呼吸器系の疾患やC型肝炎の患者の増加などが要因であるとの答弁がありました。

保健事業費のミニドック健康診査委託料59万9,000円の増額は、受診者数の増加によるものであります。

委員より、ミニドックの健診内容について質疑があり、特定検診に胃、肺、大腸、前立腺などを加えた検診であるとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算については、納付書変更に伴う後期高齢者システム改修委託料の追加が主なものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算については、納付書修正に伴う介護保険システム改修委託料65万6,000円の追加、地域支援事業費の介護給付等費用適正化事業149万7,000円の減額は、包括支援センターのケアマネージャーの退職に伴う報酬の減額が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第74号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第74号、平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第18 議案第77号 平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第19 議案第78号 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第20 議案第79号 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第18、議案第77号、平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてから日程第20、議案第79号、平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

議案第77号、平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、下水道システム改修委託料の追加が主なもので、歳入では、使用料を14万8,000円追加し、歳出では、公共下水道事業費の下水道総務費を12万5,000円、下水道総務職員給を2万3,000円追加するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号、平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、職員給の追加によるもので、歳入では、繰越金を2万8,000円追加し、歳出では、簡易水道事業費を2万8,000円追加するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第79号、平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について。

本案は、上水道システム変更による委託料の追加が主なもので、手当を30万6,000円、委託料を12万5,000円、それぞれ追加するものが主なものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第77号、平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 1時59分
再開 午後 2時08分
—————・—————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————・—————
日程第21 議案第80号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第22 議案第81号 曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第21、議案第80号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について及び日程第22、議案第81号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正についてまでの以上2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山田義盛）

それでは報告いたします。

議案第80号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について。

本案は、人事院勧告に伴い、本市においても国の給与改定を参考に、特別職の職員及び議会議員の特別給の給与改定を行うものであります。

特別職、議会議員にかかわる期末手当による支給率を特別職の国家公務員に準じて、現行の年間3.10月分を0.1月分引き上げ3.20月分に改めるものです。

討論に入り、賛成討論としては、国の人事院勧告に足並みをそろえることに尊重したい。今回の人事院勧告に従って引き上げていくのが将来の曾於市議会を活性化させ、次の世代に任せるためには、議会に参加しやすいような体質をつくる必要があるのではないかとの意見がありました。

反対討論としては、本市の情勢において、市民感情を考えた場合は、公僕の問題からして、特別職、議会議員にかかわる期末手当の引き上げには賛成できないとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと決定しました。

議案第81号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について。

本案は、人事院勧告に伴い、昨年度に引き続き月例給と特別給の勤勉手当を引き上げることになりました。本市においても、人事院勧告に準じて給与改正を行うものであります。

あわせて、人事院勧告に伴う平成29年4月からの扶養手当の改正や所要の改正を行うものであります。

委員より、人事院勧告による条例等の一部改正だが、今まで人事院勧告に従わなかったことがあるのかとの質疑があり、基本的には人事院勧告のとおり行っているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第80号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。

宮迫勝議員から原案に対し反対の討論通告がありますので発言を許可します。

○5番（宮迫 勝議員）

私は、議案第80号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

私は、基本的には人事院勧告は尊重すべきものと考えています。今回のこの条例の一部改正も、国家公務員に対する人事院勧告にならったものであり、国からの通達により提案されたものと理解しております。

市長、副市長、教育長のハードな勤務からすれば、人事院の勧告どおりにしたいのはやまやまではありますが、私たち議会には、市民の注視があります。富山市議会に端を発した政務活動費について、市民の方が非常に関心を持っています。曾於市議会は、政務活動費の使い道については領収証をちゃんと添えて報告をしています。しかし、まだ市民の理解は十分に得られていないと感じています。

このような中で、人事院勧告とはいえ、期末手当の0.1月分の引き上げは、今の市民の理解を得るのは難しいと思いますので反対といたします。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

原案に賛成の討論はありませんか。

○14番（海野隆平議員）

議案第80号につきまして、賛成討論をいたしますけど、4点ほど理由に上げたいというふうに思っております。

まず第1点であります。

人事院では、全国の企業、自治体を対象にして調査した中で、民間の格差を是正するために提案されております。特に、低賃金、格差のある12県の企業、公務員との給料比較により格差があるということで、国がこの12県の平均給与をもとに国の

給与体系をつくっており、所得、賃金の低い12県の中には、鹿児島県、宮崎県、沖縄県などが含まれており、主に所得賃金の低い県を対象に格差是正をしております。

次に、第2点目ではありますが、曾於市の民間企業の景気動向についてではありますが、確かに業種による格差はありますが、全体的に雇用件数はふえており、新規採用者の給与等も上がっていると聞いております。

曾於市の最近の税収におきましても、ほぼ横ばいか微増であり、税収は変わっておりません。来年の確定申告では、子牛の価格等の高騰により、税収も上がるのではと期待されております。

第3点目ではありますが、今回の提案は、職員の給与とあわせて特別職の期末手当の改定であります。特別職といえども、ほとんどの方が生活給であり、俸給を糧としてされております。

4点目ではありますが、後ほど議員発議により地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案が提出されますが、後続の議員の方々が立候補しやすいように、また、安心して政治活動ができるように提案されるわけですが、このことは条件整備の一環なんです。今回の特別職の給与、期末手当の改定は、0.1%の上げ幅ではありますが、厚生年金と連動するものであります。

次の議員になる人たちのためにも、人事院勧告のとおり、今回の特別職給与改定は必要と考え、賛成討論いたします。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

○1番（岩水 豊議員）

私は、議案第80号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

この条例は、公務員と民間企業との格差を是正する人事院勧告にならい、期末手当を0.1カ月分引き上げる条例であります。

現在、我が曾於市においては、全く逆の民間格差が起きておると私は思っております。そのような中、曾於市の財政状況、特に今年は非常に多くの災害が発生し、復旧費用が甚大であり、また、民間企業の景気動向を考えたとき、この人事院勧告を受け入れ、条例を改定することには反対いたします。

しかし、今後、若い人が議員に立候補できる環境をつくることは必要であり、議員報酬等を含め、抜本的な改革を検討することは必要と考えるものであります。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立少数であります。よって、議案第80号は否決されました。

次に、議案第81号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について討論を行います。

宮迫勝議員から原案に対し賛成の討論通告がありますので発言を許可します。

○5番（宮迫 勝議員）

私は、議案第81号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

先ほども申しましたように、私は人事院勧告は基本的に尊重すべきものと考えています。公務員にはスト権がありません。これを救済するために、給与などの引き上げ等を国に勧告するのが人事院の役目であります。

今までに給与の引き上げや据え置き、または2012年、13年度の国会決議による7.8%の引き下げにも応じてきました。今回も、人事院勧告は尊重すべきだと思います。

したがって、平成28年人事院勧告にならった曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正に賛成いたします。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第82号 平成28年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第23、議案第82号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

本案については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山田義盛）

それでは報告いたします。

議案第82号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について（所管分）。審査における質疑内容と結果について報告いたします。

今回の補正予算（第10号）は、議員及び特別職の期末手当並びに一般職員の給料及び期末手当の改正によるものであります。

審査の過程の中で、議案第80号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正が採決の結果、賛成少数をもって否決されたことにより、補正予算は認めることはできないとの意見もあり、修正案が提出されました。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第82号に対する修正案について採決の結果、配付してある修正案のとおり賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

議案第82号、平成28年度曾於市一般会計補正予算（第10号）（所管分）について。

本案は、台風16号による被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金の追加であり、歳入では、県支出金の経営体育成事業費補助金を4,609万8,000円、歳出では、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金として、農業振興費に382万6,000円、畜産振興費に4,352万2,000円、それぞれ追加するものが主なものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農林振興課関係では、施設修繕の内容についての質疑があり、施設本体再建・修繕10件はハウスのビニール張りかえ、施設付帯設備修繕1件は防風ネットの張りかえであるとの答弁がありました。

畜産課関係では、畜舎等の保険加入状況と旧町の被害件数についての質疑があり、保険未加入施設も補助対象となっているが、補助後は保険加入が原則となっている。被災状況は、畜舎や堆肥舎等の修繕が19件、機械格納庫の修繕が4件の計23件、大隅町6件、末吉町17件であるとの答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案については採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

建経委員長に1点質問をいたします。

ただいまも説明がありましたけども、9ページの経営体育成支援事業費の4,352万2,000円でございます。

これは、説明にもありましたけども、被災ということでもありますから今回の台風等だと思うんですが、畜産農家等に対しての国県を中心とした、一般財源が若干ありますけども、補助でございます。

これはどういった場合に今回のような、急遽といいますか、支援があるのでしょうか。以前もあったかもしれませんが、ちょっと私の記憶にないんです。できれば、こえは前からあったのかどうか、また、どういった内容の補助事業であるのか。内容的にはもちろんいい内容ではあるんですけども、初めてのことでありますので、一応、委員会審議を通してわかっていたらお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

ただいまの質疑ですけど、委員会では、これまでこういうのがあったのかというふうな質疑は出ませんでした。

また、内容等についても、先ほど報告しましたとおり、ビニールの張りかえとか、

あるいは畜舎等の修繕費、そういったのが出ただけでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

なぜそういったことをいうかといいますと、いい制度は新しくできた事業を含め、どんどん活用すべきだと思うんです。

今回の台風では、相当な被害が出ておりますので、はっきりいって漏れがあるんじゃないかと、一般論的な考え方から見て心配いたしております。

ですから、通常の災害の場合は、精いっぱい、査定が行われていないところを含めて、一応、9号補正で提案がされましたけども、今回提案されているこの経営体育成事業は、そうした、いわば対象となる間口、どこまでができるのか、今後の追加分を含めてもっと議論が必要じゃなかったかと思っておりますので、議論をされていたらお聞かせを願いたい、議論をされていなかったら、当委員会のほうで今後深めていただきたいと思っております。

以上です。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

そこまで深い議論はしておりません。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

修正案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本案に対する総務常任委員長の報告は修正であります。また、建設経済常任委員長の報告は可決であります。

まず、総務常任委員会の修正案について、起立によって採決いたします。総務常任委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、総務常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

————— . ——— . —————

日程第24 議案第83号 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第25 議案第84号 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第26 議案第85号 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第86号 平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第28 議案第87号 平成28年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第29 議案第88号 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第30 議案第89号 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第24、議案第83号、平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)についてから日程第30、議案第89号、平成28年度曾於市水道事業会計補正予算(第4号)についてまでの以上7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案7件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

御異議なしと認めます。よって、議案7件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第83号、平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原田賢一郎)

起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、平成28年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号、平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第90号 曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第31、議案第90号、曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第31、議案第90号、曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について説明をいたします。

人事院は、平成28年8月8日に、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見申し出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正について勧告を行い、国は、平成28年10月14日の閣議によって改正することが決定され、12月2日にこの法律が交付されました。

このことについては、平成28年12月2日付で総務省自治行政局公務員部長から各都道府県知事宛てに通知され、市は12月7日付で鹿児島県からこの通知を受けたところ です。

この法律は、働きながら育児の介護がしやすい環境整備をさらに進めるためのものであり、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正に準じて、地方公務員の育児休暇等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日から施行されます。

本市においても、国の改正に順次、曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休業の取得可能期間を現行の連続する6カ月から、3回以下の期間に分割して合計6カ月以下で取得できることとし、また、介護休業とは別に、新たに連続する3年の期間内において、介護のために1日につき2時間を超えない範囲で勤務しないことができる制度を設けるものです。

このため、第1条による改正で、曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、第2条による改正で、曾於市職員の育児休暇等に関する条例について、

第3条による改正で、曾於市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例について、第4条による改正で、曾於市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、関連する所要の規定をそれぞれ改めるものであります。

以上、日程第31、議案第90号の説明をいたしましたので、御審議方よりしくお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ質問いたします。

内容的にはもちろんよりよい方向での改善点でありますけれども、やはり、今後一定の工夫改善が必要じゃないかという点も見られるのではないのでしょうか。

質問でありますけれども、上限が2時間で、一応、休みをとったとして、休みをとった時間についての給与補償等は全く見られていないのか、これが第1点であります。

それから、第2点目は、上限が2時間ありますけれども、曾於市の場合は東京などと違って、大体、介護される施設は近距離にありますけれども、しかし、施設に行ってからを含めて、場合によっては2時間をオーバーすることも例外的にあり得ると思うんですが、その場合の取り扱い等はどうか。

以上、2点であります。

○総務課長（永山洋一）

それではお答えいたします。

この介護休暇の場合につきましては、当然、この2時間の場合は、給与が減額されるところでございます。

また、2時間を超える場合ということになりますが、あくまでも条例上は2時間以内となっておりますので、それを越えた分については、当然、年休等の対応になるかと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

現在、高齢化の中で、曾於市職員のこうした考えられる方々が何名ほどおられるか、もし検討していたらお聞かせ願いたいと考えております。

やはり、初めてのことであります。これはやはり今後につなげていくというか、恐らく全国的に、いろんな地域によって事情が異なると思います。どんどんいい方向で、国に対して修正を要請していくことが大事だと思うんです。その点で、我が曾於市の場合は、どれぐらいが対象となっていると考えられるか、一応、検討して

いたら報告してください。

○総務課長（永山洋一）

これまで介護休暇をとった職員が、曾於市誕生以来いないところございまして、それについては、実際はまだ把握はできておりません。

ただ、とりやすくするためには、やはり介護時間制度の申請に伴いまして、給与の取扱いといたしまして、今後、介護時間を承認され、勤務しなかった時間がある場合でも、昇給、勤勉手当において、直ちに不利にならないような取り扱いをそういうこととなっております。これについては、これまでの介護休暇、育児休業等についても、そのような昇給とか、勤勉手当に影響がないようにということで、今度の人事院勧告のほうでされているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第90号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案第90号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第32 発議第5号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第32、発議第5号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○5番（宮迫 勝議員）

発議第5号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日。曾於市議会議長、原田賢一郎殿。

提出者、曾於市議会議員、宮迫勝。

賛成者同上、山田義盛、賛成者同上、岩水豊、賛成者同上、土屋健一、賛成者同上、大川内富男、賛成者同上、海野隆平、賛成者同上、谷口義則。

提案理由、選挙年齢の引き下げに伴い、若者に対して政治への関心を高め、広く議員に立候補しやすいよう、年金制度を時代にふさわしいものにすることや国民の幅広い層からの政治参加、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するように施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。

意見書につきましては、別紙のとおりお目通しください。

以上、御採択くださいますよう、お願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

_____・_____・_____

日程第33 閉会中の継続審査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第33、閉会中の継続審査申出について議題といたします。

総務常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

_____・_____・_____

日程第34 閉会中の継続調査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第34、閉会中の継続調査申出について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

—————・—————

日程第35 議員派遣の件

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第35、議員派遣の件の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第166条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は閉会中の継続審査として議決されたものを除き全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の12月議会におきましては30の議案を提案いたしました。

特に、補正予算の9号、10号は台風16号に関する災害復旧であります。1日も早く市民のための予算を執行していきたいというふうに思います。

また、3つの議案については、承認をいただきませんでした。私たち当局としては、説明不足のところもあったというふうに反省をいたしております。

引き続き市民の暮らしを守るために頑張っていきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上をもちまして、平成28年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

— . — . —

閉会 午後 2 時 5 1 分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 3 号	曾於市税条例等の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 4 号	曾於市国民健康保険税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 3 号	平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 8 0 号	曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について	賛成少数 否 決
議 案 第 8 1 号	曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 2 号	平成28年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について（所管分）	修正可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 5 号	曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について	賛成少数 否 決
議 案 第 6 8 号	指定管理者の指定について（財部交流館）	全会一致 可 決
議 案 第 6 9 号	指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）	全会一致 可 決
議 案 第 7 2 号	指定管理者の指定について（曾於市民プール）	全会一致 可 決
議 案 第 7 3 号	平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 4 号	平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 5 号	平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 6 号	平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 1 号	曾於市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 2 号	曾於市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 6 号	字の区域変更について（大路地区）	全会一致 可 決
議 案 第 6 7 号	字の区域変更について（東迫地区）	全会一致 可 決
議 案 第 7 0 号	指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）	全会一致 可 決
議 案 第 7 1 号	指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）	全会一致 否 決
議 案 第 7 3 号	平成28年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 7 号	平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 8 号	平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 9 号	平成28年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 2 号	平成28年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について（所管分）	全会一致 原案可決

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月22日

鹿児島県曾於市議会

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿
総務大臣	高市 早苗	殿
財務大臣	麻生 太郎	殿
厚生労働大臣	塩崎 恭久	殿